

大蔵省財政史室編

# 昭和財政史

終戦から講和まで

第10巻

国庫制度国庫収支  
物価  
国家公務員給与  
預金部資金・資金運用部資金

東洋経済新報社

## 監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全二五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いていた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経歴的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくては占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものはあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表すものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木 武雄  
安藤 良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

## 凡 例

一、本巻の執筆は、「国庫制度国庫収支」編第一章から第三章第四節までを鈴木武雄、第三章第五節および第四章を高橋誠、「物価」編を塩野谷祐一、「国家公務員給与」編を西川俊作、「預金部資金・資金運用部資金」編を山村勝郎が担当した。

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は「」で補った。

なお、引用資料等の取扱等については、「資料編」解題を参照されたい。

六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（部会員は五十音順）

顧問	舟山 正吉(元大蔵事務次官)	財政部会	宇田川璋仁(横浜国立大学教授)
執筆担当者		加藤 三郎(東京大学教授)	
監修者	鈴木 武雄(元武蔵大学学長・故人)	加藤 睦夫(立命館大学教授)	
監修者	安藤 良雄(東京大学名誉教授)	高橋 誠(法政大学教授)	
一般部会長	成城大学教授	西村紀三郎(駒沢大学教授)	
財政部会長	江見 康一(一橋大学教授)	林 健久(東京大学教授)	
金融部会長	中村 隆英(東京大学教授)	山村 勝郎(金沢大学教授)	
幹事	原 朗(東京大学助教授)	伊牟田敏充(法政大学教授)	
一般部会	犬田 章(東洋大学教授)	塩野谷祐一(一橋大学教授)	
"	秦 郁彦(元大蔵事務官)	志村 嘉一(専修大学教授)	
"	原 朗(東京大学助教授)	西川 俊作(慶応大学教授)	
"	藤村 幸雄(同志社大学教授)	原 司郎(横浜市立大学教授)	
"	三和 良一(青山学院大学教授)	財政部会	大森とく子(大蔵事務官)
財政部会	石 弘光(一橋大学教授)		
"	植松 守雄(元大蔵事務官)		
"	一橋大学講師		

目次

監修のことば  
凡例

国庫制度国庫収支

第一章 戦後における国庫制度の改正……………三

第一節 国庫制度とその機構……………三

一 国庫制度と国庫金……………三

二 金庫制度と預金制度……………七

第二節 終戦直後における戦時中の国庫制度の整理……………一〇

一 戦時中の国庫制度……………一〇

二 「会計法戦時特例」および「会計規則等戦時特例」の廃止と「会計規則臨時特例」の制定……………一三

第三節 新国庫制度の制定……………一六

一 新国庫制度制定までの経緯……………一六

二 「財政法」の制定……………二一

三 新「会計法」の制定……………二九

四 「予算決算及び会計令」の制定……………三七

五 国庫制度関連大蔵省令の改正……………四〇

第四節 新国庫制度実施以後における国庫制度の改正……………四四

第二章 国庫収支と国庫金(財政資金)対民間収支……………四九

第一節 国庫収支……………四九

一 国庫金と財政資金……………四九

二 国庫収支の種類……………五三

第二節 国庫金(財政資金)対民間収支とその揚超または散超……………五五

一 国庫金(財政資金)対民間収支……………五五

二 国庫金(財政資金)対民間収支の揚超と散超……………五五

(1) 予算上……………五六

(2) 予算外または予算執行上……………五七

三 国庫金(財政資金)対民間収支と金融の繁閑……………五九

第三章 戦後インフレーション期における国庫収支……………六一

第一節 戦時下の財政運営と国庫収支……………六一

一 戦時下の財政運営……………六一

二 戦時中の国庫金対民間収支……………六四

第二節 昭和二〇年度終戦後の財政運営と国庫収支……………六六

一 昭和二〇年度終戦後の財政運営……………六六

二 昭和二〇年度終戦後の国庫収支……………六六

第三節 昭和二一年度の財政運営と国庫収支……………六八

一 昭和二一年度の財政運営……………六八

二 昭和二一年度の国庫収支……………七二

第四節 昭和二二年度における財政運営と国庫収支……………一〇一

一 昭和二二年度の財政運営……………一〇一

二 昭和二二年度の国庫収支……………一一六

第五節 昭和二三年度における財政運営と国庫収支……………一二三

- 一 昭和二三年度の財政運営……………三二
- 二 昭和二三年度の国庫収支……………三〇

第四章 ドッジ安定から講和までの時期における国庫収支……………三七

- 第一節 昭和二四年度における財政運営と国庫収支……………三七
  - 一 昭和二四年度の財政運営の動向……………三七
  - 二 昭和二四年度の国庫収支……………三九
  - 三 主要会計の収支分析……………三〇
    - (1) 一般会計総収支……………三〇
    - (2) 特別会計等の収支……………三二
    - (3) 国庫金収支の総括……………三五

第二節 昭和二五年度における財政運営と国庫収支……………三六

- 一 昭和二五年度における財政運営……………三六
- 二 昭和二五年度の国庫収支……………三六
- 三 主要会計の収支分析……………三六
  - (1) 一般会計総収支……………三六
  - (2) 特別会計等(外為会計を除く)の収支……………三七
  - (3) 外国為替特別会計の収支……………三七
  - (4) 昭和二五年度の収支総括……………三七

第三節 昭和二六年度における財政運営と国庫収支……………三五

- 一 昭和二六年度における財政運営……………三五
- 二 昭和二六年度の国庫収支……………三三
- 三 主要会計の収支分析……………三〇
  - (1) 一般会計総収支……………三〇
  - (2) 特別会計等(外為関係を除く)の収支……………三二
  - (3) 外国為替資金の収支……………三七
  - (4) 国庫金収支総括……………三九

物 価

第一章 物価統制の再出発……………一〇四

第一節 戦前・戦時の物価統制……………一〇四

- 一 物価統制のタイプ……………一〇四
- 二 戦前・戦時の物価統制の推移……………一〇六
- 三 終戦前夜……………一一〇



第二節 終戦直後の模索……………二二三

一 戦時物価統制の変更方針……………二二三

二 統制撤廃と司令部の見解……………二二三

三 価格補助金の整理問題……………二二三

第三節 基本方針の確立……………二二三

一 戦後通貨対策委員会……………二二三

二 大蔵省物価部の設置……………二二三

三 「戦後物価対策基本要綱」……………二二三

第二章 新価格体系と経済統制……………二二七

第一節 昭和二十二年三月価格体系……………二二七

一 作業方針……………二二七

二 重要物資の価格……………二二七

(1) 食糧品……………二二七

(2) 石炭……………二二七

(3) 賃金……………二二七

(4) 一般物資……………二二七

三 物価安定のマクロ的予測……………二二七

第二節 物価統制の諸側面……………二二七

一 「物価統制令」の概要……………二二七

(1) 価格の直接統制……………二二七

(2) 価格の間接統制……………二二七

(3) 物価安定資金……………二二七

(4) 物価安定委員会と物価監視委員……………二二七

(5) 罰則……………二二七

(6) 物価統制関係法規……………二二七

(7) 賃金統制……………二二七

二 日用品と生鮮食料品……………二二七

三 経済安定本部と物価庁の設置……………二二七

四 司令部の見解……………二二七

五 物価行政の運営……………二二七

第三節 物資統制機構の变革……………二二七

一 戦時機構の遺産……………二二七

二 「戦後産業臨時措置令案」の構想……………二二七

三 「臨時物資需給調整法」……………二二七

四 割当配給統制の方式……………二二七

- (1) 生産資材の割当……………108
- (2) 生活物資の配給……………109
- (3) 重要資材の使用制限……………109
- (4) 指定生産資材の在庫調整……………109
- (5) 建築および設備の制限……………109
- (6) 不急品製造禁止……………109
- 五 公 団……………109

### 第三章 経済緊急対策と価格体系の改訂……………115

#### 第一節 総合的対策への道……………115

- 一 経済安定本部以後……………115
- 二 政策論への理論的視点……………110
- 三 政治的空白期……………113
- 四 経済緊急対策……………113

#### 第二節 昭和二十二年七月価格体系……………115

- 一 価格改訂の主要問題……………115
- 二 価格算定の方式……………116
- 三 安定帯と価格差補給金……………116
- 四 物価と一八〇〇円賃金……………116

- (1) 業種別平均賃金の算定……………110
- (2) 賃金を基礎とした価格の算定……………113
- (3) 賃金の生計費的基礎……………115

### 第四章 中長期経済展望と価格体系の補正……………117

#### 第一節 昭和二十二年七月から二十三年六月まで……………117

- 一 物価の動向……………117
- 二 政策論の視野拡大……………117
- 三 片山内閣の瓦解……………117
- 四 価格体系維持の施策……………117

#### 第二節 経済復興計画と中間安定計画……………118

- 一 経済復興計画の「第一次試案」……………118
- 二 「基本方針」の策定……………118
- 三 中間安定計画の構想……………118
- 四 インフレーション収束をめぐる議論……………101

#### 第三節 物価統制の支柱を求めて……………118

- 一 援助への依存……………118
- 二 賃金安定計画の要請……………116

三 経済安定十原則……………四二

第四節 昭和二三年六月価格体系……………三七

一 価格補正の方式……………三七

(1) 価格決定作業の順序……………三二

(2) 原価計算資料の徴求……………三二

(3) 基準価格の算定……………三三

(4) 利潤について……………三三

(5) 価格決定の順序……………三七

(6) 総合判断……………三七

二 費用項目の算定方法……………三九

(1) 賃金の算定……………三九

(2) 法定福利費の算定……………三九

(3) 減価償却費の算定……………三三

(4) 金利の算入……………三九

(5) 公団費用の算入……………三九

(6) 原価に算入すべきでない費目……………四〇

三 三七〇〇円賃金と生計費……………四四

四 価格改訂と価格補給金……………四七

### 第五章 ドッジ・ライン下の価格政策……………五三

第一節 安定化政策の胎動……………五三

一 司令部の接近……………五三

二 日本側の対応……………五三

三 安定化の推移……………五六

第二節 安定化の政策体系……………五七

一 「経済安定九原則」への対応……………五七

(1) 司令部側の対応……………五七

(2) 日本側の対応……………五七

二 単一為替レートの効果分析……………五六

(1) 「K 作 業」……………五九

(2) ヤング使節団の予測……………五九

(3) 「R 作 業」……………五九

三 安定と復興……………六六

四 ドッジ・ラインの理論構造……………六〇

第三節 価格政策の転換……………五二

一 価格体系調整の方針……………五二

二 昭和二四年四月価格体系……………五三

三 価格補給金制度の变革……………五八

第六章 統制撤廃の過程……………五三三

第一節 補給金削減問題……………五三三

- 一 補給金撤廃の効果分析……………五三三
- 二 補給金問題の変貌……………五三九
- 三 削減の過程……………五四三
- 四 物価の動向……………五七七

第二節 朝鮮戦争前夜まで……………五五一

- 一 民間貿易への移行……………五五一
- 二 資産再評価と価格差益金……………五五四
- 三 統制撤廃の推移概観……………五五八

第三節 朝鮮戦争の衝撃……………五六一

- 一 物価への影響……………五六一
- 二 統制撤廃過程への影響……………五六五
- 三 日米経済協力と新経済政策……………五六八
- 四 統制の終焉に向かって……………五七三
- (1) 物資統制……………五七三

- (2) 物価統制……………五七六
- (3) 主要食糧の統制撤廃……………五七七
- (4) 統制機構の解体……………五八一

総括 物価水準の変動概観……………五六四

国家公務員給与

第一章 終戦から昭和二二年六月まで……………五九五

第二章 給与改訂の足どり——昭和二二年七月から二二年末まで……………六〇一

第一節 給与局と職階制……………六〇一

- 一 給与局の設置……………六〇七
- 二 職階制導入の契機……………六〇八

第二節 昭和二二年七月給与改訂と官庁給与の実態……………六一七

- 一 給与改訂と諸手当の整理……………六一七
- 二 昭和二二年七月の給与実態調査……………六二二

第三節 二・一ゼネスト前後……………六三三

- 一 ゼネスト前夜……………六三六
- 二 ゼネストの善後措置……………六三九
- 三 官公職員待遇改善準備委員会と一六〇〇円水準……………六三〇
- 第四節 一八〇〇円水準と生活補給金……………六三七
- 一 一八〇〇円水準と一時手当の支給……………六三七
- 二 中労委裁定と生活補給金二・八カ月分支給……………六四三

### 第三章 「新給与実施法」と職階制の導入

—昭和二三年一月から二四年六月まで—……………六三七

#### 第一節 二九二〇円ベースと「新給与実施法」の成立……………六三七

- 一 臨時給与委員会報告書……………六五七
- 二 二九二〇円ベースの受諾……………六六三
- 三 「新給与実施法」の成立……………六六六

#### 第二節 三七九一元ベースと政令二〇一号……………六七五

- 一 五二〇〇円ベース要求と三七九一元ベースの実施……………六七五
- 二 労組の夏期攻勢と政令二〇一号……………六七八

#### 第三節 六三〇七円ベースと職階制……………六八一

- 一 六三〇七円ベースとその修正……………六八一
- 二 改正「新給与実施法」の施行……………六八五
- 三 給与局の廃止と職階制……………六八八

## 預金部資金・資金運用部資金

### 序章 資金総説……………六九七

- 一 資金の設置規定……………六九七
- 二 資金の種類と経理……………六九八
- 三 各種資金の制度概要……………七〇一
  - (1) 国債整理基金……………七〇六
  - (2) 造幣局資金・補助貨幣回収準備資金……………七〇七
  - (3) 金 資 金……………七〇九
  - (4) 緊要物資輸入基金……………七二二
  - (5) 大学及び学校資金……………七二三
  - (6) 特別調達資金……………七二四
  - (7) 国有鉄道・通信事業調整資金……………七二五
  - (8) 事業特別会計決算剰余積立金……………七二五

第一章 終戦直後の預金部

第一節 戦時期の預金部資金……………七二九

第二節 終戦直後の資金運用と司令部による運用制限……………七二七

一 昭和二〇年度資金運用計画と終戦直後の計画変更……………七二七

(1) 二〇年度当初計画……………七二七

(2) 終戦直後の計画変更……………七二九

二 預金部資金の運用制限に関する司令部覚書……………七三〇

三 資金運用計画の追加変更……………七三三

四 昭和二〇年度資金運用実績……………七三三

(1) 長期資金運用実績……………七三三

(2) 短期資金の運用……………七三二

(3) 月別運用状況……………七三〇

第二章 占領初期の預金部

第一節 昭和二一年度の資金運用……………七三三

一 郵便貯金の減少……………七三三

二 資金運用計画の策定……………七三三

第二節 昭和二二年度の資金運用

三 運用実績……………七三六

一 資金運用計画……………七四〇

(1) 計画策定の延期……………七五〇

(2) 資金運用計画の策定……………七五〇

(3) 運用計画の追加変更……………七五三

二 資金運用実績……………七五三

三 地方資金の融通計画と配分方法……………七五三

四 地方資金融通利率の引上……………七六一

第三節 昭和二三年度の資金運用

一 資金運用計画……………七六四

(1) 上半期資金運用計画……………七六六

(2) 第三・四半期資金運用計画……………七六八

(3) 第四・四半期資金運用計画……………七七〇

(4) 資金運用計画の年度末追加計画……………七七二

二 資金運用実績……………七七三

三 地方債消化対策……………七七四

(1) 地方団体中央金庫構想と預金部資金強化案……………七七四

(2) 二三年度地方債起債枠と預金部の特別地方資金設置案……………七七七

- (3) 二三年度の地方債消化……………七九
- 四 地方資金融通条件の変更……………七八〇
- 五 昭和二三年度の短期資金運用と運用方針に関する委員会決議の改訂……………七八一
- 六 戦時債券買取制度の拡充……………七八三

### 第三章 預金部の特別損失処理と特別会計の経理改善……………七八七

#### 第一節 預金部の特別損失処理……………七八七

- 一 損失特別処理の方法……………七八八
- 二 郵便貯金の第二封鎖預金処理問題……………七九一
- 三 預金部損失の最終処理……………七九三

#### 第二節 預金部特別会計の経理改善……………七九九

- 一 預金部特別会計の収支悪化……………七九九
- 二 昭和二二年度における赤字補填と経理改善対策……………八〇三
- 三 昭和二三年度における赤字補填と経理改善対策……………八〇五
- 三 昭和二四年度以降の預金部特別会計……………八〇九

### 第四章 ドッジ・ライン下の預金部……………八一一

#### 第一節 昭和二四年度の資金運用……………八一一

- 一 「預金部経済資金」をめぐる司令部との折衝……………八一一
- (1) ドッジ安定計画と預金部資金……………八一一
- (2) 預金部経済資金運用案と司令部の対応……………八二三
- 二 資金運用計画および実績……………八三三
- (1) 第一・四半期資金運用計画……………八三三
- (2) 上半期資金運用計画……………八三四
- (3) 年間資金運用計画……………八三五
- (4) 年間運用計画の改訂……………八三六
- (5) 二四年度運用実績……………八三七
- 三 地方資金融資の諸問題……………八三七
- (1) 当初方針と融資要綱……………八三七
- (2) 災害復旧資金融資と起債枠の拡大……………八三九
- (3) 地方資金の融通条件の緩和……………八三六
- 四 預金部資金の公団融資……………八三六
- 五 預金部資金の市中預託……………八四〇
- (1) 金融機関への定期預託金と預け金……………八四〇
- (2) 公団等の滞貨処理のための市中預託の拡大……………八四四
- 第二節 昭和二五年度の資金運用……………八五〇
- 一 預金部資金による産業資金供給問題……………八五〇
- (1) 債務償還政策と資金運用計画……………八五〇
- (2) 資金運用計画案の再提出……………八五三

- (3) 朝鮮動乱後の資金運用方針……………八七七
- 二 資金運用計画と運用実績……………八八一
  - (1) 当初暫定計画とその一部改訂……………八八三
  - (2) ドッジ交渉と二五年度計画の確定……………八八四
  - (3) 運用実績……………八八七
- 三 金融債への運用開始……………八八八
- 四 地方資金の諸問題……………八七〇
  - (1) 地方財源補填のための短期融通……………八七〇
  - (2) 起債枠の拡大と公募既発債の肩代り……………八七〇
  - (3) 融資条件の緩和……………八七一

第五章 預金部から資金運用部へ……………八七五

第一節 預金部の資金運用部への改組……………八七五

- 一 預金部改組に関するドッジ提案……………八七五
- 二 「資金運用部資金法」の成立……………八八二
  - (1) 制定の経過……………八八二
  - (2) 資金運用部制度の特色……………八八三
- 三 簡易保険・郵便年金の独立運用問題……………八八七
  - (1) 終戦までのとりきめ……………八八七
  - (2) 戦後における独立運用再開への運動……………八八九

第二節 昭和二六年度の資金運用……………八九五

- 一 資金運用計画と運用実績……………八九五
  - (1) 当初計画……………八九五
  - (2) 第一次改訂計画……………八九八
  - (3) 第二次改訂計画……………八九九
  - (4) 第三次改訂計画……………九〇〇
  - (5) 運用実績……………九〇一
- 二 資金融通条件……………九〇二
- 三 金融債への運用……………九〇三
- 四 短期資金の運用……………九〇四
  - (1) 短期運用に関する「決議」の決定……………九〇四
  - (2) 短期資金運用実績……………九〇六

付属資料……………九〇九



統計表・目次

国庫制度国庫収支

〈表〉

表 3-1	国債消化率(昭和十二年七月—二十年八月)……………	三
表 3-2	戦時中の日本銀行券発行高……………	六
表 3-3	戦時中の政府資金散布・市中資金引揚と銀行券増減……………	六
表 3-4	臨時軍事費対民間収支実績(昭和二十年四月以降)……………	七
表 3-5	昭和二十年年度予算成立経過および予算・決算比較……………	七
表 3-6	政府資金(現金)収支および当座預金残高(昭和二十年八月—二十一年三月)……………	七
表 3-7	昭和二十年年度政府当座預金対民間収支……………	七
表 3-8	日本銀行券経路別発行状況……………	七
表 3-9	金融機関の貸出および預金高……………	八
表 3-10	終戦直後の日本銀行券発行額……………	八
表 3-11	昭和二十一年度予算成立経過……………	八
表 3-12	一般会計最終予算歳出内容別(昭和二十一年度)……………	八
表 3-13	昭和二十一年度一般会計歳入最終予算および決算内訳……………	八
表 3-14	昭和二十一年度財産税等収入金特別会計予算および決算……………	八
表 3-15	昭和二十一年度一般会計および特別会計予算・決算純計……………	九
表 3-16	政府債務在高および年度中増加額(昭和二十年・二十一年度)……………	九
表 3-17	国庫金対民間収支(昭和二十一年度)……………	九
表 3-18	国庫金対日銀収支(昭和二十一年度)……………	九
表 3-19	日銀券発行要因(昭和二十一年度)……………	九
表 3-20	昭和二十一年度における日本銀行勘定……………	九
表 3-21	日本銀行による終戦処理費立替払残高……………	九
表 3-22	日本銀行政府預金推移(昭和二十一年度)……………	九
表 3-23	国庫勘定期末現在高(昭和二十一年度)……………	九
表 3-24	昭和二十一年度予算成立経過……………	九
表 3-25	昭和二十一年度当初予算と昭和二十一年度最終予算の規模(純計)比較……………	一〇
表 3-26	昭和二十一年度一般会計歳入予算・決算内訳……………	一〇
表 3-27	昭和二十一年度一般会計歳出予算重要経費別……………	一〇
表 3-28	昭和二十一年度一般会計および特別会計最終予算・決算純計……………	一〇

表 3-29	政府債務在高および年度中増加額(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-30	国庫金対民間収支(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-31	国庫金対日銀収支(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-32	日銀券発行要因(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-33	日本銀行政府預金受払推移(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-34	国庫勘定期末現在高(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-35	昭和二十一年度予算成立経過……………	一〇
表 3-36	昭和二十一年度当初予算と昭和二十一年度最終予算の規模(純計)比較……………	一〇
表 3-37	昭和二十一年度一般会計歳入予算・決算内訳……………	一〇
表 3-38	昭和二十一年度一般会計歳出予算・決算目的別内訳および二十一年度決算との比較……………	一〇
表 3-39	昭和二十一年度特別会計当初予算赤字額内訳……………	一〇
表 3-40	政府債務在高および年度中増加額(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-41	国庫金対民間収支(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-42	指定預金市中預託実績(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-43	国庫金対日銀収支(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-44	日銀券発行要因(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-45	日本銀行政府預金受払推移(昭和二十一年度)……………	一〇
表 3-46	国庫勘定期末現在高(昭和二十一年度)……………	一〇
表 4-1	昭和二十四年度予算成立経過……………	一六
表 4-2	昭和二十四年度当初予算総合収支対昭和二十一年度比較……………	一六
表 4-3	二三年度比較……………	一六
表 4-4	昭和二十四年度予算における「見える」債務償還費……………	一六
表 4-5	昭和二十四年度一般会計歳出予算重要事項別対前年度比較……………	一六
表 4-6	国庫金対民間収支(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-7	復金償還実績……………	一六
表 4-8	国庫金対日銀収支(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-9	指定預金市中預託実績(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-10	日銀券発行要因(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-11	政府預金期末現在高(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-12	一般会計総収支(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-13	特別会計等総収支(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-14	昭和二十四年度特別会計等対民間収支の対前年度比較……………	一六
表 4-15	見返資金特別会計収支実績(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-16	国庫金収支総括(昭和二十四年度)……………	一六
表 4-17	昭和二十五年年度予算成立経過……………	一六
表 4-18	昭和二十五年年度当初予算総合収支対前年度比較……………	一六
表 4-19	昭和二十五年年度一般会計歳出予算目的別対前年度比較……………	一六
表 4-20	昭和二十五年年度一般会計歳入予算・決算内訳……………	一六
表 4-21	国庫金対民間収支(昭和二十五年年度)……………	一六

表 4-22	国庫金対日銀収支(昭和二五年度).....一三三	表 4-41	日銀券発行要因(昭和二六年度).....一九〇
表 4-23	政府預金期末現在高(昭和二五年度).....一三三	表 4-42	一般会計総収支(昭和二六年度).....一九一
表 4-24	日銀券発行要因(昭和二五年度).....一三三	表 4-43	特別会計等総収支(昭和二六年度・外為会計を除く).....一九二
表 4-25	一般会計総収支(昭和二五年度).....一三三	表 4-44	見返資金特別会計実績(昭和二六年度).....一九三
表 4-26	特別会計等の総収支(昭和二五年度・外為会計を除く).....一三三	表 4-45	資金運用部収支実績(昭和二六年度).....一九四
表 4-27	見返資金収支実績(昭和二五年度).....一三三	表 4-46	外国為替資金特別会計収支実績(昭和二六年度).....一九五
表 4-28	外国為替特別会計収支実績(昭和二五年度).....一三三	表 4-47	国庫金収支総括(昭和二六年度).....一九六
表 4-29	国庫金収支総括(昭和二五年度).....一三三		
表 4-30	昭和二六年度予算成立経過.....一三六		
表 4-31	昭和二六年度当初予算全収支対前年度最終予算比較.....一三七		
表 4-32	昭和二六年度一般会計歳出予算目的別対前年度比較.....一三七		
表 4-33	昭和二六年度一般会計中出資および投資関係経費対前年度比較.....一三七		
表 4-34	昭和二六年度一般会計歳入予算・決算内訳.....一三八		
表 4-35	政府債務および復金償還先別償還実績.....一三八		
表 4-36	政府および政府関係機関債務在高および増減(昭和二四―二六年度).....一三八		
表 4-37	国庫金対民間収支(昭和二六年度).....一三八		
表 4-38	国庫金対日銀収支(昭和二六年度).....一三八		
表 4-39	政府預金期末現在高(昭和二六年度).....一三八		
表 4-40	指定預金市中預託実績(昭和二六年度).....一三八		

物 価

表 1-1	価格調整補給金推移(昭和一六―二二年度).....二二〇
表 2-1	米の平常生産費推定.....二二七
表 2-2	石炭トン当り生産費の推定.....二二九
表 2-3	標準生活費の推計(一カ月).....二三〇
表 2-4	基準賃金(日収).....二六一
表 2-5	平均賃金(日収).....二六二
表 2-6	通貨および国民所得予測.....二六八
表 2-7	物価安定資金概算.....二七〇
表 3-1	物価指数.....二七五
表 3-2	石炭価格(トン当り円).....二七五
表 3-3	石炭生産費(決定原価)内訳(トン当り円).....二七五
表 3-4	昭和二二年七月価格体系における重要物資の

表 3-5	価格.....二七五	表 4-11	昭和二三年度価格調整補給金支出実績.....二七九
表 3-6	昭和二二年度価格調整補給金支出実績.....二七九	表 5-1	実質賃金の動き.....二八五
表 3-7	暫定業種別平均賃金(昭和二二年七月四日算定).....二八三	表 5-2	物価の動き(昭和二二年三月―二四年三月).....二七〇
表 3-8	価格改訂及び食糧緊急対策の生計費に及ぼす影響.....二八三	表 5-3	輸出品対ドル為替レート別商品表(昭和二四年一月二八日現在).....二八八
表 3-9	一、八〇〇円基準生計費予定支出額調(東京都四・二人世帯).....二八〇	表 5-4	輸出品の価格上昇と採算(K作業).....二九一
表 3-10	一、八〇〇円基準生計費の収支均衡見込.....二八二	表 5-5	輸入商品の価格上昇と採算(K作業).....二九二
表 3-11	昭和二二年の経済水準(昭和九―一一年〇〇).....二八二	表 5-6	物価水準を維持する場合の貿易資金の不足額(R作業).....二九五
表 4-1	日銀券発行残高の増加率(対前月比).....二八六	表 5-7	昭和二四年四月価格体系.....二九六
表 4-2	物価上昇率(対前年同月比).....二八九	表 5-8	価格調整補給金予算および実績(昭和二四年度).....二九八
表 4-3	全国工業平均賃金.....二九三	表 5-9	価格調整補給金の相対的規模.....二九〇
表 4-4	「経済復興計画第一次試案」の主要指標.....二九五	表 6-1	安定帯物資補給金の支給率.....二九三
表 4-5	地域別・年齢別・性別賃金格差.....二九〇	表 6-2	輸入補給金の支給率(二四年度).....二九六
表 4-6	業種別平均賃金.....二九一	表 6-3	昭和二四年五月現在価格対戦前(昭和九―一二年)価格倍率.....二九六
表 4-7	賃金特別措置.....二九三	表 6-4	アメリカの国内価格に対する倍率(昭和二四年五月現在).....二九六
表 4-8	貨幣賃金と実質賃金指数(経済安定本部物価局想定).....二九六	表 6-5	補給金撤廃の影響(コエン作業).....二九七
表 4-9	貨幣賃金と実質賃金(実績).....二九七	表 6-6	補給金撤廃の影響.....二九八
表 4-10	二三年六月価格体系における重要物資の価格.....二九八	表 6-7	安定帯物資補給金単価推移(昭和二四年度以降).....二九九
		表 6-8	価格補給金の支給期間.....二九九

表 6-9 公定価格上昇倍率……………五五七

表 6-10 物価の動き(昭和二十一年三月—二十五年六月)……………五五八

表 6-11 価格差益金納入状況……………五五七

表 6-12 統制(項目数)の推移……………五五八

表 6-13 物価の動き(昭和二十五年六月—二十七年十二月)……………五五九

表 6-14 製造工業成長率……………五五九

表 6-15 日米物価の比較……………五五九

表 6-16 公定卸売物価推移……………五五九

表 6-17 価格統制品目数……………五五九

表 6-18 公定価格の上昇倍率……………五五七

表 6-19 闇価格の増加率……………五五八

表 6-20 実効価格の増加率……………五五八

〔図〕

図 4-1 「経済復興計画第一次試案」の計画と実績……………五六六

図 4-2 価格決定作業の過程……………五六二

図 5-1 「経済復興計画」の計画と実績……………五六四

図 6-1 消費財物価……………五六五

図 6-2 生産財物価……………五六六

国家公務員給与

〈表〉

表 1-1 物価・賃金の上昇(昭和二十一年九月—二十二年一月)……………五九六

表 1-2 官吏(文官)俸給月額……………五九六

表 1-3 政府職員の税引実収月額(昭和二十一年四月)……………六〇三

表 1-4 大蔵省職員家計調査(昭和二十一年五月分)……………六〇四

表 2-1 第一回官庁職員給与実態調査対象人員……………六〇三

表 2-2 官吏・雇傭人別・男女別・年齢別平均基本給(昭和二十一年七月)……………六〇三

表 2-3 成人一日当り最低食糧内訳表(全通)……………六〇四

表 2-4 要求書別紙(一)……………六〇四

表 2-5 中労委調停案別表一……………六〇六

表 2-6 中労委調停案別表二……………六〇九

表 3-1 中労委勧告の内容……………六五〇

表 3-2 人事委員会案・政府案・成立法の給与ベース比較……………六五七

表 3-3 給与ベースの推移(二十一年七月—二十四年六月)……………六五〇

〔図〕

図 2-1 官吏(男女とも)の学歴別・年齢別平均基本給……………六三三

図 2-2 官吏(男女とも)の学歴別・勤続年数別平均基本給……………六三四

預金部資金・資金運用部資金

〈表〉

表 0-1 資金および基金一覧表(昭和二十一年八月—二十二年三月)……………七〇三

表 0-2 政府・日本銀行の金保有高……………七二一

表 0-3 国庫所屬資金の年度末現在高……………七二七

表 1-1 戦時期における預金部の全金融機関に占める地位……………七三〇

表 1-2 戦時期における大蔵省預金部の資産・負債……………七三三

表 1-3 預金部資金目的別運用残高……………七三四

表 1-4 昭和二十年度資金運用当初計画と修正計画……………七三六

表 1-5 預金部資金原資計画・実績額(昭和二十一年度)……………七三六

表 1-6 預金部資金運用計画額・実績額(昭和二十一年度)……………七三六

表 1-7 昭和二十年度長期資金時期別運用実績……………七三七

表 1-8 昭和二十年度特殊銀行会社等への融資内訳……………七三六

表 1-9 預金部資金短期運用実績(昭和二十一年度)……………七三九

表 1-10 預金部資産の対前月増減(昭和二十一年度)……………七四〇

表 2-1 郵便貯金(貯金局預金)増減(昭和二十一年度)……………七四四

表 2-2 預金部資金運用計画額・実績額(昭和二十一年度)……………七四七

表 2-3 郵便貯金(貯金局預金)増減(昭和二十一年度)……………七五三

表 2-4 預金部資金運用計画額・実績額(昭和二十一年度)……………七五三

表 2-5 昭和二十二年地方金融通計画(最終)……………七五七

表 2-6 地方債消化状況(昭和二十二年)……………七六〇

表 2-7 預金部資金運用計画額・実績額(昭和二十二年)……………七六四

表 2-8 郵便貯金(貯金局預金)増減(昭和二十三年度)……………七六九

表 2-9 預金部資金短期運用実績(昭和二十三年度)……………七六三

表 3-1 特別損失補填額試算(昭和二十三年五月二四日)……………七六三

表 3-2 預金部損失特別処理最終処理内訳(昭和二十二年二月二日)……………七六四

表 3-3 預金部運用資産明細(昭和二十二年—二十三年度末)……………七六五

表 3-4 大蔵省預金部特別会計収支……………八〇〇

表 3-5 預金部資金のコストおよび運用利回り(昭和二十一年—二十四年度)……………八〇三

表 4-1 預金部資金運用計画額・実績額(昭和二十四年度)……………八三三

表 4-2 預金部資金の公団融資残高(昭和二十四年度)……………八三九

表 4-3 二十四年末金融機関への預け金予定額(昭和二十四年—二月二日)……………八四四

表 4-4 預金部資金の市中金融機関に対する預け金残高……………八四六

表 4-5 昭和二十五年資金運用計画案(昭和二十五年三月一七日)……………八五三

表 4-6 昭和二十五年資金運用計画案(昭和二十五年七月一四日司令部提出)……………八五七

表 4-7 預金部資金運用計画額・実績額(昭和二十五年)……………八六三

表 4-8 昭和二十五年—二十六年度資金運用計画(ドッジ折衝結果)……………八六六

表 4-9	金融債発行計画(預金部引受予定額(昭和二 五年一月―二六年三月))	八六
表 4-10	昭和二五年度金融債預金部引受計画	八六
表 4-11	地方公共団体に対する短期資金融通利率(昭 和二一年―二五年)	八七
表 5-1	資金運用部資金運用計画額・実績額(昭和二 六年度)	八九
表 5-2	資金運用部資金融通条件(昭和二六年度)	九〇
表 5-3	金融債に対する四半期別運用計画	九〇
表 5-4	金融債引受実績(昭和二五・二六年度)	九三
表 5-5	短期資金運用実績(昭和二四―二六年度)	九四

国庫制度  
国庫收支

## 第一章 戦後における国庫制度の改正

### 第一節 国庫制度とその機構

#### 一 国庫制度と国庫金

国庫制度というのは、国庫金の出納および計理に関する制度のことであって、国の財務制度の一つである。国の財務制度は、予算制度、会計制度、決算制度および会計検査制度から成っているが、国庫制度はこのうち会計制度に属するものであって、会計制度としては、各官庁における国庫金の収入、支出に関する官庁会計の制度のほか、国庫統一の原則により国の現金はすべて国庫で管理されることに伴う国庫の出納、計理の制度があり、この後者が厳密な意味での国庫制度である。

国の会計制度における官庁会計と国庫の出納の二制度はもろん密接な関連があるが、前者は各官庁の個別会計であるのに対し、後者は国のあらゆる現金出納を一元的に取り扱う点において、その範囲、役割等に差異があり、両

者は一応別系統の制度となっている。このように国の現金はすべて国庫で集中管理し、各官庁の会計と別箇の系統で出納計理されるのは、両者の計数を照合することにより、国の会計の厳正を期するためであるとされている。<sup>(1)</sup>

ところで、「国庫」および「国庫金」の意味は次のごとくである。

国は、その財政活動の結果、現金のほか有価証券、物品、不動産などの財産を保有しており、その保管ないし運用を行なう管理者でもある。この管理者としての国を「国庫」というのであって、すなわち国庫というのは、国を財産権の主体として財産的側面からみる場合におけるその法人格を指称するものである。いうまでもなく国の一面を指して国庫というのであって、公権力の主体としての国家とは別の国庫法人が存在するわけではなく、国庫概念はいわば便宜的なものであり、実定法上「国庫」の語に代えて「国」または「国家」としてもよいといわれている。<sup>(2)</sup>したがって、また、通俗的には経済主体としての国をあらわす言葉として一般に用いられる場合も多い。

「国庫金」というのは、右のような意味における国庫に属する現金のことであって、一般会計および特別会計の歳入金および歳出金、各種資金その他の歳入歳出外の現金、資金運用部預託金、公社等預託金、公団預託金、保管金等をいう。このうち公社等預託金および保管金は国が所有する現金ではないが、前者については、公社等の政府関係機関は国に準ずる機関であることから、その国庫への預託金は国庫金として取り扱われることになっており、後者は、国以外の公有または私有の現金を官庁において一時保管するものであることから、その出納を国庫金として計理することになっているのである。この保管金は、国が一般私人等から契約にもとづき債権の担保として徴求した現金と、一般私人等が法令に基づき国に提出した現金とに分けられ、前者を狭義の保管金、後者を供託金とよんでいる。狭義の保管金としては契約保証金、入札保証金等があり、供託金としては弁済供託金、強制執行保証金、議員立候補者供託金等がある。

公社等預託金の公社等は公社、公庫および政府銀行をいうが、本書の対象期間である占領期（終戦より昭和二十七年四月二十八日対日平和条約発効まで）には公社は日本国有鉄道、日本専売公社（いずれも昭和二十四年六月一日設立）および連合国軍人等住宅公社（昭和二十五年一月二十七日付SCAPIN二〇六七により設立、昭和二十七年四月一日解散）の三機関で、日本電信電話公社は平和条約発効後の昭和二十七年八月一日に設立された。公庫は国民金融公庫（昭和二十四年六月一日設立）、住宅金融公庫（昭和二十五年六月五日設立）の二機関のみである。現在（昭和五〇年度）一〇公庫の多数にのぼるその他の八公庫は農林漁業金融公庫（昭和二十八年四月一日設立）、中小企業金融公庫（同年八月二〇日設立）をはじめ、すべて昭和二十八年度以後の設立である。また、政府銀行は、現在と同様、日本輸出入銀行（昭和二十五年一月二十八日「日本輸出入銀行」として設立、翌二十六年二月一日業務開始、二十七年四月一日「日本輸出入銀行」に改組）および日本開発銀行（昭和二十六年四月二〇日設立）の二銀行がすでに発足していた。これら占領期中の公社、公庫、政府銀行のうち国民金融公庫、日本輸出入銀行および日本開発銀行の三機関の余裕金は国庫に預託されないから、上述の公社等預託金には含まれない（ついでながら、占領期以後に設立せられた公庫のうち国庫預託が行なわれないのは、昭和三十二年六月設立の公営企業金融公庫のみである）。したがって、国庫金に含まれる公社等預託金は、占領期昭和二十四年に始まった。

公団預託金については、戦後の統制機関であった公団の業務上の現金は、当初市中金融機関に預入されていたが、昭和二五年八月から大蔵省預金部に預入されることとなり（公団預金）、さらに二六年四月、資金運用部発足に際し、直接国庫に預託されることになった。各種公団は、二六年度中にすべてが清算に入ったので、公団預託金が国庫金中に重要な地位を占めたのは、二六、二七年の間であった（占領期の公団は、昭和三〇年以降あいついで設立せられた現在の公団とは異なる）。

ちなみに、国庫金と類似の用語として「財政資金」および「政府資金」がある。あまり区別なしに用いられている

場合もあるが、その意味・内容は必ずしも同じでない。<sup>(3)</sup>

「財政資金」という場合には、財政をめぐって収入・支出されるすべての資金を指すのであって、上述の国庫金に、政府関係機関のうちさきに述べたように国庫に勘定をもたない国民金融公庫、日本輸出入銀行および日本開発銀行（現在ではこのほか公営企業金融公庫）の資金を加えたものである。したがって財政資金のほう为国庫金よりも範囲が広い。この区別は、後述する国庫収支とくに国庫金対民間収支と財政資金対民間収支との違いに関連する。

次に「政府資金」は、①財政資金とほぼ同じ意味に用いられる場合があるが、②とくに財政資金と区別して用いられる場合もあり、その場合には財政資金よりもより狭い範囲のものを指称する。すなわちこの場合の「政府」は、厳密な意味の国としての政府を意味し、公社・公庫・政府銀行等の政府関係機関を含まないと解すべきであって、そのような意味での政府（国の一般会計および特別会計ならびにその所属「資金」）にかかわる資金を意味する。たとえば財政投融资計画（その作成は占領期直後の昭和二八年度からであるが）の資金計画表における上欄（左欄は運用対象機関）に掲げられる各原資のうち厳密な意味での国の資金とはならない「公募債借入金等」（昭和四八年度以降「政府保証債政府保証借入金」を除いたそれ以外の原資、すなわち現在の資金計画表では産業投資特別会計、資金運用部資金および簡保資金が、財政資金と区別して「政府資金」とよばれているがごとくである（昭和二八年度から三〇年度までは一般会計、昭和二八年度には米国対日援助見返資金、昭和三〇年度から三一年度までは余剰農産物資金の欄があった）。③フローとしての資金とは別に、法律により国が保有しているところの、いわばストックとしての特定の「資金」「基金」とよばれるものもある）を指して「政府資金」という場合もある。既述の資金運用部資金（昭和二六年四月一日以前は預金部資金）、簡保資金、米国対日援助見返資金等のほか、特別調達資金、国債整理基金、外国為替資金、補助貨幣回収準備資金等がそうである。

## 二 金庫制度と預金制度

国庫金の出納・保管の事務を取り扱う制度としては、「金庫制度」と「預金制度」とがあり、金庫制度にはさらに「国有金庫制度」と「委託金庫制度」とがある。<sup>(4)</sup>

国有金庫制度は、国が政府部に国庫金の出納事務を取り扱う機関を設けて、みずから国庫金の出納保管を行なう制度で、わが国においては明治初年から明治二三年三月までこの制度がとられた。本制度の下にあっても、補助的に国庫金の取扱を政府部外の民間等へ委託することもあったが、日本銀行の創立に伴い、明治一六年以降はもっぱら日本銀行を委託機関とし、第一国立銀行等それまでの民間委託機関は委任期間満了をまっけて逐次整理された。

委託金庫制度は、国庫金の出納保管事務を全面的に中央銀行その他の有力な金融機関に委託して行なわしめる制度で、わが国においては旧「会計法」（明治二二年二月一日法律第四号）が制定、施行せられた明治二三年四月から大正一一年三月までこの制度が採られていた。すなわち明治二三年四月「会計法」の施行により、政府はそれまでの政府内部の出納機関であった大蔵省金庫局を廃止して、みずから国庫金を取り扱うことをやめ、日本銀行に国家機関としての性格をもつ金庫を設けて国庫金の出納、保管を全面的に日本銀行に委託することとした。

委託金庫制度においては、東京に中央金庫、地方に本金庫および支金庫が設けられ、中央金庫は日本銀行本店に、本金庫は日本銀行支店に、支金庫は日本銀行代理店におかれ、日本銀行総裁は金庫出納役として国庫金取扱事務の総轄にあたった。出納、保管の目的物は特定物である現金であって、中央・地方の各金庫は金櫃帳簿を備えて、その事務にあたることになっていた。したがってこの制度の下では、金庫の保管現金は、国有金庫制度の場合と同様に、完



全に金融市場から遮断される建前となっていた(もともと、金融市場と信用経済の発達に伴い、この建前はまもなく崩れざるをえなくなり、つぎに述べる「預金制度」への移行を不可避とするにいたった。すなわち、明治二十七年六月実施の法律「国庫金出納一時貸借ニ関スル件」(明治二十七年六月一日法律第一六号)による国庫余剰金の日本銀行預入制度の採用と、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」(大正五年三月七日法律第一〇号)による大正六年一月からの小切手・為替手形をもってする歳入の代用納付制度の導入、ならびに金融界の慣行の黙認による支金庫保管の国庫金の、支金庫引受銀行の営業資金としての流用によって、事実上は金融市場とのつながりを深めていかざるをえなかったのである<sup>(5)</sup>)。

預金制度は、国庫金の出納保管についてとくに国の機関を設けず、中央銀行もしくは他の有力な金融機関に委託し、その取扱に係る現金を国の預金とする制度である。

預金制度は、わが国においては、大正十一年四月、改正「会計法」(大正一〇年四月八日法律第四二号)の施行により委託金庫制度の廃止に伴って導入されたものであるが、国庫金管理の安全、出納の便宜等のほか、財政と金融との円滑な連絡、小切手使用における信用取引の促進等の効果が期待せられ、金庫制度よりも進歩した制度とされている。すなわち、

(一) 金庫制度においては、全国各地の金庫に国庫金の支払準備をおく必要があるが、預金制度では国庫金はすべて日本銀行本店に集中し、そこに国の預金をおけばよいのであって、したがって支払準備金が節約され、資金効率が高まる、

(二) 預金制度においては、国庫金の支払に小切手を使用されるので、金庫制度において使用された支払命令書に比して流通性があり、信用取引の発達を促す、

(三) 国庫金として収納した現金通貨は、金庫制度においては日本銀行の営業資金と区別して保管され、金融市場との

流通が絶たれるが、預金制度においては国庫金の収納と支払は日本銀行政府預金の受入、払出を通じて金融市場と結びつき、マネー・フローないし資金循環にその一環として直接組み込まれる、のである。

預金制度は、戦後も昭和二十二年三月の新「会計法」(昭和二十二年三月三十一日法律第三五号)において受け継がれ、現行制度となっている。同法第三四条は、次のように規定している。

日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取扱わなければならない。

前項の規定により日本銀行において受入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

- (1) 宮嶋治『国庫制度と財政資金』昭和四六年、三一四ページ。
- (2) 杉村章三郎『財政法』(『法律学全集』15)昭和三四年、二二六ページ。
- (3) 鈴木武雄『政府資金と国庫の構造』(『財政金融講座』1)昭和三五年、九七一―一〇四ページ。
- (4) 金庫制度および預金制度の説明は、主として日本銀行調査局『日本銀行の沿革と現状概説』昭和二三年、一〇五―一〇九ページおよび宮嶋治前掲書、四一七ページによる。
- (5) 小山市三「国庫制度の改正私案」(『エコノミスト』昭和三二年五月一日号)、大蔵省『明治大正財政史』第二卷「会計制度」、三五六―七二ページ。

## 第二節 終戦直後における戦時中の国庫制度の整理

### 一 戦時中の国庫制度

戦時中の国庫制度は、その基本規定ともいべき旧「会計法」および「会計規則」(大正十一年一月九日勅令第一号)が戦時特例によってとって代わられた非常態勢であった。そのため、終戦とともにその整備が必要となり、戦後財政史としての国庫制度の歴史は、まずその戦時非常態勢の応急的な整備からはじまる。そこで、そのまゝに戦時中の国庫制度についてその概略を述べておこう。

昭和十二年七月、日華事変の勃発に伴い、同年九月臨時軍事費特別会計の設置など財政の戦時態勢化とともに、国庫制度も戦時的性格を強めてゆき、「会計法」および「会計規則」等の特例の拡大をみるにいった。

まず、日華事変の段階においては、「会計法」および「会計規則」の特例として、「当分ノ内資金前渡、前金払若ハ概算払ヲ為シ又ハ随意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ関スル件」(昭和十二年一〇月九日勅令第五八四号)、「軍ノ需要充足ノ為ノ会計法ノ特例ニ関スル件」(昭和十三年三月二二日法律第一六号)および「昭和十三年法律第十六号ニ依リ前金払又ハ概算払ヲ為シ得ル場合等ニ関スル件」(同月三〇日勅令第一六二号)が制定せられ、軍の需要充足をはかるため、前金払および概算払等のできる範囲が応急的に拡大せられた。

昭和一六年一二月、太平洋戦争への戦局拡大に伴い、政府は、前記の諸特例をさらに拡張のうえ統合して、「会計法戦時特例」(昭和一七年二月一八日法律第一〇号)および「会計規則等戦時特例」(同年四月二七日勅令第四五二号)を制定し、これまで陸海軍の需要充足のために講ぜられていた前金払および概算払を、陸海軍以外の官庁が国防上必要な工事を行なう場合などにも実施することができるよう拡張するとともに、新たに軍需保証手形制度を設け(同年七月)、緊急軍需産業への資金の疏通をはかる措置も実施した。

その後戦局が苛烈化し、本土空襲による被害も増大するにおよび、財政資金の撒布をいっそう容易にすることが必要となってきたので、支出の特例等はますます拡大せられ、経理手続も簡略化された。結局終戦までの間、「会計法戦時特例」は二回、「会計規則等戦時特例」は七回にわたり改正せられ、終戦直前には、「会計法」および「会計規則」等の規定は、戦時特例にとって代わられた観を呈するにいった。<sup>(1)</sup>

また、臨時軍事費特別会計を中心とする戦時財政の急激な膨張とその機能の多様化により、国の会計組織はますます複雑化していった。昭和一八年における政府の行政簡素化実施に伴う一部特別会計の整理統合にもかかわらず、経済統制のための特別会計、官営保険事業のための特別会計等を中心に、特別会計の数はむしろ増加したが、それとともに特別会計法においては、特別会計がその機能を果たすため、会計原則の例外規定が多く設けられていった。<sup>(2)</sup>

戦時中の国庫制度としては、占領地域等外地における特別の制度にも触れておかなければならない。

軍の作戦地域の急速な拡大に伴い、戦略物資の現地調弁など外地における戦費にあてるため、臨時軍事費特別会計借入金として中国および南方地域等特定地域所在金融機関から現地通貨を借り入れて使用することが昭和一八年四月から実施されたが、この現地借入制度の実施に伴い、同年三月、「特定ノ地域ニ関スル支出官事務、歳入徴収官事務、出納官吏事務及日本銀行国庫金取扱ニ関スル特別規程」(昭和一八年三月三十一日大蔵省令第一三三号)が制定され、現地の国庫金取扱店は、現地通貨により国庫金の受払を整理することとなった。このため、日本銀行は、これら受払金を、

「特定地域政府預金受払手続」により、政府預金のなかに「特定通貨当座預金」を設けて整理するとともに、取扱店における手続規定として、「特定地域ニ関スル国庫事務取扱手続」を定めた（昭和一八年四月から実施）。

その後政府は、特定地域における戦時災害による国庫金の喪失に対する措置として、「特定通貨当座預金」のうち大蔵大臣の定める一定額を常時他の現金と区分して保管整理することとし、昭和一九年六月、「日本銀行戦時特別預金取扱規程」（昭和一九年六月一〇日大蔵省令第六八号）を制定した。これに伴い、日本銀行は、政府預金中に「戦時特別預金」を設けて整理するとともに、特定地域所在代理店に寄託されたこれら資金を「代理店特別保管金」として区分整理した。

また、戦時体制に即応して行政全般にわたる機構および事務取扱の簡素化が実施されたが、国庫金および政府有価証券の出納保管等に関する事務の取扱についても、帳簿の記入および計表類の作製の簡略化等しだいに簡素化への道をたどり、「支出官事務規程」、「出納官吏事務規程」、「日本銀行国庫金取扱規程」等の改正が行なわれ、昭和一九年九月には「日本銀行国庫金出納非常取扱手続」が定められた。

このように、国庫事務取扱の非常体制化が進むなかで、戦時予算の膨張、陸海軍部隊の増置、地方分散あるいは軍需産業の勃興に伴う国庫事務取扱量の増加および官庁機構の改変等に応じて、取扱店はしだいに増設され、代理店も、内地代理店、外地代理店ともいちじるしく増設された。また、国税代理店についても、その開設以来、戦時増税の受入窓口として逐次増設をみ、その設置地域は、日本銀行支店および代理店所在地を中心に、中都市から町村にまで拡張された<sup>(3)</sup>。

## 二 「会計法戦時特例」および「会計規則等戦時特例」の廃止と「会計規則臨時特例」の制定

昭和二〇年八月一五日、太平洋戦争の終結によってわが国の戦時体制は終わりを告げたが、平和と民主主義の新しい日本の建設のためには、まず戦時に設けられた諸制度の改廃、整理から出発しなければならぬ。いわば応急的な戦後処理であって、新生日本の恒久的な枠組みとしての新しい諸制度は、その基盤の上に打ち立てられる。そのことは、国庫制度についても例外ではなく、戦後の新しい国庫制度の確立は、「日本国憲法」（昭和二一年一月三日公布、二二年五月三日施行）、「財政法」（昭和二二年三月三十一日法律第三四号、一部は四月一日、他は五月三日施行）とともに、「会計法を改正する法律」（新「会計法」、昭和二二年三月三十一日法律第三五号）および「会計規則を改正する勅令」（「予算決算及び会計令」、昭和二二年四月三〇日勅令第一六五号）をはじめとするその他一連の国庫関係諸法令の全面的改正によってスタートするのであって、それまでは戦時中に設けられた特例的な諸措置の廃止など応急的な整備の段階である。本項はこの段階を対象とするものである。

上述したように、戦時中には旧「会計法」（大正一〇年法律第四二号）および「会計規則」（大正一一年勅令第一号）等の規定は戦時特例にとって代わられた観を呈するにいたったが、終戦後も戦時特例はしばらくそのまま存続した。戦後の昭和二二年四月にいたって「会計規則」の一部が改正せられたが、戦時特例の施行期間中は、この「会計規則」の改正が一回あっただけで、「会計法」および「会計規則」はいわば棚上げの状態にあったのである。

この戦後最初の「会計規則」の改正は、昭和二二年四月二四日公布の「会計規則中改正ノ件」（勅令第二三五号）に

よるものであって、各省大臣の調製した支払予算に対し、新たに大蔵大臣による承認を必要とすること（第一四條）、および大蔵大臣の承認した支払予算を会計検査院および日本銀行へ通知すること（第一六條）を規定したものである（ただし、会計検査院への通知は、附則において、当分のうち省略することができると定められた）。

昭和二年一月一日にいたって、「会計法戦時特例」および「会計規則等戦時特例」は廃止となったが、この廃止とともに「会計法」および「会計規則」の一部がそれぞれ改正され、同時に「会計規則臨時特例」が制定せられた。

「会計法戦時特例廃止等に関する法律」（昭和二年一月二日法律第五八号）は、その第一条において「会計法戦時特例」を廃止すると規定するとともに、第二条において「会計法」の一部改正を規定しているが、それは、「会計法」第一条中の「翌年度ニ亘ル契約」を「国庫ノ負担トナルベキ契約」に改め、第二条但書を削り、第二七条中の「年度内ニ其ノ経費ノ支出ヲ終ラサリシモノ」の下に、「並補助ノ目的タル事業ノ進捗遅延其ノ他避クヘカラサル事故ノ為年度内ニ補助費ノ支出ヲ終ルコト能ハサリシモノ」を加えるとして、「会計法」の一部改正をあわせ規定したものである。

「会計規則等戦時特例」の廃止は、「会計規則の一部を改正する勅令」（昭和二年一月二日勅令第五五七号）の附則によるものであって、「会計規則」の改正は、前記「会計法」の改正により「翌年度ニ亘ル契約」を「国庫ノ負担トナルベキ契約」に改めるほか、会計事務の若干の簡素化、「艦船」を「船舶」に改める等である。

「会計規則臨時特例」（昭和二年一月二日勅令第五五八号）は、連合国軍関係を主とし、あわせて賠償、復員、災害復旧、重要資源開発関係等の経費についての前渡金、前金払、概算払の特例および随意契約によることができる場合を定めたもので、いずれも「当分の間」とされている<sup>(4)</sup>。

なお、会計法および会計規則の細則ともいふべき「支出官事務規程」、「出納官吏事務規程」および「日本銀行国庫金取扱規程」（いずれも大蔵省令）は、戦時中にはしばしば改正されたが、戦後においては昭和二年の国庫制度の全面的改正までは、昭和二年三月、「所得税法」、「国税徴収法施行規則」等の改正による国税の延滞金および所得税の収納取扱方改正に伴い、「日本銀行国庫金取扱規程」に改正が加えられたのみである（昭和二年三月三十一日大蔵省令第三二号）。

このように、終戦直後においては、戦時特例の廃止等戦時中の国庫制度の応急的整理とともに、日本占領の連合国軍進駐による新たな事態や、戦災復旧、復員者・引揚者対策等戦争のあと始末にとりあえず対処するための国庫制度の暫定的な手直しにとどまった。

(1) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一七卷「会計制度」、二二八―六九ページ。

(2) 同前、二六九―七三ページ。

(3) 大蔵省所蔵日本銀行資料による。

(4) 大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第四卷「財政制度」、三七、八四―八六ページ。

### 第三節 新国庫制度の制定

#### 一 新国庫制度制定までの経緯

昭和二十二年七月、司令部からの政府に対する覚書「昭和二十一年度予算案」(昭和二十二年七月二三日SCAPIN-1080)および「昭和二十一年度特別会計予算」(同年七月三日SCAPIN-1093)により、国庫制度改正問題の具体化がその端を發した。<sup>(1)</sup>すなわち、前者の覚書では、次の内容が指示された。

(一) 財政支出の性格や目的が、その機能活動および組織単位ごとに常時的確に反映されるよう財政手続および会計制度を改正すること。

(二) 予算と会計制度の全体を通じて、使用される用語を統一すること。

(三) 毎年度一般会計予算およびすべての特別会計予算を同時に準備し、国会に提出すること。それには、政府全体の財政活動と各会計間の相互関係に関する統一された表示が含まれること。

さらに、後者の覚書において、とくに特別会計予算の簡素化・標準化およびそれらと一般会計予算との調整をはかるなど、国会が政府支出の内容を完全に理解できるように財務会計制度上に必要な改正を行なうよう再び指示があった。ここにおいて政府は、新しい国庫制度を昭和二二会計年度当初から実施することを目途として、直ちにその準備に着手することとなった。

大蔵省は、日本銀行における国庫事務取扱の事情をも考慮のうえ、昭和二十二年一月二日、国庫制度改正の趣旨および要綱につき理財局国庫課試案を作成した。<sup>(2)</sup>この国庫課試案によれば、現行国庫制度は可能な限り国庫金の統一的・効率的運用を行なうとともに、併せて決算制度の一半を担当することを主眼としているが、その反面、次の三つの欠点があるとし、上述の長所を失うことなしにこの三つの欠点を修正することが国庫制度改正の趣旨であるとしている。三つの欠点というのは、

(一) 決算の必要上現金収支と国庫内の整理事務が混合せられ、ために財政と金融の国民経済における関係が国庫金収支に明瞭に反映せられないこと、

(二) 国庫金の効率的運用を期する余り、現実の国庫金収支と財政収支計画が一致せず、財政の計画的実施に支障があること、

(三) 国庫事務全体が複雑難解にして非効率であり、「ビジネスライク」でないこと、の三点である。

日本銀行も、国庫事務取扱機関として、国庫制度改正に関する調査に着手し、昭和二十二年一月一日に同行国庫局案を作成しているが、同案における「改正の趣旨」は、つぎのごとくである。<sup>(3)</sup>

現行国庫制度は、日本銀行が政府の財政上の一機関たる金庫としてその会計整理事務を処理したる従来の金庫制度下における国庫金經理の手續に格段の改変を加ふることなく之を其儘踏襲し日本銀行は現金の移動を伴ふ国庫金受払のみならず国庫内移換取引等単なる政府の会計整理上の必要に基く国庫金の振替収支をも同様政府預金の収支として計上せる為め国庫金の經理は複雑難解にして金融との関連に於ける財政収支の実情を正確に把握すること極めて困難なるを以つて日本銀行に於ける政府預金を一般金融機関に於ける預金取引と同様其の収支は原則として預金の増減を伴ふ取引のみに限定し(原注)以つて国民経済との関連

における財政収支の実情を常時的確に政府預金の収支面に反映せしめ得る如く国庫金の経理を合理的且簡明ならしむることを目的とし併せて国庫金経理に関する諸計数を政府の決算整理乃至会計の事後検査上の必要に止まらず進んで財政の計画的運営上にも之を迅速に活用し得る様経理の能率化をも図り現行国庫制度を改正すること

(原注) 政府の決算整理上の必要に基き現在行はれて居る如き特殊なる国庫事務は要すれば本店に集中し預金の収支とは切離して別途経理すること

すなわち、この両案からも明らかなように、当時の国庫制度は、預金制度ではあるけれども、實質は金庫制度におけると同様の政府会計整理事務を日本銀行がそのまま取り扱い、たんに金庫における保管金制度を預金取引の形に置き替えたにとどまるものであったので、国庫金に関する種々の整理は政府において取り扱い、日本銀行においては現金出納ならびにこれに伴う計理事務のみを取り扱うこととして、預金制度を一般金融機関における預金取引と同様に純然たる預金制度に改めることが眼目であったといふことができる。これによって財政と金融の国民経済における関係が国庫収支に明確に反映せられるとともに、財政の計画的運営のために国庫制度を役立てることが期待された。

右二案の具体的改正要領はここに省略するが、大蔵省は両案を検討のうえ、十一月二五日、理財局案を作成して大蔵省議にかけ、一部を修正して、一月二日、「国庫制度改正要綱」を決定した。それは、次のごとくである。<sup>(4)</sup>

#### 国庫制度改正要綱(昭和二一・二二・二 大蔵省)

##### 第一、改正の趣旨

現行国庫制度は、出来るだけ国庫金の統一的効率的運用を図ると共に、決算乃至会計検査制度の一半を担当すると云ふ、二つの理念を主眼として整備せられて居る。

右の二つの理念は今日の会計制度としても重要性を失ふものではないが、然し単に斯かる性格の国庫制度に依つては、今日

の財政金融運営上の要請たる財政と、国民経済の相互の影響を常に明確に把握するには不十分である。

そこで財政運営の実況を国庫金の現金収支面に常に迅速的確に反映せしめ、国庫の出納整理を単に会計検査乃至決算の基礎作成に機能させるに止まらず進んで財政金融政策の基礎資料を産出する機構自体として機能させるやうに、能率的な平明な国庫制度に改正することを期するものとする。

##### 第二、要領

###### (一) 財政金融運営上の基礎資料の整備

日本銀行本店に於て、常時財政運営上重要な国庫金の費途別の支出実績及種類別収入実績を、純粋な現金の収支実数として迅速に整理し、財政の現況を明確にすることによつて、財政金融の基礎資料の整備に資すること。

###### (二) 現金整理と振替整理を別系統に分離すること。

(イ) 国庫内移換の整理は現金収支の整理と分離して別系統の計算整理となし、国庫の計算組織を現金収支の系統と、現金移動を伴はざる国庫内振替整理の系統の二元的構成となすこと。

(ロ) 右の系統の計算整理の結果を総合したものを作成し、それを決算の基礎資料となすこと。

(ハ) 小切手は原則として現金収支の移動を惹起する場合にその使用を限定し、国庫内移換は振替伝票に依らしめること。

###### (三) 支払元受高制度の改正

支払元受高の制度は特別会計の独立と、決算の確実を期する為会計制度としては存続せしめることとするも、財政収支の実況を迅速に把握する為日本銀行は、支払元受高の整理を行ふ必要なものとする。

###### (四) 支払予算制度の改正

(イ) 支払予算の承認制度を更に発展せしめ、支払予算の本質として新に時間的制約を採り入れ、国庫の資金操作に寄与する機能を備へしめること。

(ロ) 財政金融政策の基礎資料としての使途別支出実績を把握するため日本銀行に於て整理すべき支払予算の内訳について

は、決算の作成及会計検査の実行を阻害しない限度で適宜簡略化を図ること。

- (四) 国庫送金制度の改正  
 国庫業務の能率化を図る為国庫送金制度を改正し、出来る限り一般的な送金方法を採用すること。  
 これが為現在国庫の特別勘定として取扱はれてゐる隔地払資金を日本銀行勘定に移すこと。
- (六) 国庫計算組織の能率化と平明化  
 (イ) 国庫金の迅速的確にして平明な経理を行ふ為、計算科目の整理統合、用語の平明化、書式の改善、報告の簡略化を期すること。

- (ロ) 各会計の整理期間をなるべく統一すること。
- (七) 政府当座預金の支払準備金の限度引上

現在政府当座預金は支払準備金として、一般会計二千万円、預金部三千万円を保有することとせられてゐるが、最近の状況に即応して、これを適当な限度迄引上げること。

備考

鉄道及通信関係の国庫金経理については、その特殊性に鑑み要すれば別途考究すること。

### 第三、措置

- (イ) 本件実施に必要な法制上の改正措置を採るものとする事。
- (ロ) 本改正の実施は明年四月一日より実施を期すること。

(注) 昭和二十一年一月二五日の大蔵省理財局案には、本要綱第二、要領の(七)、として次の一項があつたが、これはその後削除された。

(七) 大蔵省の国庫金出納簿の備付を廃止すること。

現在は制度上国庫金の出納を登記する帳簿は日本銀行と大蔵省に二重に備付けることとせられてゐるが、会計上の現金出納の責任機関たる日本銀行に備付けることで充分であるから、大蔵省のものは廃止すること。

この「国庫制度改正要綱」に基づき、昭和二二会計年度からの改正実施を目的に關係諸法規の改正準備が進められ、二二年三月三一日には「財政法」および改正「会計法」が、さらに四月三〇日には「予算決算及び会計令」が公布された。しかし、下部規定である「日本銀行国庫金取扱規程」、「支出官事務規程」、「出納官吏事務規程」その他省令等一連の規定の成文化が予定どおり進捗せず、このため、前記「財政法」、新「会計法」等基幹法規のうち国庫制度改正に関する条項の施行期日は未定のまま、改正実施日は昭和二二年四月一日という当初の予定から再三にわたって延期せられ、結局一月一日に実施せられた。すなわち大蔵省令による「日本銀行国庫金取扱規程」、「支出官事務規程」および「出納官吏事務規程」は、それぞれ二二年九月二七日付大蔵省令第九三号、第九四号および第九五号をもって全文改正のうえ公布され、その施行期日はいずれも二二年十一月一日と定められた。

これに伴い、日本銀行の国庫事務取扱手続の改正も十一月一日から実施せられた。

## 二 「財政法」の制定

新国庫制度の基幹法ともいふべき「財政法」および新「会計法」は、「日本国憲法」(昭和二十一年一月三日公布、二十二年五月三日施行)の付属法典ともいふべきものであつて、旧憲法の付属法典であつた旧「会計法」に代わるものであるが、旧「会計法」が財政の基本的規定と手続的規定の両者を包含していたのに対して、新憲法下においては、財政の基本的規定は「財政法」に、技術的・手続的規定は新「会計法」に分離されることになった。

「財政法」は、新憲法の施行に並行して施行さるべく昭和二十二年三月三一日公布され、その大部分の規定は同年四月一日ないし五月三日から施行になつたものである。「財政法」は、新憲法の第七章が財政の根本的組織を規定して

いるのに対し、主として財政作用のうち管理作用に関する財務行政の基本的な規定をなしている。

「財政法」の構成は、①新憲法の財政に関する規定を補完する規定、②従来旧「会計法」中に収められた財政処理の基本原則に関する規定、③財政統制に関する規定、④予算民主化に関する規定等より成るが、租税その他国家収入に関する法規、会計検査に関する法規、皇室経済に関する法規その他は、各租税法、「会計検査院法」(昭和二年四月一九日法律第七三号)、「皇室経済法」(昭和二年一月一六日法律第四号)、各特別会計法、「国有財産法」(昭和二年六月三〇日法律第七三号)等別に独立の法規が設けられている。したがって「財政法」は「必ずしも国家財政に関する総合的法典と称することはできない<sup>(5)</sup>」といわれ、また、予算および決算に関する規定以外はきわめて少部分であることから、「その実体からいえば予算決算法の観がある<sup>(6)</sup>」ともいわれている。

要するに、「財政法」は予算決算その他国の財政制度全般に関する基本法であって、国庫制度にも関連があるが、国庫制度それ自体については新「会計法」が基本法といふべきである。「財政法」については、別に本財政史第四巻「財政制度」編において詳述されるから、本編においては「財政法」中とくに国庫制度と関連する部分のみをとりあげることにする。

制定当初の「財政法」においては、第三章「予算」の第三節に「予算の執行」についての規定が設けられた。その主な点は次のごとくである。

(一) 予算の配賦 予算が成立したならば、当然執行に移されなければならない。それは、主として内閣(行政府)の責任においてなされなければならないものである。旧憲法下においては、予算が成立したならば天皇の裁可を経て「公式令」によって公布せられていた<sup>(7)</sup>。そしてこの裁可および公布は、予算を訓令として行政各部に命ずる行為であると解せられていた。新憲法のもとでは、公布されるのは憲法改正、法律、政令および条約のみとなったので、

予算については公布の制度がなくなった。そこで、公布に代わる手段として配賦の制度が設けられることになった。

すなわち、「予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び国庫債務負担行為を配賦する」(財政法第三一条第一項)のであって、この配賦する歳入歳出予算は、歳入にあっては項を目に、歳出にあっては項を目および節に区分する(同条第二項)。なお、大蔵大臣は、予算の配賦があったときは、会計検査院に通知しなければならない。

(二) 予算の目的外使用の禁止と流用 予算の配賦を受けた各省各庁の長は、予算の具体的な執行にあたるわけであるが、歳出予算については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない(第三二条)。すなわち歳出予算の定める各項の金額(いわゆる立法科目)もしくは組織別区分による各部署等の金額を彼此流用することは原則としてできない。但し、予算の執行上必要がある場合には、各省各庁内の部局等の間において、政令の定めるところにより、同一名称の項の金額に限って流用することができる(第三三条第一項)。なお、項以下の目または節(いわゆる行政科目)の経費については、政令の定めるところにより流用することができる(同条第二項)。

以上流用に関する規定は、予算において特別の定めをなした場合にはこれを適用しない(同条第三項)。

なお、流用については、大蔵大臣が会計検査院に通知しなければならない(同条第四項)とともに、流用した経費の金額については、歳入歳出決算においてこれを明らかにし、且つその理由を記載しなければならない(同条第五項)。

(三) 支払または契約等の計画 各省各庁の長は、配賦された予算に基づいて大蔵大臣の定める期間に従い、支出事務職員および契約事務職員ごとに、支出の所要額および国の支出の原因となる契約その他の行為(以下契約等とい



う)の所要額を定め、支払または契約等の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ(第三四条第一項)。

大蔵大臣は、国庫金、歳入および金融の状況ならびに経費の支出状況等を勘案して、さきに定めた期間ごとに、支払または契約等の計画の承認に関する方針を作製し、閣議の決定を経た(同条第二項)のち、その方針に基づいて計画を承認したときは、各省各庁の長および会計検査院に通知するとともに、支払計画はこれを日本銀行に通知しなければならない(同条第三項)。

この支払または契約等の計画に関する第三四条は昭和二年一月二日に施行された(昭和二年一月二〇日政令第二一八号)。

この規定は、後述するように、昭和二四年の改正において支出負担行為の計画およびその認証の制度となるものであるが、「財政法」制定当初のこの規定においても、従来各省各庁の長が各自の計画のもとに歳出予算を執行していたのを、国庫大臣である大蔵大臣による国家資金計画ないし財政資金計画の一環としての総合的観点からの強力な統制のもとに実行せられることがすでに示されているのである。

ちなみに、歳入は、歳入基因である法令に基づいて収納されるのであるから、歳入予算の配賦があつても、これは一応の基準を示すのみで、配賦された予算額だけは収納しなければならないという義務を負うものではない。また、歳入予算の配賦がなくても、歳入基因があり該当事業が発生すれば収納しなければならない場合もあり、この場合には適当な歳入科目を協議設置して収納することになっている。<sup>(8)</sup>これに対して、歳出にあつては、配賦された歳出予算および国庫債務負担行為の金額に制限を受けて、この範囲内においてのみ実行ができるのであり、しかも右に述べた手続と順序とによって国庫大臣である大蔵大臣の統制のもとに実行されるのであつて、無条件に配賦さ

れた予算および国庫債務負担行為を使用しうるのではないのである。

四 予備費の管理、使用 予備費は旧憲法においては「避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ」(旧憲法第六九条)と規定され、予備費の種類を第一予備金(予算の款項に超過した支出を補うため)および第二予備金(款項外の支出に充てるため)の二種とし(旧「会計法」第九条)、これら予備費の支出は「後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」とした(旧憲法第六四条第二項)。新憲法第八七条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」と規定し、「財政法」第二四條はこれを受けて、「予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上しなければならない。」と規定した(旧憲法は「予備費ヲ設クヘシ」として予備費の計上を義務づけたのに対して、新憲法は「……できる」として必ずしもこれを義務づけなかった。ところが、制定当初の「財政法」は、上述のように「計上しなければならない」としていたが、昭和二四年の改正において、新憲法と同様に、「計上することができる」と改められた。現に昭和二四年度予算には予備費は計上せられなかった)。なお、旧憲法および旧「会計法」では、第一予備金および第二予備金の区別を設けたが、新制度の予備費はこの区別を廃して一本とし、予備費制度によりいっそうの弾力性を与えることになった。

予備費は、「大蔵大臣が、これを管理する。」(「財政法」第三五条第一項)のであつて、これは旧「会計規則」と同じ精神である。

予備費は大蔵大臣が管理するものであるから、「各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。」(同条第二項)ので

あつて、「大蔵大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て大蔵大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大蔵大臣が予備費使用書を決定することができる。」(同条第三項)。

この但書の規定によつて、大蔵大臣が自ら予備費の使用書を決定することができる場合は、旧制度の第一予備金に類似する予備費使用であつて、この場合の経費不足は主として他動的原因によつて生じてくるものであるから、他の一般的経費の予備費使用のごとく重要視する必要がなく、したがつて閣議決定を要せず、大蔵大臣限りで処理することとしたのである。<sup>(9)</sup> この「大蔵大臣の指定する経費」は、昭和二年四月二六日閣議決定「予備費の使用方針について」<sup>(10)</sup>で一括して定められ、二四年三月四日の閣議決定で改正された。改正後の経費を掲げれば次のとおりである。<sup>(11)</sup>

- (1) 扶養手当 (2) 死亡賜金 (3) 船員扶助費 (4) 公務災害補償費 (5) 退官退職手当 (6) 政府払込保険料 (7) 賠償及び償還金 (8) 利子及び割引料 (9) 共済組合交付金及び同補助 (10) 義務教育費国庫負担金 (11) 厚生保険給付費負担金 (12) 税務交付金及び専売交付金 (13) 健康保険組合交付金 (14) 保険金、再保険金、保険給付費、保険料還付金及び保険無事戻金 (15) 年金及び恩給 (16) 刑務收容費 (17) 議案類印刷費 (18) 裁判費 (19) 訟務費 (20) 登記諸費 (21) 検察費 (22) 保護收容費

予備費使用書が決定したときは、その使用書に掲げる経費については、「予算の配賦があつたものとみなす。」(「財政法」第三五条第四項)。

予備費使用についての各省各庁の長の調書(予備費使用要求書)作製と大蔵大臣への送付、大蔵大臣の予備費使用書作製とその閣議決定、予備費使用書の決定をもつて予算の配賦があつたものとみなす以上の手続きは、各省各庁の長が「国庫債務負担行為をなす場合に準用する。」(同条第五項)。

「予備費をもつて支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。」(第三六条第二項)。「大蔵大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。」(同条第二項)。「内閣は、前項の総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。」(同条第三項)。「大蔵大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。」(同条第四項)。

以上が制定当初の「財政法」のうち主として国庫制度とくに予算の執行に関する第三章第三節の諸規定であるが、第五章雑則のうちにもこれと関連する規定がある。

その一は、繰越に関する規定である。すなわち、「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」(第四二条本文)。「ただし歳出予算のうち、「繰越について国会の承認を得た経費の金額及び年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰越して使用することができる。」(第四二条但書)。「この繰越を必要とするときは、各省各庁の長は、「繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならない。」(第四三条第一項)。「大蔵大臣の承認があつたときは、これを「予算の配賦があつたものとみなす。」(同条第二項)。「この繰越に関する規定は、その後昭和二七年の「財政法」の一部改正(昭和二七年三月五日法律第四号)によつて継続費および繰越明許費の制度が設けられたのに伴い改正せられたが、趣旨においては変わらない。

その二は、特別の資金に関する規定であつて、「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる。」(第四四条)のである(この規定については、本書六九七—七〇一ページ参照)。

ここにいう「特別の資金」とは、通俗に貨幣または通貨と同義異語的に用いられる資金ということではなく、スト

ック概念としての政府資産の一種である。この「資金」の多くは特別会計において経理されるが、「資金」に属する現金の受払は、原則として歳入歳出予算外であり、したがって「資金」は、「会計」（一般会計および特別会計）とならんで、財政の構成要素をなす経理単位というべきである。歳入歳出予算は、一般会計および特別会計の毎年度の収支に関するものであるが、「資金」に属する現金の収支が、原則として歳入歳出予算外の収支となっていることは、国庫収支（または財政資金対民間収支）の観点からは大いに重視されなければならないのである。

「資金」はとり崩されると減少もしくは消滅するのに対して、運用されている限りにおいては元本は存続するから、「資金」は現金形態ではなくても存続する。このような場合の「資金」の形態は、預金または預託金（但し、日銀政府預金となるものは現金形態とみるべきである）、貸付債権、債券、株式または出資持分、外国通貨および外国為替手形等金融資産の形態をとるが、実物資産の形態をとる場合もある。「資金」に属する現金の収支はフローであり、国庫収支の重要な一環をなすが、ストックとしての「資金」は、国有の財産である。<sup>(12)</sup>

その三は、「各特別会計において必要がある場合には、この法律（「財政法」）の規定と異なる定めをすることができ<sup>(13)</sup>る。」（第四五条）ということである。

各特別会計は、その設置の理由、運営の方法等の相違によって、たとえば予算の編成方法、公債および借入金の制限、一時借入金<sup>(14)</sup>の借入または融通証券の発行、企業特別会計における独立採算制と企業会計経理方式（発生主義、複式簿記等）の採用、予算の形式、予備費の使用、歳出予算の繰越、剰余金等の点において、一般会計とは異なる財政運営を必要とするのは当然であって、そのため各特別会計において、「財政法」とは異なる規定を設けることができるのである。

### 三 新「会計法」の制定

昭和二二年三月三十一日法律第三五号「会計法を改正する法律」をもって、旧「会計法」は全文改正され、新「会計法」の制定となった。旧「会計法」は、財政の基本的規定と手続的規定の両者を包含していたが、新「会計法」は、旧「会計法」から財政の基本的規定を除き、旧「会計規則」の若干部分と新規の規定を加えて、国庫金収入支出等に関する手続規定になった。

新「会計法」に新たに規定された主要事項は次のごとくである。

- (一) 財政法第三四条に規定する「契約等」の債務の負担に関する規定（第一条から第一三条まで）
- (二) 国庫内移換の支出は国庫金振替書によること（第一五条）
- (三) 小切手等の認証制度（第二五条）
- (四) 大蔵大臣の権限の強化（第四六条）

以下、制定当初の新「会計法」の主な規定を概観しておこう。

新「会計法」は、まず第一章「総則」において、一会計年度に属する歳入歳出の出纳に関する事務は「翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。」（第一条第一項）こと、各省各庁の長は、「その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。」（第二条）こと（これを統一国庫主義または収入支出統一の原則という）を定めたのち、第二章「収入」、第三章「支出及び債務の負担」、第四章「契約」、第五章「時効」、第六章「国庫金及び有価証券」、第七章「出納官吏」、第八章「雑則」に分けて規定している。

なお、収入支出および歳入歳出の定義は、「財政法」第二条において、次のように定められている。

すなわち「収入」とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、「支出」とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。そして、右の現金の収納には、他の財産の処分または新たな債務の負担により生ずるものも含み、現金の支払には、他の財産の取得または債務の減少を生ずるものも含むのであって、経常的な現金の収納および支払のみならず、負債勘定の増を伴う公債金の収納、資産勘定の減を伴う政府資産の売却代金の収納および負債勘定の減を伴う公債の償還のための支払、資産勘定の増を伴う政府資産買上げ代金の支払も収入支出に含まれるのである。また、会計間の繰入その他国庫内において行なう移換によるものも収入、支出のなかに含まれる。この収入のすべておよび支出のすべてを一会計年度の収入、支出に区切った場合が歳入、歳出である。

(一) 収入 「租税その他の歳入は、法令の定めるところにより、これを徴収又は収納しなければならない。」(第三条)が、収入事務を司る機関のうち監督的地位にあるものは、大蔵大臣および各省各庁の長である。大蔵大臣は、国庫大臣として歳入の徴収および収納に関する事務の一般を管理し、各省各庁の長は、その所掌の歳入の徴収および収納に関する事務のみを管理する(第四条)。これは、上述した統一国庫主義と関連する。

歳入は、官吏(国会の職員を含む)で法令の定めるところによりこれを徴収する資格を有する者でなければ、これを徴収することができない。この資格を有する官吏を歳入徴収官という(第五条)。歳入徴収官は、租税その他の歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならない(第六条)。歳入の徴収と収納とは区別され、歳入は、出納官吏でなければ、これを収納することができない。ただし、出納官吏が出納員に収納の事務を分掌させ、または日本銀行に収納の事務を取り扱わせる場合はこの限りでない(第七条第一項)。

出納官吏または出納員は、租税その他の歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に払込まなければならない(同条第二項)。歳入の徴収の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。ただし、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる(第八条)。

出納の完結した年度に属する収入その他予算外の収入など過年度収入は、すべて現年度の歳入に組み入れなければならない。但し、支出済みとなった歳出の返納金は、政令の定めるところにより、おのおの支払った歳出の金額に戻入することができる(第九条)。

(二) 債務の負担 各省各庁の長は、その所掌に係る債務の負担および支出に関する事務を管理する(第一〇条)。各省各庁の長が債務の負担すなわち国の支出の原因となる契約その他の行為(契約等)をなすには、法令または予算の定めるところに従わなければならない(第一一条)。各省各庁の長は、配賦された予算に基づいて契約等をなすには、大蔵大臣により承認された契約等の計画に定める金額を超えてはならない(第二一条)。各省各庁の長は、他の官吏に委任して契約等をさせることができる(第一三条)。この第一一条から第一三条までの規定は、新「会計法」に新たに加えられたものである。

(三) 支出 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて、支出しようとするときは、大蔵大臣により承認された支払計画に定める金額を超えてはならない(第一四条)。各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて、支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、または大蔵大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書を日本銀行に交付しなければならない(第一五条)。この国庫内移換の支出は国庫金振替書によるという規定は、新「会計法」の新たな規定である。

各省各庁の長は、債権者のためでない小切手を振り出すことはできないが、次に述べる場合は、主任の官吏

または日本銀行に対し資金を交付することができる(第一六条)。

① 各省各庁の長は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他経費の性質上主任の官吏をして現金支払をなさしめなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、当該官吏をして現金支払をなさしめるため、政令の定めるところにより、必要な資金を交付することができる(第一七条)。なお、これらの経費で政令で定めるものに充てる場合に限り、必要已むを得ないときは、各省各庁の長は、大蔵大臣の承認を経て、会計年度開始前、主任の官吏に対し資金を交付することができる(第一八条第一項)。大蔵大臣は、この承認をしたときは、日本銀行及び会計検査院に通知しなければならない(同条第二項)。

② 大蔵大臣は、日本銀行をして国債の元利払の事務を取り扱わしめるため、必要な資金を日本銀行に交付することができる(第一九条)。

③ 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、現金支払をなさしめるため、通信官署その他の官署の当該官吏をしてその保管に係る歳入金、歳出金または歳入歳出外現金を繰替使用せしめることができるが、この場合歳出金に繰替使用した現金を補填するため、その補填の資金を当該官吏に交付することができる(第二〇条第一項および第二項)。

④ 各省各庁の長は、隔地者に支払をしようとするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、支払をなさしめることができる(第二一条第一項)。この規定は、隔地の出納官吏に対し資金を交付しようとする場合に準用される(同条第二項)。

各省各庁の長は、運賃、備船料、旅費その他経費の性質上前金または概算をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払または概算払をすることができる(第二二条)。

各省各庁の長は、通信官署その他特殊の経理を必要とする官署で政令で定めるものの事務費については、政令の定めるところにより、その全部又は一部を主任の官吏に渡切をもって支給することができる(第二三条)。

各省各庁の長は、他の官吏に委任してその所掌に属する歳出金を支出するため小切手を振り出さしめまたは国庫金振替書を発せしめることができる(第二四条)。

各省各庁の長またはその委任を受けた官吏(支出官)は、政令の定めるところにより、小切手又は国庫金振替書につき大蔵大臣またはその指定する官吏の認証を受けなければならない(第二五条)。この小切手又は国庫金振替書の認証に関する規定は、新「会計法」において新たに設けられたものである。

歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない(第二六条)。これは、歳入の徴収と収納の区別と同様である。

なお、過年度に属する経費は、現年度の歳出の金額からこれを支出しなければならない。但し、予備費使用について大蔵大臣の指定する経費のほか、その経費所属年度の毎項金額中不用となった金額を超過してはならない(第二七条)。

(四) 支払 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであっても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない(第二八条第一項)。日本銀行は、隔地者に支払をするために必要な資金の交付を受けた場合においては、支出官がその資金の交付のために振り出した小切手の振出日付から一年を経過した後は、債権者または出納官吏に対し支払をすることができない(同条第二項)。

(四) 契約 各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付き

なければならぬ。但し、各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、大蔵大臣に協議して、指名競争に付しまたは随意契約にすることができる(第二九条)。

(六) 時効 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に關し他の法律に規定がないものは、五年間これを行なわな  
いときは、時効により消滅する。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする  
(第三〇条)。時効の中断、停止等についての説明は省略する。

(七) 国庫金および有価証券 各省各庁の長は、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有または私有の現金ま  
たは有価証券を保管することができない(第三三条)。

日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。日本銀行において受  
け入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする(第三四条第一項および第二項)。

国は、その所有または保管に係る有価証券の取扱を日本銀行に命ずることができる(第三五条)。

日本銀行は、その取り扱った国庫金の出納、国債の発行による収入金の収支、国債の元利払事務の取扱のため大  
蔵大臣より交付を受けた資金の収支、隔地者に対する支払のために各省各庁の長より交付を受けた資金の収支およ  
び有価証券の受払に關して、会計検査院の検査を受けなければならない(第三六条)。

日本銀行が、国のために取り扱う現金または有価証券の出納保管に關し、国に損害を与えた場合の日本銀行の賠  
償責任については、「民法」および「商法」が適用される(第三七条)。

(八) 出納官吏 出納官吏とは、現金または物品の出納保管を所掌する官吏をいうのであって、出納官吏は、法令の  
定めるところにより、現金または物品を出納保管しなければならない(第三八条)。

出納官吏は、各省各庁の長またはその委任を受けた官吏によって命ぜられ、必要がある場合には出納官吏の事務

の全部を代理する代理出納官吏またはその事務の一部を分掌する分掌出納官吏が各省各庁の長またはその委任を受  
けた官吏によって命ぜられる(第三九条第一項および第二項)。出納官吏、代理出納官吏、分任出納官吏のほか、各省  
各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、各省各庁の事務員を出納員に命じ、こ  
れに現金または物品の出納保管を分掌せしめることができる(第四〇条第一項および第二項)。

出納官吏がその保管に係る現金または物品を亡失毀損したときは、各省各庁の長は、遅滞なく、これを大蔵大臣  
および会計検査院に通知しなければならない。また、この場合において、出納官吏が、善良な管理者の注意を怠っ  
たときは、弁償の責を免れることができない。代理出納官吏、分任出納官吏および出納員は、その行為について、  
自らその責に任ずる。出納官吏に關する規定は、出納員についてこれを準用する(第四一条〜第四五条)。

(九) 雑則 大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、各省各庁に対して、収支の実績もしくは見込について報  
告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行ない、または必要に応じ、閣議の決定を経て、予算の執行につい  
て必要な指示をなすことができる(第四六条第一項)。また、大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、自らま  
たは各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者(補助金の終局の受領者  
を含む)または調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査しまたは報告を徴することができる  
(同条第二項)。この大蔵大臣の権限強化に關する規定は、新「会計法」において設けられたものである。

大蔵省、歳入徴収官、各省各庁の長、契約等を行なうことを委任された官吏、支出官、出納官吏および出納員な  
らびに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、報告書および計算書を作製し、これを大蔵省または  
会計検査院に送付しなければならない(第四七条第一項)。出納官吏、出納員および日本銀行は、政令の定めるとこ  
ろにより、その出納した歳入金または歳出金について、歳入徴収官または支出官に報告しなければならない(同条

## 第二項。

国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出および契約等に関する事務を、都道府県の吏員をして取り扱わしめることができ、この場合の都道府県の吏員については、歳入徴収官、支出官、契約等を行なうことを委任された官吏および出納官吏に関する規定を準用する（第四八条第一項および第二項）。

国庫内移換の支出は国庫金振替書によるという前記の規定は、各省各庁の長またはその委任を受けた官吏が、歳出金の支出によらない国庫金の払出をする場合について準用される（第四九条）。

なお、国の会計経理に関する事項を調査審議し、その結果に基づいて会計経理に関する必要な改善措置を内閣に建議させるため、臨時に内閣に会計制度調査会を設置することが附則第六条に規定せられている。

以上が新「会計法」の内容であるが、その施行は昭和二年四月一日からである。ただし、出納官吏に関する規定（第七章）および国の歳入、歳出、契約等の事務を都道府県の吏員をして取り扱わしめる規定は、日本国憲法施行の日から施行し、各省各庁の長が配賦された予算に基づいて契約等をなす場合の規定（第二二条）、同じくその所掌に属する歳出予算に基づいて支出しようとする場合の規定（第一四条）および小切手または国庫金振替書の認証に関する規定（第二五条）、ならびにこの法律中国庫金振替書に関する規定の施行日は、各規定について政令で定めることとした（附則第一条）。そのため、第二二条、第一四条および第二五条の規定については、昭和二年一月一六日政令第二一九号によって昭和二年一月一日から、国庫金振替書に関する規定については、昭和二年一月二〇日政令第二一六号によって同じく一月一日から、それぞれ施行された。

## 四 「予算決算及び会計令」の制定

昭和二年四月三〇日勅令第一六五号「会計規則を改正する勅令」をもって、旧「会計規則」に代わる「予算決算及び会計令」が制定された。なお、その附則第五条により、「会計規則臨時特例」が「予算決算及び会計令臨時特例」に改められ、その一部が改正せられた。

「予算決算及び会計令」は、「財政法」および「会計法」の施行規則をなすものであって、予算および決算の事務手続を定めたものである。とくに第一章「総則」中の第二節「出納整理期限」、第二章「予算」中の第二節「予算の執行」、第四章「予算繰越」、第五章「収入」、第六章「支出及び債務の負担」、第八章「国庫金及び有価証券」、第九章「出納官吏」、第一〇章「帳簿」等の諸規定は、国庫制度に関連するものである。

右のうち出納整理期限については、次のごとくである。

歳入及び歳出の会計年度所属区分は、第一章「総則」の第一節「会計年度所属区分」において規定せられているが（第一条および第二条）、出納官吏または出納員において毎会計年度所属の歳入金を受納する期限および支出官において毎会計年度に属する経費を精算して支出する期限は、いずれも翌年度の四月三〇日限りとする。但し、国庫内における移換のためにする支出または歳出金に繰替使用した現金の補填のためにする支出（「会計法」第二〇条第一項の規定による支出）については、翌年度の五月三十一日まで、小切手を振り出しまたは国庫金振替書を発することができる（第三条および第四条）。

出納官吏または出納員において毎会計年度所属の歳出金を支払うのは、翌年度の四月三〇日限りとし、「会計法」

第九条但書により支出済となった歳出金の返納金を、支払った歳出の金額に戻入するのも、翌年度の四月三〇日限りとする(第五条および第六条)。

日本銀行において毎会計年度所属の歳入金を受け入れるのは、翌年度の四月三〇日限りとする。但し、左に掲げる場合においては、翌年度の五月三十一日まで、これが受入をすることができる(第七条第一項)。

- ① 出納官吏からその収納した歳入金の払込があったとき
- ② 市町村またはこれに準ずべきものからその領収した歳入金の送付があったとき
- ③ 国庫内において移換による歳入金の受入をするとき

日本銀行において毎会計年度所属の歳出金を支払うのは、翌年度の五月三十一日限りとする(同条第二項)。

なお、第一〇章「帳簿」の規定中に、大蔵大臣は、会計検査院の長の指定する会計検査官その他の官吏の立会のうち、毎年七月三十一日において、前年度の歳入歳出の主計簿を締め切らなければならないと規定されており(第一三九条)、上述した出納整理期限を経て、決算の計数が確定するのは七月三十一日である。

また、第八章「国庫金及び有価証券」の第二節「国庫金の出納」、同第三節「日本銀行の計算報告及び出納証明」については、次のごとくである。

日本銀行は、この勅令の規定によるほか、大蔵大臣の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない(第一〇六条第一項)。日本銀行で受け入れた国庫金は、国の預金とし、その種別および受払に関する事項は、大蔵大臣がこれを定める(同条第二項)。

日本銀行は、国の預金については、大蔵大臣の特に定めるものに限り、その定めるところにより相当の利子を付さなければならない(第一〇七条)。

日本銀行は、大蔵大臣の定めるところにより、国庫金の出納報告書を大蔵大臣に提出しなければならない(第一〇八条)。日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国庫金の出納計算書を作製し、証拠書類を添え、これを大蔵大臣に送付しなければならない。この計算書には、大蔵大臣の定めるところにより、国債の発行による収入金、国債元利払資金及び隔地者払資金の収支を整理して掲記しなければならない。大蔵大臣は、日本銀行より送付された出納計算書を調査し、これを会計検査院に送付しなければならない(第一〇九条第一項ないし第三項)。日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国の所有または保管に係る有価証券受払計算書を作製し、証拠書類を添え、これを大蔵大臣に送付しなければならない。大蔵大臣は、この計算書を調査し、これを会計検査院に送付しなければならない(第一〇一条第一項および第二項)。

この「大蔵大臣の定めるところ」というのは、後述する大蔵省令「日本銀行国庫金取扱規程」である。以上のほか、たとえば第六章「支出及び債務の負担」の第四節「支出の特例」においては、「会計法」第十七条により主任の官吏に資金を前渡することができる経費、「会計法」第一八条第一項により会計年度開始前に主任の官吏に対し資金を交付することができる経費、出納官吏をしてその保管に係る前渡の資金を繰替使用せしめることができる経費、「会計法」第二二条により前金払をなすことができる経費、同じく概算払をなすことができる経費、「会計法」第二三条により事務費の全部又は一部を主任の官吏に対し渡切をもって支給することができる官署の経費等、「会計法」が「政令の定めるところ」に譲っている部分が詳細に規定せられている。

「予算決算及び会計令」は、国庫制度の改正実施(昭和二二年一月一日)に先立って、昭和二二年一月二〇日政令第二二〇号によってその一部が改正された。改正点は、第二章「予算」第二節「予算の執行」の次に、第三節「支払計画」、第四節「契約等の計画」を加えたこと、第六章「支出及び債務の負担」の第五節「支払」、第六節「報告」を



それぞれ第六節、第七節に繰り下げ、第五節に「小切手又は国庫金振替書の認証」を加えたことの二点で、支払計画および契約等の計画に関する規定は二年一〇月二一日から、小切手または国庫金振替書の認証に関する規定は同年一月一日から施行された。

## 五 国庫制度関連大蔵省令の改正

国庫制度関連の諸規定である「日本銀行国庫金取扱規程」、「支出官事務規程」、「出納官吏事務規程」は、「財政法」の制定、「会計法」の改正、「予算決算及び会計令」の制定に伴い、いずれも昭和二年九月二七日に、それぞれ大蔵省令第九三、九四、九五号によって全面改正せられ、同年一月一日から施行せられた。これによって、終戦後の旧国庫制度の改正、新国庫制度の制定は一応の完成をみるのである。

これらの改正大蔵省令のうち、ここでは「日本銀行国庫金取扱規程」の主な内容について述べることにする。

「日本銀行国庫金取扱規程」は、日本銀行の国庫金出納事務および国庫預金制度の下における政府預金に関する事務の取扱を規定した大蔵省令で、日本銀行は国庫金出納事務をその本店、支店および代理店をして取り扱わせなければならない（第二条第一項）。代理店は、日本銀行の国庫金出納事務の一部分を取り扱う市中銀行等の店舗で、日本銀行が大蔵大臣の認可を経て設置することとなっている（同条第二項）。日本銀行は、地方に統轄店を設け、その所属店における国庫金出納の事務を統轄しなければならない（第三条第一項）。統轄店は、日本銀行の支店をもってこれにあてることが、統轄店及びその所属店は、日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない（同条第二項）。

日本銀行は、①歳入金、②歳出金、③預託金、④預金部預金、⑤その他の国庫金の区分により、国庫金の現金また

は振替による出納を取り扱わなければならない（第四条）。

日本銀行は、その本店に当座預金勘定、別口預金勘定および指定預金勘定において、政府預金を区分整理しなければならない（第五条）。

当座預金勘定は、日本銀行において取り扱う国庫金で現金による受払を整理する勘定であり（第六条）、別口預金勘定は、大蔵大臣の定める種別に属する現金の受入による預金の受払を整理する勘定であり（第七条）、そして指定預金勘定は、大蔵大臣において特別の条件を指定した預金の受払を整理する勘定である（第八条）。当座預金の最低金額は、昭和七年七月一日から五千万円と定められていたが、昭和二四年三月内地指定預金の実施に際し、四月に政府当座預金残高中常置を要すべき額として、七〇億円見当と令達された。

別口預金勘定および指定預金勘定に属する預金の受払とその預金相互間の組替は、別に定める場合を除くの外、すべて当座預金勘定を経由しなければならない（第九条）。

当座預金勘定および別口預金勘定に属する預金は無利子であるが、指定預金勘定に属する預金には、大蔵大臣の指定する条件中に定める利子を付さなければならない（第一〇条）。

また、二二年一月の国庫制度改正にあたって、前記の三省令の全面改正のほか関連大蔵省令の一部改正が行なわれた。すなわち、日本銀行が取り扱う国債事務に関する「日本銀行国債事務取扱規程」（大正一一年四月一日大蔵省令第三二号）、政府の保管に係る現金の受払保管に関する「保管金取扱規程」（大正一一年二月一日大蔵省令第五号）、および預金部預金ならびに預金部購入有価証券の受払に関する「預金部預金取扱規程」（大正一一年二月一日大蔵省令第六号）は、二二年九月二七日にそれぞれ大蔵省令第九六、九七、九八号によって部分改正が行なわれ、郵便官署の取り扱う歳入金、歳出金の受払に関する「郵便官署ヲシテ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替払ヲ取扱シムル件ニ関スル規程」（大正

四年一月二八日大蔵省令第一号)は二年一〇月三十一日大蔵省令第一〇五号によって部分改正が行なわれ、いずれも同年一月一日から施行された。

なお、日本銀行は国庫金の取扱のほか、政府の所有または保管に係る有価証券の受払に関する事務を、「政府所有有価証券取扱規程」(大正一二年二月一日大蔵省令第七号)、「政府保管有価証券取扱規程」(同日大蔵省令第八号)、および「日本銀行政府有価証券取扱規程」(同日大蔵省令第一号)に従って取り扱い、また、国債に関する事務を「国債ニ関スル法律」(明治三十九年四月一日法律第三四号)、「日本銀行国債事務取扱規程」に従って取り扱う。この日本銀行の取り扱う国債事務の範囲は、一般の利札付国債および割引の方法により発行される大蔵省証券ならびに食糧証券等に関する事務、すなわちその起債より償還にいたるまでに行なわれるべき国債そのものに関する一切の手續である。

ちなみに、国庫金出納事務等の一部を取り扱う日本銀行代理店は、主として全国各地の銀行の本支店であり、日本銀行との間に代理店契約を結び、その委任契約に基づいてその事務を取り扱う。国庫制度改正時においては、国庫代理店、国債代理店、国債代理店に分れ、国庫代理店は国庫金ならびに政府有価証券に関する事務を取り扱い、通常代理店というときはこれを指す。国庫代理店のうち国有鉄道の収支を取り扱うため設置せられた代理店を駅代理店という。国債代理店は、全国各地の一定の市町村の区域を限りその地域内の著名銀行の本支店を代理店として国債の受入のみを取り扱わせるものである。国債代理店は、日本銀行の取り扱う国債事務を取り扱い、国債代理店の一部が国債代理店を委嘱された。

国庫代理店は、全国各地の銀行を引受銀行としてその本支店を利用し、そのうち一カ店を預金店として、所属各代理店の収支を整理する。各代理店で取り扱った国庫金はこれを統轄店(日本銀行支店)に報告し、統轄店は、自店分とともにこれを計理集計して、日本銀行本店に報告し、本店においてすべての国庫金の受払整理を統轄する。これを表

示すれば、

日本銀行本店(国庫局)——統轄店(同支店)——預金店——(代理店(国債代理店を含む) 駅代理店)

である。政府の所有または保管する有価証券に関する事務および国債に関する事務は、代理店から統轄店を経て本店において統轄せられる。昭和二三年当時における国庫代理店は約四九〇店(うち駅代理店九)、国債代理店は約一八〇〇店であった。<sup>(13)</sup>

なお、国債代理店は、昭和二四年一二月から、歳入金の受入のみを取り扱う歳入代理店となり、歳入代理店、国債代理店の設置数はその後拡充された。<sup>(14)</sup>

- (1) 大蔵省資料乙五一—一五四。
- (2) 「大蔵省理財局国庫課案(昭二一・一〇・二二)ノ概要」(大蔵省所蔵日本銀行資料)。
- (3) 「国庫制度改正要綱(案)(昭二一・一一・一一、国庫局)」(同前)。
- (4) 同前。
- (5) 杉村章三郎『財政法』(『法律学全集』15)二一ページ。
- (6) 平井平治『改訂予算決算制度要論』昭和二五年、六七ページ。
- (7) 同前、二一九ページ。
- (8) 同前、二四〇—四一ページ。
- (9) 同前、二三四ページ。
- (10) 総理府所蔵「公文類集」昭和二二年上、「財務」三。
- (11) 平井前掲書、二三四—三五ページ。
- (12) 鈴木武雄「国の財政の構成単位としての『資金』について」(甲南大学経済学会『大畑文七先生退職記念論文集』、昭和四年)。
- (13) 日本銀行調査局「日本銀行の沿革と現状概説」昭和二三年、一〇八ページ。
- (14) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

#### 第四節 新国庫制度実施以後における国庫制度の改正

昭和二年二月の国庫制度制定実施以後、占領解除にいたるまでの国庫制度関連諸法規の改正は、支出負担行為制度の創設（昭和二年四月）、小切手等認証制度の停止（二年九月）およびその廃止（七年四月）等国の会計制度の改正によるもののほか、特別会計法の改廃、官庁機構の改廃、国庫金送金制度の改正等によって、しばしば改正せられた。なかで最も重要なのは、昭和二年四月の支出負担行為制度の導入による改正であった。

新国庫制度においては、明治憲法時代の旧「会計法」には採り入れられていなかった契約等の計画制度や支払計画制度、さらには小切手の認証制度等を採用したのであるが、予算配賦以後小切手振出までの幾段階かの支出行為は、一切が各省各庁の長の責任とされており、契約担当官は設けられていたが、契約、支払その他各段階の行為を担当する機関の責任が必ずしも明確でなかった。このため予算超過契約や法令軽視から生ずる不当支出がしばしば行なわれるという弊害を生じた。こうした弊害を防止するために、昭和二年四月、「財政法」および「会計法」の一部改正（昭和二年四月一日法律第二三、二四号）により創設せられたのが支出負担行為制度である。

この制度は、予算執行を支出の原因となる債務負担とその結果として発生する支出の二段階に明確に区分し、支出の原因となる債務負担にまで遡ってその段階において厳格な統制を実施し、予算の適正かつ計画的な執行をはかるものであり、アメリカのオブリーゲーション・システム obligation system にならったものであるが、上述したように制定当初の「財政法」にもその一部分は「契約等」と称して規定せられていたから、まったく新しいというわけではない。

すなわち、制定当初の「財政法」においても、「支出」のほかに、「国の支出の原因となる契約その他の行為」を挙げ、これを「契約等」ということとし、各省各庁の長は、配賦された予算に基づいて、大蔵大臣の定める期間に従い、支出事務職員および契約事務職員ごとに、支出の所要額および契約等の所要額を定め、支払または契約等の計画に関する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬと規定されていた（第三四条第一項）。これを受けて、制定当初の新「会計法」も、第三章「支出及び債務の負担」の第二節「債務の負担」において、契約等について規定している。

しかし、この契約等の制度は、規定も不完全であったばかりでなく、その運用においても全面的にこの契約等の計画を実施しておらず、極めて不十分な状態におかれていた。そこで、昭和二年の「財政法」の改正にあたり、第三四条を改めて、「国の支出の原因となる契約その他の行為」を「支出負担行為」とよび、支出負担行為制度を導入することとなったのである（なお、その後昭和七年の「財政法」の改正において、第三四条は支出および支払計画についてのみに規定に改め、支出負担行為制度についての規定は、別条とした）。この支出負担行為制度の採用によって、債務負担の限度を示すと同時に支払の限度を示していたわが国の予算執行制度は、債務負担予算 appropriation と支出予算 expenditures とから成っているアメリカの予算制度に似たようなものになったといえることができる<sup>(1)</sup>。

支出負担行為は、上述のごとく「国の支出の原因となる契約その他の行為」であって、本来の支出負担行為の範囲はきわめて広範であるが、そのうち国の支出の原因となる場合を規制の対象とするのである。したがって支出負担行為も国の債務負担行為の範疇に属するが、それはあくまで予算の執行としてなされるのであり、予算の一種である国庫債務負担行為のように歳入歳出予算と対立する概念ではない<sup>(2)</sup>。

「財政法」施行の当初においては、支出負担行為（契約等）は、支払計画の前提となる支出負担行為計画についても

すべて大蔵大臣の承認を経ることになっていたが、実際的には支出の大半を占める人件費や事務費については支出負担行為と支出との間の期間が僅少であり、その間の金額に異動を生ずることも少ないので、実施計画と支払計画の二重の手續をとることは繁雑にすぎるといふ理由で、昭和二十七年の改正（昭和二十七年三月五日法律第四号）で、支出負担行為計画を支出負担行為実施計画に改め、その承認の範囲が縮小され、各省各庁の長は配賦された歳出予算、継続費および国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費についてのみ実施計画をつくり、大蔵大臣の承認を要することとした（昭和二十七年改正「財政法」第三四条の二）。したがって、この種の経費に係る予算の執行についてだけ、各省各庁の長は、支出負担行為の段階において、大蔵大臣の承認した実施計画額を超過してはならないという規制を受けることになる（「会計法」第二二条）。

各省各庁の長は、その所属の職員や他の省庁所属の職員に委任して支出負担行為を行なわしめることができる。これらの職員を支出負担行為担当官という。支出負担行為担当官が支出負担行為をなすにあたっては、法令または予算の定めるところに従い、これを実行しなければならない（「会計法」第一一条）。支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、各省各庁の長は、配賦予算の範囲内において担当官ごとに支出負担行為の計画を定め、その示達を行なう（「予決令」第三九条）。さらに、支出負担行為をなすに際しては、支出負担行為担当官は、当該行為の確認事務を行なう支出官により、前記示達額を超過しないことの確認を受け、且つ当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登録された後でなければ、これをなすことができない。ただし、支出負担行為担当官が支出官を兼ねているときは、その確認は自ら行なわなければならない（昭和二十七年改正「会計法」第一三条の二）。ちなみに、この支出負担行為担当官と支出官の兼職については、確認制度の目的を半減するものであるとの批判がある<sup>(3)</sup>。

なお、確認と並行する制度として、認証の制度がある。各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員または他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行なわしめることができる。この認証の権限をもつ機関を支出負担行為認証官という（昭和二十七年改正「会計法」第一三条の三）。支出負担行為認証官は、当該支出負担行為が法令または予算に違反することがないか、金額の算定に誤りがないか、支出負担行為の計画に従っているか、その他予算の執行上適正かどうかを審査しなければならない。審査の結果認証することとを不適當と認めるときは、認証を拒否し、その重要なものについては直ちにこれを各省各庁の長に報告しなければならない（昭和二十七年改正「予決令」第三九条の四）。

このように、認証は確認に対してさらに広範囲な加重的審査を内容とする行為であるから、認証が行なわれる場合には、確認は実施されない。認証制度は、昭和二十七年三月の「会計法」改正において、それまでの義務制から任意制に変わったのであって、各省各庁の長は、「予算執行の適正を期するため必要があると認めるとき」に、その所掌にかかる支出負担行為の全部または一部について認証を行なわせることができる<sup>(4)</sup>と定めるところである（昭和二十七年改正「会計法」第一三条の三）。これにより、認証制度は主として工事請負もしくは物品購入の契約または補助金の支給を内容とするものに適用されることとなった。

支出官が支出負担行為担当官を兼ねることができるとは前述したが、認証官は担当官を兼ねることができない（昭和二十四年改正「会計法」第一三条の五前段）。ただし、特別の必要がある場合には、政令で特例を設けることができる<sup>(5)</sup>とされており（同条後段）、それは、職員が僅少であって、事務の分掌がきわめて困難な場合に限られ、この場合の兼職については、各省各庁の長はあらかじめ大蔵大臣と協議しなければならぬ（昭和二十四年改正「予決令」第三九条の八）。なお、支出負担行為認証官と支出官との兼職は禁止されていない。

昭和二十四年の「財政法」、「会計法」等の改正により導入された支出負担行為制度は、以上のごとくであるが、予算

の執行を債務負担と支出の二段階に分け、債務負担の段階において厳格な統制を行なうことを目的としたこの制度も、事務の繁雑化を来たしたことから、累次の改正により、制度の基本に係わるような事務処理の簡素化が行なわれた。ことに昭和二十七年三月の改正は、上述のように、総括的統制の手段であった実施計画の大蔵大臣による承認制を原則として廃止し、大蔵大臣の指定する特定経費のみこれを限定し、個別的統制についても根幹となる認証官制度を任意設置とし、これに代わって予算超過の有無の確認を中心とする支出官の確認制度が設けられることになった。また、支出負担行為担当官と認証官との兼職は禁止されたが、支出負担行為担当官と支出官の兼職は禁止されず、支出負担行為認証官と支出官との兼職も許容された。これについては、学者による批判もあり、また、本書の対象期間後であるが、昭和三十一年一月に発表された行政管理庁監察部の「行政機関の管理業務監察結果報告書」が、支出負担行為の実施状況について述べている点が目される。<sup>(5)</sup>

なお、この支出負担行為制度の導入によって、小切手認証制度は完全に重複した制度となるので、昭和二十四年四月の「会計法」の改正で、大蔵大臣が昭和二十四年度中において適当の時期にこれを停止することができることとなり、同年九月一五日限り停止されたが、二十七年の「会計法」の改正で、小切手認証官の規定が削除され、同年四月小切手認証制度は廃止された。

- (1) 平井平治『改訂予算決算制度要論』、二四二ページ。
- (2) 杉村章三郎『財政法』(『法律学全集』15)、一四八ページ。
- (3) 同前、一五一ページ。
- (4) 同前、一五二ページ。
- (5) 同前、一五二―一五三ページ。

## 第二章 国庫収支と国庫金(財政資金)対民間収支

### 第一節 国庫収支

#### 一 国庫金と財政資金

国庫金は、国庫に属する現金であつて、歳入金等国の所有となる現金のほか、国が法令または契約に基づき一般私人等から提出されて一時保管している現金(保管金、供託金等)や公社、公庫から国庫に預託された現金(公社等預託金)などをも含むものである。

国庫金出納計理上の分類では、国庫金の種類は次のごとくである。<sup>(1)</sup>

(一) 歳入金

(二) 歳出金

(三) 国税収納金整理資金  ただし、昭和二九年度に創設されたもので、本書の対象期間においては、国税の収入金

は直接歳入金として整理し、過誤納に対する還付金等は歳出予算に基づいて払戻が行なわれた。

(四) 預託金 資金前渡官吏および繰替払等出納官吏の保管にかかる現金で日本銀行に預託されたもの。前者は、資金前渡官吏が国の債権者に支払をするため支払官から前渡された資金であり、後者は、郵政官署における業務上の保管現金。

(五) 保管金 官庁において保管する公有または私有の現金で、その出納保管を掌る歳入歳出外現金出納官吏が日本銀行に寄託したものをいう。

保管金は、大別して国が一般私人等から契約に基づき債権の担保として徴求した現金と、一般私人等が法令に基づき国に提出した現金とから成り、前者を狭義の保管金、後者を供託金とよんでいる。すなわち、左のごとくである。

保管金 / 狭義の保管金 契約保証金、入札保証金等  
供託金 弁済供託金、強制執行保証金、議員立候補者供託金等

(六) 資金運用部預託金（昭和二五年度までは預金部預託金）

(七) 公社等預託金 公社、公庫の業務上の現金で国庫に預託されたものをいう。本来は国の固有の現金ではないが、国庫に預託された段階から国庫金として計理される。ただし、公社、公庫等政府関係機関のうち国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行および本書対象期間以後に設立せられた公営企業金融公庫は国庫預託制度をとっていない。

(八) 「資金」に属する現金 「特別の資金」として各会計の歳入歳出と切り離して別箇の勘定で保有される現金で、本書対象期間における主な特別の「資金」は、国債整理基金、造幣局資金、補助貨幣回収準備資金、金資金、貿易

資金、外国為替資金、米国対日援助見返資金、緊要物資輸入基金、学校資金、大学及び学校資金、特別調達資金などである（本書七〇二ページ表〇一参照）。

(九) 各会計の歳入歳出外の現金 予算に基づいた歳入金の収入、歳出金の支出以外に、歳入歳出予算に関係なく受払される現金であって、たとえば特別会計において年度内の一時的な現金不足を補填するため発行される政府短期証券の応募、引受代り金を当該特別会計に受入れる場合、あるいは各特別会計の積立金とか余剰金を資金運用部（大蔵省預金部）に預託するため払出される場合などの現金を各会計の歳入歳出外現金という。

(十) 国庫の財源不足を補填する国庫金 公共事業費等の財源調達のため国債を発行するとか、国庫の支払上の現金不足を補填するため政府短期証券を発行し、もしくは一時借入を行なったときの収入金、あるいはこれらを償還するときの償還金などをいう。

(十一) 日本銀行に対する交付金 日本銀行が国庫金出納計理のほか、法令の定めるところにより国の委託事務を取扱う場合（たとえば国債元利金の支払等）、国から日本銀行に交付されるその取扱に必要な現金であって、この種の国庫金としては次のようなものがある。

①国債（短期証券、借入金、一時借入金を含む）の元利払資金、②貴金屬買入資金、③主要食糧及び薪炭の買入代金支払資金（薪炭については、昭和二四年八月一日国の薪炭売買の停止、同二五年三月薪炭需給調節特別会計廃止）、④在外公館等借入金返済資金、⑤国債運用資金

国庫金の概念およびその種類は大体以上のごとくであるが、この国庫金を主体とし、これに上述した国庫に勘定をもたない国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行（および本書対象期間以後においては公営企業金融公庫）の政府関係機関の資金を加えたものを「財政資金」というのである。したがって財政資金という場合には、国庫金よりも範囲

が広がる。

## 二 国庫収支の種類

国庫収支は国庫金の受払であるが、受払の相手方により三通りに分けられる。

(一) 国庫対民間収支 民間部門（企業、家計）との国庫金の受払で、租税等の資金調達、財貨サービスの購入、移転的経費、民間産業への投融資などである。日本銀行を通じて受払されるため、日本銀行政府預金残高の増減となり、通貨量の増減をもたらす。

(二) 国庫対日銀収支 国庫収支のうち日本銀行との受払であって、収支の内容は、日本銀行の納付金、同法人税の納付、政府短期証券の応募引受代り金の払込、日本銀行に対する同行保有国債の元利金支払等である。収支尻は政府預金残高の増減をもたらすが、通貨量の変化は生じない。

国庫対日銀収支は、国庫対民間収支とは通常逆方向に動く。すなわち国庫対日銀収支が受超のときは、国庫対民間収支は払超となり、国庫対日銀収支が払超のときは、国庫対民間収支は揚超となる。

(三) 国庫内振替収支 国庫内部における各会計、勘定、資金等相互間の金額の振替に伴う受払で、個々の会計、勘定、資金等の残高には増減を生じるが、国庫金全体としての残高には増減はなく、また、政府預金の受払計理も行なわれない。

このように、国庫収支には三通りの収支があるが、そのうち日本銀行政府預金の受払となるのは、国庫対民間収支と国庫対日銀収支である。

なお、国庫収支という場合、「窓口収支」と「実質収支」との区別がある。窓口収支は、各会計、資金等と民間との間の収支のみをみたものであり、実質収支は、窓口収支に国庫内振替収支を加えたものである。したがって、各会計、資金等の収支は、窓口収支と実質収支とで違いがあるが、国庫金全体としての収支は同額である。

ちなみに、国庫金の収支実績と予算上の収支決算とが同じでないことは上述によって明らかであるが、その差異について注意すべき点は次のとおりである。<sup>(2)</sup>

(一) 国庫金収支には、予算の歳入および歳出だけでなく、預金部資金の収支、一時借入金<sup>(1)</sup>の借入・返済、短期証券の発行・償還のような歳入歳出予算外の収支をも含んでいること。

(二) 歳入歳出予算上の収支であっても、国庫収支は、日銀勘定の上での国庫として受払された時期をとらえて計理するのであって、支出官または歳入徴収官において支出しまたは徴収した時期とは相当の時間的なズレがあるため、歳入歳出予算上の収支の決算額と国庫収支の額とは時期的には一致しないこと。

(三) 国庫収支には、国庫為替による送金途中のものがあって、未整理勘定にたつものがあること。

(四) 国庫収支には、国庫内振替による収支があるが、国庫内の収支であるので政府預金には増減を生じない。したがって、歳入歳出があってもそれが国庫内限りのものである場合には、国庫収支の差引としてあらわれる政府預金の増減には影響がないことになる。このほか、公社・公庫等政府機関のうち法令で定められているものの資金収支が国庫収支に含まれている。

(五) 予算上の年度区分と国庫収支上のそれとは一致しない。予算上の会計年度は当年の四月から翌年の三月までであるが、実際には技術的な理由から翌年の四月および五月に跨って受払することが許されている。いわゆる出納整理期間の収支がこれである。したがって、当該年度の決算を行なうにはこの出納整理期間の収支をも加えて計算する



必要がある。しかし、国庫収支においてはこの出納整理期間の分を顧慮する必要はなく、国庫収支上の一会計年度四月から翌年三月までにおける実際の国庫金の受払を計理すればよい。そのことは、当年度の出納整理期間分（翌年四～五月中における当年度に属する収支）が当年度の国庫収支には含まれないということであるとともに、前年度の出納整理期間の収支（当年度の四～五月中における前年度に属する収支）が当年度の国庫収支に含まれるということなのである。

(1) 宮嶋治『国庫制度と財政資金』八一―四ページ。

(2) 大蔵省『財政金融統計月報』第一〇号、昭和二五年一〇月、四ページ。

## 第二節 国庫金（財政資金）対民間収支とその揚超または散超

### 一 国庫金（財政資金）対民間収支

上述したように国庫金と財政資金とは同じではないから、国庫金対民間収支と財政資金対民間収支は同じではない。すなわち国庫金対民間収支に、国庫預託が行なわれない前述の日本開発銀行等の政府関係機関収支等の調整を加えたものが、財政資金対民間収支とよばれるものである。

これを日本銀行政府預金受払との関連でみると、次のごとくである。<sup>(1)</sup>

財政資金対民間収支 = 日本銀行政府預金受払 - 国庫金対日銀収支 - (政府短期証券市中発行・償還収支) + 調整

右の式のうち、国庫金対日銀収支は政府預金収支に含まれているが、対民間収支ではないから、これを差し引く必要があり、また、政府短期証券市中発行・償還収支を差し引くのは、この項目が財政資金対民間収支表に別途計上されていた期間に限り二重計算を避けるためであるが、その期間は昭和三〇年から四七年までで本書対象期間後であるので、カッコで囲んでおいた。調整には、前述の日本開発銀行等政府関係機関の収支を付加する調整のほか、国庫の現金収支と対民間収支の時間的ズレの調整がある。すなわち、国庫収支に計上ずみの資金が日銀政府預金(当座預金)以外の勘定に一時滞留し、民間との間に資金の受払が完了していないもの(たとえば歳入金等の代用証券取立未済分、国庫送金中の日銀送金未払および合衆国軍預金未払分など)に対する調整である。

## 二 国庫金(財政資金)対民間収支の揚超と散超

財政資金対民間収支の年度間を通ずる引揚超過または散布超過は、一般会計収支、食糧管理特別会計収支、財政投融资の原資受入と投融资実行、外国為替資金収支の動向を中心に、景気情勢とも関連して生ずるものであるが、一般的にあって、次のような要因によって生ずる。

## (1) 予算上

(一) 収支均衡予算 原則として揚超、散超なし。ただし、次の(二)の場合を除き、かつ、収支均衡予算は一般会計のみならず、各特別会計予算についてもそうであることを要する。

(二) 前年度剰余金受入を含む収支均衡予算 散超。前年度剰余金受入分だけ散超となる。

(三) 赤字予算

① 赤字公債の中央銀行引受 散超。赤字公債発行額分だけ散超となる。

② 過去の政府蓄積資産の食いつぶし 散超。食いつぶし分だけ散超となる。

(四) 超均衡予算

① 歳入超過予算 揚超。歳入超過分だけ揚超となる。

② インベントリ・ファイナンス 一般会計からの繰入による場合、揚超。ただし、見合い増加資産(たとえば外貨、食糧等)が年度を越えて手持される場合、揚超も散超もない。

③ 債務償還政策 揚超。ただし日銀保有国債の償還が行なわれる場合および市中金融機関保有の国債償還が行

なわれ、市中金融機関がそれによって日銀借入金を返済する場合である。前者の場合には償還額だけ、後者の場合には対日銀返済額だけ揚超となる。

## (2) 予算外または予算執行上

(一) 前年度予算の出納整理期間中の収支 揚超または散超。当該収支が収入超過となるか、支出超過となるかによる。本年度予算収支に対する追加要因。

(二) 前年度予算から繰越された経費の支出 散超。当該部分だけ本年度における散超要因の追加となる。

(三) 本年度歳出予算の使い残り(節約または不用額、翌年度へ繰越額) 揚超。

(四) 租税等歳入予算の収納実績

① 予算超過 揚超。予算超過収納額だけ揚超となる。いわゆる「自然増収」。

② 予算不足 散超。ただし歳出は予算どおり支出され、歳入不足額は前掲(1)の(三)の①または②によって補填される場合である。

(五) 歳入歳出予算外の資金勘定等の収支の実績 揚超または散超。当該収支尻の如何による。

(六) 前記調整項目の収支の実績 揚超または散超。当該収支尻の如何による。

このように、予算が収支均衡であっても、予算の執行上および予算外の資金収支の如何によって、財政資金対民間収支は揚超ともなり、また、散超ともなる。

以上は、年度間を通じての財政資金対民間収支の揚超または散超の諸要因であるが、財政資金対民間収支の揚超または散超の問題は、年度内の旬別、月別ないしは四半期別の季節波動の現象としても注目されなければならない。

その要因はいろいろあるが、主要因としては、次の四つに大別することができる。

第一は、財政制度に関する法令によるものであって、租税の納期とか地方公共団体に対する交付金(たとえば本書対象期間においては地方配付税およびそれに代わる地方財政平衡交付金など)、その他国庫補助、負担金、恩給、国債の利払などの支出時期が法令によって確立しているため、その時期に受払額が増加することである。

第二は、社会的ないし経済的な慣行に基づくものであって、たとえば法人の決算期が三月と九月に集中していることから法人税の納付が五月末と十一月末に多くなるとか、取引の決済が慣行によって月末、期末、年末に集中し、この時期に財政資金の支払も多くなるということである。

第三は、自然的な条件によるものであって、たとえば米、麦、葉たばこの収穫期にそれぞれ買入代金の支払が多くなるということである。

第四は、外国為替管理制度のもとにおいて、貿易品目の関係から輸出と輸入が季節的に偏ることにより、外国為替資金の収支が年度内のある時期には入超のため揚超となり、他の時期には出超のため散超となることである。

大体以上のような諸要因によって、年度間を通ずる財政資金対民間収支が仮に揚超でもなく散超でもなく収支トントンである場合でも、旬別、月別、四半期別には揚超または散超の波動を描くのである。たとえば四半期別波動は、第一・四半期が払超、第二・四半期が受超、第三・四半期が大幅払超、第四・四半期が大幅受超というのが大体例年の傾向である。

なお、財政資金対民間収支を大都市とその他の地方とに分けて地域別にみると、一般的に租税、専売(たばこ)、食糧管理特別会計、公債などの受入は大都市において圧倒的に高い比重を占めているため、大都市においては、支払も多いけれども、差引揚超であるのに対して、地方においては、大都市で引き揚げられた財政資金が地方公共団体に対する交付金、補助金等の形で地方に流れて行くために、散超となるという対照的な動きをなしている。<sup>(3)</sup>

### 三 国庫金(財政資金)対民間収支と金融の繁閑

財政資金の収支は、既述のように、日本銀行政府預金を通じて受払されるから、これが散超のときは通貨の増加要因、揚超のときは通貨の収縮要因として作用する。すなわち、財政資金対民間収支の揚超または散超はマネー・サプライの一要因であり、他の要因である日銀信用の増減(日本銀行の対市中貸出・回収、債券等の売買オペレーション)とともに、現金通貨の増減をもたらすものである。したがって、財政資金対民間収支の揚超または散超は、金融の繁閑と密接な関連をもつ。

このため、金融緩慢ないし窮迫の原因をもつばら財政資金対民間収支の散超ないし揚超に帰する考え方があがるが、それは必ずしも正しくない。財政当局が意識的に、あるいはやむをえずしてインフレ政策ないしデフレ政策をとる場合は別として(たとえば終戦後昭和二三年度までのインフレ的財政政策ないし二四年度のドッジ超均衡財政政策)、多くの場合、金融の繁閑も財政資金の揚超散超とともに、景気ないし経済の動きの結果とみるべきであって、好況で税の自然増収が多く財政資金が揚超のときには、産業資金の需要もまた旺盛なときであり、不況で税収がおもわしくなく財政資金が散超のときには、産業資金の需要もまた沈滞しているときである。すなわち、金融が緩む原因があるときには、財政資金も散超になり、金融が引き締まる原因があるときには財政資金も揚超になるのが通常の場合である。ただ、アメリカのような国庫金市中預託制度がとられていないわが国の国庫制度のもとにおいては、財政資金の揚超散超の波が金融の繁閑をいっそう大きくしているということは否定し難い。<sup>(4)</sup>

(1) 宮嶋治『国庫制度と財政資金』、一一三ページ。

- (2) 鈴木武雄『新訂版近代財政金融』昭和四一年、二三九ページ。
- (3) 宮嶋前掲書、二四二―四五ページ。
- (4) 鈴木前掲書、二六二―七〇ページ。なお、アメリカの国庫金市中預託制度については、三井銀行調査部「米国の国庫金市中預託制度と国庫金について」（三井銀行『調査月報』昭和三二年四月号）、全国銀行協会連合会調査部「アメリカにおける国庫金市中預託制度」（金融財政事情研究会『金融財政事情』昭和三二年四月一五号）参照。

### 第三章 戦後インフレーション期における国庫収支

#### 第一節 戦時下の財政運営と国庫収支

##### 一 戦時下の財政運営

わが国戦時財政の中心は、いうまでもなく、昭和一二年七月に一般会計の北支事件費を移し入れて設けられ、「臨時軍事費特別会計の終結に関する件」(昭和二年二月二八日勅令第一一〇号)によって二年二月末をもって終結した臨時軍事費特別会計であった。

この八年八カ月にわたる臨時軍事費特別会計の決算額は、歳入一七三三億円、歳出一五五四億円にのぼり、日露戦費の約九一倍、昭和一二〇年度の一般会計歳出決算額合計八六七億円の約二倍弱に当たる。また、一般会計と臨時軍事費特別会計をも含めた各特別会計の歳入歳出予算純計額は、昭和一二年度から二〇年度までの間に、歳入において一三・六倍、歳出において一四・八倍の膨張を来した。<sup>(1)</sup> また、一般会計と臨時軍事費特別会計の決算純計で日

華事変以後の歳出推移をみると、日華事変勃発の年である昭和一二年度には約四七億円であった歳出総額は、終戦の前年である昭和一九年度には約八六二億円で一八倍に膨張している。<sup>(2)</sup> もちろんこの間に物価の上昇があったが、たとえば昭和九一一年平均をとした東京小売物価指数は、昭和一二年平均一・一三八に対し、一九年平均二・〇九八で、二倍弱の騰貴であるから、実質的にも財政の膨張はきわめて大きい。

なお、一般会計における陸海軍省費をはじめ、一般会計、各特別会計中には明らかに戦争関連の経費があり、これを「見える戦費」とすれば、そのほか教育費にしても、社会厚生費にしてもすべてが戦力増強のためであったことから、大部分が「見えざる戦費」であったといっても過言ではない。このうち一般会計および特別会計の臨時事件費だけを臨時軍事費特別会計決算額に加えたものを日華事変および太平洋戦争の戦費支出総額とみても、その額は七五五九億円で、戦争継続期間九八カ月に割った一カ月平均戦費支出額は七七億円となるが、これは同期間一般会計歳出一カ月平均八億円の九・六倍に当たる。<sup>(3)</sup>

ところで、このような戦時財政の膨張は、いかにして賄われたか。一言にしていえば、その大部分が公債および借入金によって賄われた。前後九回にわたる戦時増税、四回にわたる煙草専売価格の引上げ、鉄道および通信料金の数回にわたる引上げにもかかわらず、租税その他経常収入に依存する比率は常に低く、しかも戦争が進展するに伴ってこの比率は低下した。すなわち、日華事変勃発の昭和一二年度には、租税および印紙収入は一六億円で、一般会計および臨時軍事費特別会計歳入総額の三五・六%であったが、昭和一九年度には一一七億円に増加はしているものの、その歳入総額に対する比率は一四・四%に低下しているのである。これは、公債および借入金がこの間に二〇億円、四六・五%から六三四億円、七八・六%に増大していることによるのである。

このように、戦時下の財政はその大部分が軍事的経費であり、前者の膨張は後者の膨張に基づくとともに、この膨張する財政支出はその大部分が公債および借入金によって賄われたのである。ところで、この公債および借入金は、日本銀行引受および日本銀行よりの借入によるものであったから、その限りにおいては財政資金対民間収支は大幅散超となり、通貨膨張をもたらし、インフレーションの激化となるべきものであるが、日本銀行がその引き受けた赤字公債を市中金融機関に売却するという消化方法がとられたことにより、この公債消化が比較的順調に行なわれていた間は、ともかく過度の通貨膨張は起こらなかった。いうまでもなく、この方法による赤字公債の市中消化を可能にしたのは、消費の圧縮、半強制的な貯蓄奨励によって市中金融機関に集まった預貯金であった。コーヘン J. B. Cohen は、その著『戦時戦後の日本経済』において、「日本は、イギリスや合衆国とちがって、戦費を相当程度租税によって賄うための真剣な努力をしなかった。また、日本では、合衆国で見られるように、広汎な人民大衆に公債をもたせる努力もたいしてなされなかった。……(中略—引用者) 租税機構は主として民間消費を圧縮するのに用いられ、政府の宣伝は公債保有運動に対してでなく、日本の傳統に合った貯蓄奨励に向けられたのである」といって、日本の戦時財政の運営を批判している。しかし、彼はこの金融操作を比較的高く評価し、

一方に物資の窮乏と拙劣な物価統制という事情がありながら、昭和一九年の半ば頃までは、日本は、逐年増大する赤字公債を消化してインフレーションをある程度抑制しえた、といっている。<sup>(4)</sup>

戦時中の国債消化率は、表3-

表3-1 国債消化率(昭和12年7月—20年8月)  
(単位: %)

年 度	消 化 率
昭和12 (7月以降)	68.9
13	89.7
14	86.0
15	82.6
16	87.0
17	95.8
18	93.3
19	91.8
20 (8月まで)	119.4

(注) 1. 消化率は(国債発行額—日本銀行引受額+日本銀行国債純売却高)÷(国債発行額)。  
2. この期間の(国債発行額—日本銀行引受額)は、昭和12年度に国債シンジケート団引受1億円があるほか、全額預金部引受で、公債や金融機関引受はない。  
出所: 大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、350-51ページ。

表3-2 戦時中の日本銀行券発行高  
(単位：百万円)

	日本銀行券 発行高	対前年末 増加額
昭和11年12月末	1,866	99
12. 12	2,305	439
13. 12	2,755	450
14. 12	3,679	924
15. 12	4,777	1,098
16. 12	5,979	1,201
17. 12	7,149	1,170
18. 12	10,266	3,117
19. 12	17,746	7,480
20. 1	17,114	
2	17,841	
3	20,526	
4	22,129	
5	23,207	
6	26,181	
7	28,456	
8	42,300	* 24,554

(注) \*は20年8月末の19年末に対する増加額。

出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、259ページ。

最後の二二カ月間は、歳出の激増に伴って日本銀行の公債売出が激増し、これに軍需会社融資の拡張要求が重なり、金融機関の公債消化が困難となり、政府は日本銀行からの直接借入によるほかはなくなった。このため、通貨は激増して、インフレーションは決定的に顕現化するにいたった。表3-2のごとく、太平洋戦争最初の二年間には四億円台の増加にすぎなかった銀行券は、昭和一九年中には七五億円を増加し、二〇年には終戦までの八カ月間に二四六億円も増加した。

## 二 戦時中の国庫金対民間収支

戦時中の財政資金対民間収支の統計は不完全なものしかないが、その大体の状況は表3-3のごとくである。

この表の「政府資金支払または引揚超過額」の「一般会計」および「預金部」欄の計数は、日本銀行政府当座預金の一般部当座預金および預金部当座預金をいうのである。したがって、本表の「一般会計」は、いわゆる一般会計だけではなく、臨時軍事費特別会計をはじめ、預金部関係以外のすべての特別会計および勘定を意味するのであるから、本表の「一般会計」と「預金部」の支払超過または引揚超過の合計は、国庫収支全体の支払超過または引揚超過とみてよい。

また、「日本銀行国債対民間売却または買入超過額」は、さきに述べた日銀引受赤字公債の市中金融機関消化方式と関連するものであって、売却超過はいったん民間に散布せられた財政資金が吸い上げられ、それだけ財政資金対民間収支の散超によって増加した通貨の収縮となるものである。ただ、本表の国債および政府短期証券の売買額は、国債については額面一〇〇円のもの九八円、政府短期証券については同じく九九円六〇銭とみなして算出された額であるので、一種の推定値とみななければならない。

以上の点に留意したうえで、表3-3からいえることは、次のごとくである。

(一) 預金部以外の国庫対民間収支は、戦時中各年とも散超であり、しかもその額は大体において逐年増加している。

対前年減少は、昭和一五年のみであるが、昭和二〇年の終戦までの一一八月累計散超額一六一億三一五二万二〇〇〇円は、前年一一八月の累計散超額一三三億七五二万五〇〇〇円よりも二八億円以上多い。

(二) これに対し、預金部収支は、郵便貯金の増加を主因に、各年とも揚超であり、昭和一五年および終戦後を含む昭和二〇年以外は逐年増加している(預金部収支の場合、昭和二〇年一一八月の揚超累計は対前年一一八月揚超累計よりも二〇億円あまり下回っている)。

表3-3 戦時中の政府資金散布・市中

年 月 中	政府資金支払または引揚(△)超過額			日本銀行国債対民間 または買入	
	一般会計	預金部	計	国 債	短期証券
昭和12年7月以降	1,400	△ 115	1,285	△ 109	△ 212
13	5,578	△ 844	4,734	△ 2,118	△ 1,881
14	6,458	△ 1,123	5,334	△ 2,422	△ 2,236
15	5,720	△ 1,069	4,651	△ 2,703	△ 44
16	9,042	△ 1,273	7,769	△ 4,708	△ 1,807
17	12,322	△ 2,688	9,634	△ 8,132	△ 921
18	14,702	△ 3,959	10,743	△10,008	757
19	24,051	△ 7,808	16,244	△14,662	919
20	35,313	△ 6,326	28,987	△25,235	267
20. 1	1,731	△ 1,527	204	△ 1,515	67
2	1,645	△ 657	988	△ 1,477	49
3	2,547	△ 857	1,690	△ 2,162	54
4	1,936	△ 540	1,396	△ 1,408	8
5	811	897	1,708	△ 2,018	40
6	2,089	△ 16	2,073	△ 2,208	0
7	1,302	△ 95	1,207	△ 2,085	0
8	4,070	△ 111	3,959	△ 1,368	△ 76
1月—8月計	16,132	△ 2,906	13,226	△14,241	141
12. 7—20. 8計	95,405	△21,785	73,619	△59,102	△ 5,673

- (原注) 1. 政府資金支払又は引揚(△)超過額は日本銀行国庫局調, 日本銀行国債対  
 2. 政府資金支払又は引揚超過額の一般会計は政府一般当座預金を云ひ預金の当座預金合計である。一般会計はその他のすべての会計及勘定の当座預金ない。  
 3. 国債は日本銀行営業局「国債消化概況」により内蔵頭, 戦時金融金庫, が98円で売買されたものと看做す)を乗じて算出した。  
 4. 食糧証券及蚕糸証券は純売却額(額面)に0.996(額面100円のもの99  
 5. 民間預金は当座預金, 他店借, 内国為替決済金, 海外預り金, 海外為替  
 6. 民間貸出は割引手形, 第二別口割引手形, 外国為替貸付金, 他店貸, 当座  
 7. 代理店預金は代理店保管金, 海外代理店保管金, 代理店特別保管金を含  
 出所: 日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』121-22ページ, 同『本邦経済統計一第

資金引揚と銀行券増減

(単位:百万円)

売却(△) 超過額	日本銀行民間預金及貸出			代理店 預金 増減(△)	差引 民間資金 増減(△)	銀行券 増減(△)
	計	民間預金 増(△)減	民間貸出 増減(△)			
△ 321	△ 53	120	66	27	1,058	664
△ 3,999	1	△ 119	△ 118	56	673	450
△ 4,657	△ 31	573	543	85	1,304	924
△ 3,136	△ 67	△ 246	△ 313	103	1,304	1,098
△ 6,515	△ 207	85	△ 122	185	1,318	1,201
△ 9,053	△ 213	1,274	1,062	462	2,105	1,170
△ 9,250	△ 473	1,815	1,342	1,234	4,069	3,117
△13,743	△ 782	5,301	4,520	1,925	8,946	7,480
△24,968	△ 1,747	28,905	27,159	7,943	39,120	37,695
△ 1,449	768	970	1,738	359	853	△ 632
△ 1,428	△ 344	1,151	806	1,041	1,407	727
△ 2,108	△ 453	3,411	2,958	1,881	4,421	2,685
△ 1,401	22	2,005	2,027	214	2,236	1,603
△ 1,978	△ 540	1,055	516	△ 61	185	1,078
△ 2,208	△ 745	5,997	5,252	187	5,304	2,974
△ 2,085	261	14	274	1,897	1,293	2,275
△ 1,444	△ 837	6,805	5,968	5,616	14,099	13,844
△14,100	△ 1,869	21,408	19,539	11,134	29,799	24,554
△64,774	△ 3,693	30,212	26,519	15,211	50,575	40,659

民間売却(△)又は買入超過額は日本銀行営業局調, 其他は日本銀行計理局調による。部は大蔵省預金部特別会計, 預金部資金勘定, 預金部利子資金勘定, 預金部未整理勘定金の合計である。昭和十八年五月以降当座預金収支には特定通貨当座預金の収支を含ま

各種共済組合等を民間とした。計数は国債純売却額(額面)に0.98(額面100円のもの

円60銭で売却されたものと看做す)を乗じて算出した。

決済金である。

貸, 海外借款貸, 海外為替決済貸, 特別手形貸付, 手形貸付, 特別海外借款貸である。めた代理店勘定である。

1部金融財政』昭和21年12月, 14-15ページ。



(三) 日本銀行の対民間国債（短期国債を含む）売却または買入は、政府短期証券のみが昭和一八年以降買入超過であるが、それを差し引いても戦時中各年とも売却超過である。これは、上述した日銀引受赤字公債の市中金融機関消化方式によるものであるが、売却超過額が逐年増加しているのは、日銀引受の赤字国債発行額が逐年増加したためであって、必ずしもこの市中消化方式が終始順調に行なわれたことを物語るものではない。短期証券が昭和一七年以降買入超過に転じていることと日本銀行民間貸出が戦争末期に至るに於いて激増していることは、本表にはあらわれていない日銀からの政府借入金増加とともに、この市中消化方式が次第に困難となったこと、市中金融機関の国債の買いがかなりの程度まで日銀信用の増加によるものであることを物語っているといえることができる。

(四) 日本銀行民間預金が昭和一三年を除き各年減少で、減少額が逐年増加しているのに対し、民間貸出額が昭和一三年と一五年を除き各年増加で、増加額が昭和一七年以降大幅に増加した結果、差引で貸出増加が昭和一七年以降大幅に増加しているのは、日本銀行の対民間信用の増大ということである。それは市中金融機関の増大する軍需融資が日銀信用によって賄われたことによるが、また、これによって市中金融機関が軍需融資の増加にもかかわらず日本銀行から国債を買い入れることができたのである。

(五) この日本銀行の民間預金貸出の差引貸出超過の増と代理店預金の増とに政府資金支払超過を加えたものから、日本銀行の対民間国債売却超過額を差し引いた額が民間資金増加額である。それはとくに昭和一七年以降激増の一途を辿っており、これに伴って銀行券も急増しているのである。

(六) 以上によって、戦時中(昭和一二年七月～二〇年八月)の政府資金散布超過の累計額は七三六億円、日本銀行民間預金貸出の貸出超過累計額二六五億円、代理店預金増加累計額一五二億円で、この合計額一一五三億円から日本銀行国債民間売却超過累計額六四八億円を差し引いた民間資金増加累計額は五〇五億円となり、銀行券は累計四〇六億

円を増加した。すなわち赤字国債の日銀引受発行、日銀によるその市中売却という消化方式も、戦争初期の段階にはある程度通貨収縮要因としての効果があったにしても、それは初期の段階にとどまり、結局、激増する国庫金対民間収支の散布超過と日本銀行の対民間貸出の増加ならびに対政府貸上げの増加による通貨膨張を抑制しえず、戦争末期におけるインフレーションの顕在化となったのである。

(1) 大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和二三年、一一〇―一一二ページ。

(2) 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第四卷「臨時軍事費」、昭和三〇年、五ページ。

(3) 同前、九―一〇ページ。

(4) J. B. Cohen, *Japanese Economy during and after the War, 1948*. (大内兵衛訳『戦時戦後の日本経済』上、昭和二六年、一一五―一二六ページ)。

(5) 同前、一三〇ページ。

表3-4 臨時軍事費対民間収支実績(昭和20年4月以降)

(単位:百万円)

年 月 中	収 入		支 出		収 支 超	
	(A)	対前年 同月増減	(B)	対前年 同月増減	(A)-(B)	対前年 同月増減
昭和20. 4	192	102	2,910	692	△2,718	△590
5	245	56	2,001	△679	△1,756	735
6	166	10	3,077	442	△2,911	△432
7	794	694	3,511	74	△2,717	620
8	175	47	5,001	2,043	△4,826	△1,996
9	a) 1,983	1,630	16,556	13,032	△14,573	△11,402
10	a) 898	584	4,380	1,392	△3,482	△808
11	a) 986	615	4,662	1,984	△3,676	△1,369
12	a) 364	222	1,123	△3,858	△759	4,080
21. 1	185	△256	247	△1,906	△62	1,650
2	199	68	326	△2,120	△127	2,188
3	41	△353	110	△2,615	△69	2,262
4	11	△181	58	△2,852	△47	2,671
20. 8—20. 11	4,042	2,876	30,599	18,451	△26,557	△15,575
20. 8—21. 4	4,842	2,376	32,463	5,100	△27,621	△2,724
20. 4—21. 3	6,228	3,419	43,904	8,481	△37,676	△5,062

(注) △は支出超過, a)は戻入を含む。

出所: 日本銀行国庫局資料係「国庫収支月報」(昭和20・21年度中政府当座預金収支)。

ランス・シートからいっても、戦後にはそのままでは当然に激化すべき運命にあったが、臨時軍事費は終戦後も支出が続けられたのである。

昭和二〇年四月以降の臨時軍事費収支の実績を前年同月の収支と比較して示せば、表3-4のごとくである。表は日本銀行国庫局の集計による政府一般当座預金の対民間収支のうち、臨時軍事費特別会計分の対民間受払であって、終戦後昭和二一年四月まで受払が続いた。とくに、終戦の八月一五日をはさむ二〇年八月から二〇年十一月までの四カ月間は、毎月収支ともに戦争の激しかった前年同月を上回り、とくに支出は四カ月の合計が三〇六億円に達し、前年同月より一八五億円を増加し、収支差額は二六六億円の支払超過で、前年同月より一五六億円も赤字が増加している。とくに九月の支出額は一六六億円と

## 第二節 昭和二〇年度終戦後の財政運営と国庫収支

### 一 昭和二〇年度終戦後の財政運営

昭和二〇年八月一五日の終戦時における日本経済のバランス・シートを特徴づけるものは、戦争による物的資産の極度の縮小と貨幣的資産の膨大な堆積とであった。しかも終戦によって軍需生産はストップし、民需生産はすでに見る影もない状態であった。そのうえに、ポツダム宣言と連合国の占領によって海外の領土を失い、北海道、本州、四国、九州と付属島嶼に限られた狭い国土に、ストップした軍需工場から吐き出された失業者と武装を解除された復員者さらに海外からの引揚邦人が職を求めてひしめきあった。

終戦直後の混乱と飢餓の状態のなかで、戦後第一次内閣である東久邇内閣(二〇年八月一七日成立)および幣原内閣(二〇年一〇月九日成立)は、国軍の解体、軍需省、大東亜省の廃止など行政機構の平時化、国民義勇隊、文学・産業・労務各報国会など軍国機関の解消、「治安維持法」その他軍国的諸法令の廃止、「兵役法」の廃止等、進駐軍を迎えてその指令の実行と戦時体制の処理に忙殺され、ために経済危機対策は後手にまわらざるをえず、インフレーションの爆発と高進のため、ついに二一年二月一六日、幣原内閣(蔵相洪沢敬三)によって金融緊急措置が断行せられ、新旧円の交換、旧円の強制預入と封鎖というドラスタックなインフレ収束策がとられるに至った。

戦時中潜在的ではあるが徐々に高進し、終戦直前にはすでに顕在化しつつあったインフレーションは、終戦時のバ

表3-5 昭和20年度予算成立経過および予算・決算比較

(単位：百万円)

区 分	成 立 年 月 日	一 般 会 計		特 別 会 計		臨 時 軍 事 費	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
第86議会							
本 予 算	20. 2. 8	22,404	22,404	67,820	63,334	—	—
追加1・特1	2. 8	4,189	4,189	4,217	4,192	—	—
追加2・特2	2. 8	339	339	35,977	35,977	—	—
臨軍会計追加	2. 8	—	—	—	—	85,000	85,000
追加3・特3	3.25	2,019	2,019	2,095	2,095	—	—
第89議会							
追 加 1	20.12.18	0.18	0.18	—	—	—	—
追加2・特1	12.18	205	205	205	205	—	—
合計最終予算	—	29,157	29,157	110,314	105,803	85,000	85,000
決 算	—	23,487	21,496	82,916	78,355	44,945	16,465

(注) 1. 特別会計欄は、年度区分のない臨時軍事費、特殊財産資金の2会計を除く38特別会計の歳入歳出の単純合計。

2. 臨時軍事費の決算額は、昭和20年度中の収入済額及び支出済額(『臨時軍事費特別会計始末』143, 199ページ)。

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 154ページ, 大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年, 120-21, 136-37ページ。

八特別会計予算額の単純合計は歳入一一〇三億円、歳出一〇五八億円であった。また臨時軍事費特別会計は、設置期間を一会計年度とする特別会計で、年度区分はないが、第八六議会において二〇年度本予算と同時に成立した追加予算は八五〇億円であった<sup>(4)</sup>。これに対し、決算額は同じく表3-5に掲げたとおり、予算額を大幅に下回っている。これは、年度経過四カ月半で戦争終結となったことによるところが大きいといふべきである。ただし、臨時軍事費会計については、事情が異なるので、以下にそれを説明しよう。

臨時軍事費特別会計は、「臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル件」(昭和二十二年二月二八日ポツダム勅令第一一〇号)によって、昭和二十二年二月二八日をもって終結された(第一条)が、終結にあたっての歳入歳出の整理は、次の第三条の規定に基づいて行なわれた。

大きく、九・一〇・一一の三カ月間は戦争中のどの月よりも支払額が多かった。この臨時軍事費支出は、ようやく翌二年に入って、大幅に減少をみたのである。かくして、二〇年度の支出額四三九億円、支出超過額三七七億円のうち、月央から終戦となった八月以降の分は、それぞれ三三四億円、二七五億円で、年度合計の七四%、七三%にあたり、また、年度開始後四カ月半で終戦となったにもかかわらず、二〇年度の臨時軍事費支払額は戦争のもっとも苛烈であった昭和一九年度の二・二倍にも上った。

このように、終戦後もなおしばらく継続した戦争財政は、臨時軍事費の放出という支出面のみでなく、収入面においてもそうであった。すなわち、二〇年八月以降の臨時軍事費支出を賄ったものは、大部分が戦時中と同様の日本銀行引受による国債発行であった。国債発行は八月から一〇月までの三カ月間に一六一億円に及んだが、うち一二〇億円は日本銀行の引受によった<sup>(1)</sup>。二〇年十一月二四日、司令部覚書「戦時利得の排除および国家財政の再建」(一九四五年一月二四日SCAPIN三三七)が発出せられ、公債の発行は以後いっさい司令部の許可を要することとなり、一月以降の国債発行およびその日銀引受は著減したが、日本銀行からの借入金という日本銀行の信用造出による点では変わりのない方法での資金調達が続けられた。日本銀行の政府貸上金は、一八年末三三万円、一九年末九億五〇四〇万円であったが二〇年末には一一二億二〇四〇万円にのぼった<sup>(2)</sup>(ただし、二〇年度末には五三億円に減少した)。なお、翌二一年一月の司令部覚書「政府借入金および支出の削減」(SCAPIN六三五)により、国債の日銀引受発行は制限せられ、財政資金の不足補填に日銀資金を利用することは最後手段とすべき旨指令され、以後の赤字補填は主として短期の大蔵省証券、食糧証券の発行によって賄う体制となった<sup>(3)</sup>(本財政史第一五巻「政府債務」編参照)。

ところで、昭和二〇年度予算の成立経過は表3-5のとおりで、終戦後の第八九議会で成立した追加予算を含めると、最終予算は一般会計歳入歳出とも二九一億円、年度区分のない臨時軍事費、特殊財産資金の二特別会計を除く三

表3-6 政府資金(現金)収支および当座預金残高(昭和20年8月—21年3月)  
(単位:百万円)

年 月	対 民 間			対 日 銀			政府当座預金	
	収 入	支 出	収支超 (A)	収 入	支 出	収支超 (B)	増 減 (A)+(B)	残 高
昭和20. 8	4,658	8,367	△3,709	8,842	5,080	3,762	53	401
9	18,199	24,786	△6,587	13,333	6,804	6,529	△ 58	343
10	6,399	8,747	△2,348	11,320	9,121	2,199	△ 149	194
11	6,023	11,522	△5,499	7,489	1,786	5,703	204	398
12	4,174	5,501	△1,327	3,310	2,157	1,153	△ 174	224
21. 1	4,460	4,610	△ 150	1,984	1,245	739	589	813
2	7,464	5,866	1,598	10,200	10,369	△ 169	1,429	2,242
3	28,983	13,047	15,936	2,411	6,607	△4,196	11,740	13,982
合 計	80,360	82,446	△2,086	58,889	43,169	15,720	13,634	—

(注) 1. △印は支出超過および減額。  
2. 政府当座預金の現金による受払額を民間関係と日銀関係の取引に区分集計したもの。

出所: 大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年, 140ページ。

第三条 臨時軍事費特別会計ノ収入済歳入額ハ昭和二十一年五月三十一日迄ニ歳入事務管理庁ニ判明シタル収入済ノ金額トシ同特別会計ノ支出済歳出額ハ同日迄ニ所管大臣ニ判明シタル支出済ノ金額ヨリ資金ノ前渡ヲ受ケタル官吏ニ於ケル支払ノ同日迄ニ判明セザル金額ヲ控除シタル金額トス

臨時軍事費特別会計所属ノ歳入金又ハ歳出金ニシテ前項ニ規定スル日後ニ於テ其ノ収納又ハ支出若ハ支払ノ判明シタル金額ハ之ヲ其ノ判明シタル年度ノ一般会計ノ歳入又ハ歳出ニ組入レ整理スベシ

したがって、表3-5に掲げた決算の昭和二〇年度収入済額(歳入額)四四九億円は、二二年五月三十一日までに歳入事務管理庁に判明した収入済の金額であり、同じく二〇年度支出済額(歳出額)一六五億円は、同日までに所管大臣に判明した支出済の金額から資金前渡を受けた官吏における支払の同日までに判明しなかった金額を控除した額であつて、実際に二〇年度に国庫の当座預金から民間に放出された額四三九億円(表3-4)を大幅に下回っている。二〇年度の支出の大部分は、昭和二一年度以降の一般会計の歳出決算中に元臨時軍事費特別会計整理支出として計上されたとみるべきであろう(二二年度二一五億円、二二年度一六五億円)。

また、二〇年八月から九月にかけて、連合軍が進駐したが、これに伴う日本側負担の占領費は、後述のように(九六—九七ページ)とりあえず日本銀行立替払の形式で支出され、二一年度予算で終戦処理費として整理されたので、歳計上の収支と実際の収支は占領経費についてもずれが生じたのである。

## 二 昭和二〇年度終戦後の国庫収支

昭和二〇年度の国庫金収支については、二一年度以降のような統計が作成されていないが、知りうる限りの計表を

使って、収支の動向を探ってみよう。

まず、昭和二〇年八月以降二二年三月までの政府資金(現金)収支および当座預金の残高を示せば、表3-6のごとくである。この表は、政府当座預金の現金による受払額を、月に民間関係と日銀関係の取引に区分集計したものである。終戦後(ただし八月一日から一五日までを含む)二〇年度末までの政府資金の対民間収支は二億円の散布超過、対日銀収支は一五七億円の受取超過で、政府預金は一三六億円を増加している。

この間、二〇年八月から二二月までの四カ月の対民間収支は大幅な散超を続け、散超は翌二一年一月まで続いた。その間の資金調達は、主として毎月の散超額にはば見合う日銀からの資金受入(前述したような日銀信用の造出)と一部政府当座預金のくいづぶしによって賄われており、二二年二月に至って、対民間収支は揚超に転じ、三月には一五九億円という大幅な揚超を記録し、その一部が日銀借入の返済にあてられ、二二年三月末には政府当座預金の残額が一四〇億円にも達したのである。

表3-7 昭和20年度政府

区分	年月					
	20. 4	5	6	7	8	9
1. 一般会計(収支尻)	△ 1,933	△ 811	△ 2,718	△ 2,172	△ 4,040	△ 7,546
(1) 引揚	2,841	5,640	2,235	3,292	3,064	15,530
租税	762	798	601	472	366	1,566
臨時軍事費収入	192	245	166	794	175	a) 1,983
出納官吏預託金	610	1,453	773	952	660	8,016
郵便局過超金	433	404	119	436	953	1,790
その他	844	2,740	576	638	910	2,175
(2) 散布	4,774	6,451	4,953	5,464	7,104	23,076
臨時軍事費	2,910	2,001	3,077	3,511	5,001	16,556
俸給並諸費	522	2,351	326	372	503	1,074
補助及奨励金	347	202	149	153	281	301
食糧証券・ 国債償還 <sup>c)</sup>	0	451	137	0	0	0
国債利払	192	186	651	85	62	1,113
出納官吏預託金	137	189	190	633	617	2,045
郵便局資金払出	168	43	15	52	64	212
その他	498	1,028	408	658	576	1,775
2. 預金部(収支尻)	806	△ 897	645	92	111	959
(1) 引揚	1,441	2,199	1,847	1,785	1,304	2,669
郵便貯金	1,157	701	1,174	1,507	953	1,605
地方債・社債 及貸付金元利	198	1,291	418	188	177	884
その他	86	207	255	90	174	180
(2) 散布	635	3,096	1,202	1,693	1,193	1,710
地方債・社債購入 ・引受及貸付金	558	1,607	589	530	411	821
その他	77	1,489	613	1,163	782	889
3. 合計(収支超)	△ 1,127	△ 1,708	△ 2,073	△ 2,080	△ 3,929	△ 6,587

(注) 1. a) は戻入れを含む. b) は国債収入4,900百万円を含む. c) は3月分のもの  
 2. 一般会計引揚欄の「その他」内訳は、植民地収入(1,187), 地方分与税分与(62), 印刷局収入(7), 食糧管理収入(1,752), 薪炭需給調節収入(37), 厚生債収入(5,639), 郵便局売出公債代り金(166), 大蔵省証券(105), 糧券発行  
 3. 一般会計散布欄の「その他」内訳は、恩給及年金(236), 植民地支出(1,061), 局支出(32), 印刷局支出(2), 食糧管理支出(151), 薪炭需給調節支出(68), 厚  
 4. 預金部欄の「その他」には、貯蓄・報国債券収入金(引揚に164百万円,  
 5. 上掲の計数のうち、昭和20年5, 6, 7, 8月分については、前掲表3-6に掲

がある.  
 出所: 日本銀行国庫局資料係「国庫収支月報」(昭和20年度中政府当座預金収支).

当座預金対民間収支

(単位: 百万円)

10	11	12	21. 1	2	3	年度計	対前年度 増減
△ 4,360	△ 6,427	△ 1,588	△ 692	991	6,674	△ 24,622	(-) 594
4,043	4,676	3,266	3,511	6,546	18,567	73,211	35,200
732	870	741	876	1,084	1,144	10,012	(-) 966
898	a) 986	a) 364	185	199	41	6,228	3,419
230	1,041	712	560	597	1,022	16,626	11,085
1,813	618	347	881	1,017	5,572	14,383	11,744
370	1,161	1,102	1,009	3,649	b) 10,788	25,962	9,918
8,403	11,103	4,854	4,203	5,555	11,893	97,833	34,606
4,380	4,662	1,123	247	326	110	43,904	8,481
995	620	525	865	254	1,047	9,454	5,768
390	570	183	121	137	2,968	5,802	2,456
0	1,420	0	0	1,020	c) 1,692	4,720	3,464
60	37	475	150	83	1,029	4,123	1,937
751	1,431	988	833	544	1,266	9,624	6,135
319	383	388	648	126	498	2,916	1,782
1,508	1,980	1,172	1,339	3,065	3,283	17,290	4,583
2,012	928	261	542	607	9,262	15,328	6,235
2,356	1,347	908	949	918	10,416	28,139	11,023
2,023	977	738	550	882	10,321	22,588	11,759
159	316	76	265	29	13	4,014	(-) 737
174	54	94	134	7	82	1,537	1
344	419	647	407	311	1,154	12,811	4,788
204	373	539	375	293	1,095	7,395	394
140	46	108	32	18	59	5,416	4,394
△ 2,348	△ 5,499	△ 1,327	△ 150	1,598	15,936	△ 9,294	(-) 6,829

み国債償還176百万円(前年3月は196百万円)を含む.  
 金収入(184), 鉄道収入(1,791), 専売収入(1,090), 通信事業収入(264), 燃料局収入  
 保険収入(103), 学校図書館収入(21), 政府出資収入(200), 為替交易調整収入(116), 国  
 (707), その他(12,531)——かっこ内は引揚額年度計, 単位百万円.  
 地方分与税分与金(679), 鉄道支出(1,948), 専売支出(299), 通信事業支出(147), 燃料  
 生保険支出(8), 学校図書館支出(13), 政府出資支出(39), 為替交易調整支出(1,259), そ  
 散布に187百万円, いずれも年度計)を含む.  
 げた大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年, 140ページの計数と若干の相違

表3-8 日本銀行券経路別発行状況 (単位：百万円)

年 月 中	政府資金 市中散布 (△は引揚 超過額) (A)	日本銀行関係民間資金増加額 (△は引揚額)							日銀券 増 減 (△は減額) (I)
		国債・ 短期証券 買 入 (△は売却) (B)	民間 預 金 減少額 (△は増加) (C)	民間 貸 出 増加額 (△は減少) (D)	代理店 預 金 増加額 (△は減少) (E)	小 計 (F)	その他 (G)	計 (H)	
昭和20. 8	<sup>a)</sup> 3,959△	1,444△	837	6,805	5,616	10,140△	255	9,885	13,844
9	6,587△	3,512	456△	6,720	989△	8,787	1,326△	7,461△	874
10	2,348△	1,941△	507	2,575△	3,203△	3,076	2,490△	586	1,762
11	5,499△	1,598	834	3,385△	966	1,655△	2,593△	938	4,561
12	1,327△	3,817△	661	8,257△	11	3,768	2,597	6,365	7,692
21. 1	150△	165	66	3,119	5,467	8,487△	5,513	2,974	3,124
2	△ 1,598	165	2,615	587△	400	2,967△	5,592△	2,625△	4,223
3	<sup>a)</sup> △12,847△	5,185	1,348△	12,866	990△	15,713△	2,460△	18,173△	31,020△
合 計	5,425△	17,497	3,314	5,142	8,482△	559△	10,000△	10,559△	5,134

- (注) 1. (A)は日本銀行国庫局調べ。当座預金の対民間収支尻。ただし、a)の計数は表3-5、表3-6の計数と若干の相違がある。  
 2. (B)は日本銀行営業局調べ。内蔵頭、各種共済組合等を民間とし、計数は国債は額面100円につき98円、短期証券は額面100円につき99円60銭で売買されたものとみなして計算。  
 3. (C)(D)(E)は日本銀行計理局調べ。  
 4. (C)は当座預金、内国為替決済金、海外預り金、海外為替決済金、特別預金の合計。  
 5. (D)は割引手形、第二別口割引手形、貸付手形の合計。  
 6. (E)は代理店預金、代理店保管金、海外口代理店保管金、海外代理店政府勘定の合計。  
 7. (F)=(B)+(C)+(D)+(E). (G)=(H)-(F). (H)=(I)-(A).

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和21年12月、14ページ。同、昭和23年3月、4ページ。

し、三月に郵便局過超金ならびに郵便貯金の受入が激増した。これは、金融緊急措置の発動による預金封鎖によって、郵便局に大量の資金が還流したためである。  
 以上の検討の結果、二〇年度の散超要因は、もっぱら終戦後も戦中に増して多額に散布された臨時軍事費に起因するが、散超額が二四六億円と、前年度に比し五・九四億円を減少したのは、主として金融緊急措置による郵便貯金の引揚および郵便局過超金の増加によるものであったといえることができる。  
 次に右に述べた政府資金の対民間収支と日銀勘定における対民間資金の増減とによって、日銀券の

そこで、この間の事情を明らかにするために、政府資金の対民間収支の内訳を検討してみよう。表3-7は、昭和二〇年度の政府当座預金の対民間収支を、一般会計と預金部に区分し、さらにその内訳を集計した表である。この計数は、日本銀行国庫局調べの政府当座預金収支であって、前掲の表3-6に掲げた同じ政府当座預金収支の計数とは、二〇年五月から八月までの四カ月分について若干の相違があるが、大きな違いはない。また、金額の小さなものは「その他」としてまとめたが、計表がどのような分類で区分されているかを明らかにするため、注に項目と年度合計の金額を明示しておいた。  
 まず、年度合計の収支尻をみると一般会計(預金部を除く各特別会計収支を含む)においては、二四六億円の散超、預金部においては一五三億円の揚超であって、政府資金合計では九三億円の散超であった。一般会計の散超は、何といっても臨時軍事費の四三九億円に上る支出が原因であって、一般会計の支出合計九七八億円の四五%が臨時軍事費支出で占められている。また、臨時軍事費収入六二億円(九月から二月までは戻入を含む)を差し引いた臨時軍事費の年度間収支差は、三七七億円の支払超過であって、一般会計の年度間収支は二四六億円の支払超過であるから、臨時軍事費収支を除けば一般会計収支は揚超となることが注目されよう。なお、臨時軍事費収支を除く一般会計の収支について、出納官吏預託金の受払および郵便局過超金の受払が前年度に比して多額にのぼっているのは、本来他項目に(郵便局過超金の受入については郵便貯金)の収支に整理せられるべきものが、終戦の混乱期にあたって、未整理のままこの項目に含まれて計算されたものであろうと推測される。また、預金部収支の年度計の収支尻の一五三億円の揚超は、もっぱら郵便貯金の引揚額二八一億円に起因しており、これは前年度より一一〇億円の増加となっている。  
 次に月別の収支をみると、前述したように九月から十一月までの多額の臨時軍事費支出とくに九月のそれが目立っているが、出納官吏預託金の収入がとくに九月に多いことも注目されよう。二一年に入ると、臨時軍事費支出が激減

表3-9 金融機関の貸出および預金高  
(単位：百万円)

年 月	貸 出		預 金	
	全金融機関	うち銀行	全金融機関	うち銀行
昭和18.12末	41,061	32,354	104,841	56,328
19.12〃	60,653	51,154	147,899	77,927
20.7〃	82,616	71,085	186,015	104,743
8〃	85,915	74,616	195,404	111,943
9〃	94,799	83,053	205,908	120,665
10〃	97,788	85,984	210,739	122,247
11〃	93,856	90,222	215,891	122,713
12〃	100,975	97,622	215,175	119,829
21.1〃	107,540	103,591	210,174	118,514
2〃	109,893	105,984	217,972	122,684
3〃	110,159	106,089	244,796	136,846
増加額				
19.1—19.12	19,591	18,800	43,058	21,599
20.1—20.12	40,323	46,468	67,275	41,903
20.1—20.7	21,963	19,931	38,116	26,814
20.8—21.1	24,924	32,506	24,159	13,771
20.8—21.3	27,543	35,003	58,780	32,102

(注) 1. 日本銀行調べ。  
 2. 全金融機関には、預金部および簡易保険・郵便年金を含む。  
 3. 全金融機関の貸出・預金額は各金融機関の借入金および預け金(日銀への分を除く)の重複を差引いたもの。  
 出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、332-35ページ。

「待機購買力」が、生計費のため、あるいはようやく一般化しはじめた換物投機(二〇年一月に早くも財産税等の徴収と新旧円交換の計画が漏洩したことによるか、ねから物への運動および二〇年産米の不作による食糧への換物)のため現実化せられはじめたことにほかならず、したがってインフレ爆発の原因というよりも、むしろ爆発したインフレーションの結果に帰せられるべきものであるが、このさかんな預貯

加額一八八億円よりも、また、二〇年一月—七月の終戦前七カ月間の銀行貸出増加額一九九億円よりもはるかに多いのである。これに対して、銀行および銀行を含む全金融機関の預貯金は、二〇年一月までは増加してはいるものの増勢は鈍化し、一二月以降一月末までは減勢に転じている。すなわち、当時「貯金インフレ」とよばれた現象である。これは、終戦直後におけるインフレーションの急進、物価騰貴により、戦時中の強制節約の結果蓄積せられた

発行要因を探ってみよう。表3-8に掲げた日本銀行券経路別発行状況は、前掲表3-3に接続する表であって、前述したように一部推定値を含んでいること、また、政府資金の市中散布または引揚超過額は、前掲表と同じ計数であるべきであるが、若干整理のしかたが異なるため違いがあること、日銀関係の資金増加額(H)は日銀券増減(I)から政府資金の対民間収支尻(A)を差し引いて逆算したもので、内訳不明のその他(G)が多額にのぼっている点など、二年度以降の日銀券発行要因に関する計表ほど、正確に事態を反映していないとも考えられるが、それでも終戦直後の日銀券増発の事情をとらえることができる。すなわち、終戦をはさむ二〇年八月は、政府資金の散超に加えて、日銀貸出の増加、代理店預金の増加などによって一三八億円も日銀券が増加し、九月には大幅な政府資金の散超にもかかわらず、日銀の国債および証券の買入、民間貸出の減少によりわずかながら日銀券は減少した。しかし、一〇月から日銀券は再び増加し始め、臨時軍事費支出が減少した一二月には、逆に日銀の民間貸出が大幅に増加して日銀券の増勢は高まった。そして二一年二月、三月に大幅に日銀券は収縮したが、これは金融緊急措置の結果であった。そこで、昭和二〇年終戦後の通貨発行とインフレーションの関係について、さらに立ち入って検討してみよう。終戦直後における臨時軍事費の放出を中心とする政府資金の散布超過は、戦後インフレーション爆発の最初の決定的契機をなしたのであるが、やがて臨時軍事費の放出が鈍化するや、これに代わって戦後インフレーションの爆発的高進を促進したものは、市中銀行を中心とする民間金融機関の預貯金のはげしい引出にもかかわらず急増した貸出であり、それを支えた日本銀行の貸出増加であった。

昭和二〇年八月からの日本銀行を除く全国の金融機関の貸出および預金の推移は表3-9のとおりで、昭和二〇年八月から二一年一月末(金融緊急措置実施の前月)までの金融機関全体の貸出増加額二四九億円、うち銀行の貸出増加額三二五億円であるが、この終戦後六カ月間の銀行貸出増加額は、戦時下のたとえば昭和一九年一年間の銀行貸出増

表3-10 終戦直後の日本銀行券発行額  
(単位：百万円)

年月日	発行額
昭和20. 8. 15	30,282
8. 31	42,300
9. 30	41,426
10. 31	43,188
11. 30	47,748
12. 31	55,440
21. 1. 31	58,564
2. 18	61,825
2. 28	54,342
3. 12	15,204
3. 31	23,322

出所：日本銀行調査局『日本金融史資料』昭和統編、第1巻、392ページおよび大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、255、261ページ。

国債あるいは軍需手形を日銀に質入してその借入を仰ぎ、これをもって預金の引出に応じ、貸出に充当したのである。かくて日本銀行の対民間貸出は、前掲表3-18のごとく、二〇年八月始めより二一年一月末までの六カ月間に一七四億円の増加を示した。これは、一九年一年間の貸出増加額五三億円のまさに三・三倍にのぼっている。

この日銀貸出の激増が、上述した臨時軍事費の放出に伴う政府資金の散布超過とあいまって、日銀券の膨張をもたらした。ここに戦後インフレーションの爆発、高進となったのである。すなわち、表3-10にみられるように、終戦の昭和二〇年八月一五日、三〇三億円であった日銀券発行額は、八月末にすでに四〇〇億円を超え、一二月末には五五〇億円を突破し、金融緊急措置実施時の二一年二月一八日には最高六一八億円を算するに至った。六カ月間に三一五億円の膨張であって、二〇年一月一八日の八カ月半間の増加額一二六億円、昭和一九年中の増加額七四億円、同一八年中の三一億円等と比較すると戦時中には見られなかった大膨張であるといえることができる。

このようにして、昭和二一年二月一七日公布の金融緊急措置による新旧円の交換、旧円の強制預入とその封鎖という一種の通貨措置によるドラスチックなインフレ収束策を不可避とするに至ったのである。日銀券は三月一二日に最低の一五二億円と、最高時の四分の一に減ったのである。

金引出、「待機購買力」の現実購買力化がインフレーションをいっそう激化したことは否定しえない。  
このように銀行は貸出を増加し、しかも預金は引き出されるに至ったので、いきおい日本銀行貸出に依存せざるをえない。市中銀行は保有

- (1) 大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和二三年、三五〇ページ。
- (2) 同前、三五二ページ。
- (3) 「昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情——日本銀行特別経済月報——」(日本銀行調査局『日本金融史資料』昭和統編、第一巻、三八三—八四ページ)。
- (4) 昭和二〇年には、このほか、年度区分のない特殊財産資金特別会計の追加予算、歳入二九三六万七〇〇円、歳出五四九四万二〇〇〇円が成立しており、昭和二〇年度の一般会計と三八特別会計の重複額を差し引いた予算純計は四〇一億三五六七万円、臨時軍事費および特殊財産資金の追加予算を加えた仮予算純計は一二五億六五〇四万円と計算されている(同前、一二〇—一二一ページ)が、決算は純計が計算されていないので、予算と決算を純計で対比することはできない。
- (5) 大蔵省財政史室『昭和財政史——終戦から講和まで——』第一九卷「統計」、二三五—二三七ページ。
- (6) 出納官吏預託金とは、一般会計および相当数の特別会計において、末端の支払の便のため出納官吏を置き、所要資金を送金している。この段階では各会計と預託金の間の国庫内振替であるが、末端の出納官吏において対民間受払があった場合、つとめて原会計の対民間受払として計上するのが理想であるが、会計別に捕捉することが困難な場合、出納官吏預託金として対民間収支受払に計上される。したがってこの受払は当然に各会計に分散せらるべき性質のものである。また、郵便局過剰金とは、郵便局の毎日取扱う郵便貯金、簡易保険、各種政府保険、租税、専売収入、切手印紙、電信電話料等の受払過剰現金を過剰金と称し(不足の場合は資金として受領)、この中から各会計の対民間収支となるべきものは、極力それぞれの会計に計上した残額を郵便局過剰金、郵便局資金払出として計上しており、その大部分は郵便貯金である(大蔵省『財政金融統計月報』第三〇号、四九ページ)。
- (7) 木村禮八郎『インフレーションの研究』昭和二三年、一一四—一五ページ。
- (8) 金融緊急措置は、二月一六日に公表され翌一七日の日曜日法令公布、一八日から実施された。



### 第三節 昭和二十一年度の財政運営と国庫収支

#### 一 昭和二十一年度の財政運営

昭和二十一年度は、終戦第二年度であるが、第一年度である昭和二十〇年度が八月一五日までは戦時であったことから、一年間を通ずる完全な会計年度としては、昭和二十一年度は終戦第一年度ということもできよう。

また、昭和二十一年度は、四月一〇日に行なわれた戦後最初の総選挙の結果、与党の日本進歩党が第二党となったため、四月二二日総辞職した幣原内閣のあとを受けて、迂余曲折を経て五月二二日、第一党の日本自由党と進歩党との連立によって成立した第一次吉田内閣（蔵相石橋湛山）の第一年度でもある。

昭和二十一年度には、「日本国憲法」の公布（一月三日）。ただし施行は次年度の二十二年五月三日）およびこれに伴う「財政法」の公布（二十二年三月三十一日）。ただし施行はその一部が次年度の四月一日、他の大部分は五月三日）のほかは、財政・金融・経済にわたる主要な戦後処理のほとんどすべてが実施せられた。すなわち、前年度末近くに実施せられた金融緊急措置を中心とする総合インフレ対策（食糧緊急措置、隠匿物資緊急措置、新物価体系の確立による物価統制の再開等）の引き続いての運営、財産税の徴収（「財産税法」昭和二十一年一月二二日法律第五二号、施行一月二〇日）、戦時補償打ち切りの断行（「戦時補償特別措置法」同年一〇月一九日法律第三八号、施行一〇月三〇日）、これと相前後する「金融緊急措置令施行規則」の改正（八月一日大蔵省令第九〇号、封鎖預金の第一、第二区分の実施）、「会社経理応急措置法」（八月一五日日

律第七号）および「金融機関経理応急措置法」（同日法律第六号）、「企業再建整備法」（昭和二十一年一〇月一八日法律第四〇号）および「金融機関再建整備法」（同日法律第三九号）等補償打ち切りに関連する一連の措置の実施である。また、「復興金融金庫法」（同年一〇月八日法律第三四号、施行一〇月二九日。なお復興金融金庫創設までの過渡的措置として、八月一日より日本興業銀行に復興融資部を設置。復興金融金庫開業は昭和二十二年一月二五日）による復興金融金庫の設立、傾斜生産方式の採用（二月二七日「昭和二十一年度第四半期基礎物資需給計画策定並に実施要領」閣議決定）、「金融機関融資準則」（昭和二十二年三月一日大蔵省告示第三七号）の制定による融資規制の開始等は、生産再開、経済復興の胎動を物語るものといえることができる。

なお、金融緊急措置によるインフレーションの抑制は一時的にとどまり、インフレーションは再発するに至ったが、金融緊急措置までの戦後インフレーションを「戦後第一次インフレーション」とよび、金融緊急措置後の再発インフレーションを「戦後第二次インフレーション」とよぶこととして戦後インフレーションを金融緊急措置以前のそれと以後のそれとに区別するならば、昭和二十一年度は戦後第二次インフレーションの初年度であるが、戦後第二次インフレーションは、第一次インフレーションとは異なり、生産再開、物的な面における経済復興のための積極的な施策に伴うインフレーションであり、むしろ生産再開、資本蓄積のための積極的手段としてあえてインフレーションが利用せられたともいうことができ、それゆえに他方において絶えずインフレ対策を随伴したところの、当時の用語での「リフレーション」(Reflation)ないし「統制インフレーション」である点に特徴があるといえることができる。

ところで、昭和二十一年度予算は、議会解散の関係もあって、当初は前年度予算が施行せられたが、第一次吉田内閣成立後、同内閣による昭和二十一年度改定総予算案（一般会計予算）および各特別会計改定予算案が七月二四日および八月三日に第九〇議会で提出せられ、九月改定予算成立により、施行予算はその追加を含め改定予算に吸収された。し

表3-12 一般会計最終予算歳出内容別  
(昭和21年度)

(単位：百万円, %)		
部 別	金 額	構成比
皇 室 費	5	0.1
国 会 費	41	
裁 判 所 費	30	
行 政 部 費	5,224	4.4
司 法 及 警 察 費	883	0.7
教 育 文 化 費	1,702	1.4
社 会 及 勞 働 施 設 費	8,660	7.3
保 健 衛 生 費	424	0.4
保 産 業 経 済 費	23,745	19.9
公 共 事 業 費	7,705	6.5
価 格 調 整 費	10,485	8.8
行 政 共 通 費	2,963	2.5
地 方 財 政 費	6,729	5.7
年 金 及 恩 給	238	0.2
政 府 出 資 金	4,221	3.5
国 債 費	5,763	4.8
終 戦 処 理 費	39,600	33.3
予 備 費	670	0.6
合 計	119,087	100.0

(注) 「部別」は、従来の經常部、臨時部の区別を廃し、昭和22年度より実行された予算科目である。したがって21年度予算には部別はないが、比較の便宜上部別に整理したものである。

出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年、34ページ。

の合計額は四六一億円  
で、歳出総額の三八・七  
%を占める。これに対し  
教育文化費、社会および  
労働施設費、保健衛生  
費、年金および恩給を合  
計した民生費は一一〇億  
円、九・二%にすぎな  
い。地方財政費は六七億  
円のうち地方分与税分与

・三%を占めて最大の費目となっており、それについて産業経済費が二三七億円、一九・九%で第二位、価格調整費が一〇五億円、八・八%で第三位、社会および労働施設費が八七億円、七・三%で第四位、公共事業費が七七億円、六・五%で第五位という順になっている。第一位の終戦処理費は占領軍の経費を負担するもので、前年度の二月をもって終結した臨時軍事費(特別会計)に代わる一種の軍事費ともいべきものである。なお、二二年度終戦処理費予算には、連合軍進駐以来予算成立までの占領軍経費の日本銀行立替払の返済予定額が含まれていた(九六ページ参照)。

第二位の産業経済費は、金融機関再建補償金等二一〇億円、船舶運管会補助一六億円等を内容とするものであり、第三位の価格調整費、第五位の公共事業費および政府出資金四二億円(復興金融金庫への出資金四〇億円、一〇月一九日公布の「産業復興営団法」により設立せられた同営団に対する出資金二億円)を生産再開、増産のための積極的経費とみると、その

表3-11 昭和21年度予算成立経過 (単位：百万円)

区 分	成 立 年 月 日	一 般 会 計		特 別 会 計	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
第90議会					
施行追加1号・特1号	21. 7. 2	(一)	(3,707)	(13)	(13)
2号	7. 2	(一)	(1)		
3号・特2号	8. 3	(一)	(4,178)	(45)	(3,980)
改定(本)予算	9.12	56,088	56,088	93,958	84,593
改定追加1号・特1号	10. 9	4,733	4,733	3,191	3,255
2号・特2号	10. 9	4,992	4,992	80,678	80,708
第91議会					
改定追加1号・特1号	21.12.25	5,218	5,218	9,367	9,367
2号	12.25	2,698	2,698		
3号・特2号	12.25	9,300	9,300	36,771	35,599
第92議会					
改定追加1号	22. 2.19	10,000	10,000		
2号・特1号	3.25	26,057	26,057	17,211	17,539
合計最終予算	—	119,087	119,087	241,177	231,060

(注) 昭和21年度予算は第87議会解散のため提出されず、昭和20年度予算が施行され、施行予算に対する追加予算は、改定予算(本予算)に編入されたので、歳入歳出の計数はかっこにくくった。

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」、154ページ。

かも改定予算案提出の第九〇議会開会中に早くも二回にわたって追加予算が提出され、ついで第九一議会に三回、第九二議会に二回と合計七回の追加予算が提出せられた。このように度重なる追加予算が必要となったのは、再発インフレーションの高進のため財政計画が短期間で役に立たなくなったことによるのである。すなわち、昭和二二年度当初予算(改定予算の本予算)から最終予算に至る推移は表3-11のごとくで、一般会計最終予算は歳入歳出とも改定本予算(当初予算)の実に二・一倍、特別会計歳出予算は同じく二・七倍と膨張したものである。

昭和二二年度最終予算における一般会計歳出は、表3-12のごとく、この年度から予算面に本格的に計上されるようになった終戦処理費が三九六億円、歳出総額の三三

表3-14 昭和21年度財産税等収入金特別会計予算および決算  
(単位：百万円)

区 分	予 算		決 算	
	金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入 総 額	43,503		30,615	
租 税	21,719		18,115	
財 産 税	10,710		15,519	
現 金 収 入	8,280		15,447	
国 債 収 入	2,430		72	
戦時補償特別税	11,009		2,596	
現 金 収 入	1,065		707	
国 債 収 入	540		46	
政府特殊借入金収入	9,404		1,844	
財 産 収 入	3,097		—	
物納及譲受財産収入	1,747		—	
旧勘定預金等払戻金	1,350		—	
公 債 金 収 入	18,687		—	
借 入 金 収 入	—		12,500	
歳 出 総 額	43,503		30,176	
一 般 会 計 へ 繰 入	31,098		28,563	
国債整理基金特別会計繰入	12,374		1,613	
補 充 費	26		—	
予 備 費	5		—	

出所：前表と同じ，61ページ。

に対する課税分)の現金納入、国債および政府特殊借入金債権をもってする納入による租税収入二一七億円(財産税一〇七億円、戦時補償特別税一一〇億円)、物納財産収入三一億円、次年度以降の物納分を見返りとする公債の発行による収入一八七億円等、歳出は、一般会計へ繰入三一億円、国債整理基金特別会計へ繰入二二四億円(国債および政府特殊借入金による納入分の償却)、

表3-13 昭和21年度一般会計歳入最終予算および決算内訳  
(単位：百万円，%)

区 分	最 終 予 算		決 算	
	金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入 総 額	119,087	100.0	118,899	100.0
租 税 及 印 紙 収 入	26,378	22.2	30,112	25.3
租 税	25,812	21.7	29,465	24.8
還 付 税 収 入	232	0.2	240	0.2
印 紙 収 入	334	0.3	407	0.3
官業及官有財産収入	9,734	8.2	8,590	7.2
専 売 局 益 金	7,664	6.4	7,326	6.1
そ の 他	2,071	1.7	1,264	1.1
特別会計受入金	31,168	26.2	28,953	24.4
うち財産税等	31,098	26.1	28,563	24.0
収入金特別会計計				
その他雑収入	5,657	4.7	4,752	4.0
公 債 及 借 入 金	44,500	37.4	44,500	37.4
補 償 公 債 金	21,000	17.6	21,000	17.7
復 興 公 債 金	4,200	3.5	4,200	3.5
歳入補填公債金	9,300	7.8	9,300	7.8
借 入 金	10,000	8.4	10,000	8.4
前 年 度 剩 余 金	1,650	1.4	1,991	1.7

出所：前表と同じ，17-26ページ。

金が二六億円を占めているが、地方財政費を全部民生費とみなしても、民生費の総額は一七七億円、一四・九%にすぎない。すなわち昭和二十一年度歳出予算は、終戦処理費の割合が大きいこととともに、生産再開、増産のための積極的財政であるということが出来る。

これに対し、一般会計歳入の内訳を見よう(表3-13)。最終予算において、公債および借入金の比率が租税収入の比率を大きく上回っている。すなわち、一般会計の公債および借入金は、復興公債四二億円(前述の復興金融金庫への出資四〇億円および産業復興営団への出資二億円に見合うもの)、戦

時補償打切りに伴う金融機関損失補償一〇〇億円を含む補償公債二二〇億円のほかに、歳入補填公債九三億円および借入金一〇〇億円が加わって、合計四四五億円で歳入総額の三七・四%という大きな比率を占めている。なお、財産税の徴収に伴い新設された財産税等収入金特別会計よりの一般会計への繰入三一億円のうち、同特別会計における公債発行分一八七億円(趣旨は後述)を加えると、この割合は五三・一%となる。

これに対し、租税および印紙収入の予算二六四億円に準租税である専売局益金七七億円を加えると三四〇億円である。これは、増税および煙草専売価格の引上げが行なわれた結果、前年度の二倍以上の増収が見積られたものであったが、公債および借入金収入よりも少なく歳入総額に対する比率は二八・六%にとどまった。この傾向は、決算においても変わらず、租税および準租税、財産税等収入金特別会計よりの繰入金、公債および借入金の歳入総額に対する比率は、それぞれ三一・四%、二四%、三七・四%であり、公債および借入金中に財産税等収入金特別会計における借入金一二五億円を加えると、公債および借入金収入は、歳入決算総額の四七・九%にのぼったのである。

なお、財産税等収入金特別会計の収支について、説明を加えておこう。同会計の二十一年度予算および決算は、表3-14のごとく、予算は歳入歳出四三五億円で、歳入は、財産税および戦時補償特別税(政府特殊借入金を含む補償支出済

表3-16 政府債務在高および年度中増加額(昭和20・21年度)

(単位：百万円)

区 分	年 度 末 現 在 高			年 度 中 増 加 額	
	昭和21(A)	昭和20(B)	昭和19(C)	21(A-B)	20(B-C)
総 額	265,342	199,454	151,952	65,888	47,502
国 債	173,125	140,812	107,633	32,313	33,179
内 国 債	172,237	139,924	106,745	32,313	33,180
外 国 債	887	887	889	0	△ 1
短期証券	30,940	3,160	1,902	27,780	1,258
大蔵省証券	24,500	—	—	24,500	—
食糧証券	6,300	3,020	1,750	3,280	1,270
朝鮮食糧証券	140	140	152	0	△ 12
借 入 金	59,750	55,280	41,697	4,470	13,584
會計別					
臨 軍	49,134	49,134	40,668	0	8,466
その他	10,616	6,146	1,028	4,470	5,118
借入先					
日 銀	14,068	6,550	826	7,518	5,724
その他	45,683	48,730	40,870	△3,047	7,860
一時借入金	1,527	202	720	1,325	△ 518
會計別					
貿 易	1,400	—	—	1,400	—
その他	127	202	720	△ 75	△ 518
借入先					
日 銀	1,490	—	—	1,490	—
その他	37	202	720	△ 165	△ 518

(注) 大蔵省理財局調べ。

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和29年、185—86ページ。

金四三億円、計九四億円、通信事業特別会計は同じく公債一八億円、借入金一五億円、計三三億円、貿易資金特別会計は借入金五〇億円を計上し、その他および前述の財産税等収入金特別会計の公債一八七億円を加えた特別会計の公債および借入金は合計三七一億円、特別会計最終予算歳入総額の一五・三%を占めている。<sup>(3)</sup>

昭和二一年度一般会計および特別会計の最終予算ならびに決算の純計額は、表3-15のごとくである。また、二一年度予算が公債および借入金に多くを依存するものであったことから、同年度中の政府債務は、表3-16のごとく、前年度に比し国債三三三億円、短期証券二七八億円、借入金四五億円(日銀よりの借入金は七五億円)、一時借

表3-15 昭和21年度一般会計および特別会計予算・決算純計

(単位：百万円)

区 分	最 終 予 算		決 算	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
一 般 会 計	119,087	119,087	118,899	115,207
特 別 会 計 a)	241,177	231,060	190,779	178,205
合 計	360,264	350,147	309,678	293,412
うち重複額	134,840	126,931	120,867	113,469
差 引 額	225,424	223,216	188,811	179,943
うち控除額b)	30,963	30,963	26,403	26,403
再差引純計額	194,461	192,253	162,408	153,539

(注) 大蔵省主計局調べ。a)は25特別会計の歳入・歳出額の単純合計。b)は国債整理基金特別会計における借換・償還額。

出所：前表と同じ、120—21、136—37ページ。

その他である。

財産税の徴収、したがって財産税等収入金特別会計は昭和二六年度まで存続したが、財産税そのものは一回限りの臨時税である(戦時補償特別税も同様)。決算によれば、その収入三〇六億円のうち租税収入一八一億円中国債等による分一九億円は償却されたが、借入金収入一二五億円によって、現金収入一六一億円をはるかに超える二八六億円が一般会計へ繰り入れられて、一般会計の重要な財源とされたのである。しかも公債金収入(決算においては借入金)は将来の物納財産収入を見合いとするものであるから、長期予算的にはともかく短期予算的には赤字公債といふことができよう。

以上によって、二一年度一般会計予算は、歳出においては政策的選択の余地がない終戦処理費を別とすれば、生産再開、増産に重点を指向した予算であり、歳入においては公債および借入金に多くを依存した予算であるといふことができ、したがって赤字予算である。

なお、特別会計は、昭和二〇年度には三八会計を数えたものが、終戦後臨時軍事費その他の軍関係特別会計および植民地関係特別会計等一七会計が廃止せられ、二一年度において財産税等収入金、自作農創設特別措置、開拓者資金融通、貿易資金の四特別会計が創設せられて、二五会計となった。これら特別会計予算も公債および借入金に依存するものが多く、鉄道運賃・通信料金の値上げにもかかわらず、帝国鉄道会計は最終予算において公債五一億円、借入

表3-18 国庫金対日銀

区 分	第 1 四 半 期			2 ・ 四		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
1. 資 金 調 達	5,771	4,892	879	14,981	11,373	3,608
大蔵省証券	—	—	—	6,465	2,570	3,895
食糧証券	5,771	4,892	879	6,916	8,803	△1,887
借入金	—	—	—	1,600	—	1,600
2. 資 金 運 用	3,546	4,404	△ 858	1,960	907	1,053
預 金 部	3,546	4,404	△ 858	1,960	907	1,053
3. そ の 他	207	117	90	72	55	17
日銀納付金	199	—	199	—	—	—
銀行券製造費	—	—	—	65	—	65
公債借入金利息	—	71	△ 71	—	55	△ 55
その他の	8	46	△ 38	7	—	7
合 計	9,524	9,413	111	17,013	12,335	4,678

(注) △印は支払超過。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，34ページ。

表3-17 国庫金対民間収支(昭和21年度)

(単位：百万円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 財 政 資 金	△ 9,849	△ 945	△ 6,670	△ 8,459	△25,923
(1) 一 般 会 計	△ 6,292	1,047	△ 5,865	△ 5,666	△16,776
収 入	4,019	6,545	10,750	12,823	34,137
租 税	2,945	3,072	6,432	7,988	20,437
専売流用現金	542	1,612	1,653	1,903	5,710
その他の	532	1,861	2,665	2,932	7,990
支 出	10,311	5,498	16,615	18,489	50,913
(2) 特 別 会 計	△ 3,557	△ 1,992	△ 805	△ 2,793	△ 9,147
食糧管理	632	1,751	4,408	2,200	8,991
帝国鉄道	△ 611	△ 1,534	△ 2,638	△ 3,215	△ 7,998
貿易	△ 84	△ 524	△ 1,482	△ 1,215	△ 3,305
その他の	△ 3,494	△ 1,685	△ 1,093	△ 563	△ 6,835
2. 預 金 部 資 金	△ 2,051	△ 3,761	△ 320	△ 416	△ 6,548
合 計	△11,900	△ 4,706	△ 6,990	△ 8,875	△32,471

(注) 1. △印は散布超過。

2. 預金部資金には郵便局過剰金を含む。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，32ページ。

収 支 (昭 和 21 年 度)

(単位：百万円)

3 ・ 四			4 ・ 四			年 度 計		
収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
30,196	14,660	15,536	75,891	55,945	19,946	126,839	86,870	39,969
20,391	4,726	15,665	36,873	32,350	4,523	63,729	39,646	24,083
3,646	9,434	△ 5,788	10,070	21,495	△11,425	26,403	44,624	△18,221
6,159	500	5,659	28,948	2,100	26,848	36,707	2,600	34,107
299	4,138	△ 3,839	8,118	4,891	3,227	13,923	14,340	△ 417
299	4,138	△ 3,839	8,118	4,891	3,227	13,923	14,340	△ 417
969	3,264	△ 2,295	243	9,617	△ 9,374	1,491	13,053	△11,562
—	—	—	—	—	—	199	—	199
136	—	136	243	—	243	444	—	444
—	69	△ 69	—	182	△ 182	—	377	△ 377
833	3,195	△ 2,362	—	9,435	△ 9,435	848	12,676	△11,828
31,464	22,062	9,402	84,252	70,453	13,799	142,253	114,263	27,990

## 二 昭和二二年度の国庫収支

以上のような財政運営の結果、昭和二二年度の国庫金対民間収支は表3-17のごとく、財政資金(預金部資金を除く政府資金)は一般会計が第二・四半期を除き毎四半期散超、特別会計が毎四半期散超で、年度計二五九億円の散超、預金部資金も同様で年度計六五億円の散超、国庫金全体で三二五億円の散超となった。

また、昭和二二年度国庫金対日銀収支は、表3-18のごとく、毎四半期収入超過で、年度計二八〇億円の収入超過であるが、既述のように国庫金対民間収支と国庫金対日銀収支とは逆の関係にあるから、政府にとって日銀からの収入超過は、前記国庫金対民間収支の散超の大きな要因をなすもので

入金一三億円(日銀よりの借入金は一五億円)を増加し、総額で六五九億円の増加となった(前年度の増加額四七五億円。ただし、国債と借入金の増加額は前年度の増加額を下回ったが、短期証券および日銀よりの借入金の増加額は前年度の増加額を上回った)。

表3-20 昭和21年度における日本銀行勘定 (単位：億円，%)

区 分	昭和21年 3月10日 (A)	同 10月末日 (B)	22年 3月末日 (C)	(A)(B)間増減		(B)(C)間増減	
				金額	比率	金額	比率
銀行券発行高 <sup>a)</sup>	162	706	1,157	544	100	451	100
政府貸上金 <sup>b)</sup>	102	73	150	△ 29	△ 5	77	17
国債その他証券 <sup>b)</sup>	38	184	677	146	27	493	109
政府預金 <sup>a)</sup>	(114) 309	54	102	59	11	△ 48	△ 11
差引計	(26)△169	203	725	176	33	522	115
一般貸出 <sup>b)</sup>	282	443	519	161	30	76	17
一般預金 <sup>a)</sup>	157	100	112	58	11	△ 13	△ 3
差引計	125	343	407	219	41	63	14
雑資産勘定 <sup>b)</sup>	60	161	47	101	19	△ 115	△ 25
雑負債勘定 <sup>a)</sup>	86	41	47	45	8	△ 7	△ 1
代理店勘定 <sup>b)</sup>	(32) 227	28	14	△ 4	△ 1	△ 13	△ 3
現金及地金 <sup>b)</sup>	6	14	14	7	1	0	0
未払込資本金 <sup>b)</sup>	0.5	0.5	0.5	—	—	—	—
資本金及積立金 <sup>a)</sup>	2	2	2	—	—	—	—
合計資産および負債	(522) 716	903	1,422	381	—	519	—

(注) 1. a) は負債勘定, b) は資産勘定。  
 2. 「政府預金」および「代理店勘定」のカッコ内は海外口195億円を引落とした金額, 「(A)(B)間増減」はカッコ内数字に対する増減。  
 3. 「(A)(B)間増減」「(B)(C)間増減」欄の比率は, 銀行券発行高に対する百分率。  
 4. 21年4月1日, 銀行券発行高より減失, 海外流出, 新旧円交換未済分等の45億円が引落とされた。

出所：黒田久太『日本インフレーションの本質』99-100ページ。

間信用供与超過 (一般預金に対する一般貸出超過および国債売買の買入超過) によるのであって、年度間の日銀券発行増加額九六九億円は、前述の国庫金(政府資金)対民間収支の散超過額三二五億円と日銀の対民間信用供与超過額六四四億円との合計額に相当するのである。その四半期別推移は表3-19のごとくである。

ところで、これによると、通貨膨張の要因としては政府資金の散超過よりも、日銀の対民間信用の増大のほうがはるかに大きいようにみえる(前者三・四%、後者六六・六%)が、さらに立ち入って分析してみると、後者も結局は赤字財政によって促進されたといえることができる。すなわち財政インフレーションの高進であり、旧円封鎖制

表3-19 日銀券発行要因(昭和21年度) (単位：百万円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 政府資金	11,900	4,706	6,990	8,875	32,471
2. 日銀勘定	12,049	16,971	21,972	13,454	64,446
貸出	3,426	9,957	8,378	1,481	23,242
国債売買	4,438	2,785	10,266	13,515	31,004
民間預り金	△ 578	△ 1,836	△ 784	△ 491	△ 3,690
代理店預金	△ 666	359	△ 108	△ 2,244	△ 2,659
その他	1,714	197	461	1,076	3,448
国庫金送金未達	3,716	5,509	3,759	117	13,101
3. 日銀券増減(1+2)	23,949	21,677	28,962	22,329	96,917
4. 日銀券期末発行高	42,758	64,435	93,397	115,726	115,726
(参考) 短期証券市中償還	1,678	2,151	1,279	4,392	9,500

(注) △印は通貨収縮要因。  
 出所：前表と同じ, 50-51ページ。

あり、それは日銀の信用造出によるところが大きいのである。<sup>(4)</sup>  
 昭和二一年度の日銀券発行高は、前年度末近くに行なわれた金融緊急措置による日銀券の強制預入のため当初は低水準であったが、毎月増加を続け、ついに金融緊急措置による通貨収縮を一時的なものに終わらせる大膨張となった。すなわち、金融緊急措置令実施時の二月一八日の日銀券発行高は六一八億円で、これが二〇年度の最高発行額であったが、強制預入最終日の三月一二日には一五二億円となり、七五%方の大収縮を演じた。(八二ページ表3-10)しかしそれを底として、その後毎月六〇―九〇億円を増加し、九月半ばにはすでに金融緊急措置令以前の最高額を突破し、九月末(二一年度第二・四半期末)の発行高は六四六億円にのぼり、二一年一月には一〇〇〇億円の大台を超え、三月末(二一年度末)にはついに一一五七億円となったのである。金融緊急措置後の最低発行額一五二億円に対し一〇〇五億円の増、二一年度の年度間で九六九億円の増である(措置令当初政府が予想した二二年三月末の通貨流通高は約二四〇億円ないし二五〇億円であったから、実績はまさに予想の五倍弱に及ぶ通貨膨張の再高進となった)。

この通貨再膨張は、赤字財政による政府資金の散超過と日銀の対民間信用供与超過 (一般預金に対する一般貸出超過および国債売買の買入超過) によるのであって、年度間の日銀券発行増加額九六九億円は、前述の国庫金(政府資金)対民間収支の散超過額三二五億円と日銀の対民間信用供与超過額六四四億円との合計額に相当するのである。その四半期別推移は表3-19のごとくである。

ところで、これによると、通貨膨張の要因としては政府資金の散超過よりも、日銀の対民間信用の増大のほうがはるかに大きいようにみえる(前者三・四%、後者六六・六%)が、さらに立ち入って分析してみると、後者も結局は赤字財政によって促進されたといえることができる。すなわち財政インフレーションの高進であり、旧円封鎖制

度の諸欠陥がこの財政インフレーションをいっそう拍車づけたのである。<sup>(5)</sup>

いま、金融緊急措置直後の二一年三月一日と、物価が中たるみから再び騰勢に転じた時期として一〇月末日、および二一年度末として二二年三月末日の三時点をとって、日本銀行勘定をみると、表3-20のごとくである（これは、日本銀行勘定として発表されているものについて、資産負債勘定の配列を一応ほぐして、それらを政府関係および民間関係勘定に再配列したものである）。

この表によって、二一年三月から一〇月までの約八カ月間と、一月から二二年三月末までの五カ月間とについてみることにしよう。

二一年三月から一〇月までにおける約八カ月間（大部分が二一年度上期）の日銀券増発量は五四四億円で、そのうち政府関係の勘定では一七六億円で、全体の日銀券膨張額五四四億円の三三％、民間関係の勘定では二一九億円で、同四一％を占めている。したがって、この期間における日銀券膨張の要因は、財政の側よりもより多く民間に対する信用膨張のほうにあるようであるが、かつまた、石橋蔵相の編成した昭和二一年度本予算案は既述のごとく八月に議会で提出せられ、それまでは前年度予算が施行せられているということも大いに関係があるが、しかし、次の諸点が併せ考慮されねばならない。

その一は、日銀雑資産勘定中の増加の大部分を占める進駐軍関係経費（終戦処理費）の仮払である。当初、予算費目のなかった終戦処理費は、暫定措置として日本銀行の仮払金勘定をもって立替払されたが、この立替払は二一年一〇月一五日限りで打ち切られ、以後一般会計の終戦処理費の支出に切り替えられた。したがって、この分を政府関係に加えれば、この期間における日銀券膨張の約五〇％は、政府に対する信用膨張すなわち財政側の要因であるということになる。ちなみに、日本銀行による終戦処理費の立替払の残高は、表3-21のごとくで、二〇年九月七日以降二一年一〇月一五日までに一二二億円の巨額にのぼった。なお、この立替金およびその利息は、二一年一〇月から二二年二月までに、四回にわたって終戦処理費予算から返済された。<sup>(6)</sup>

その二は、この期間における日銀券膨張の民間関係分四一％のうち三〇％は貸出増、一一％は預金減に基づくものであるが、この貸出増は前年度末公募された民間銀行引受国債五〇億円の消化のため事実上その後の民間銀行貸出を日銀貸出に依存せしめたことによるところが大きいことである。すなわち、国債の民間銀行引受は、上述した昭和二一年一月の司令部覚書（七二ページSCAPIN-六三五）によって国債の日銀引受発行が原則として禁止せられた結果、二一年三月に公募を再開したものであり、そのときは市中銀行は金融緊急措置による強制預入によって生じた資金をもって引受国債を消化することができたが、その後市中銀行に対する預金増加は貸出の増加に及ばず、三月一〇月の全国銀行勘定における貸出増二五二億円に対し預金増一五〇億円で、一〇〇億円余の貸出超過を示しており、これが市中銀行より日銀への国債売却および日銀の一般貸出によって賄われたことになったのである（二一月には再び国債五一億円の日銀引受発行が行なわれた）。したがって、二一年三月における市中銀行の国債五〇億円消化は、結局、日銀の信用膨張によったものといえることができるのであって、このうち日銀の国債買上分は、前掲表3-20では政

表3-21 日本銀行による終戦処理費立替払残高(単位：百万円)

年 月 末	残 高
昭和20. 9	801
10	1,174
11	1,257
21. 1	1,678
2	2,025
3	2,431
4	3,164
5	3,911
6	5,171
7	6,693
8	8,826
9	10,782
10月15日	12,227

(注) 戻入金額88百万円を含む。  
出所：大蔵省所蔵日本銀行資料。

府関係勘定の国債およびその他証券中に含まれているわけであるから、これを差し引いた分が実は一般貸出の中に含まれているとみるべきである。同様のことは預金部引受国債についてもいうことができる。すなわち、家計の赤字を反映して五月以降郵便貯金が漸減し、それが大蔵省預金部にお

表3-22 日本銀行政府

区分	第1四半期			2・四		
	受入	払出	差引	受入	払出	差引
当座預金	192,683	204,471	△ 11,788	218,918	218,946	△ 28
別口預金	2,538	2,031	507	2,672	2,104	568
指定預金	—	—	—	—	—	—
小額紙幣引換準備預金	62	7	55	58	4	54
計 (A)	195,283	206,509	△ 11,226	221,648	221,054	594
前期末繰越(B)	18,482	—	18,482	213,765	206,509	7,256
合計(A+B)	213,765	206,509	7,256	435,413	427,563	7,850

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，42—43ページ。

表3-23 国庫勘定期末現在高 (昭和21年度) (単位：百万円)

区分	第1四半期	2・四	3・四	4・四
会計勘定	△ 19,212	△ 20,805	△ 33,911	△ 30,050
一般会計	2,416	△ 1,329	△ 16,133	△ 68,314
特別会計	△ 21,628	△ 19,476	△ 17,778	38,264
預金部勘定	—	—	—	—
特別勘定	26,469	28,655	43,103	42,980
国庫金補填部勘定	—	—	—	—
合計	7,257	7,850	9,192	12,930

出所：前表と同じ，41ページ。

における政府関係膨張要因の比重は約九〇%となり、圧倒的に大きいのである。なお、二一年度中における日本銀行政府預金受払の四半期別推移は、表3-22のごとくであるが、この各四半期受入と払出との差引合計額は国庫勘定の当該期末現在高であり、第一・四半期の受入のうち前期末繰越は二〇年度末の国庫勘定現在高である。各四半期末国庫勘定現在高の国庫勘定別内訳は、表3-23のごとくである。すなわち、昭和二一年度末においては一般会計は支払超過であるが、特別会計および特別勘定が受入超過であるため、国庫勘定現在高は差引一二九億円で、これが政府預金の現在高となるのである。

ここで国庫金の諸勘定について説明を加えておこう。(8) 一般会計勘定とは、一般会計に属する科目の収入支出が計理される勘定

預金推移 (昭和21年度)

(単位：百万円)

3・四			4・四			年度計		
受入	払出	差引	受入	払出	差引	受入	払出	差引
281,429	280,390	1,039	454,464	449,318	5,146	1,147,494	1,153,125	△ 5,631
3,484	3,216	268	4,161	5,742	△ 1,581	12,855	13,093	△ 238
—	—	—	112	—	112	112	—	112
42	7	35	62	1	61	224	19	205
284,955	283,613	1,342	458,799	455,061	3,738	1,160,685	1,166,237	△ 5,552
435,413	427,563	7,850	720,368	711,176	9,192	1,388,028	1,345,248	42,780
720,368	711,176	9,192	1,179,167	1,166,237	12,930	2,548,713	2,511,485	37,228

ける国債消化能力の圧迫となり、三、四、五月に九八億円の国債を消化しえた預金部も爾後国債を引き受けることができず、二一年度末には保有の政府短期証券全部を処分したうえ、なお長期国債四億八〇〇〇万円の売却さえも余儀なきに至ったのである。このような市中銀行および大蔵省預金部による国債の「假構的消化」を考慮に入れるとき、この期間における日銀券の膨張中、政府関係の比重はさらに増加し、全体で六〇%見当となるわけである。

このようにみても、二一年三月—一〇月の間における日銀券膨張も、財政要因のほうが比重が大となり、この期間においても財政インフレーションが高進しつつあったことを否定しえないのであるが、一〇月以降に至っては、石橋財政の本格的展開とともに、他方対民間信用の規制がはじめられた関係もあって、政府関係による日銀券膨張の比重が圧倒的に大となり、財政インフレーションはいよいよ本格化するに至ったのである。すなわち、一月以降二二年三月末までの五カ月間における日銀券増加四五一億円に対し、政府関係膨張は五二二億円で一〇〇%を超え、民間関係膨張はわずかに六三億円で、一四%にすぎない。政府関係膨張が一〇〇%を超えたのは、主として雑資産勘定の二五%減でカバーされたわけであるが、この大部分は前述した終戦処理費の日銀立替払の政府勘定への振替によるものである。これは前期間においてすでに計算に入れたものであるから、これを差し引くと、この期間



であり、特別会計勘定とは、各特別会計（預金部特別会計を除く）の収入支出が計理される勘定で、各会計ごとの口座がバランス・シートに計上されその総計が特別会計勘定である。特別勘定は、一般・特別各会計勘定に属しない科目を総称するものであって、予算に定める歳入歳出ではなく、歳入歳出外の受払を整理する勘定である。

特別勘定の種類は、口座名で見ると多様にわたっているが、昭和二五年度までの特別勘定の口座を性質別に分類すると、左のごとくである。

- (一) 仮勘定の性質を帯びているもの
  - 郵便局受払金 国庫内為替 造幣庁渡 国庫金未整理 歳出支払未済繰越金 第二封鎖預金 米貨公債買入資金 戦時未整理
- (二) 国庫金の効率的運用のための仮勘定
  - 預託金 国庫余裕金繰替 公債利子支払資金 借入金および一時借入金利子支払資金
- (三) 資金運用のために設けられたもの
  - 各特別会計積立金 貴金属買入資金 援助資金運用資金 外国為替等取得資金 外国通貨等買上資金
- (四) 特別会計の支払元を補足するために設けられたもの
  - 特別会計補足繰入
- (五) 小額紙幣の発行のために設けられたもの
  - 小額紙幣発行高
- (六) その他
  - 補助貨幣回収準備資金 外国為替等売買代金 主要食糧買入代金支払資金 軍票発行高 軍票引換元渡 政府特殊

#### 借入金元利払資金

預金部勘定は、大蔵省預金部特別会計の口座と、預金部資金口座とに分れている。前者は本来特別会計勘定に属するものであるが、預金部の特殊性により特別会計勘定から分離されたのであり、後者も特別勘定の「資金運用のために設けられたもの」と同じ性質のものであるが、預金部資金の特殊性およびその大きいウェイトにより特別勘定から分離されたものである。

国庫金補填部勘定は、性質上特別勘定であるが、その金額が大きいこともあって、特別勘定から分離されたものである。その口座内訳は、左のごとくである。

公債発行収入金 借入金 大蔵省証券発行高 食糧証券発行高 一時借入金 公債償還資金 借入金償還資金 大蔵省証券償還資金 食糧証券償還資金 一時借入金償還資金 薪炭証券償還資金 各店間未整理

すなわち、国庫金の不足を賄うための長期または短期資金を調達した場合の資金の受入と、調達した資金を償還した場合の資金払出の勘定であって、いずれも歳入金として整理されるまでのもの、または歳出金としていったん支払われたものをこの勘定で受け入れ、歳出外としてここで支払っていくものからなっている。

ちなみに、国庫金補填部勘定の収支は、国庫金の収支において過不足ある場合、上述のごとく長期資金（公債、借入金）および短期資金（一時借入金、政府短期証券、国庫余裕金）の調達による積極的補填もしくはそれらの債務の償還による消極的補填が行なわれることによる収支である。なお、公債のうち交付公債については、その債主に対する交付は歳出とはならず、その発行も現金の収入となる積極的資金調達にはならないので、国庫収支上には姿を示さない。

この国庫補填資金をどこから調達する（または償還する）かによって、国庫金対日銀収支、国庫金対民間収支、国庫内振替の関係が生ずるわけである。国庫内振替の関係が生ずるのは、たとえば大蔵省預金部資金が直接に公債および

短期証券を引き受け、または特別会計等が預金部資金から借入金借り入れる場合およびそれらを償還する場合と、資金不足の特別会計に国庫余裕金を短期に流用する国庫余裕金の繰替使用の場合等である。

- (1) これは、筆者がかつて行なった区別である（鈴木武雄『現代日本財政史』第一巻、東大出版会、昭和二七年、二五四―五六ページおよび同『金融緊急措置とドッジ・ライン』財団法人清明会、昭和四五年）。
- (2) 第一次吉田内閣の石橋蔵相は、昭和二一年度改定予算案を議会に提出した際の財政演説において、生産再開のためには赤字財政もインフレーションもやむをえないと強調した（大蔵省印刷局『大蔵大臣財政演説集』昭和四七年、五〇九―二六ページ）。
- (3) 日本銀行調査局「我国戦後財政の分析―第一部」昭和二三年、一八ページ。
- (4) 本節以降に掲げる国庫収支統計は大蔵省理財局作成の計数（大蔵省編『財政金融統計月報』第一〇号、第三〇号所収）で、二〇年度に掲げた日銀調べの計数（大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和二三年、一四〇―四一ページ）とは、

昭和21年度国庫金収支比較  
(単位：百万円)

区 分	理財局調	日 銀 調	
対民間収支尻	1 四	△ 11,900	△ 14,324
	2 四	△ 4,706	△ 6,662
	3 四	△ 6,990	△ 8,481
	4 四	△ 8,875	△ 13,313
	年 度 計	△ 32,471	△ 42,780
対日銀収支尻	1 四	111	2,535
	2 四	4,678	6,634
	3 四	9,402	10,856
	4 四	13,799	18,460
	年 度 計	27,990	38,485

(注) △は支払超過。

対民間収支、対日銀収支の統計処理の方法に若干の違いがある。両者の統計を昭和二一年度の国庫収支について比較してみると、上表のようになる。

理財局調べの計数が、対民間、対日銀収支ともに日銀調べの計数より少額なのは、主として市中所有の短期証券の償還分を国庫の対日銀収入および対民間支出から控除しているためである。その理由は、「償還を受けた市中金融機関等が、その償還された資金をもって、新に日銀所有の短期証券を買入れているので（正確には差額が必ずしも直ちに乗り換えられるわけではないが、ほぼ、こう考えて差支えない）、実質的には日銀に還流したのと何等変りないことになる。従って短期証券市中償還額を、国庫金対民間支出に計上することは、徒らに国庫収支、日銀収支の計数を拡大にし、しかも実勢を表わさないもので、控除するのである」（大蔵省『財政金融統計月報』第一〇号、一七―

ジ）という点にある。すなわち、短期証券償還資金が、日銀↓国庫↓民間↓日銀と還流する過程を省略したのが理財局調べの計数である。したがって、日銀券発行要因に関する表についても、理財局調べの計数は日銀の国債売買勘定の計数から前記の控除分に見合う額が控除されているのである。

- (5) 旧円封鎖制度の諸欠陥としては、①封鎖預金の現金（新円）での引出がある程度まで認められたこと（ただし、この封鎖預金の直接現金化の途は、やがて封ぜられた）、②封鎖小切手による取引が認められたこと、すなわち封鎖預金そのものが一種の預金通貨として流通したこと、③銀行等から封鎖小切手をもってする貸出すなわち封鎖貸出が行なわれたこと、のほかに、④封鎖預金の直接の現金化はやがて封ぜられたけれども、その間接的な現金化は依然として行なわれたのであって、その役割はほかならぬ財政が果たしたということ、すなわち、租税の納入は封鎖小切手をもってすることが許され、その他の歳入も封鎖小切手によるものが多かった反面、歳出は封鎖小切手と現金との双方をもって支払われ、その割合はほぼ半々であったため（大蔵省・日本銀行編『財政経済統計年報』によれば、二一年四月―二二年三月の政府の封鎖支払額は五八〇億円、二一年度歳出決算額からこれを差し引いたものを一応現金支出とみると五七億一億円となる）、財政の収入支出の機構を通じて封鎖円（旧円）が新円に転化されたとみることができるのである。

- (6) 大蔵省所蔵日本銀行資料。なお、日本銀行の仮払金勘定への送金は一〇月一五日で打ち切られたが、日銀本店から各支店、代理店あてに送金された仮払金勘定の支払は、一月一四日まで続けられた（調達庁『占領軍調達史』、調達の基調、一三八―一四〇ページ）。くわしくは、本財政史「終戦処理費」編を参照されたい。
- (7) 黒田久太『日本インフレーションの本質』昭和二二年、一〇二―一〇三ページ。
- (8) 大蔵省『財政金融統計月報』第一〇号、五一―五六ページ。

## 第四節 昭和二二年度における財政運営と国庫収支

### 一 昭和二二年度の財政運営

昭和二二年度の財政は、三つの内閣によって運営せられた。二二年四月二五日の総選挙の結果、社会党が第一党となったが、絶対多数は得られず、保守勢力といわれる自由・民主両党が議席の過半数を制することとなったため、爾後一カ月にわたる政局混迷を続けたのち、五月二三日、社会・民主・国民協同三党の連立により、片山社会党中央執行委員長が国会において新憲法（五月三日施行）下第一次内閣の首班に指名された。これによって第一次吉田内閣は退陣したが、組閣はなお難航し、片山首相一人の内閣という奇妙な事態がしばらく続いたのち、六月一日ようやく三党連立の片山内閣が発足することになった（蔵相は民主党からで、最初矢野庄太郎が就任したが、まもなく栗栖赳夫がこれに代わった）。連立とはいえわが国政治史上画期的な社会党首班内閣は、わずか八カ月で昭和二三年二月一日総辞職し、政局はふたたび次期政権をめぐる混迷した。二月二一日国会において行なわれた首班指名の投票のごときは衆議院においては芦田民主党総裁、参議院においては吉田自由党総裁が指名されるという奇妙な現象を生じたが、結局新憲法第六七条の規定により国会の議決は芦田首班に確定し、三月一日民主、社会、国民協同三党連立の芦田民主党首班内閣が成立した（蔵相は民主党の北村徳太郎）。

このように、昭和二二年度は一年間に三つの内閣を送迎したが、この年度における主な施策は、その大部分の期間政権を担当した片山内閣によるものであった。片山内閣は、新憲法実施後最初の内閣であった関係上、司令部の推進もあって、国家機構のいわゆる民主化の最後の仕上げを行なった。最高裁判所の発足（二二年八月四日）、司法省の廃止と法務庁の設置（「法務庁設置法」二二年一月一七日公布、二三年二月一五日施行）、「民法」改正（主として男女平等と「家」の制度の改革。二二年一月二二日公布、二三年一月一日施行）、「刑法」改正（不敬罪・姦通罪の廃止等。二二年一月二六日公布、一月一五日施行）等はその司法面の施策であり、行政制度面においては、「地方自治法」の施行（二二年五月三日）に伴う地方自治制度の実施と内務省の解体（二二年二月三日）、警察制度の改正（国家地方警察と自治体警察、公安委員会制度、消防および経済警察の警察機構からの分離等。「警察法」公布二二年一月一七日、二三年三月七日施行）、「国家公務員法」の制定（二二年一月二二日公布、二三年七月一日全面施行）等である。

片山内閣の経済施策としては、組閣早々六月一日に発表せられた「経済緊急対策」の実施、賃金一八〇〇円ペーシの「新物価体系」の策定（二二年七月五日）、石炭鉱業の国家管理決定（「臨時石炭鉱業管理法」公布二二年一月二〇日、施行は二三年四月一日）等がその主なものである。

ところで、「財政法」施行（二二年四月一日）最初の予算である昭和二二年度予算は、第一次吉田内閣の石橋蔵相によって編成せられた本予算が片山内閣成立のときにはすでに成立していたから、片山内閣はこれが補正をなしたにすぎず、また、片山内閣は二三年二月一〇日に総辞職したから、ついに片山内閣としての本予算をもつ機会がなかった。しかしながら、表3-24に掲げたごとく、昭和二二年度補正予算はついに一五回に及び（特別会計補正予算は一〇回、ただし一般会計補正第二号、第一三号、特別会計補正七号は撤回）、追加予算ならびに補正予算の回数としての最大の記録をつくったのみならず、補正後の最終予算額の規模は当初予算（本予算）に比し一般会計、特別会計ともに二倍弱に膨張したから、片山内閣は、本予算こそつくらなかったけれども、その規模において本予算と匹敵する補正予算をつ

表3-25 昭和22年度当初予算と昭和21年度最終予算の規模(純計)比較 (単位:百万円)

区 分	昭和22年度 当初予算(A)	昭和21年度 最終予算(B)	差引増減 (A-B)
歳 入			
一般会計総額	114,504	119,087	△ 4,583
特別会計総額	258,859	241,177	17,682
合 計	373,363	360,264	13,099
うち重複額	81,581	134,840	
差 引 額	291,781	225,424	66,357
うち控除額 a)	56,495	30,963	
再差引純計額	235,286	194,461	40,825
歳 出			
一般会計総額	114,504	119,087	△ 4,583
特別会計総額	234,423	231,060	3,363
合 計	348,927	350,147	△ 1,220
うち重複額	58,415	126,931	
差 引 額	290,512	223,216	67,296
うち控除額 a)	56,495	30,963	
再差引純計額	234,017	192,253	41,764

(注) 1. 大蔵省主計局調べ。  
 2. 特別会計の歳入歳出総額は、22年度当初予算は24会計、21年度最終予算は25会計の単純合計。  
 3. a)は国債整理基金特別会計における借換償還額。  
 出所：日本銀行調査局『我国戦後財政の分析—第一部』昭和23年12月、18ページ。

られたといつてさしつかえない。しかも、この一一四億円の公債は、石橋蔵相が議会における財政演説で述べているように、歳出における金融機関再建補償金一〇〇億円および復興金融金庫等に対する政府出資金七一億円の合計一七二億円の財源と考えるならば、「昭和二十二年の国債発行は、いわゆる赤字財政の意味をまったく含まないもの<sup>(1)</sup>」であるといふことができる(石橋蔵相とは別の言い方をすれば、昭和二十二年一般会計歳出当初予算における公共事業費は九五億円であるから、これと前記の

入金一〇〇億円に比すれば、赤字は大いに圧縮され、ほとんど均衡予算を実現したといふことができる。もっとも、財産税等収入金特別会計よりの繰入として雑収入中に計上されている七五億円のうち六四億円は、前年度と同様、財産税納分を見返りとする公債発行によるものであるから、これを加えると公債収入は一一四億円となる。しかし、それにしては予算総額に比すればその一割にも足りないものであつて、一般会計に関する限り、ほぼ均衡予算が編成せ

表3-24 昭和22年度予算成立経過 (単位:百万円)

区 分	成 立 年 月 日	一 般 会 計		特 別 会 計	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
第 92 議 会 本 予 算 会 第 1 国 会	22. 3. 25	114,504	114,504	258,859	234,423
補正1号	8. 30	36	36		
2号	撤回(10.5)	—	—		
3号	10. 6	49	49		
4号・特1号	10. 22	358	358	702	733
5号・特2号	11. 1	6,264	6,264	2,163	2,175
6号	11. 10	2	2		
7号・特3号	11. 29	85,602	85,602	186,924	163,377
8号	11. 29	△ 205	△ 205		
9号・特4号	12. 5	643	643	2,320	2,320
10号・特5号	12. 7	1,510	1,510	2,169	2,174
11号	12. 9	620	620		
第 2 国 会 補正12号・特6号	22. 12. 11	3,475	3,475	4,832	2,192
13号・特7号	撤回 (23. 2. 6)	—	—	—	—
14号・特8号	23. 2. 24	1,086	1,086	685	689
特9号	3. 19			451	451
15号・特10号	3. 19	312	312	20,861	20,904
合計(最終予算)	—	214,256	214,256	479,965	429,439

(注) △印は減額。  
 出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 155ページ。

くつたといふことができる。昭和二十二年当初予算は、当時「石橋財政の転換」とよばれたように、健全財政を目標として編成せられ、一般会計予算においてはほぼ収支均衡予算を実現した。昭和二十二年当初予算規模を前年度最終予算と比較すると表3-25のごとくである。すなわち、一般会計当初予算は、歳入歳出とも一一四五億円で、二十一年度最終予算額に比し四六億円を減じた。歳入予算は表3-26のごとく、公債金収入は四九億円(予算総額の四・三%)にとどめられ、二十一年度予算の公債金収入三四五億円、借

表3-26 昭和22年度一般会計歳入予算・決算内訳

(単位：百万円，%)

区 分	当初予算(A)		補正予算(B-A)		最終予算(B)		決 算	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳 入 総 額	114,504	100.0	99,752	100.0	214,256	100.0	214,467	100.0
租税及印紙収入	69,514	60.7	65,908	66.1	135,422	63.2	147,462	68.8
租 税 収入	68,758	60.0	65,563	65.7	134,321	62.7	146,396	68.3
還付税収入	41	0.0	69	0.1	110	0.1	129	0.1
印紙収入	715	0.6	276	0.3	991	0.5	936	0.4
官業及官有財産収入	25,867	22.6	29,033	29.1	54,900	25.6	43,757	20.4
専売局益金受入	22,658	19.8	28,607	28.7	51,265	23.9	41,703	19.4
そ の 他	3,209	2.8	426	0.4	3,635	1.7	2,053	1.0
特別会計受入金	7,686	6.7	30	0.0	7,716	3.6	6,355	3.0
うち財産税等収 入金特別会計	7,543	6.6	—	—	7,543	3.5	6,000	2.8
その他雑収入	6,563	5.7	8,749	8.8	15,313	7.1	13,202	6.2
公債金収入	4,873	4.3 <sup>△</sup>	4,873 <sup>△</sup>	4.9	—	—	—	—
補償公債金	4,873	4.3 <sup>△</sup>	4,873 <sup>△</sup>	4.9	—	—	—	—
前年度剰余金	—	—	905	0.9	905	0.4	3,692	1.7

出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年，24—26ページ，『昭和22年度決算書』。

政府出資金七億円の合計一六六億円は財政法第四条の公債発行対象経費とみてよく、したがって一一四億円の公債発行は、赤字公債ではなく建設公債であるといつてよいのである。ただし、財政法第四条の規定は、附則第一条第二項において、昭和二三年以後の会計年度の予算に計上される公債または借入金について、これを適用するとされており、昭和二二年度当初予算の段階では、赤字公債と区別した建設公債の概念は法律上まだ存在しない。

二二年度一般会計当初予算が収支均衡を実現しえたのは、大増税と煙草専売価格の二倍半強値上げによる専売益金の大幅増収によるのである。このときの税制改正は、所得税が従来の分類所得税と総合所得税の二段構えのシステムから単一総合累進所得税に改められるとともに、司令部の勧告により予定申告納税制度が導入せられるなど画期的な税制改正であるが、その詳細は租税編に譲り、この税制改正によって所得税は対前年度比三

・五倍の増徴、酒税は同じく六・五倍の増徴となり、また、専売益金も同じく約三倍の増収となったことなどにより、租税および印紙収入六九五億円(二二年度予算二六四億円)、専売益金二二七億円(前年度七七億円)、計九二一億円の収入を計上したのである。これによって租税収入(印紙収入および専売益金を含む)の歳入総額に占める割合は八〇・五%となり(二二年度二八・六%)、爾来わが国財政は租税中心の構造に移行することとなるのである(表3-13・26)。

特別会計については、昭和二二年度当初予算においては公債金、為替交易調整、特殊財産資金および学校の四特別会計が廃せられ、新たに労働者災害補償保険および国有林野事業の二特別会計が設けられて、二四特別会計となった(国有林野事業特別会計の新設は、皇室財産であった御料林の財産税物納による国有財産化、帝室林野局の廃止と関連するものである)。昭和二二年度当初予算におけるこれら二四特別会計の歳入合計額は二五八九億円、歳出合計額は二三四四億円で、二二年度に比べ歳入一七七億円、歳出三四億円の増加である(前掲表3-125)。一般会計予算は前年度に比べ四六億円の減少であるのに対し、特別会計予算は膨張したわけであるが、そればかりでなく公債および借入金、前年度よりは減少したものの、一般会計予算とは異なり、依然としてなおかなり多額である。すなわち、特別会計予算における公債発行額は、国有鉄道事業特別会計五三億円、通信事業二二億円、財産税等収入金六五億円、開拓者資金融通九億円、国有林野事業二億円、合計一五一億円で、前年度の二六〇億円に比べれば一〇九億円を減じているものなお多額であり、借入金予定額に至っては、鉄道事業八四億円、通信事業五三億円を主なものとしてその他の特別会計分を合わせ、合計一四九億円(別に貿易資金勘定の三六億円を合すると一八五億円)で、二二年度最終予算の合計六〇億円(別に貿易資金勘定の五〇億円を合すると一一〇億円)よりも八九億円を増加している。したがって、特別会計の公債および借入金の合計額では二二年度の三二〇億円に対し三〇〇億円<sup>(2)</sup>で、わずかに二〇億円の減少にすぎない。もっとも、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計(電信電話事業部門)などの公債は建設・改良部門の資金に充てるための投

資的・生産的なものであり、これらの事業が公社に移管された後は政府保証債となるものであるが、借入金は業務運営部門における赤字を補填するためのものであって、三月一日より実施せられた値上げにもかかわらず、インフレによる物件費、人件費の高騰に伴い収入が支出に及ばないことによるのである。

このようにして、昭和二二年度当初予算における一般会計および特別会計の純計予算額は、歳入二三五三億円、歳出二三四〇億円で、歳入歳出とも前年度最終予算に比し四〇八億円、四一八億円の膨張となり(前掲表3-25)、公債および借入金の合計額は、前年度より四一七億円を減じたものの、なお三四九億円にのぼったのである。ちなみに、公債ではないが準公債ともいべき復興金融債券の二二年度中の発行高は、同金庫が二二年度より本格的活動に入ったため五五九億円にのぼり、その七六%、四二五億円が日本銀行引受によったことを付言しておかなければならない。

昭和二二年度当初予算は、このように特別会計はともかくとして、一般会計に関する限りはほぼ収支均衡予算となつたが、それとともに、追加予算を出さないことを原則として、年度内に予想せられる経費は全部これを盛り込んだ予算を編成したということ(その後昭和四〇年代において「総合予算主義」といわれたことにはかならない)も、従来とは異なる特徴であるといえることができる。けれどもこの総合予算主義は、当初予算編成当時の理想にとどまり、現実は上述のごとく一般会計一三回、特別会計九回に及ぶ補正予算編成の余儀なきに至り、補正予算の回数として最大の記録をつくることとなった。

この補正予算は第一次吉田内閣に代わつた片山内閣(栗栖蔵相)によってその大部分が編成せられ、一般会計補正第一四号ないし第一五号、特別会計補正特第八号ないし第九号は芦田内閣の編成であるが、各号補正予算の歳入歳出額は前掲表3-24のごとく、合計額は当初予算額に近い規模の補正となった。各号補正予算のうち第七号補正は八五六億円の追加で、最大の補正規模であるが、歳出は終戦処理費その他の経費の追加によるものであり、歳入は租税および

び専売益金の増収によるものである。なお、撤回された補正第二号予算は内務省解体関係であり、同じく補正第一三号は、特別会計補正特第七号とともに、官吏生活補給金残額〇・八カ月分支給の財源として鉄道運賃および通信料金を引き上げるというものであったが、与党社会党左派がこの財源調達案に反対して貿易公団手持ちの輸出不適格メリヤスシャツ一八〇万ダースの売却によるべきことを主張し、衆議院予算委員会において社会党左派提出の予算案撤回動議が採択されたことによるものであって、このため片山内閣は総辞職するに至つたのである。

昭和二二年度一般会計歳入補正予算および最終予算を主要科目別にみると、前掲表3-26のごとく、補正による歳入予算増加の大部分は、租税および専売局益金の増収であつて、租税においては所得税が最も多く(所得税二七七億円、増加所得税六〇億円)、酒税(九八億円)、新設の非戦災者特別税(六五億円)、物品税(四五億円)がこれに次いでおり、専売局益金の増収は煙草の値上げによるものである。また、当初予算に計上された公債金四九億円は金融機関再建整備の遅延によって全額減額補正され、これによって一般会計は完全に収支均衡予算となった。しかし、二二年(暦年)中の納税成績はきわめて不良で、滞納が多額にのぼり、所得税の申告税額も低調で、税込危機に当面するに至つたが、司令部の警告もあり、政府もいわゆる「徴税攻勢」を猛烈に展開した結果、二三年に入つてからは、納税成績は急ピッチに上昇し、ようやく予算額を上回る実績をあげて危機を回避しえたのである(租税及印紙収入の決算額は一四七五億円で、最終予算額一三五四億円を一一〇億円上回つた。しかし専売益金は決算額四一七億円で、最終予算額五一三億円を九六億円下回つた——表3-26)。

次に一般会計歳出当初予算、補正予算および最終予算を重要経費別(後の主要経費別)にみると、表3-27のごとくで、金額の大きい補正追加額は、終戦処理費(三七三億円、当初予算まで終戦処理費中に含まれていた賠償施設処理費を加えると四〇九億円)、政府事業再建費(一六四億円)、価格調整費(一三二億円)、地方分与税分与金(八七億円)、待遇改善費

表3-27 昭和22年度一般会計歳出予算重要経費別

(単位：百万円)

区 分	当初予算 (A)	補正予算 (B)	最終予算 (A)+(B)
終戦処理費	27,000	37,273	64,273
賠償施設処理費	—	3,600	3,600
公共事業費	9,500	5,246	14,746
価格調整費	10,628	13,225	23,853
金融機関再建補償金	10,000	△ 10,000	—
物資及物価調整事務取扱費	2,200	240	2,440
政府出資金	7,100	24	7,124
地方分与税分与金	11,063	8,671	19,734
警察消防費	1,296	1,255	2,551
義務教育費	2,435	2,907	5,342
生活保護費	3,600	1,250	4,850
同胞引揚費	3,623	61	3,684
災害救助費	—	410	410
失業保険関係経費	—	500	500
農地改革費	635	1,081	1,717
農業生産調整費	—	0	0
貿易資金繰入	950	—	950
外国貿易業者来朝費	—	599	599
住宅復興資材費	700	—	700
船舶運営会補助費	1,211	2,100	3,310
刑務費	186	348	534
病院等物件費	679	569	1,247
試験研究所等物件費	726	222	947
政府事業再建費	—	16,416	16,416
国債費	8,159	△ 591	7,568
年金及恩給費	368	0	368
待遇改善費	—	6,451	6,451
地方公共団体貸付金	—	5,180	5,180
予備費	3,000	△ 1,000	2,000
重要経費計	105,059	96,037	201,096
重雑件	9,445	3,715	13,160
合 計	114,504	99,752	214,256

(注) 大蔵省主計局調べ。  
出所：大蔵省主計局調査課『財政統計』昭和37年度，126ページ。

(六五億円)、公共事業費(五二億円)、地方公共団体貸付金(五二億円)の順である。政府事業再建費は、鉄道事業、通信事業等の特別会計の赤字補填のための繰入であって、鉄道運賃、通信料金等の再引上げを回避するためであるが、その意味においては価格調整費の性格をもつものである。価格調整費は、主として基礎物資の公定価格(安定帯価格)を原価割れの低位に維持し、これによって一般商品の原価高騰を防止して一般商品の公定価格を維持するため

に、基礎物資の生産企業に対しその原価割れを財政によってカバーする国庫補給金であって、新物価体系を支えるものであり、後にドッジによって「竹馬財政」とよばれたもののその片脚であるが、この経費の大幅追加はインフレーションの高進を反映するものである。地方分与税分与金の追加は、地方公共団体貸付金とともに、同じくインフレーションによる地方財政の窮迫を反映するものであり、待遇改善費は、当初予算編成当時の貸金一〇〇〇円ベースが新物価体系によって一八〇〇円ベースに改訂せられたこと等による。その他、警察消防費、義務教育費の追加は、新警察制度、六・三制の経費増加によるものである。

このように、補正追加の大部分は、追加予算を出さないという当初の「総合予算主義」にもかかわらず、当初予算後におけるインフレーション高進のため、やむをえず不可避となったものといわなければならないが、他面において、金融機関損失補償金一〇〇億円全額の補正減額は、金融機関再建整備の遅延によるものではあるが、これに伴いこの補償費の一部に見合うものとして当初予算に計上された公債四九億円が歳入予算補正において全額削減されたこと、翌二三年度に交付公債によって補償が実施されたこと、一般会計が完全に収支均衡の「健全財政」を実現したこと、そのため国債費が減額されたこと、政府事業再建費が前述のように公共料金引上げを回避するためであるが、これによって日銀借入をなくそうとするものである点において、栗栖蔵相のいわゆる「健全金融」の理想をある程度具現するものであるということ等は、補正予算の果たした功績として注目されるべきである。

特別会計予算は、上述のごとく第九号まで九回の補正が行なわれ、補正後の総額は当初予算の二倍半に膨張した。当初予算以後新たに失業保険および船員保険の二特別会計が創設せられて会計数は二六となったが、当初予算においてすでに赤字予算であった特別会計予算は、補正予算においても上述のごとく一般会計よりの繰入による赤字補填が行なわれたにもかかわらず、改善をみるに至らなかった。なかでも赤字の大きい特別会計は、食糧管理、国有鉄道事

表3-30 国庫金対民間収支（昭和22年度）（単位：百万円）

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 財政資金	△ 7,143	△ 19,691	△ 58,633	27,372	△ 58,095
(1) 一般会計	△ 7,288	△ 6,425	△ 24,923	40,587	1,951
収入	23,742	24,173	23,854	80,653	152,422
租税	13,221	15,600	16,999	64,301	110,121
専売流用現金	6,138	5,498	4,006	12,240	27,882
その他	4,383	3,075	2,849	4,112	14,419
支出	31,030	30,598	48,777	40,066	150,471
終戦処理費	13,100	13,529	18,042	15,250	59,921
価格調整費	1,884	2,784	4,228	4,719	13,615
公共事業費	—	3,210	2,474	2,630	8,314
政府出資金	770	65	—	3,170	4,005
地方配付税	2,102	4,252	10,091	1,936	18,381
その他	13,174	6,758	13,942	12,361	46,235
(2) 特別会計	145	△ 13,266	△ 33,710	△ 13,215	△ 60,046
食糧管理	△ 138	△ 4,775	△ 25,986	△ 7,797	△ 38,696
国有鉄道	△ 3,714	△ 4,350	△ 7,747	△ 8,251	△ 24,062
貿易資金	△ 1,958	△ 4,986	△ 448	△ 1,157	△ 8,549
その他	5,955	845	471	3,990	11,261
2. 預金部資金	△ 65	291	△ 944	△ 419	△ 1,137
合計	△ 7,208	△ 19,400	△ 59,577	26,953	△ 59,232

(注) 1. △印は散布超過。  
 2. 預金部資金には郵便局過剰金を含む。  
 出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，32—33ページ。

輸出物資買上価格に対し輸入物資売却価格が低く、かつ輸出入諸掛が全部政府の負担となっていること等のため、貿易が増加すればするほどの会計は赤字を出さざるをえないのである。食糧管理特別会計の赤字は、主として米の政府買上価格よりも払下価格が低いことによるのであって、二二年産米買入開始の九月以降政府は食糧の価格差補給金を廃止したけれども、赤字補填のために一般会計よりの繰入は必要であり、また、食糧証券による供出代金の直接支払という従来の食糧買入方法が、昭和二二年二月一日より、まず日銀引受による食糧証券発行で資金を調達し、その資金を農林中央金庫へ概算前渡払をするという方法に改められたため、爾後国庫金の対民間収支におい

業、貿易資金、通信事業の各特別会計であるが、鉄道および通信の政府二大事業が損益勘定において赤字をかかえているのは、インフレーションによる人件費、物件費の増大に対して運賃・料金収入がこれに追随しえず、鉄道についていえば、『鉄道白書』<sup>(3)</sup>がいうように「国鉄運賃がインフレという汽車に乗りおくれた」からである。貿易資金特別会計の赤字は、輸出円安、輸入円高のいわゆる「複数为替レート」の下における政府管理貿易によるものであって、

表3-28 昭和22年度一般会計および特別会計最終予算・決算純計（単位：百万円）

区 分	最終予算		決 算	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
一般会計	214,256	214,256	214,467	205,841
特別会計a)	479,965	429,439	419,114	372,501
合計	694,221	643,695	633,581	578,342
うち重複額	152,027	100,137	128,508	87,114
差引額	542,194	543,557	505,073	491,228
うち控除額b)	105,580	105,580	85,188	85,188
再差引純計額	436,615	437,978	419,885	406,040

(注) 大蔵省主計局調べ。a)は26特別会計の歳入・歳出額の単純合計，b)は国債整理基金特別会計における借換償還額。  
 出所：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年，120—21ページ。大蔵省主計局調査課『財政統計』昭和40年度，148ページ。

表3-29 政府債務在高および年度中増加額（昭和22年度）（単位：百万円）

区 分	年度末現在高		22年度中増加額(A-B)
	昭和22年(A)	昭和21年(B)	
総額	360,628	265,342	95,286
国内債	209,423	173,125	36,298
内国債	208,541	172,237	36,304
外国債	882	887	△ 6
短期証券	46,340	30,940	15,400
大蔵省証券	5,700	24,500	△ 18,800
食糧証券	40,000	6,300	33,700
朝鮮食糧証券	140	140	—
薪炭証券	500	—	500
借入金	91,228	59,750	31,478
会計別	43,834	49,134	△ 5,300
{ 臨軍 他 }	47,394	10,616	36,778
借入先	46,077	14,068	32,009
{ 日銀 他 }	45,151	45,683	△ 532
一時借入金	13,637	1,527	12,110
会計別	6,600	1,400	5,200
{ 貿易 他 }	7,037	127	6,910
借入先	13,600	1,490	12,110
{ 日銀 他 }	37	37	—

(注) 大蔵省理財局調べ。  
 出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和29年，185—86ページ。



表3-31 国庫金対日

区 分	第1四半期			2・四		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
1. 資金調達	55,243	53,672	1,571	59,998	37,908	22,090
大蔵省証券	26,940	36,050	△ 9,110	6,175	18,200	△12,025
食糧証券	11,164	11,902	△ 738	21,845	16,250	5,595
薪炭証券	—	—	—	—	—	—
借入金	17,139	5,720	11,419	31,978	3,458	28,520
一時借入金	—	—	—	—	—	—
買易	—	—	—	—	—	—
アルコール専売	—	—	—	—	—	—
鉄道	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
2. 資金運用	3,933	3,842	91	8,133	10,653	△ 2,520
預金部	3,933	3,842	91	8,133	10,653	△ 2,520
3. その他	61	373	△ 312	304	668	△ 364
銀行券製造費	61	0	61	274	0	274
公債借入金利子	—	310	△ 310	—	667	△ 667
その他	—	63	△ 63	30	1	29
合 計	59,237	57,887	1,350	68,435	49,229	19,206

(注) △印は支払超過。  
出所：前表と同じ、36—37ページ。

て、米の供出期たる第三・四半期に巨額の支払超過が偏るといふ季節的不均衡をいっそう拡大するに至った。

このように、主要特別会計の赤字は、一般会計よりの繰入、借入金の圧縮等その克服への努力が行なわれたにもかかわらず、ついに解消することができず、一般会計における収支均衡予算の実施も、特別会計における収支不均衡によって、結局全体としての財政インフレーションを不可避としたのである。

特別会計予算補正の合計額は、歳入二二一〇億円、歳出一九五〇億円で、当初予算と合計した最終予算額は、歳入四八〇〇億円、歳出四二九四億円である。最終予算および決算における一般会計および特別会計の純計額は、表3-28のごとく、歳入四三六六億円、歳出四三八〇億円で、当初予算純計額(表3-25)に比べ歳入二〇一三億円、歳出二〇四〇

銀 収 支 (昭和22年度) (単位：百万円)

3・四			4・四			年 度 計		
収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
92,027	32,209	59,818	105,675	123,808	△ 18,133	312,943	247,597	65,346
40,542	10,200	30,342	21,320	49,700	△ 28,380	94,977	114,150	△ 19,173
43,309	19,670	23,639	60,600	55,830	4,770	136,918	103,652	33,266
199	—	199	1,295	1,000	295	1,494	1,000	494
7,977	2,320	5,657	20,176	10,324	9,852	77,270	21,822	55,448
—	19	△ 19	2,284	6,954	△ 4,670	2,284	6,973	△ 4,689
—	19	△ 19	—	1,000	△ 1,000	—	1,019	△ 1,019
—	—	—	—	110	△ 110	—	110	△ 110
—	—	—	1,500	3,500	△ 2,000	1,500	3,500	△ 2,000
—	—	—	784	2,344	△ 1,560	784	2,344	△ 1,560
15,847	14,429	1,418	11,885	13,784	△ 1,899	39,798	42,708	△ 2,910
15,847	14,429	1,418	11,885	13,784	△ 1,899	39,798	42,708	△ 2,910
1,360	1,022	338	616	1,407	△ 791	2,341	3,470	△ 1,129
355	0	355	592	0	592	1,282	0	1,282
—	515	△ 515	—	1,382	△ 1,382	—	2,874	△ 2,874
1,005	507	498	24	25	△ 1	1,059	596	463
109,234	47,660	61,574	118,176	138,999	△ 20,823	355,082	293,775	61,307

表3-32 日銀券発行要因 (昭和22年度) (単位：百万円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年 度 計
1. 政 府 資 金	7,208	19,400	59,577	△ 26,953	59,232
2. 日 銀 勘 定	13,386	696	3,148	26,586	43,816
貸 出 金	△ 4,903	△ 10,301	△ 4,404	28,365	8,757
国 債 売 買	10,143	261	△ 5,520	2,998	7,882
債 券 売 買	7,380	13,438	8,970	10,136	39,924
民間預り金	△ 161	△ 5,036	△ 4,404	2,723	△ 6,878
代理店預金	23	150	1,064	△ 1,423	△ 186
その他	△ 293	1,925	5,320	△ 7,090	△ 138
国庫金送金未達	1,197	259	2,122	△ 9,123	△ 5,545
3. 日銀券増減(1+2)	20,594	20,096	62,725	△ 367	103,048
4. 同 期 末 発 行 高	136,320	156,416	219,141	218,774	218,774
(参考) 短 期 証 券 還	1,612	2,387	3,916	11,327	19,242

(注) △印は通貨収縮要因。  
出所：前表と同じ、51ページ。

表3-33 日本銀行政府預金受

区 分	第1四半期			2・四			3
	受入	払出	差引	受入	払出	差引	受入
当座預金	433,279	439,137	△ 5,858	418,655	419,338	△ 683	304,486
一般部	..	..	..	..	..	..	..
預金部	..	..	..	..	..	..	..
別口預金	5,687	5,709	△ 22	8,219	8,044	175	10,847
指定預金	423	1	422	329	5	324	159
小額紙幣引換準備預金	65	1	64	46	2	44	—
計 (A)	439,454	444,848	△ 5,394	427,249	427,389	△ 140	315,492
前期末繰越(B)	12,930	—	12,930	452,384	444,848	7,536	879,633
合計 (A+B)	452,384	444,848	7,536	879,633	872,237	7,396	1,195,125

(注) △印は払出超過。  
出所：前表と同じ，42—43ページ。

表3-34 国庫勘定期末現在高 (昭和22年度) (単位：百万円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四
会計勘定	△ 23,660	△ 22,316	△ 51,245	△ 16,731
一般会計	△ 72,604	△ 58,533	△ 95,086	△ 84,649
特別会計	48,944	36,217	43,841	67,918
預金部勘定	—	—	54	198
特別勘定	31,196	29,711	6,154	12,211
国庫金補填部勘定	—	—	54,419	19,422
合計	7,536	7,395	9,382	15,100

出所：前表と同じ，41ページ。

財政資金が第四・四半期に揚超となったのは、一般会計収支が揚超になったことによるのであって、特別会計は散超である。特別会計収支は、全体としては第一・四半期が僅少の揚超だったほかは爾後毎四半期散超であり、しかも食糧管理、国有鉄道事業、貿易資金の各特別会計は第一・四半期以降毎四半期散超を続け、とくに食糧管理特別会計の散超額は国内産米の集荷期である第三・四半期が他の四半期に比べてきわだって多額であり、かつ前年度は四四億円の揚超であるのに対し二六〇億円の散超となるに至ったのは、主として上述した供出代金の支払方法の改正(一一五ページ)によるところが大きい。一般会計が第四・四半期に至って揚超に転じたのは、主として租税収入の増加によるのであるが、これは、二二年度の特

払推移 (昭和22年度)

(単位：百万円)

四	差引	4・四			年度計		
		受入	払出	差引	受入	払出	差引
302,771	1,715	293,031	287,512	5,519	1,449,451	1,448,758	693
..	..	277,187	271,812	5,375	..	..	..
..	..	15,844	15,700	144	..	..	..
10,689	158	16,404	16,289	115	41,157	40,731	426
△ 6	165	168	—	168	1,079	—	1,079
51	△ 51	7	92	△ 85	118	146	△ 28
313,505	1,987	309,610	303,893	5,717	1,491,805	1,489,635	2,170
872,237	7,396	1,195,125	1,185,742	9,383	2,540,072	2,502,827	37,245
1,185,742	9,383	1,504,735	1,489,635	15,100	4,031,877	3,992,462	39,415

億円の増加である。

このような一般会計および特別会計の最終予算に対し、決算純計額は歳入四一九九億円、歳出四〇六〇億円となった。

また、昭和二二年度中における政府債務の増加額は、表3-29のごとく、二二年度中の増加額(表3-16)より三〇〇億円弱多いが、二二年度中の増加額に比べて増加額が格段に大きいのは、借入金および一時借入金で、しかも日銀よりの借入金であることが注目される。なお、上述したように、復興金融債券の二二年度中における発行高は五五九億円にのぼり、その七六%、四二五億円が日本銀行によって引き受けられた。

## 二 昭和二二年度の国庫収支

以上のような財政運営の結果、昭和二二年度の国庫対民間収支は表3-30のごとく、財政資金(預金部資金を除く政府資金)が第四・四半期を除き毎四半期散超、年度計で五八一億円の散超、預金部資金が第二・四半期を除き散超、年度計で一億円の散超、国庫金全体で年度計五九二億円の散超となった。

情としては、上述したように上半期の納税状況がきわめて不良であったことから、政府がいわゆる「徴税攻勢」を猛烈に展開した結果、二三年に入って納税成績が急ピッチに上昇したことによるのである。

また、昭和二二年度国庫金対日銀収支は、表3-31のごとく、毎四半期収入超過で、年度計六一三億円のほったが、その内訳は資金調達が六五三億円の収入超過、資金運用が二九億円の支出超過、その他が一億円の支出超過である。資金調達の収入超過は、日銀の対政府信用の増加であって、国庫金対民間収支の散超五九二億円がこれによって賄われたとみることができる。

昭和二二年度中における日本銀行券の増加額は一〇三〇億円で、前年度の九六九億円を上回り、二二年度末の日銀券発行高は二一八八億円で、前年度末の一五七億円の二倍弱に膨張した。この一〇三〇億円の通貨増加の要因は、国庫金対民間収支の散超額五九二億円と、日銀の対民間信用供与超過額四三八億円とであって、その四半期別推移は表3-32のごとくである。年度計において政府資金の散超による通貨発行要因が五七・五%、日銀信用の供与超過による要因が四二・五%を占めているが、日銀勘定による発行要因のうち国債および債券の買入超過が貸出金に比べて多く、また、収縮要因である民間預り金よりも多いことが注目される。

なお、二二年度中における日本銀行政府預金受払の四半期別推移は、表3-33のごとくであるが、この各四半期受入と払出との差引合計額は国庫勘定の当該期末現在高であり、第一・四半期の受入のうち前期末繰越は、前年度末の国庫勘定現在高(表3-22・23参照)である。各四半期末国庫勘定現在高の勘定別内訳は、表3-34のごとくである。

(1) 大蔵省印刷局『大蔵大臣財政演説集』五三〇ページ。

(2) 日本銀行調査局「我国戦後財政の分析―第一部―昭和二三年、一九九ページ。

(3) 運輸省『国有鉄道の現状』昭和二二年、二九四ページ。

## 第五節 昭和二二三年度における財政運営と国庫収支

### 一 昭和二二三年度の財政運営

昭和二二三年度における財政運営も、前年度と同様に、政権の変動がみられるなかで行なわれた。すなわち、片山内閣は、前年度末の三月一〇日に芦田内閣に引き継がれることになったが、この内閣も成立後七カ月足らずで、いわゆる昭電事件に関連して総辞職し、一〇月一五日第二次吉田内閣が誕生した。翌二四年一月二三日、総選挙の結果、吉田茂の率いる民主自由党が大勝し、民主党との提携のもとに保守連合政権が形成され、二月一六日、第三次吉田内閣が発足した。こうして社会党と中間政党との不安定な連合政権から、より安定的な保守連合政権へと発展していったといえよう。

このように、昭和二二三年度では、前年度と同じく一年間に三つの内閣を送迎したが、後述のように、予算編成を担当したのは、片山内閣とその政権の基盤を同じくする芦田内閣であった。しかし、その政策にはかなりの変化がみられたが、吉田内閣の成立によってそれはより決定的なものとなった。とくに、昭和二三年一二月一〇日アメリカ政府は司令部に、「経済安定九原則」を伝達し、インフレ収束に対する強い施策の実施を要請してきたが、二四年二月一日、ロイヤル Kenneth C. Royall 陸軍長官の来日に同行したトッド Joseph M. Dodge によって、その具体的な指導がなされ、財政政策の転換がはかれることになった。第三次吉田内閣による保守安定政権の成立は、その転換

表3-35 昭和23年度予算成立経過 (単位：百万円)

区 分	成年 立日	一般会計		特別会計		備 考
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	
第2国会 暫定予算	23. 4. 1	(24,590)	(24,590)	(66,679)	(64,417)	4月分
暫定補正1号	4. 5	(647)	(647)			4月分
2号・特1号	5. 1	(24,537)	(24,537)	(47,478)	(48,137)	5月分
3号・特2号	5. 28	(25,887)	(25,887)	(57,623)	(56,663)	6月分
本 予 算	7. 4	414,462	414,462	1,119,618	1,023,950	内閣修正
第3国会 補正1号・特1号	審議未了					23.11.30 会期終了
第4国会 補正2号・特2号	23.12.22	58,683	58,683	73,633	72,335	
第5国会 補正3号・特3号	24. 3. 31	—	—	4,277	4,309	
合計(最終予算)		473,146	473,146	1,197,528	1,100,594	

(注) 歳入歳出の計数のうち、暫定予算は本予算に編入されているのでかっこでくくった。

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 155ページ。

表3-36 昭和23年度当初予算と昭和22年度最終予算の規模(純計)比較

(単位：百万円)

区 分	歳 入			歳 出		
	昭和23年度 当初予算(A)	昭和22年度 最終予算(B)	差引増減 (A-B)	昭和23年度 当初予算(A)	昭和22年度 最終予算(B)	差引増減 (A-B)
一般会計総額	414,462	214,256	200,206	414,462	214,256	200,206
特別会計総額	1,119,618	479,965	639,653	1,023,950	429,439	594,511
合 計	1,534,080	694,221	839,859	1,438,412	643,695	794,717
うち重複額	310,431	152,027	158,404	214,730	100,137	114,593
差 引 額	1,223,649	542,194	681,455	1,223,682	543,557	680,125
うち控除額a)	275,742	105,580	170,162	275,742	105,580	170,162
再差引純計額	947,907	436,615	511,292	947,940	437,978	509,962

(注) 1. 大蔵省主計局調べ。

2. 特別会計歳入歳出総額は、23年度当初予算は28会計、22年度最終予算は26会計の単純合計額。

3. a)は国債整理基金特別会計における借換償還額。

出所：日本銀行調査局『我国戦後財政の分析—第1部』昭和23年12月, 18ページ。

を実施するための政治的基盤となったのである。

さて、昭和二三年度予算は、前述のように芦田内閣の成立が二三年三月一日であった関係上、予算案の編成がでず、政府は、とりあえず、四、五月の二カ月については暫定予算を編成し、六月より本予算を施行する方針をとった。新「財政法」に基づくはじめての暫定予算の実施であった。しかし、本予算案の編成は、与党間の意見が一致せず難航したため、六月も暫定予算で過ごすことになり、五月二十九日に、予算案大綱のみが国会に提出され、翌六月七日にようやくその細目が提出された。しかしその審議もかなり難航し、政府原案は修正され、七月四日に国会を通過成立をみた。さらに、この昭和二三年度本予算については、その後三回にわたって補正がこころみられたが、そのうち、実質的な補正は、第二次吉田内閣によるものであった。ところで、このような二三年度における予算成立の経過は表3-35のごとくである。

そこで、昭和二三年度本予算について、その性格を検討してみよう。表3-36のように、その財政規模は、一般会計歳入・歳出ともに四一四五億円、特別会計歳入合計一兆一一九六億円、同歳出合計一兆〇二四〇億円となったが、両者を合算し、重複額等を差し引いた歳計の純計では、歳入歳出とも約九四七九億円であり、前年度の最終予算に対しては、二倍以上の規模に膨張した。しかし、これは、この間におけるインフレーションの進行(二三年三月を一〇〇とする)と二三年七月の卸売物価指数は一五五・二、消費者物価指数は一七〇・三<sup>(1)</sup>を反映したもので、名目的な予算増加がかなりの部分を占めているということができよう。

ところで、このうち一般会計を中心とした財政運営はどのようであったであろうか。まず、歳入予算は、表3-37のように、均衡財政の建前から公債財源に依存することなく、大部分を租税および印紙収入と専売益金の増収によって賄っており、これだけで、歳入総額に占める比率は八七・四%となっている。さらに、これらの税等の収入を昭和

表3-37 昭和23年度一般会計歳入予算・決算内訳 (単位:百万円, %)

区 分	当初予算(A)		補正予算(B-A)		最終予算(B)		決 算	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳入総額	414,462	100.0	58,683	100.0	473,146	100.0	508,038	100.0
租税及印紙収入	267,704	64.6	48,393	82.5	316,097	66.8	345,831	68.1
租 税	262,714	63.4	48,743	83.1	311,457	65.8	340,974	67.1
印 紙 収 入	4,990	1.2	△ 350	△ 0.6	4,640	1.0	4,784	1.0
還付税収入	—	—	—	—	—	—	74	0.0
官業及官有財産収入	100,663	24.3	3,544	6.0	104,207	22.0	109,764	21.6
専売庁益金	94,354	22.8	—	—	94,354	19.9	100,125	19.7
その他	6,309	1.5	3,544	6.0	9,854	2.1	9,639	1.9
雑収入	42,763	10.3	6,250	10.7	49,013	10.4	43,816	8.6
特別会計受入金	5,658	1.4	△ 559	△ 1.0	5,099	1.1	2,819	0.6
うち財産税等収入 入金特別会計	3,690	0.9	—	—	3,690	0.8	1,710	0.3
うち国営競馬 特別会計	1,424	0.3	△ 29	0.0	1,395	0.3	1,096	0.2
価格差益納付金	21,047	5.1	1,046	1.8	22,093	4.7	23,005	4.5
特殊物件収入	919	0.2	1,246	2.1	2,165	0.5	2,412	0.5
宝籤等発行者納付 金	754	0.2	—	—	754	0.2	808	0.2
電力超過加算料 金	812	0.2	1,545	2.6	2,356	0.5	2,711	0.5
受入金付証券 当籤金収入	2,104	0.5	△ 400	△ 0.7	1,704	0.4	1,326	0.3
その他雑収入	11,470	2.8	3,372	5.7	14,842	3.1	10,735	2.1
前年度剰余金受入	3,332	0.8	496	0.8	3,828	0.8	8,626	1.7

(注) 1. 当初予算は政府提出の本予算に修正改訂を加え成立した予算の計数で『予算書』により算出。

2. 最終予算および決算は『決算書』により、最終予算から当初予算を差引いて補正予算(3回分の合計額)を算出。

二二年度最終予算額一八六七億円に比べると九四%、すなわち二倍近くの増収となっている。このような大幅な増収は所得税などに若干の税法上の減税が行なわれたとはいえ、全面的な増税がなされたことと煙草専売価格の引上げが行なわれたことによるものである。この芦田内閣によって行なわれた二二年度税制改革については、本財政史の「租税(1)」編(第七巻)に譲るが、その主要な特徴は、間接税の大幅な増税にあった。とくに一般消費税として新しく取引高税の新設が行なわ

れて二二四億円の新規増収が期待されたのである。また煙草専売益金も、広義には間接税に加えられるべきものであるが、その値上げによっても四三一億円の増収が予算に計上された。

ところで、昭和二二年度予算は、年度半ばで給与改訂、災害復旧等のための補正予算五八七億円が組まれた(二三年二月二二日成立)。その財源は、主として所得税、法人税の自然増収四八七億円等によって賄われ、決算の歳入総額は五〇八〇億円を算し、最終予算に比べても三四九億円の増収となった。これは、租税の自然増収によることも少なくないが、前年度末以来の「徴税攻勢」の展開の結果、納税成績が急ピッチに上昇し、多額の租税の増収を生じたものと思われる。しかし、この租税の伸長の好調は、納税期にあたる第四・四半期においては財政資金の大幅な揚超を生じ、それが市中金融を逼迫させる要因となり、このために指定預金の市中預託の措置がとられることになったことは、後述するところである。

次に、一般会計歳出について検討してみよう。二二年度最終予算および決算について目的別内訳を二二年度決算と比較すると表3-38のようである。二二年度歳出決算でみると、終戦処理費(二三%)、価格調整費(一三・五%)、産業経費(一二・七%)、地方財政費(一一・二%)などが金額も大きく比率も高い経費であり、その基本的な動向は前年度と大きくは変化をみていない。しかし、終戦処理費の総経費に占める比重は、三一・二%から二三%へと低下を示している。これに対して、公共事業費が七・二%から一〇・七%へ、価格調整費が一%から一三・五%へと高まって、支出額も大幅に増加していることが注目される。

すでに、この価格調整費については、前年二二年度の財政運営について述べた際にふれているが、その性格は、基礎物資の公定価格を原価割れの低位に維持し、これによって一般商品の原価の高騰を防止し、その公定価格を維持するために、基礎物資の生産企業の原価割れを財政によってカバーする国庫補給金であった。このような補給金は、ひ

表3-39 昭和23年度特別会計当初予算赤字額内訳  
(単位：百万円)

特別会計名	公債	借入金	一般会計より繰入	合計
国有鉄道事業	20,263		e)29,174	49,437
通信事業	a)14,629		e) 6,026	20,655
食糧管理	b)30,913	3		30,916
貿易資金(勘定)		c) 8,400		8,400
薪炭需給調節	2,130	521		2,651
開拓者資金融通	2,412			2,412
財産税等収入金	1,406			1,406
大蔵省預金部			4,580	4,580
国有林野事業	1,104	363		1,467
農業共済再保険		d) 1,966		1,966
印刷庁		450		450
合計	72,857	11,703	39,780	124,340

- (注) 1. 主として「予算書」による。  
 2. a)のうち5,860百万円はいわゆる電話公債である。  
 b)は食糧証券発行(70,903百万円)と償還(39,990百万円)の差額。  
 c)は貿易資金勘定借入限度(150億円)から、借入実行額(21年度14億円、22年度52億円)を差し引いた額。なお借入限度は23年7月に100億円から150億円に、同年11月に250億円に拡張された。  
 d)は借入金(2,674百万円)と償還予定額(709百万円)の差額。  
 e)は一般会計繰入額から行政監督費繰入(鉄道1,414百万円、通信610百万円)を差し引いた業務収支差額(政府事業再建費分)。

出所：日本銀行調査局『我国戦後財政の分析—第一部』, 21ページ。

なかつたから、前述のように給  
 の同時安定を実現するものでは  
 図するように賃金、物価、予算  
 予算は、その性格上、政府の意  
 そこでこのように二三年度本  
 因を加速化したのである。  
 る中で、よりいっそうの膨張要  
 たといえ、インフレの波をかぶ  
 の歳出予算は、やや鈍化をみせ  
 いていた。こうして、二三年度  
 体系は、政治的妥協の所産であ  
 ってインフレ抑制への迫力を欠  
 と、芦田内閣のこの新物価補正  
 らいであった。しかし、もとも  
 体系は、政治的妥協の所産であ  
 いていた。こうして、二三年度  
 の歳出予算は、やや鈍化をみせ  
 たといえ、インフレの波をかぶ  
 る中で、よりいっそうの膨張要  
 因を加速化したのである。

とり狭義の価格調整費に限らず、産業経済費のなかに政府事業再建費や、船舶運営会補助などの形で含まれており、  
 こうした広義の価格調整費は二三年度当初の本予算においては約九五三億円、歳出総額の二二・九%と推定されてい  
 る。いずれにしても、このような本予算における価格調整費の算定と計上は、インフレの進行に対してとられた芦田  
 内閣による二三年六月の新物価改訂と関連して行なわれたものであり、賃金、物価の悪循環を断ち切ることがそのね

表3-38 昭和23年度一般会計歳出予算・決算目的別内訳および22年度決算  
との比較  
(単位：百万円, %)

区 分	23年度最終予算		23年度決算		22年度決算	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
歳出総額	473,146	100.0	461,974	100.0	205,841	100.0
皇室費	59	0.0	63	0.0	85	0.0
国会費	1,043	0.2	1,128	0.2	301	0.1
裁判所費	2,022	0.4	2,400	0.5	534	0.3
帝国機関経費	—	—	—	—	15	0.0
行政部費	19,668	4.2	18,192	3.9	6,818	3.3
司法及警察費	10,259	2.2	10,682	2.3	3,601	1.7
教育文化費	20,477	4.3	20,670	4.5	7,047	3.4
社会及労働施設費	14,676	3.1	13,716	3.0	8,016	3.9
保健衛生費	4,821	1.0	5,099	1.1	1,902	0.9
産業経済費	58,242	12.3	58,549	12.7	25,688	12.5
公共事業費	49,517	10.5	49,359	10.7	14,831	7.2
価格調整費	62,500	13.2	62,498	13.5	22,511	11.0
物資及物価調整事務取扱費	7,922	1.7	7,110	1.5	2,200	1.1
行政共通費	21,580	4.6	20,849	4.5	8,299	4.0
地方財政費	51,044	10.8	51,798	11.2	25,008	12.1
年金及恩給	771	0.2	562	0.1	160	0.1
政府出資金	18,574	3.9	18,592	4.0	4,009	1.9
国債費	9,926	2.1	9,622	2.1	7,430	3.6
終戦処理費	107,062	22.6	106,151	23.0	64,128	31.2
連合国財産返還費	1,600	0.3	1,272	0.3	—	—
賠償施設処理費	4,884	1.0	3,662	0.8	3,213	1.6
特殊債務処理費	—	—	—	—	24	0.0
沖縄再建資材費	—	—	—	—	21	0.0
予備費	6,500	1.4	—	—	—	—

(注) 昭和22年度の「終戦処理費」には「連合国財産返還費」を含む(『国の予算』昭和24年度, 20ページ)。

出所：『昭和22年度決算書』『昭和23年度決算書』。

表3-41 国庫金対民間収支 (昭和23年度) (単位：百万円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 財政資金	8,372	△ 28,659	△124,845	101,673	△ 43,459
(1) 一般会計	12,016	△ 4,947	△ 11,489	96,124	91,704
(イ) 収入	90,679	78,831	103,885	184,204	457,599
租 税	60,985	49,208	66,492	138,144	314,829
専売流用現金	20,536	21,358	24,990	29,806	96,690
その他	9,158	8,265	12,403	16,254	46,080
(ロ) 支出	78,663	83,778	115,374	88,080	365,895
終戦処理費	19,263	18,165	31,847	18,054	87,329
価格調整費	7,729	13,035	20,582	19,419	60,765
公共事業費	5,113	6,523	15,842	12,448	39,926
政府出資金	8,004	10,446	—	—	18,450
地方配付税	9,030	13,794	16,978	8,939	48,741
その他	29,524	21,815	30,125	29,220	110,684
(2) 特別会計	△ 3,644	△ 23,712	△113,356	5,549	△135,163
食糧管理	10,872	3,605	△ 72,409	27,283	△ 30,649
国有鉄道	△ 10,745	△ 15,007	△ 20,186	△ 3,914	△ 49,852
貿易資金	△ 1,828	△ 8,862	△ 20,239	△ 21,632	△ 52,561
その他	△ 1,943	△ 3,448	△ 522	3,812	△ 2,101
2. 預金部資金	△ 10,175	3,972	4,419	23,888	22,104
合 計	△ 1,803	△ 24,687	△120,426	125,561	△ 21,355

(注) 1. △印は散布超過。  
2. 預金部資金には郵便局過剰金を含む。  
3. 指定預金は含まれていない。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，32—33ページ。

要としたのである。  
このように、二三年度の財政運営は一般会計においては決算上の黒字を生じながらも、特別会計においては収支不均衡であって、依然として財政インフレーションの抑制が重要な課題として残されることになったのである。  
最後に昭和二三年度中における政府債務の動向にふれて、この項を結んでおこう。すなわち、表3-40が示すように、政府債務の増加額は前年度に対して、一六三億八千九百万円である。うち、国債七〇億円の増加要因は、鉄道・通信および開拓者資金融通の事業費補填のための二六一億円の起債のほか、四四四億円のばら交付公債（農地改革補償、戦時補償

表3-40 政府債務在高および年度中増加額 (昭和23年度) (単位：百万円)

区 分	年度末現在高		23年度中増加額 (A-B)
	昭和23(A)	昭和22(B)	
総額	524,409	360,628	163,781
内 国債	280,434	209,423	71,011
外 国債	279,553	208,541	71,012
短 期 証 券	881	882	△ 1
大 蔵 省 証 券	120,730	46,340	74,390
食 糧 証 券	—	5,700	△ 5,700
朝 鮮 食 糧 証 券	118,000	40,000	78,000
薪 炭 証 券	140	140	—
借 入 金	2,590	500	2,090
借 入 金	90,708	91,228	△ 520
会 計 別	43,834	43,834	—
臨 軍 他	46,874	47,394	△ 520
借 入 先	45,155	46,077	△ 922
日 銀 他	45,554	45,151	403
一 時 借 入 金	32,537	13,637	18,900
会 計 別	25,000	6,600	18,400
貿 易 他	7,537	7,037	500
日 銀 他	32,500	13,600	18,900
借 入 先	37	37	—

(注) 大蔵省理財局調べ。  
出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和29年，185—86ページ。

与ベースの引上げを中心とし、物価上昇に対応して価格調整費、地方財政費、終戦処理費等を増額追加する補正予算が組まれたのである。  
ところで、昭和二三年度では、一般会計においては、均衡財政の線は崩されなかったが、特別会計においては、依然巨額の公債および借入金に依存せざるをえなかった。しかも、政府企業独立採算制の確立をねらって、鉄道運賃、通信料金などの引上げが計画されたが、その引上げ率は政治的な修正

によって抑えられ、加えて決定が手間どって実施が遅れたため、予定の増収がえられず、独立採算制は確立できなかった。このために、昭和二三年度当初予算における特別会計の赤字額内訳は表3-39のとおりで、公債発行額七二九億円、借入金一一七億円に及んだ。もっとも、これらのうちには建設資金等に充当される生産的なものもあるが、三九八億円のほる一般会計よりの赤字補填繰入を行なったうえ、なおこのような巨額の公債・借入金への依存を必

表3-43 国庫金対日銀

区 分	第1四半期			2・四		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
1. 資金調達	90,083	86,511	3,572	109,448	83,116	26,332
大蔵省証券	2,989	8,700	△ 5,711	30,753	12,000	18,753
食糧証券	60,909	65,200	△ 4,291	49,469	48,870	599
薪炭証券	2,688	1,100	1,588	4,751	3,600	1,151
借入金	a)11,500	a)11,431	69	10,117	7,546	2,571
一時借入金	11,997	80	11,917	14,358	11,100	3,258
貿易	1,900	—	1,900	4,600	2,100	2,500
アルコール専売	—	—	—	—	—	—
鉄道	9,000	—	9,000	1,400	2,000	△ 600
その他	1,097	80	1,017	8,358	7,000	1,358
2. 資金運用	22,057	26,081	△ 4,024	26,120	25,929	191
預金部資金	22,057	26,081	△ 4,024	26,120	25,929	191
3. その他	280	920	△ 640	675	1,406	△ 731
日銀納付金	—	—	—	—	—	—
銀行券製造費	222	—	222	591	—	591
公債借入金利子	—	—	—	—	1,345	△ 1,345
その他	58	920	△ 862	84	61	23
合 計	112,420	113,512	△ 1,092	136,243	110,451	25,792

(注) 1. △印は支出超過。  
 2. a)は終戦処理費支弁のための日銀からの借入金100億円の借換を含む。  
 出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，36—37ページ。

表3-42 指定預金市中預託実績（昭和23年度）（単位：百万円）

区 分	24年3月25日	24年3月31日		昭和23年 度末残高
	預 託	引 揚	預 託	
農林中央金庫	a) 21,000	△ 6,000	—	15,000
旧特殊銀行	—	—	2,000	2,000
十一大銀行	—	—	14,000	14,000
地方銀行・信託銀行	—	—	600	600
合 計	21,000	△ 6,000	16,600	31,600

(注) 1. △印は引揚額。  
 2. a)のうち150億円は食糧証券引受のため。また、このうち60億円が3月31日に引揚げ。  
 出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，91，93ページ。

収 支（昭和23年度）

（単位：百万円）

3・四			4・四			年 度 計		
収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
263,725	141,331	122,394	188,561	252,778	△64,217	651,817	563,736	88,081
54,558	30,999	23,559	—	43,000	△43,000	88,000	94,699	△ 6,399
178,687	86,880	91,807	147,723	160,687	△12,964	436,788	361,637	75,151
4,552	4,790	△ 238	6,543	7,690	△ 1,147	18,534	17,180	1,354
6,100	3,096	3,004	22,945	29,213	△ 6,268	a)50,662	a)51,286	△ 624
19,828	15,566	4,262	11,350	12,188	△ 838	57,533	38,934	18,599
11,900	4,400	7,500	10,600	4,100	6,500	29,000	10,600	18,400
300	—	300	—	300	△ 300	300	300	—
7,300	9,800	△ 2,500	—	5,900	△ 5,900	17,700	17,700	—
328	1,366	△ 1,038	750	1,888	△ 1,138	10,533	10,334	199
34,228	32,900	1,328	43,147	69,206	△26,059	125,552	154,116	△28,564
34,228	32,900	1,328	43,147	69,206	△26,059	125,552	154,116	△28,564
1,584	977	607	615	1,586	△ 971	3,154	4,889	△ 1,735
800	—	800	—	—	—	800	—	800
662	—	662	467	—	467	1,942	—	1,942
—	967	△ 967	—	1,542	△ 1,542	—	3,854	△ 3,854
122	10	112	148	44	104	412	1,035	△ 623
299,537	175,208	124,329	232,323	323,570	△91,247	780,523	722,741	57,782

請求権の決済、金融機関再建補償などの発行があったからで、交付公債は歳入歳出に現われず、現金収入を伴わないので、当面の国庫収支に影響を及ぼさないが、この年の政府債務増加額の二七%を占めている。また短期証券七四億円の増加は食糧証券、薪炭証券の増加により、一時借入金の増加は貿易資金勘定における日銀からの一時借入の増加の結果である。このような短期借入の増加が、債務増加額の五七%を占めていることが注目される。

二 昭和二三年度の国庫収支

以上のような財政運営の結果、昭和二三年度の国庫金対民間収支は、表3-41のように、財政資金では、年度計で四三



表3-44 日銀券発行要因 (昭和23年度) (単位：百万円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 政府資金	1,803	24,687	120,426	△ 125,561	21,355
2. 日銀勘定	10,010	6,838	△ 27,260	82,831	72,419
貸出金	△ 5,761	12,032	△ 11,226	16,043	11,088
国債売買	△ 1,254	△ 1,269	515	△ 8,083	△ 10,091
債券売買	8,940	309	△ 19,719	50,029	39,559
民間預り金	2,529	△ 6,541	△ 428	△ 628	△ 5,068
代理店預金	819	1,294	△ 1,986	1,025	1,152
指定預金	—	—	—	31,600	31,600
その他の	△ 2,587	△ 69	8,668	△ 5,110	902
国庫勘定送金未達分	7,324	1,082	△ 3,084	△ 2,045	3,277
3. 日銀券増減(1+2)	11,813	31,525	93,166	△ 42,730	93,774
4. 同上期末発行高	230,587	262,112	355,280	312,547	312,547
(参考) 短期証券市中償還	11,679	11,718	20,177	19,282	62,856

(注) △印は通貨収縮要因。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第10号，50—51ページ。

ける指定預金市中預託によって、第四・四半期の多額の揚超による金融逼迫は、かなり緩和されることになったのである。

したがって、昭和二三年度を通じる国庫金対民間収支尻は、前述のように二一四億円の散超であるが、これに年度末における指定預金の市中預託残高三一六億円を加えると、国庫の対民間収支尻は、五三〇億円の散超となった。

次に表3-43によって、昭和二三年度の国庫金対日銀収支の動向を検討しよう。年度中の対民間収支は前述のように二一四億円の散超となり、日銀から収支差引八八一億円の資金を調達して賄ったのであるが、一方で預金部資金から差引二八六億円の資金が日銀に支払われ、また、日銀納付金等の受入超過一七億円によって、年度計五七八億円の受入超過となった。これを期別でみると第一・四半期には、対民間散超が一八億円に止まり資金繰りはさして繁忙とならず、資金調達は三六億円の受超であるが、預金部資金による日銀からの食糧証券買入などにより一一億円の払超となった。第二・四半期に入り本予算成立、価格改訂

五億円の散超となったが、預金部資金の収支尻が二二一億円の揚超に終わったため、国庫金全体としては二一四億円の散超となった。前年度に続いて散超であったが、その幅は減少した。

国庫金収支尻が、このような動向となったのは、一般会計収支が九一七億円という大幅な揚超となったにもかかわらず、特別会計収支が、一三五二億円と大きな散超となったことによるものである。前述のように一般会計は、前二年度においてわずかに揚超に転じたが、納税状況の好調などによって本年度はかなり大幅な揚超に終わった。他方、特別会計は、食糧管理、国有鉄道、貿易資金の各特別会計がいずれも大幅な散超を記録しているのは、表が示しているところである。しかし、預金部資金はとくに、第四・四半期において地方公共団体貸付金の返済、復金債の償還(七四億円)等により大幅な揚超となり、国庫金全体の収支尻の散超幅を狭めている。

次に、二三年度の国庫金は、四半期別にはどのような変動を示したであろうか。同じ表3-41にみるように、第一・四半期から第三・四半期まで散超が続き、とくに、第三・四半期では、食糧管理特別会計における七二四億円という多額の散超もあって、一二〇四億円の巨額の散超に終わっている。しかし、第四・四半期においては、一転して揚超となり、しかも、一般会計における多額の収入超過に基づいて、一二五六億円の揚超になった。前述のように、日本財政が昭和二三年末を境に、ようやく抑制的方向に運営しはじめられたことを反映するものである。

このような第四・四半期における大幅な揚超に対して、市中の金融逼迫を緩和するため、指定預金の市中金融機関への預託が終戦後はじめて行なわれた。指定預金とは、政府の一般部当座預金を組み替え、大蔵大臣が日本銀行に対して預け先や条件を指定し、市中金融機関に預託する預金を指している。昭和二三年度の指定預金市中預託実績は、表3-42のとおりで、農林中金および諸銀行に対して国庫余剰金が預託され、その年度末残高は、諸銀行一六六億円、農林中金一五〇億円であり、後者には食糧証券引受のための預託分九〇億円も含まれていた。この二四年三月にお

表3-45 日本銀行政府預金

区分	第1四半期			2・四			3
	受入	払出	差引	受入	払出	差引	受入
当座預金	321,256	324,395 <sup>△</sup>	3,139	392,577	392,328	249	675,160
一般部	286,373	289,441 <sup>△</sup>	3,068	360,425	360,098	327	622,092
預金部	34,883	34,954 <sup>△</sup>	71	32,152	32,230 <sup>△</sup>	78	53,068
別口預金	30,140	29,897	243	38,956	38,097	859	63,801
指定預金	1	—	1	4	—	4	—
小額紙幣引換準備金	67	276 <sup>△</sup>	209	156	432 <sup>△</sup>	276	104
計(A)	351,464	354,568 <sup>△</sup>	3,104	431,693	430,857	836	739,065
前期末繰越(B)	15,100	—	15,100	366,564	354,568	11,996	798,257
合計(A+B)	366,564	354,568	11,996	798,257	785,425	12,832	1,537,322

(注) △印は払出超過。  
出所：前表と同じ，42—43ページ。

表3-46 国庫勘定期末現在高(昭和23年度) (単位：百万円)

区分	第1四半期	2・四	3・四	4・四
会計勘定	△ 9,500	△ 41,473	△ 64,480	17,667
一般会計	△ 33,431	△ 84,527	△ 139,765	△ 84,866
特別会計	23,931	43,053	75,285	102,533
預金部勘定	126	49	1,829	1,295
特別勘定	△ 5,742	3,197	△ 19,866	△ 1,003
国庫金補填勘定	27,112	51,059	99,198	33,068
合計	11,996	12,832	16,681	51,027

出所：前表と同じ，41ページ。

散超のため、日銀資金収支は、逆に収縮の方向に動き、反対に第四・四半期では国庫金収支が大幅な揚超を示している。日銀収支は、これを緩和するため逆の方向に動いている。

さて、前記のような国庫金の動向を反映して、二三年度中における日本銀行政府預金受払の四半期別推移は、表3-45のようである。この各四半期毎の受入と払出との差引合計額は、国庫勘定の当該期末現在高であり、第一・四半期の受入のうち前期末繰越は、前年度末の国庫勘定現在高であることは、すでに述べたところである。そこで、昭和二三年度当初における政府預金現在高は、一五一

受払推移(昭和23年度) (単位：百万円)

・四		4・四			年度計		
払出	差引	受入	払出	差引	受入	払出	差引
671,281	3,879	751,522	750,922	600	2,140,515	2,138,926	1,589
619,994	2,098	650,683	649,549	1,134	1,919,573	1,919,082	491
51,287	1,781	100,839	101,373 <sup>△</sup>	534	220,942	219,844	1,098
63,776	25	57,037	54,920	2,117	189,934	186,690	3,244
—	—	37,600	6,004	31,596	37,605	6,004	31,601
159 <sup>△</sup>	55	8 <sup>△</sup>	25	33	335	842 <sup>△</sup>	507
735,216	3,849	846,167	811,821	34,346	2,368,389	2,332,462	35,927
785,425	12,832	1,537,322	1,520,641	16,681	2,717,243	2,660,634	56,609
1,520,641	16,681	2,383,489	2,332,462	51,027	5,085,632	4,993,096	92,536

等による散布の本格化に伴い日銀からの資金調達は二六三億円の受超となり、さらに第三・四半期は供米の好調、政府支払の促進等のため資金繰りは繁忙をきわめ食糧証券の日銀引受超九一八億円ほか一二四三億円にのぼる受取超過となった。しかし続く第四・四半期は民間からの大幅な資金引揚に伴い、資金繰りにも大いに余裕を生じ、借入金、短期証券を償還し、差引九一二億円の支払超となり、政府当座預金の大幅増加をみて、余裕金を指定預金として市中金融機関に預入し、一時その運用を計ったのである。

昭和二三年度中における日本銀行券の増加額は、九三八億円であり、発行残高は、前年度末二一八八億円から三二二五億円に増加した。二三年度の増加額が一〇三〇億円であったから、日銀券の膨張のテンポはやや鈍化したことになる。その九三八億円の日銀券の増加の要因は、表3-44に示されている。国庫金対民間収支の散超額二四億円(指定預金を含まず)と日銀の対民間信用供与超過額七二四億円とであるが、指定預金三一六億円は、表では後者の日銀資金収支に計上されている。その四半期別の推移も、同じ表に示されている。第一・四半期では、日銀収支、第二・四半期では国庫金収支が、それぞれ通貨供給の主因となっている。第三・四半期では、国庫金収支の大幅な

億円であったが、二三年度を通じて三五九億円を増加し、年度末には五一〇億円となった。この政府預金の期末残高を各勘定別にみれば表3-46のとおりである。

(1) 卸売物価指数は日本銀行調べ、消費者物価指数は総理府調べ全国総平均指数（大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一九卷「統計」、三八、四九ページ）により計算。

(2) 鈴木武雄『現代日本財政史』第二卷、二四一ページ。

## 第四章 ドッジ安定から講和までの時期における国庫収支

### 第一節 昭和二四年度における財政運営と国庫収支

#### 一 昭和二四年度の財政運営の動向

昭和二四年度は、戦後日本経済にとって、画期的な意義をもつ年であった。周知のように、ドッジ・ラインとよばれる経済政策が強行され、終戦以来、その終息が重要な課題とされてきたインフレーションは、急速に鎮静化の方向に向かうことになった。同時に、経済自主化への前進がはかれるとともに、単一為替レートの設定などによって、長い間の「封鎖体制」から脱して世界経済との結びつきも回復することができるようになった。二四年度の財政は、このようなドッジ・ラインの推進をはかることを基本的方針とするともに、それをになうもっとも主要な政策手段の役割をも果たしたのである。それは、主としては、二四年度当初予算の中に具体化されたが、一月一日に、その一部が補正された。昭和二四年度予算の成立経過は表4-1のとおりである。

表4-2 昭和24年度当初予算総合収支対昭和21—23年度比較  
(単位：億円)

区 分	昭和24年度 当初予算	23 最終予算	22 最終予算	21 最終予算
1. 一般会計	7,049	4,731	2,143	1,191
2. 特別会計	25,050	11,975	4,800	2,708
3. 政府関係機関	13,140	—	—	—
4. 合計(1+2+3)	45,240	16,707	6,942	3,899
5. 調整項目	19,878	7,433	3,244	2,644
(1) 会計間繰入	11,398	3,184	1,464	1,347
(2) その他	8,480	(5,340)	(2,339)	(1,327)
公債借入金	270	4,249	1,780	1,297
公債借換	8,210	(1,574)	(1,181)	(1,071)
6. 純計(A=4-5)	25,362	1,042	652	1,041
歳出	歳出	歳出	歳出	歳出
1. 一般会計	7,047	4,731	2,143	1,191
2. 特別会計a)	24,769	11,969	4,812	2,685
3. 政府関係機関	13,140	—	—	—
4. 合計(1+2+3)	44,957	16,701	6,954	3,876
5. 調整項目	21,162	6,540	2,747	1,727
(1) 会計間繰入	11,398	3,184	1,464	1,347
(2) その他	9,764	(3,915)	(1,313)	380
公債借換	8,210	3,356	1,283	—
公債借入金償還	658	(3,766)	(1,158)	256
見返資金特会による公債等引受見込	895	3,207	1,128	124
6. 純計(B=4-5)	23,795	149	155	—
純計差引(A-B)	1,567	(Δ 1,419) Δ 887	(Δ 1,039) Δ 509	(Δ 923) Δ 893

(注) 1. 純計差引のΔは歳出超過。  
 2. a)は特別会計歳出の単純合計に、歳出に計上されない専売益金繰入分を調整するため加えた額。  
 3. 昭和24年度の公債中には復金債を含む。21—23年度のかっこ内は復金債を計上した場合の金額。  
 4. 見返資金特会による公債等引受見込は、鉄道・通信公債引受270億円、復金に対する交付公債625億円を債務償還ないし引受にあて、残余は直接投資に向けられるものとして計算。

出所：『国の予算』昭和24年度，9—10ページ。

表4-1 昭和24年度予算成立経過 (単位：百万円)

区 分	成 立 年月日	一 般 会 計		特 別 会 計		政 府 関 係 機 関	
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	収 入	支 出
第5国会 暫定予算	24.4.1	(4,700)	(4,700)	a) (39,465)	a) (32,846)	—	—
本予算	24.4.20	704,935	704,668	a) 2,505,044	a) 2,356,009	b) 1,314,032	b) 1,314,032
第6国会 補正1号 合計 (最終予算)	24.12.1	36,379	36,379	b) 138,711	b) 135,029	a) 197,188	a) 198,188
		741,314	741,047	b) 2,334,895	b) 2,301,841	a) 1,820,080	a) 1,701,000

(注) 1. 暫定予算かっこ内は本予算に編入された。  
 2. 本予算には「専売局」「国有鉄道事業」の両特別会計予算が成立したが、昭和24年6月1日日本専売公社、日本国有鉄道が発足し、政府関係機関となったため、「特別会計」欄および「政府関係機関」欄中、a)には両公社予算を含み、b)はこれを含まない(『国の予算』昭和25年度，836—40ページ)。  
 出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，156ページ。

昭和二四年度当初予算に示された財政政策は、画期的なものであったが、それは次のような特色をもっていた。  
 第一は、総合予算の真の均衡を実現したことである。単に一般会計のみならず、特別会計、政府関係機関を含めて政府部門全体における総合収支の均衡がはかれることになった。  
 前述のように、終戦から昭和二三年度までの財政は、その収支の不均衡のために、国の債務は年々累増を続け、とくに巨額の復興金融債券は、その大部分が日本銀行引受によって賄われたため、インフレ激化の要因となった。昭和二四年度予算では、まず、このインフレを阻止することを第一の目的として、一般会計、特別会計、政府諸機関のすべてにわたる総合予算の均衡がはかられた。表4-2にみられるように、政府関係機関予算を除いてみても、二四年度予算は非常に膨張しているが、終戦以来、歳入歳出予算純計の差引においては、各年度ともに、巨額の赤字予算であったのが、はじめて巨額の黒字予算となっていることが注目されるべきであろう。ここでは、総合予算の均衡が実現されているばかりでなく、実質的には黒字の予算が編成されたのである。

表4-3 昭和24年度予算における「見えざる」債務償還費  
(単位：百万円)

区 分	予算計上額	うち債務償還充当額	摘 要
1. 一般会計(A)	72,100	57,073	
(1) 産業経費			
貿易特別会計へ繰入	40,000	25,000	{旧貿易資金特会の一時借入金300億円のうち、250億円を償還
(2) 出資及び投資			
印刷局特別会計	800	800	{23年度実行済みの据置運転資本補足のための借入金8億円の償還
国民金融公庫	1,300	1,273	{庶民金融の日銀借入金1,273百万円の償還、残額は24年度所要資金
復興金融公庫	30,000	30,000	{復興金融公庫への現金出資分、復金の償還に充当
2. 見返資金特会(B)	62,467	62,467	
(1) 経済再建及び国債買入			
復金に対する交付公債の買入	62,467	62,467	{復金に対する政府出資としての交付公債の見返資金による買入現金を復金償還に充当
合 計 (A + B)	134,567	119,540	
3. 復興金融公庫(C)	16,633	16,633	
(1) 債券償還金	(109,100)	16,633	
交付公債受入分		14,114	{石炭鉱業損失補償のための交付公債(23年度)を石炭鉱業等からの貸付金回収として受入れ、これをもって日銀保有復金債を償還
貸付金回収分		2,519	{貸付金の回収75億円中2,519百万円を復金償還に充当
総 計(A+B+C)	151,200	136,173	

(注) 復興金融公庫予算の債券償還金予算計上額は1,091億円であるが、一般会計および米対日援助見返資金からの受入分が重複しているのだからこ内でくくった。重複分を除くと16,633百万円。

出所：鈴木武雄『現代日本財政史』第3巻、84ページ。

の膨張を示しているが、終戦処理費、公共事業費、地方財政費をはじめとして、多くの経費について要求の削減が行なわれた。また人員整理を内容とする積極的な行政整理も実施され、そののび率は鈍化している。しかし、ドッジが「竹馬の足」として、その圧縮を指摘した価格調整費は、金額上では前年度の三・二倍にも及んでおり、一見この点と矛盾しているように思われる。しかし、この膨張については経済安定の見地から物価水準を現行のベースに据え置くことを目標とし

なお、ここでいう「総合予算」とは、表に掲げたように政府関係機関をも包含した国家財政全体と、これにさらに、地方公共団体をも含めた財政全体の予算をいうのであり、その「真の均衡」とは、この政府部門の財政全体の収支が均衡していることである。とくに、このため、従来相当の赤字を生じていた鉄道・通信両特別会計については、損益勘定の合理化と旅客運賃等の値上げによって、赤字をカバーして独立採算制がとられるとともに、かりに公債や借入金によって資金を調達する会計があるとしても、その資金は、この財政全体の枠のなかで賄われるべきで、民間からの資金調達は許されなかったのである。

第二は、予算の均衡のみならず、超均衡予算を実現して、進んで、既存債務の償還がはかられたことである。これらの債務償還政策については、一般会計においては、一三六億円が国債費として計上されたが、これは法定上計上を義務づけられた金額を超えており、積極的に債務償還政策を行なおうとしたものであるが、このようにいわば、「目に見える」債務償還費ばかりでなく、「見えざる」巨額の債務償還費が、他の歳出項目や他会計等の中に含まれていたことに注意する必要がある。すなわち、表4-3に示されているように、一般会計からの特別会計および政府関係機関に対する繰入額のうち、繰入分を財源として債務償還に充当されるものが、合計五七二億円となっている。さらに、復興金融公庫が、政府出資として受けた交付公債(六二四億六七〇〇万円)は、米対日援助見返資金特別会計において全額買入れられることになった。しかも金庫側ではこれだけでえた現金をもって復金債を償還したから、これも債務償還政策のなかに加えられるべきものであり、これらの総額は一三六二億円となる。

第三には、財政支出の圧縮がはかられたことである。上述のように、総合予算の均衡や政府債務の減少のために、財政支出の緊縮が行なわれ、その一環として行政整理が実施された。昭和二四年度一般会計の歳出内訳を二三年度最終予算と対比して、重要事項別に示せば表4-4のごとくである。二四年度の一般会計規模は、前年度に比しかなり

表4-5 昭和24年度一般会計歳入予算・決算内訳

(単位：百万円，%)

区 分	当初予算		最終予算		決 算		昭和23年度 最終予算	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
歳入総額	704,935	100.0	741,314	100.0	758,612	100.0	473,146	100.0
租税及印紙収入	514,660	73.0	515,970	69.6	518,173	68.3	316,097	66.8
租 税	507,655	72.0	506,369	68.3	509,170	67.1	311,457	65.8
印紙収入	7,005	1.0	9,601	1.3	8,981	1.2	4,640	1.0
還付税収入	—	—	—	—	23	0.0	—	—
官業及官有財産収入	130,874	18.6	130,951	17.7	134,352	17.7	104,055	22.0
専売益金	120,977	17.2	119,463	16.1	118,232	15.6	96,209	20.3
その他	9,897	1.4	11,488	1.5	16,120	2.1	7,846	1.7
雑収入	48,378	6.9	62,718	8.5	57,748	7.6	49,141	10.4
特別会計受入金	4,951	0.7	4,934	0.7	4,279	0.6	5,099	1.1
納付金	13,615	2.0	21,875	3.0	19,927	2.6	6,323	1.3
価格差益及 割増額受入	11,591	1.6	15,091	2.0	15,550	2.0	24,449	5.2
その他	18,221	2.6	20,820	2.8	17,995	2.4	13,270	2.8
特別収入	7,938	1.1	7,938	1.1	2,274	0.3	23	0.0
前年度剰余金受入	3,085	0.4	23,736	3.2	46,064	6.1	3,828	0.8

(注) 1. 当初予算および23年度最終予算は『国の予算』昭和24年度410—12ページ、23年度予算額は24年度予算額との比較対照のため科目相互間を組替整理している。  
2. 最終予算および決算は「昭和24年度一般会計歳入決算明細書」により作成。

たこと、前年度に比較して予算計上の方式が変更されたことなどを考慮しなければならぬ。さらに補給金対象物の整理、生産性向上に伴う補給金単価の切下げ等についても配慮されているので、実質的にむしろ削減されたのである。<sup>(1)</sup>

第四には、アメリカの援助資金を見返資金特別会計を設置して独自に経理したことである。これまで対日援助物資は「貿易資金」において、輸出品を割高に買い上げたり、輸入品を割安に払い下げたりする差損を負担するために運用されていた。これはドッジ公使によって価格調整費とともに「竹馬の足」とよばれ、これに徹底した改革が加えられた。対日援助物資の払下代金は、これを見返資金として新設の特

表4-4 昭和24年度一般会計歳出予算重要事項別対前年度比較

(単位：百万円)

区 分	昭和24年度予算			昭和23年度 最終予算
	当 初	補正増減	最 終	
終戦処理費	125,230	13	125,243	107,062
賠償施設処理費	2,663	—	2,663	4,884
特殊財産処理費	1,717	—	1,717	1,600
解除物件処理費	199	254	453	—
物資及び物価調整事務取扱費	6,007	△ 93	5,914	7,922
公共事業費	51,895	10,660	62,555	49,517
出資及投資関係	84,217	5,294	89,511	19,174
地方配付税配付金	57,700	9,000	66,700	49,331
小学校教員費国庫負担金	13,553	366	13,919	9,821
新制中学実施費	8,392	279	8,671	4,907
定時制高校実施費	568	10	578	565
新制大学実施費	945	—	945	—
生活保護費	11,520	—	11,520	8,958
児童保護費	956	114	1,069	506
国民健康保険関係費	913	—	913	560
失業対策費 a)	2,974	1,709	4,683	451
同胞引揚費	6,612	△ 1,025	5,587	5,240
農地改革費	4,087	324	4,413	4,235
食糧供出関係費	3,996	106	4,102	745
政府機関等損失補填金	12,917	29,607	42,524	47,852
価格調整費	202,200	△ 23,000	179,200	62,500
刑務所収容費	2,333	176	2,510	1,846
刑務所作業費	534	280	814	
徴 税 費	13,175	114	13,289	7,797
国 債 費	13,636	△ 432	13,205	9,926
年 金 恩 給	2,991	351	3,342	771
政府職員宿舍施設費	1,100	—	1,100	—
価格補充費	—	—	—	4,363
その他の雑件費	71,634	2,275	73,908	56,111
予 備 費	—	—	—	6,500
歳 出 合 計	704,668	36,379	741,047	473,146

(注) a)は失業保険費を含む。  
出所：『国の予算』昭和25年度、806—10ページ。

表4-6 国庫金対民間収支(昭和24年度) (単位：億円)

区 分	第1四半期		2・四	3・四	4・四	年度計
	99	前年度分				
1. 一般会計 (1)-(2)	99	2	221	361	940	1,621
(1) 収入	1,452	398	1,522	1,707	1,961	6,642
租税	892	306	1,084	1,325	1,525	4,826
専売流用現金	333	△18	325	271	301	1,230
その他の	227	110	113	111	135	586
(2) 支出	1,353	396	1,301	1,346	1,021	5,021
戦務処理費	236	119	209	258	156	859
価格調整費	307	39	272	171	179	929
政府出資	80	—	211	93	48	432
公事業費	104	59	109	168	125	506
地方配付	224	12	136	223	96	679
その他の	402	167	364	433	417	1,616
2. 特別会計 a)	△14	△8	164	△907	422	△335
(1) 食糧管理	303	20	273	△531	352	397
(2) 国有鉄道	△106	△7	△46	△27	41	△138
(3) 貿易	△280	5	△139	76	403	60
(4) 見返資金	—	—	△1	△442	△426	△869
(5) 郵便局過剰金	40	△53	66	46	104	256
(6) その他の	29	27	11	△29	△52	△41
3. 預金部資金	△58	33	△170	△256	15	△469
4. 合計 (1+2+3) b)	27	27	215	△802	1,377	817
5. 外国為替関係	—	—	—	△160	△450	△610
6. 指定預金	204	—	12	100	△150	166
7. 対民間収支計 (4~6)	231	27	226	△862	777	372
8. 復金償還 c)	—	—	116	354	—	470
9. 実質対民間収支 (7+8)	231	27	342	△508	777	841

(注) 1. △印は散布超過。  
 2. a)は預金部、外国為替両特別会計関係収支を除く、ただし郵便局過剰金を含む。  
 3. b)は外国為替関係および指定預金を除く。  
 4. c)は日本銀行手持復金債の一般会計および見返資金財源による現金償還額で『大蔵省年報』昭和25年度、176—77ページによる。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号、108—09ページ。

別会計に積み立て、経済の安定や復興に有効に運用することになったのである。

第五には、収入面において増徴の措置がとられたことである。まず税制面では租税負担の増大によって、減税を望む声が強かったにもかかわらず、それは見送られたために、実質的には相当の増税となった。また、鉄道運賃および通送料金などにおいては値上げの措置がとられた。これらは総合予算の真の均衡をはかるための収入面における政策であった。二四年度一般会計の歳入予算および決算の内訳を示せば表4-5のごとくである。

二四年度当初予算は、以上のような特徴をもち、このような基本線に従って財政運営が行なわれたが、年末になって、若干の予算補正が行なわれた。その計数は、前掲表4-4および4-5に掲げた。その内容は、当初予算において示された総合予算の真の均衡の方針をいっそう徹底させると同時に、その推進に伴うしわよせに対して若干の配慮をしたものといえよう。すなわち、出資および投資関係費、政府機関損失補填金の増額や価格調整費の削減は前者の趣旨に合うものであり、公共事業費、地方配付税配付金および失業対策費などの増額は後者の趣旨に当たるものであったといえよう。なお、この補正予算に関連して、昭和二五年一月から、「シャープ勧告」に基づく暫定的税制上の措置として給与所得税等について減税が実施された。

## 二 昭和二四年度の国庫収支

前述のような昭和二四年度の財政運営は、国庫収支にどのような影響を与えたであろうか。まず第一に指摘しなければならぬのは、二二年度以降散超を記録してきた国庫金対民間収支の年度合計が、二四年度では逆に揚超となったことである。二四年度の国庫金対民間収支の実績を示せば、表4-6のごとくである。



表4-8 国庫金対日銀収支(昭和24年度)

(単位：億円)

区 分	第1四 半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 資 金 調 達	△ 51	△ 60	741	△605	25
食 糧 証 券	△330	△ 20	770	△420	—
薪 炭 証 券	29	—	△ 43	△ 3	△ 17
借 入 金	—	△ 25	△127	△114	△266
一時借入金	250	△ 15	141	△ 68	308
2. 資 金 運 用	*△ 82	△240	53	10	*△259
見返資金	—	△250	△ 40	137	△153
預金の部	*△ 82	10	93	△127	*△106
3. そ の 他	13	△ 25	8	△ 29	△ 33
日 銀 納 付 金	21	—	25	—	46
銀 行 券 製 造 費	10	6	4	5	25
公 債 借 入 金 利 子	△ 14	△ 25	△ 28	△ 36	△103
そ の 他	△ 4	△ 6	7	2	△ 1
4. 合 計(1+2+3)	△120	△325	802	△624	△266
5. 復 金 債 償 還	—	△116	△354	—	△470
6. 実 質 対 日 銀 収 支(4+5)	△120	△441	448	△624	△735

- (注) 1. △印は支払超過。  
 2. a)は短期証券売買であるが、24年6月の預金部における復金債買入償還47億円を含み、これを含む計数に\*印を付した。  
 3. 「復金債償還」欄については前表と同じ。

出所：前表と同じ、132ページ。

極的に行なわれたためであり、終戦以来、毎年度、日銀からの借入によって行なわれた財政運営が、大きく転換したことを物語っている。  
 さて、以上のように大幅な揚超を記録した二四年度の国庫金対民間収支は、金融面に少なからぬ影響を与えた。二四年度の金融政策の基調は、対民間収支の引揚超過による市中金融の逼迫の緩和にあったが、昭和二三年度末に開始された指定預金の市中預託による国庫金の市中放出という手段が、二四年度にも実施された。昭和二四年度における国庫金の市中預託実績は、

表4-7 復金債償還実績

(単位：億円)

区 分	金 額
1. 償 還 財 源	
(1)一 般 会 計 (出資)	300
(2)見 返 資 金 (交付公債買入)	625
(3)市 中 金 融 機 関 (回収金)	166
うち 現 金	25
国 債	141
合 計	1,091
2. 償 還 先	
(1)日 本 銀 行	610
うち 一 般 会 計 お よ び 見 返 資 金 財 源 に よ る 現 金 償 還	470
回 収 国 債 に よ る 代 物 弁 済	141
(2)預 金 部	93
(3)市 中 金 融 機 関	388
合 計	1,091

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号、19ページ。

一般会計、特別会計の財政資金(二四年一二月に設置された外国為替特別会計分を除く)の収支および預金部資金収支の年度計は、八一七億円の揚超を記録し、これに外国為替関係の六一〇億円の散超と指定預金の市中預託分の揚超一六六億円を加えると三七二億円の揚超が記録された。しかし、同表には一般会計の出資のうち三〇〇億円および見返資金の交付公債買入れによる六二五億円、合計九二五億円にのぼる復金債償還財源が対民間支出に含まれている。表4-7に掲げた復金債償還実績にみられるように、

そのうち日本銀行手持復金債の償還にあてられた四六九億五二〇〇万円は実質上対民間支出とは考えられないので、その分を民間からの受取分として調整加算すると、二四年度の年間の実質的民間収支の揚超額は八四一億円にも達したということが出来る。これは戦後における国庫収支の画期的な変化といえるであろう。次に、前掲表4-6によって四半期別の収支の変動についてみると、第三・四半期を除いては、いずれも揚超を示し、とくに、第四・四半期における多額の揚超は注目される。第三・四半期の大幅な散超は、日本財政にみられる共通の傾向であるが、二四年度では、その額は例年に比して、かなり少額になっている点も注目されよう。

このような国庫金対民間収支と並んで対日銀収支はどうであったであろうか。表4-8のように、二四年度中は七三五億円の支払超過となっている。すなわち、資金調達においては、借入金とその返済とを相殺し、わずかに二五億

円の収入超となっているが、資金運用については、短期証券の売買等(預金部における復金債買入償還四七億円を含む)により二五九億円の支払超を記録し、これにその他の三三億円の支払超が加算されると、形式的な対日銀収支は二六六億円の支払超過となった。これらに加えて日銀手持の復金債償還に伴う支払超過額四七〇億円を加算すると、実質的な対日銀収支は七三五億円の引揚超過にのぼったのである。このような結果となったのは、日銀への債務返済が積

表4-11 政府預金期末現在高(昭和24年度)

(単位：億円)

区分	23年度末				24年度中増減	
	1・四	2・四	3・四	4・四		
1. 当座預金	245	106	37	241	106	135
一般部	236	98	3	222	93	129
預金部	9	8	34	19	13	6
2. 別口預金	53	68	50	55	...	...
3. 指定預金	113	101	1	150	316	△166
4. 小額紙幣引換準備預金	6	4	4	5	a)88	△28
5. 援助資金預金	—	27	55	0	—	0
合計	417	306	147	451	510	△59

(注) a)は別口預金と小額紙幣引換準備預金の合計額。

出所：前表と同じ、21,107ページ。

表4-9のとおりで、二三年度末の残高三一六億円に対して年間を通じては一六六億円の引揚となったが、二四年四月、七月、二五年三月の四回にわたり金融緩和を目的とした指定預金の市中預託が実施された。なお、二四年三月に農林中央金庫に預託された六〇億円および諸銀行に預託された一六六億円、二四年四月に預託された一八五億円(内訳表4-9)、同年七月に預託された一〇〇億円(同上)については、預託先金融機関が指定預金によって得た資金をもつて、日本銀行からの借入返済にあてるべきことが条件とされ、市中の金融逼迫によって増大した金融機関の日銀借入の減少がはかられた。なお、二四年の年末金融緩和のため、預金部資金の余裕金の市中預託を開始したのも同趣旨である(八四二—四七七ページ参照)。

また、国庫金の大幅な揚超による通貨収縮に対して、日銀は金融操作によって、それを適宜補整する政策をとった。表4-10は、昭和二四年四月の日銀券発行要因を示している。年度間では、国庫関係において八四一億円の通貨収縮に対して、日本銀行関係では積極的な国債買入政策と貸出増によって、八二九億円の通貨供給が行なわれ、二四年度末の日銀券発行高は前年度末より一二億円の収縮となり、三一一三億円に止まった。このように、二四年度末における通貨量が、二三年末とほぼ同程度に止まったことは、生産の増加等を考えると、昭和二四年度における通貨安定政策が、インフレの終息に成果をおさめたことを如実に物語るものといえよう。

表4-9 指定預金市中預託実績(昭和24年度)

(単位：百万円)

年月日	区分	預託先				
		合計	農中	商中	旧特銀	十一大銀行 地方銀行 信託銀行
23年度末	残高	31,600	15,000	—	2,000	14,000 600
24. 4. 4	預託	18,500	3,000	—	—	13,400 2,100
24. 4. 5	引揚	△4,000	△4,000	—	—	— —
24. 4. 12	引揚	△5,000	△5,000	—	—	— —
24. 4. 23	引揚	△15,000	△4,400	—	—	△10,600 —
24. 4. 25	引揚	△5,400	—	—	—	△5,400 —
24. 5. 18	引揚	△6,400	—	—	△500	△5,900 —
24. 5. 20	引揚	△3,100	—	—	△600	△2,200 △300
24. 5. 28	引揚	10,000	400	100	1,100	4,100 4,300
24. 7. 26	預託	△4,600	△4,600	—	—	— —
24. 8. 1	引揚	△6,600	—	—	△900	△3,300 △2,400
24. 9. 1	引揚	△10,000	△400	△100	△1,100	△4,100 △4,300
24. 10. 3	引揚	9,462	360	360	2,080	2,580 4,082
25. 3. 4	預託	5,520	260	300	2,520	60 2,380
25. 3. 5	預託					
25. 3. 6	預託					
25. 3. 7	預託					
25. 3. 8	預託					
25. 3. 13	預託					
25. 3. 14	預託					
25. 3. 15	預託					
24年度末	残高	14,982	620	660	4,600	2,640 6,462

(注) △印は引揚額。

出所：前表と同じ、93—94ページ。

表4-10 日銀券発行要因(昭和24年度)

(単位：億円)

区分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 国庫関係					
(1)対民間収支(貿易、見返、預金部を除く)	364	526	△182	1,386	2,094
(2)貿易関係(貿易・外為会計)	△280	△139	△84	△47	△550
(3)見返資金	—	△2	△442	△426	△869
うち対民間直接投資	—	△2	△52	△192	△246
(4)預金部資金	△57	△171	△255	14	△469
うち市中預託	0	△0	△93	△46	△139
(5)国庫余裕金の市中預託	204	12	100	△150	166
(6)日銀手持復金償還	—	116	354	—	470
小計	231	341	△509	777	841
2. 日本銀行関係					
(1)日銀対市中中国債買入	△151	△48	△190	△168	△557
(2)日銀貸出	△18	△209	20	△201	△408
(3)その他	57	△60	108	32	136
小計	△112	△317	△62	△337	△829
3. 日銀券増減(1+2)	119	24	△571	440	12
4. 日銀券期末残高a)	3,006	2,982	3,553	3,113	—

(注) 1. △印は支払超過・通貨増、a)は23年度末残高3125億円。

2. 市中金融緩和の目的をもって、復金が市中預託81億円を行なったが、通貨の増減に影響がないので上表には表われていない。

出所：前表と同じ、21ページ。

表4-13 特別会計等総収支(昭和24年度) (単位：億円)

会計別	対民間収支	国庫内振替収支	対日銀収支	計 (預金 増減)
食糧	食糧売買等 397	価格調整費(一般会計より) 171 糧券利子(預金部へ) △50 輸入食糧代金(貿易へ) △443 その他 △55 計 397	糧券利子 △54	△34
管	計 397	計 377	△54	△34
国鉄	運賃収入 138 貸付収入 138 計 138	貸付金(見返より) 150 繰入(一般会計より) 30 振替支出(一般会計へ) △43 計 137		△1
貿易	輸出入代金受払等 60	繰入(一般会計より) 400 価格調整費( ) 520 見返へ繰入 △1,278 食管より受入 443 外為へ繰入 △412 計 60	借入金返済 △250 一時借入金 250 計 0	△267
外為	外貨受払等 △610	貿易より受入 412	一時借入金 54	△144
見返	私企業支出 △245 復金から交付公債買 625 入利子収入 1 計 4869	貿易より受入 1,278 国鉄へ貸付 △150 電通へ貸付 △120 運用利殖 14 計 1,022	糧券買入 △153 計 153	0
預金部	地方貸付(含回収) △229 農林公団貸付( ) △214 金融機関預金(一般) △99 (滞貨分) △40 手持復金償還 90 その他 20 計 469	郵便貯金受入 363 簡保預金 95 厚保預金 88 糧券受入等 35 計 581	糧券買入 △59 復金借入 △47 計 106	6
その他	214	国債費(一般会計より) 136 貴金属( ) 26 農業共済( ) 8 電通(見返より) 120 郵貯(預金部へ) △363 簡保( ) △95 厚保( ) △88 共事業費(一般会計より) 200 特別会計補填(一般会計より) 67 その他 32 計 42	銀行券製造費 25 公債及借入金利子 △63 その他 △25 計 63	193
合計	△1,415	1,490	△322	△247

(注) 1. △印は支払超過。  
2. 特別会計等は国庫金のうち各特別会計および日本国有鉄道の歳入歳出および歳入歳出外現金ならびに郵便局過剰金の受払。  
出所：前表と同じ、16-18, 128ページ。

表4-12 一般会計総収支(昭和24年度) (単位：億円)

対民間収支	国庫内振替収支	対日銀収支	計 (預金 増減)
収入(A) 6,642	繰入(貿易へ) △400 (貴金属へ) △26 (農共へ) △8 価格調整費(食管へ) △171 (貿易へ) △520 計 1,490	納付金 46 法人税 10 計 56	187
租税 4,826			
専売流用現金 1,230			
その他 586			
支出(B) 5,021			
終戦処理費 859	特別会計補填 △67		
価格調整費 929	国債費 △136		
政府出資金 432	公共事業費等振替支出 △162		
公共事業費 506			
地方配付金 679			
その他 1,616			
差引(A-B) 1,621	計 1,490	計 56	187

(注) △印は支払超過。  
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号、16ページ。

### 三 主要会計の収支分析

国庫金収支の動きを反映して、二四年度の政府預金の各期末残高は表4-11のとおりとなり、二四年度末の政府預金合計額は、前年度末に比し五九億円を減少し、四五一億円となった。

超、日銀手持復金債の償還が加わった。以上は、国庫内振替収支を加えた実質的な国庫収支を示して、主要会計の収支内容について検討しよう。

(1) 一般会計総収支

まず、一般会計の総収支を示せば表4-12のとおりである。

前述したように、昭和二四年度はドッジ・ラインの強行によって超均衡予算が実施されたため、財政資金対民間収支の動向は終戦後一貫した散超傾向から、揚超傾向に転ずることになった。このような動向についてなお立ち入った分析を行なっておきたい。前掲表4-6が示すように、二四年度では、特別会計においては散超であったが、一般会計の揚超がそれを上回り、それに指定預金の年間収支の揚

表4-15 見返資金特別会計収支実績(昭和24年度)

(単位：億円)

区 分	第2四半期	3・四	4・四	年度計
1. 収 入				
貿易会計より繰入	461	543	275	1,279
運用利子収入	1	5	7	13
計	対国庫	462	548	282
	対民間	—	—	1
	計	462	548	283
	計	462	548	283
2. 支 出				
公 企 業 支 出	184	38	48	270
国 鉄 通 信	101	38	11	150
私 企 業 支 出	83	—	37	120
電 力 運 業	1	52	192	245
海 鉦 中 小 企 業 他	—	33	68	101
の 債 務 償 還	—	16	67	83
計	—	1	38	39
計	—	—	3	3
計	1	2	16	19
計	—	390	235	625
計	184	38	48	270
計	1	442	427	870
計	185	480	475	1,140
3. 差 引	278	510	234	1,022
計	△1	△442	△426	△869
計	277	68	△192	153
4. 余 裕 金 (残高)	(277)	(345)	(153)	—
援 助 資 金 預 金 増 減 (残高)	27	28	△55	0
計	(27)	(55)	(0)	—
糧 券 保 有 高 増 減 (残高)	250	40	△137	153
計	(250)	(290)	(153)	—

(注) 1. △印は支払超過または減。  
 2. 見返資金収支実績は、24年7月に始まり、第1四半期はない。  
 3. 表4-13とは端数計算に相違があるが、原表のまま。  
 出所：前表と同じ、116—17ページ。

昭和二四年度には貿易統制において、大きな変化がみられた。従来は輸入は一切政府があたり、輸出についても一の散超から揚超に転じ、国庫内振替支出を加えてもなお、実質的な揚超となった。また、従来散超を続けた国鉄収支の散超幅は、運賃改訂、諸経費の節約等により大幅に縮まり、その赤字は、一般会計からの繰入および見返資金からの貸付により、国庫内で埋められた。

表4-14 昭和24年度特別会計等対民間収支の対前年度比較 (単位：億円)

区 分	昭和24年度 (A)	昭和23年度 (B)	差 引 (A-B)
食糧管理	397	△306	703
国有鉄道	△138	△499	361
貿易替	60	△525	585
外国為替	△610	—	△610
見返資金	△869	—	△869
預金部	△469	△207	△262
その他	214	407	△193
合計	△1,415	△1,130	△285

(注) 1. △印は支払超過。  
 2. 「その他」欄は、区分欄に掲げた6特別会計以外の特別会計の対民間収支および郵便局における国庫金の受払である。  
 出所：前表と同じ、16ページ。

(2) 特別会計等の収支

一般会計を除く特別会計等の総収支は表4-13のとおりである。特別会計等の対民間収支は、合計で一四一五億円の散超であるが、前述のように一般会計からの一四九〇億円の振替支出を受け入れ、各会計間の振替収支を合計すると、国庫内振替収支の合計は一四九〇億円の受入超過であり、これに日銀に対する三二二億円の払超を加えると合計では二四七億円の払超すなわち預金減となった。

次に、主要な会計の収支を個別に検討してみよう。各会計の国庫内振替収支を含まない対民間収支を前年度と比較すると表4-14のようにになっている。そのうち、食糧管理特別会計は、主食の消費者価格引上げなどのため、前年度

一般会計では、租税や専売収入などの収入が六六四二億円であったが、価格調整費、終戦処理費、公共事業費等の支払が五〇二億円であったため、差引一六二二億円の引揚超過となったのである。こうして民間から引き揚げられた資金は、表の示すように、貿易会計へ四〇〇億円、貴金属会計へ二六億円、農業共済再保険会計へ八億円の繰入、貿易会計への輸入補給金五二〇億円、食糧会計への補給金一七一億円など、各特別会計における所要資金に充当され、結局一四九〇億円が、国庫内振替支出として他会計に支払われた。このために、日本銀行から受け入れた同行の法人税および納付金の五六億円とあわせて一般

表4-16 国庫金収支総括(昭和24年度) (単位：億円)

区 分	形式的 対民間 収支(A)	国庫内 振替収 支(B)	実質的 対民間 収支 (A+B)	対日銀 収支(C)	政 府 増 減 預 減 (A+B+C)	政府預金残高	
						24 年 3 月末	25 年 3 月末
一般会計	1,621	△1,490	131	56	187	△ 50	137
特別会計等	△1,415	1,490	75	△ 322	△ 247	561	314
指定預金	166	—	166	—	—	—	—
日銀手持復 金償還	470	—	470	△ 470	—	—	—
合 計	841	0	841	△ 735	*△ 60	511	451

(注) 1. △は支払超過および減。  
2. \*印指定預金の増減は政府預金の組替えであって、政府預金増減および残高には影響がない。

部政府が行ないこれが貿易会計において経理されてきたが、一二月に至って、輸出入ともに民間に移されることになり、この新方式に対応して、外国為替の売買を経理するために外国為替特別会計が設置された。したがって、両会計は統一して考察されるべきであろう。貿易会計は六〇億円の揚超、外国為替会計は六一〇億円の散超となり、差引五五〇億円の散超となっており、散超の幅は前年度と大きな変化がないが、その性格は大いに異なっている。

すなわち、終戦以来の日本貿易は、援助物資の輸入によって入超が続いたにもかかわらず、貿易資金は逆に大きな支払超過となり、その円資金の不足に対処するために、貿易資金会計の借入限度の拡張を行ってきた。輸物資を割高に買い上げる一方、輸入品を低価格で払い下げたことなどがその支払超過の主要な理由であった。しかしながら、昭和二四年度では見返資金特別会計の設置に伴い、アメリカの対日援助物資売払代金の積立が行なわれるとともに、単一為替レートの設定等によって、このような貿易会計の価格差補給金的機能は消滅した。にもかかわらず、二四年度において両会計は、円貨の受払の时期的懸隔と援助輸入を除く一般貿易が輸出超過であったため、結局は円資金の支払超過となったのである。この円資金の不足に対しては、従来のような日銀からの借入によらず、一般会計から貿易会計への繰入金四

〇〇億円などによってカバーされたのである。

新設された見返資金特別会計の収支実績は表4-15に示したとおりである。貿易会計より一二七九億円を繰り入れ、これを国鉄・電通へ二七〇億円投資したほか、対民間収支としては、私企業支出に二四五億円のほか、六二五億円を復興金融金庫からの交付公債買入にあて、余裕金をもって日本銀行からの食糧証券購入にあてた(年度末残高一五三億円)。これを季節的にみると、年度初から第三・四半期までは、主として公企業への投資と復金債の買入および糧券購入に運用され、第三・四半期以後は私企業投資が活発化したことが注目されよう。

預金部資金の対民間収支は、前年度に倍する四六九億円の支払超過になった(表4-14)。終戦以来、預金部資金の運用は司令部の指令によって、国および地方公共団体への貸付に限定されていたが、この年度から運用が多様化したためである。すなわち、前掲表4-13にみるように、農林関係五公団への融資のほか、年度末の徴税強行による市中金融梗塞の緩和と滞貨金融の円滑化を目的とした資金の市中預託など新分野での運用が行なわれた。これらの原資としては、三六三億円にのぼる郵便貯金の受入、簡保、厚生保険預金などのほか、手持復金債の償還資金があげられ、さらに日銀から食糧証券、復金債の買入も行なわれた。

(3) 国庫金収支の総括

最後に、以上の諸計表を総括し、国庫内振替収支を含めた一般会計および特別会計等の対民間収支ならびに指定預金の市中預託減および日銀手持復金償還額の調整を含めた実質的対民間収支を表4-16に掲げておこう。

(1) 詳しくは、鈴木武雄『現代日本財政史』第三巻、第四章第二節を参照のこと。

表4-17 昭和25年度予算成立経過 (単位：百万円)

区分	成立年月日	一般会計		特別会計		政府関係機関	
		歳入	歳出	歳入	歳出	収入	支出
第7国会 本予算	25. 4. 3	661,406	661,406	1,740,073	1,697,608	1,411,072	1,291,027
補正機1号	25. 4. 3					5,576	5,576
第9国会 補正機1号 特機2号	25. 12. 9	3,170	3,170	343,562	343,788	△10,974	△3,008
合計(最終予算)		664,576	664,576	2,083,634	2,041,396	1,405,673	1,293,595

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 156ページ。

## 第二節 昭和二五年度における財政運営と国庫収支

### 一 昭和二五年度における財政運営

昭和二五年度は、前年度から強行されたドッジ・ラインの二年目にあたる年である。日本経済は、前年度におけるドッジ・ラインの実施によって戦後インフレの過程から脱却し、安定化の過程へとすすむことができたが、他面、これによってもたらされた「安定恐慌」は、とくに、経済体質の弱い中小企業をはじめ国民各層にかなり深刻な影響を与えた。生産水準の低下はみられなかったが、その増加率は明らかに鈍化し、雇用状況も相当な悪化を示した。

しかし、このようなとき、二五年六月朝鮮動乱が勃発した。この「動乱」は、「安定恐慌」下において沈滞していた日本経済に、にわかには大きな活力を与えることになった。動乱ブームによって特需が生まれ、一般輸出も激増し、「安定恐慌」下で堆積していた滞貨は、高値で一挙に捌けただけでなく、特需や輸出で生産は飛躍的に増大し、企業利潤も著増した。とくに、国際収支が巨額の外貨受取超過となったために、日本経済の自立化は、大きく前進することになった。しかし、このような動乱ブームのありがちは、ようやく鎮静化をみせたインフレ要因の再燃を懸念させることになり、その対策が講ぜられたのである。

昭和二五年度における財政運営は、このような日本経済の動向を反映して、当初予算は、ドッジ・ラインの実施第二年目の予算としての基本的方向を具体化するものとして編成された。しかし、前述したような朝鮮動乱に伴う経済

情勢の激変は、当然に、この当初予算の補正を必要とすることになり、二五年一二月に補正予算が成立した。当初予算および補正予算の成立経過は、表4-17に掲げた。

まず、当初予算における財政運営上の特徴をあげると、次のような点にあった。第一は、前年度に続いて総合予算における財政収支の均衡がはかられるとともに、財政規模の圧縮が行なわれた。二五年度の当初予算(本予算と同時に成立した政府関係機関補正予算第一号を含む)の規模を二四年度最終予算と比較すると、表4-18のとおりである。

会計間の重複勘定と公債借換分を除いた形式的な純計は、歳入二兆〇二七億円、歳出一兆九八一三億円で、二四年度に続く超均衡予算であり、その額は歳入歳出とも、二四年度の八五％に圧縮されている。また、この歳入純計におりこまれていたが実質上当該年度の収入とみなしえない前年度剰余金、積立金受入および油糧公団が預金部から借り入れる短期資金の借入額と償還額の差額(公債借入金発行)を差し引いた実質上の歳入純計は一兆九五四億円、同じく歳出純計におりこまれていたが実質上の剰余金ともいふべき債務償還費および見返資金の余裕金を差し引いた実質上の歳出純計は一兆七八一億円と試算されて、差引総合収支尻で実質的に一七六三億円の剰余を

表4-19 昭和25年度一般会計歳出予算目的別対前年度比較  
(単位：百万円)

区 分	昭和25年度予算			昭和24年度最終予算
	当 初	補正増減	最 終	
歳 出 総 額	661,406	3,170	664,576	741,047
皇室費	112	—	112	98
国 会 費	1,330	189	1,519	1,565
裁 判 所 費	4,834	116	4,950	4,357
行 政 部 費	37,585	3,640	41,225	37,612
司 法 及 警 察 費	19,539	601	20,140	17,445
教 育 文 化 費	15,255	1,016	16,272	36,082
社 会 及 勞 働 施 設 費	34,827	2,170	36,997	26,640
保 健 衛 生 費	7,460	496	7,956	6,494
保 産 業 経 済 費	33,854	10,891	44,745	98,153
公 共 事 業 費	99,033	4,252	103,285	62,555
価 格 調 整 費	90,000	△26,000	64,000	179,200
物 資 及 物 価 調 整 事 務 取 扱 費	1,985	△ 101	1,884	7,020
地 方 財 政 費	105,039	3,500	108,539	70,474
年 金 及 恩 給	5,626	39	5,665	3,342
出 資 及 投 資	8,779	3,500	12,279	46,647
国 債 費	84,700	△ 1,364	83,337	13,204
終 戦 処 理 費	109,062	201	109,262	125,290
特 殊 財 産 処 理 費	991	△ 103	888	1,753
賠 償 施 設 処 理 費	769	△ 111	658	2,664
解 除 物 件 処 理 費	175	238	413	453
予 備 費	450	—	450	—

出所：『国の予算』昭和25年度，783 ページ，『大蔵省年報』昭和25年度，120ページ。

衡交付金のなかに吸収されることになった。

第五に、「シャープ勧告」に基づく全面的な税制改正が行なわれ、これに基づいて歳入予算が編成されたことも、二五年度予算の特徴である。「シャープ勧告」については、前述のようにその一部を二五年一月より暫定的に実施していたが、二五年度よりその本格的実施が行なわれた。

二五年度一般会計の歳入

増額されたことにも示されている。二五年度の一般会計歳出予算目的別内訳を前年度と比較すると表4-19のごとくであり、前年度に比べ大幅に削減された経費は、価格調整費、出資および投資、産業経費などである。

第四は、地方財政平衡交付金制度が新設され、地方財政の充実や、地方自治の強化がはかられたことが注目される。とくに、この制度の新設に関連して、従来各省庁に計上されていた地方団体への補助金が大幅に整理されて、平

表4-18 昭和25年度当初予算総合収支対前年度比較  
(単位：百万円)

区 分	昭和25年度	昭和24年度
	当初予算	最終予算
歳 入		
1. 一 般 会 計	661,406	741,313
2. 特 別 会 計	1,740,072	2,334,895
3. 政 府 関 係 機 関	1,416,647	1,820,079
4. 合 計(1+2+3)	3,818,125	4,896,288
5. 会 計 間 重 複 勘 定	1,393,499	1,716,196
6. 公 債 借 換	401,891	812,630
7. 純 計(4-5-6)	2,022,735	2,367,462
8. 調 整 項 目	65,338	28,343
(1)公債借入金発行	5,292	0
(2)過年度剰余金	57,251	26,553
(3)積立金受入	2,795	1,790
9. 差 引(A)(7-8)	1,957,397	2,339,119
歳 出		
1. 一 般 会 計	661,406	741,046
2. 特 別 会 計 a)	1,698,608	2,305,053
3. 政 府 関 係 機 関 b)	1,416,627	1,820,079
4. 合 計(1+2+3)	3,776,641	4,866,180
5. 会 計 間 重 複 勘 定	1,393,499	1,716,196
6. 公 債 借 換	401,891	812,630
7. 純 計(4-5-6)	1,981,251	2,337,354
8. 調 整 項 目	200,200	209,821
(1)公債借入金償還 c)	137,324	148,491
(2)見返資金	62,876	61,330
9. 差 引(B)(7-8)	1,781,051	2,127,533
差引総合収支尻(A-B)	176,346	211,586

(注) 1. 大蔵省主計局調べ，単位以下切捨。  
2. 昭和25年度当初予算には，本予算とともに成立した政府関係機関補正予算第1号を含む。  
3. a)は，特別会計の歳出単純合計にアルコール事業特会の益金繰入分を調整加算してある。b)は政府機関の歳出単純合計に専売公社の益金繰入分を調整加算してある。  
4. c)には公団借入金返済8,738百万円を含む。

出所：『国の予算』昭和25年度，7,12ページ。

存する予算であった。したがって、二五年度予算は、経済の推移に応じて資金の流れを調節することにより、政策に弾力性をもたせる余地のある予算であったといえることができる。

第二は、債務償還政策が、二四年度に引き続き採用され、ドッジ予算としての性格が貫かれたことである。二五年度における債務償還費は、一般会計で七二三億円であったが、これに特別会計、政府関係機関等をもあわせると二二八六億円(二四年度最終予算一四八五億円)にも達するのであり、超均衡予算としての性格がここにも示されている。

第三は、財政支出は総体として圧縮されたが、その配分において公共事業費の増額がはかられるなど、前年度の抑制的な財政運営に対して、かなり積極的な姿勢が示されるようになった点が注目される。これは、社会政策的経費が

表4-20 昭和25年度一般会計歳入予算・決算内訳 (単位：百万円)

区 分	当 初 予 算		最 終 予 算		決 算	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
歳 入 総 額	661,406	100.0	664,576	100.0	716,793	100.0
租 税 及 印 紙 収 入	444,600	67.2	445,065	67.0	456,393	63.7
租 税	437,099	66.1	435,980	65.6	447,180	62.4
印 紙 収 入	7,501	1.1	9,085	1.4	9,208	1.3
還 付 税 収 入	0		0		5	0.0
官 業 及 官 有 財 産 収 入	132,147	20.0	124,459	18.7	141,076	19.7
専 売 益 金	121,000	18.3	113,051	17.0	114,457	16.0
そ の 他	11,147	1.7	11,408	1.7	26,619	3.7
雑 収 入	57,790	8.7	58,366	8.8	43,160	6.0
特 別 会 計 受 入 金	4,363	0.7	4,363	0.7	3,335	0.5
納 付 金	26,196	4.0	26,196	3.9	15,074	2.1
う ち 日 銀	3,511	0.5	3,511	0.5	3,721	0.5
復 金 団	18,795	2.8	18,795	2.8	6,105	0.9
公 団	3,149	0.5	3,149	0.5	3,769	0.5
価 格 差 益 及 割 増 額 受 入	6,581	1.0	6,581	1.0	7,448	1.0
そ の 他	20,650	3.1	21,226	3.2	17,303	2.4
特 別 収 入	6,218	0.9	16,035	2.4	17,000	2.4
終 戦 処 理 収 入	5,509	0.8	14,733	2.2	15,451	2.2
そ の 他	708	0.1	1,302	0.2	1,549	0.2
前 年 度 剰 余 金	20,651	3.1	20,651	3.1	59,163	8.3

(注) 1. 専売益金にはアルコール専売益金を含む。  
 2. 「当初予算」は「昭和25年度一般会計歳入予算明細書」(『予算書』昭和25年度)による。  
 3. 「最終予算」および「決算」は「昭和25年一般会計歳入決算明細書」(『決算書』昭和25年度)による。

予算・決算の内訳は、表4-20のとおりであり、租税及印紙収入と専売益金を合すると、歳入総額の八五％に達している。  
 さて、以上のような当初予算に対して、朝鮮動乱の勃発による経済情勢の変化に応じて前記のように、一二月補正予算が編成された。この補正では、歳出面においてはその追加額三六三億円、同修正減額三三一億円で差引補正増三二億円であった。歳出追加額では、インベントリー・ファイナンスとしての外国為替特別会計への繰入一〇〇億円、政府出資等四〇億円、平

衡交付金三五億円、給与改善費三二億円などが主要なものであり、修正減少額では価格調整費の減少二六〇億円が最大の項目であった。

一方、歳入面においてはタバコの値下げなどによって専売益金で約七九億円余の減少があったにもかかわらず、租税の自然増収、終戦処理収入の増加(終戦処理費から一応支出されたものの、占領軍の負担となる分の返還額による)によって九五億円余の増加が見込まれたから、上記の三二億円の補正予算を賄ってなお六四億円の余裕が生じた。したがって、この約六四億円をもって、所得税、酒税、物品税、揮発油税および砂糖消費税についての減税が行なわれたのである。<sup>(3)</sup>

## 二 昭和二五年度の国庫収支

昭和二五年度における財政運営は、前述したように、二四年度以来のインフレ抑制政策を踏襲し、総合予算の均衡をはかるとともに、一二八六億円にのぼる債務償還費を計上した。したがって、予算が当初の意図通りに実施されれば、国庫金対民間収支は、前年度に続いて揚超を記録することになったものと思われる。しかし、表4-21にみられるように、対民間収支においては四六〇億円の散超を示し、前年度と異なる様相を呈した。たしかに、一般会計、特別会計等の財政固有の収支はいずれも揚超を示しているが、外国為替会計における対民間収支が、巨額の散超であったために、逆に国庫金全体の収支尻は散超で終わったのである。

外為会計における多額の散超は、この年度中に突然に勃発した朝鮮戦争を契機に、輸出や特需が異常な増加を続け、これに伴って外貨受取が増大したことによるものであった。これらの詳しい事情は後述するが、外国為替関係の



表4-22 国庫金対日銀収支(昭和25年度)

(単位：億円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 資金調達	△ 361	104	△ 107	38	△ 326
食糧証券	△ 236	△ 326	395	167	—
外為証券	—	200	△ 200	—	—
貿易証券	—	150	△ 150	—	—
薪炭証券	△ 9	—	—	—	△ 9
借入金	197	—	△ 72	△ 134	△ 9
一時借入金	△ 313	80	△ 80	5	△ 308
2. 資金運用	△ 121	△ 296	109	△ 225	△ 533
見返資金	△ 200	△ 120	△ 14	48	△ 286
預金部	79	△ 109	58	△ 275	△ 247
住宅金融公庫	—	△ 67	65	2	—
3. 外国為替売買	—	102	1,444	1,256	2,802
4. その他	30	△ 22	15	△ 24	△ 1
日銀納付金	34	—	27	—	61
銀行券製造費	5	4	6	4	19
国債借入金糧券利子	△ 17	△ 27	△ 19	△ 28	△ 91
その他	8	1	1	—	10
5. 合計(1~4)	△ 452	△ 112	1,461	1,045	1,942

(注) △印は支払超過, a)は短期証券売買。  
出所：前表と同じ, 132ページ。

為会計を除いた国庫金収支は、八〇〇億円を超える異常に多額の揚超を記録しているが、いずれも、外為関係の散超によって相殺され、それぞれ三一〇億円および二四八億円の揚超に止まっている。また、第三・四半期が大幅な散超を示すことは例年のとおりであるが、外為関係以外の散超は四〇九億円に止まり、外為関係における対民間収支が九九三億円の散超を示したことにより、一四〇二億円という大幅な散超になったのである。とくに興味深いのは、第四・四半期がわずか三八四億円の揚超に止まっていることである。この第四・四半期における大幅な揚超は、例年に共通のパターン

散超は実に二七八一億円に及び、その他の諸会計における揚超がこれを相殺したにもかかわらず、二五年度内の通計では、四六〇億円の散超となったのである。したがって、二五年度の対民間収支は、とくに外為会計における動向と、外為会計を除いたその他の国庫金対民間収支の動きとを対照させて考察することが必要である。まず、前掲の表4-21によつて、四半期ごとの季節的変動をみよう。第一・四半期および第二・四半期ともに、外

表4-21 国庫金対民間収支(昭和25年度)

(単位：億円)

区 分	第1四半期		2・四	3・四	4・四	年度計
	うち前年度分					
1. 一般会計(1)-(2)	△ 66	144	227	218	612	991
(1)収入	1,454	447	1,350	1,529	1,580	5,913
租税	849	270	930	1,156	1,200	4,135
専売流用現金	269	11	302	264	303	1,138
その他の	336	166	118	109	77	640
(2)支出	1,520	303	1,123	1,311	968	4,922
終戦処理費	201	81	207	272	195	875
価格調整費	135	21	39	17	3	194
公共事業費	214	100	228	188	160	790
平衡交付金	398	0	220	282	135	1,035
その他の	572	101	429	552	475	2,028
2. 特別会計(外為を除く)	1,103	237	732	△ 684	245	1,396
食糧管理	543	7	443	△ 657	250	579
国有鉄道	21	7	0	△ 65	24	△ 20
貿易	339	227	43	65	30	477
援助	183	—	246	191	89	709
見返資金	△ 60	—	△ 28	△ 157	△ 165	△ 410
郵便局過剰金	109	△ 37	57	△ 15	△ 22	129
その他の	△ 32	33	△ 29	△ 46	39	△ 68
3. 預金部資金	△ 212	15	△ 112	57	201	△ 66
4. 小計(1+2+3)	825	396	847	△ 409	1,058	2,321
5. 外為関係	△ 515	—	△ 599	△ 993	△ 674	△ 2,781
外為	△ 515	—	△ 599	△ 997	△ 792	△ 2,903
オゾン分	—	—	—	4	118	122
6. 指定預金	—	—	—	—	—	—
7. 合計(4+5+6)	310	396	248	△ 1,402	384	△ 460

(注) △印は散布超過。  
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号, 110-11ページ。

表4-24 日銀券発行要因(昭和25年度) (単位：億円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 国庫金対民間収支	△310	△248	1,402	△384	460
うち外為関係	515	599	993	674	2,781
2. 日本銀行勘定	309	424	△469	126	390
貸出金	213	259	△415	135	192
(貸出残高)	(1,301)	(1,560)	(1,145)	(1,280)	—
国債売買	90	149	△58	59	240
民間預り金	38	△12	△68	△33	△75
為替関係	△23	31	83	△39	52
国庫勘定送金未達分	5	9	△15	△2	△3
その他	△14	△12	4	6	△16
3. 日銀券増減(1+2)	△1	176	933	△258	850
4. 日銀券発行残高a)	3,112	3,288	4,221	3,963	—

(注) 1. △印は引揚超過・日銀券減。  
 2. a)の昭和25年3月末は3,113億円。  
 出所：前表と同じ，30，146-47ページ。

の売超過による対日銀収支の大幅受超に対処して、預金部預金および援助資金預金において資金の留保が行なわれた結果、政府預金は表4-23にみられるように、二五年度中に一四八二億円を増加し、二五年度末残高は一九三三億円の多額に達した。

なお、二五年度中は指定預金の運用は行なわれなかった。最後に、二五年度中の国庫金および日銀勘定の対民間収支と日銀券発行高の関係について述べておこう。表4-24のよ

うに、二五年度では、国庫金の対民間収支では四六〇億円の散超、日銀の対民間勘定では三九〇億円の増加で、両者はい

ずれも、日銀券の増発要因として作用し、あわせて年度中に日銀券八五〇億円の増加となり、その年度末残高は、前年度末三一一三億円から三九六三億円となった。日銀の対民間勘定は、第一および第二・四半期においては、財政収支の揚超に対して、金融的側面からこれを緩和する動きを示し、第三

・四半期では、財政収支が一転して大幅な散超に転じたため、貸出抑制等によって引締の措置を講じたが、日銀券は九三三億円という異常な増加を示した。第四・四半期では、

表4-23 政府預金期末現在高(昭和25年度) (単位：億円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	24年度末	25年度中増減
1. 当座預金	88	66	196	1,189	241	948
一般部	75	45	△76	1,028	222	806
預金部	13	21	272	161	19	142
2. 別口預金	63	65	42	44	55	△11
3. 指定預金	150	150	150	150	150	0
4. 小額紙幣引金 換準備預金	4	3	3	3	5	△2
5. 援助資金預金	4	162	113	547	0	547
合計	309	446	504	1,933	451	1,482

出所：前表と同じ，107ページ。

になつてゐることは前述したが、二五年度も、外為関係以外の諸会計の対民間収支は、一〇五八億円とかなり大幅な揚超を記録している。しかし、外為関係における六七四億円の散超によって相殺され、さきのよう

な結果に終わったのである。

さて、次に、国庫金対日銀収支の動向はどうであつたであらうか。表4-22が示すように二五年度中では、一九四二億円の収入超過となつて

いるが、とくに日銀のユーザンス制度による外貨売買の収入超過二八〇

二億円が、大幅受超の要因となつてゐる。まず、資金調達関係において

は、前年度に続いて、日銀による国債引受や借入金は原則として禁止さ

れ、その収支は、短期資金の調達に伴う収支を除けば、既往債務の償還

に向けられ、年度を通じて三二六億円の支払超過となつた。また、資金

運用関係においては、短期証券の売買の結果、五三三億円の支払超過と

なつたが、これは日銀保有の短期証券の同額の減少を意味している。ド

ッジ・ラインのもとにおいて、日銀引受の短期証券も、一時的にしろイ

ンフレ要因を含むものとして、それが国庫内で消化されることが要請されてきたことを裏書するものといえよう。

なお、外貨売買関係の収入超過の要因については、日銀ユーザンス制度の運用に負うところが大きい。この点については後述に譲ることとする(一七二ページ)。

さて、二五年度中の国庫金収支が、外為会計対民間収支の大幅散超と一般部当座預金における外為会計の外貨売買

表4-25 一般会計総収支(昭和25年度) (単位：億円)

対民間収支		国庫内振替収支		対日銀支	計(預金増減)
収入(A)	5,913	繰入(外為へ)	△100	納付金	60
租税	4,135	政府出資(住宅公庫へ)	△50	法人税	12
専売流用現金	1,138	「(貴金属その他へ)	△47		
その他	640	価格調整費(貿易援助その他へ)	△412		
支出(B)	4,922	終戦処理費(電通・国鉄その他へ)	△130		
終戦処理費	875	公共事業費等振替支出	△353		
価格調整費	194	債務償還(預金部へ)	△270		
公共事業費	790	租税振替収入	226		
平衡交付金	1,035	終戦処理収入(外為より)	74		
その他	2,028	その他振替収入	106		
差引(A-B)	991	計	△956	計	72
					107

(注) △印は支払超過。  
出所：前表と同じ、23ページ。

財政収支が揚超となったため、日銀の民間勘定から一二六億円の日銀券の増発要因がみられたものの、結局この期は二五八億円の通貨収縮となった。

### 三 主要会計の収支分析

次に、二五年度の国庫金収支につき、各会計別に国庫内振替収支を加味してその分析を行なおう。

#### (1) 一般会計総収支

二五年度の一般会計総収支は、表4-25のとおりである。一般会計の対民間収支は九九一億円の揚超であった。このうち、二五年八月以降、公団が国庫に勘定をもつことになった結果、価格調整費中の安定帯物資補給金など従来は国庫金の対民間支出となったものが、国庫内振替収支を通じて民間へ支出されるようになった。また、債務償還費は当初民間へ資金を還流する方針であったが、預金部に対して二七〇億円の債務償還を実施することに改められた。これらが、対民間収支の揚超を増加し、国庫内振替支出に向けられたのである。また、外為会計へのインベントリー・フ

アイナンスも、一般会計の対民間収支の揚超を外為会計へ振り替えてその散超に対処しようとしたものである。

#### (2) 特別会計等(外為会計を除く)の収支

一般会計、外為会計を除く特別会計等の収支は表4-26のとおりで、合計すると対民間収支は一三三〇億円の揚超、国庫内振替収支の四六二億円を加算すると、実質的な対民間収支は一七九二億円の揚超となり、日銀の借入金返済および保有糧券の買入に八七八億円を支出し、なお、九一四億円の預金増となった。

主要な会計別の動向をみると、まず食糧管理特別会計の対民間収支は消費者価格の引上げ、輸入量の減少や輸入価格の低落などによって、前年度を上回る揚超となったが援助会計および貿易会計に食糧売払代を振り替え、実質収支は八億円の揚超である。

日本国有鉄道(公社)の散超は二〇億円に止まり、見返資金および一般会計から五九億円を繰り入れた。

貿易会計は二四年一二月以降、民間輸出に伴う円貨代り金の支払を直接外国為替特別会計に移し、政府貿易の決済を行なう会計となったが、決済に際しては外為会計との間に為替売買を行なうことになった。さらに、二五年度には、前年度まで貿易会計の援助物資勘定として取り扱ってきたアメリカからの対日援助物資の取得処分を新設の対日援助物資等処理特別会計に移し、主として政府貿易の残務を処理する会計となった。二五年度の実績は、対民間収支四七七億円の揚超、国庫内振替収支で輸入食糧代金売払代二九三億円を食管会計から、一一一億円を一般会計その他から受け入れ、政府貿易決済代金二六一億円を外為会計へ振り替え、なお二六〇億円を外為会計に繰り入れ、二五〇億円を日銀借入金返済にあて、一一〇億円の預金増となった。

二五年度に新設された対日援助物資等処理特別会計は、アメリカからの援助物資の取得および処分ならびにアメリカの対日援助として提供された役務の処理に関する経理を明確にするための会計で、民間からの収入超七〇九億円

表4-26 特別会計等の総収支(昭和25年度・外為会計を除く)

会計別	対民間収支		国庫内振替収支		対日銀収支	計(預金増減)
	対民間	収支	国庫内	振替収支		
食糧(食配公を含む)	食糧売買等	579	食糧売払代(援助へ)	△ 247	—	8
			食糧(貿易へ)	△ 293		
			食糧券利子その他	△ 31		
	計	579	計	△ 571		
国鉄	運賃収入	△ 20	繰入(見返より)	40	—	39
	経費支出		繰入(見返より)	19		
	計	△ 20	計	59		
貿易	輸出入代金受払等	477	輸入食糧売払代(食管より)	293	借入金返済 △250	110
			政府輸出入決済(外為へ)	△261		
			繰入(外為へ)	△260		
			その他(公団・一般会計その他より)	111		
	計	477	計	△117	計	△250
援助	援助物資売払代等	709	援助物資売払代(食管より)	247	—	9
	事務取扱費等支出		ガリオア分(外為より)	41		
			価格調整費(一般会計より)	133		
			食糧売払代(専売より)	18		
			援助物資売払代(貿易その他より)	169		
			繰入(見返資金へ)	△1,308		
	計	709	計	△700		
見返資金	運用利子収入	19	繰入(援助より)	1,308	糧券買入 △286	547
	公企業支出	△ 92	債権譲渡代金(預金部より)	270		
	私企業支出	△337	公企業支出(国鉄へ)	△ 40		
			シ(電通その他へ)	△305		
			運用利殖金その他	10		
	計	△410	計	1,243	計	△286
預金部	地方債引受	△410	郵便貯金	299	糧券買入 △247	142
	金融債引受	△180	会計預金(簡保, 厚保等)	292		
	金融機関預け金・貸付金回収等	524	債務償還(一般会計より)	270		
			事務費(郵政へ)	△ 51		
			会計預金利子	△ 33		
			債権引受代金(見返へ)	△270		
			公団預金その他	△ 50		
	計	△ 66	計	454	計	△247
その他		61		93	△ 95	59
合計		1,330		462	△878	914

(注) 1. △印は支払超過。  
2. 特別会計等は国庫金のうち一般会計, 外為会計を除く各特別会計, 国鉄, 住宅金融公庫, 連合軍人等住宅公社および公団(25年8月から)の歳入出および歳入歳出外現金ならびに郵便局過剰金の受払。

出所: 前表と同じ, 24, 65, 129ページ。

に、食管会計その他から援助物資売払代等を受け入れた。そのうち、外為会計からのガリオア分受入は、年度途中において、民間で輸入した物資を援助物資に振り替えるいわゆるガリオア・インバースメントを行ないうるよう改められたため、外為会計から援助物資会計へ繰り入れられた金額である。これらの資金は、見返資金の原資として、同会計に一三〇八億円の繰入が実施された。

次に見返資金の収支をみると表4-27に示されるように年度中で八三三億円の資金の運用留保が行なわれ、余裕金は、前年度末の一五三億円(食糧証券で保有)に対し、二五年度末は九八六億円(預金増五四七億円、食糧証券保有増二八六億円)と増加した。これは、年度の途中で生じた外為会計の巨額の散超を主因とするインフレ要因に対処し、見返資金の民間散布を留保し、資金の蓄積を行なった結果である。

次に収支の内訳をみると、見返資金会計の収支は、収入としては、援助会計からの繰入と前年に見返資金で融資した電通および国鉄への債権二七〇億円を預金部に譲渡した分、および運用利子収入の合計一六二九億円であり、支出としては公企業支出のうち公共事業等の対民間分が九二億円、国庫内振替分二八八億円、私企業支出として海運業等への支出が三三七億円、再建安定費の国庫振替支出が七九億円で、年度中の対民間収支は四一〇億円の散超であるが、国庫内振替収支を考慮した実質上の対民間収支は、第三・四半期にわずか三五億円の散超を示したが、他の期はいずれも揚超に終始し、年度計では八三三億円の揚超となって、その一部が食糧証券の保有にあてられたのである。

預金部会計の収支も見返資金と同様の役割を果たした。前年度末の民間の金詰りを反映して、資金放出の要望は熾烈であったが、朝鮮動乱の影響によるインフレ再燃が懸念され、資金の放出は慎重に取り扱われた。二五年度の預金部資金の運用実績は、地方債四一〇億円、金融債一八〇億円および前年度中に見返資金で引き受けた電通、国鉄の債務の肩代り二七〇億円のみであったため、結局、年度中に三八九億円の資金の増加となり、うち二四七億円が食糧証券

表4-27 見返資金収支実績(昭和25年度) (単位：億円)

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 収入					
援助より繰入	326	443	183	356	1,308
運用利子収入	5	11	6	10	32
電通国鉄債権譲渡	2	4	6	7	19
計	331	454	189	636	1,610
対国民間	2	4	6	7	19
対国民間計	333	458	195	643	1,629
2. 支出					
公企業支	46	119	87	128	380
輸出銀	—	—	—	25	25
国電有宅共	40	30	7	3	40
国住公共	6	50	23	7	120
林公事	—	10	9	4	29
野庫業	—	26	—	60	86
出式力運業業他	—	3	7	6	13
支株	—	—	41	23	67
私企業支	62	29	122	124	337
金融機関	52	—	—	—	52
電海鉦中	—	1	36	64	101
小企	4	19	67	39	129
再建安定	21	32	21	5	79
学校給食	—	—	8	1	9
再学連	21	32	13	4	70
計	67	148	67	85	367
対国民間	62	32	163	172	429
対国民間計	129	180	230	257	796
3. 差引	264	306	122	551	1,242
△印は支払超過または減	△60	△28	△157	△165	△410
計	204	278	△35	386	833
4. 余剰資金	(357)	(635)	(600)	(986)	—
援助資金	4	158	△49	434	547
短期証券保有高	(4)	(162)	(113)	(547)	—
計	200	120	14	△48	286
(残高)	(353)	(473)	(487)	(439)	—

(注) 1. △印は支払超過または減。  
 2. a)の25年3月末は153億円。  
 出所：前表と同じ、118—19ページ。

券の買入に向けられた(前掲表4-26)。なお、二五年八月一五日から公団関係の収支が預金部預金すなわち国庫金として計理され、公団預金の受払が新たに預金部資金の収支として計上されるようになった。

(3) 外国為替特別会計の収支

前述したように、二五年度の対民間収支の動きにもっとも大きな影響を与えたのは、外為会計の収支の動向であり、その大幅な散超が国庫収支全体の散超の主要な原因をなしている。年度中の外為会計の収支実績は、表4-28にみられるところである。このような巨額な散超になったのは、いうまでもなく、朝鮮動乱の影響をうけて輸出・特需が伸長し、外貨受取超過額が増大したことによるものであるが、日銀ユーザンス制度による輸入円代金収入の遅延に基づく部分も大きいことに注意すべきであろう。そこで、この制度について説明を加えておこう。

日銀ユーザンス制度<sup>(5)</sup>とは日本銀行外国為替貸付制度の略称であって、緊急な輸入の確保と外為会計の円資金の補足に役立つことを目的に二五年九月二五日から実施された。現金勘定地域(ドルおよびポンド地域)からの輸入には、輸入信用状開設にあたって保証金を必要としたため、日銀は外為会計から輸入金額相当(二六年三月一九日からはその半額)の外貨を買い取り、輸入信用状開設保証金として外国為替銀行を通じて輸入業者に貸し付ける。この段階の外貨貸付を甲種外貨貸付と称する。次に船荷証券等所要書類(B/L)が到着し、外貨決済が行なわれる段階で甲種貸付で取得した外貨を輸入決済に充当する(甲種貸付が半額となつて以降は残りの半額の貸増しを受けて決済する)。この外貨決済が行なわれた後の外貨貸付を乙種貸付と称する(甲種貸付は乙種貸付に転換するが、外為収支に移動はない)。また、オープン勘定地域からの輸入には甲種貸付はなく、決済に際して日銀が外為会計から外貨を買い取り、外為銀行を通じて輸入業者に貸し付け、決済後は乙種貸付となる。ユーザンス期限(通常信用状開設から五ヵ月、外貨決済から三ヵ月)がくると、乙種貸付返済のため、輸入業者は外為銀行を通じて外為会計から外貨を買い入れて日銀に返済し、日銀は返済を

表4-29 国庫金収支総括(昭和25年度) (単位：億円)

区分	形式的対民間収支(A)	国庫内振替収支(B)	実質的対民間収支(A+B)	対日銀収支(C)	政府預金増減(A+B+C)	政府預金残高	
						25年3月末	26年3月末
一般会計	991	△ 956	35	72	107	337	444
特別会計等	△1,451	956	△ 495	1,870	1,375	114	1,489
外為	△2,781	* 494	△2,287	2,748	461	*△ 144	317
外為以外	1,330	462	1,792	△ 878	914	258	1,172
合計	△ 460	0	△ 460	1,942	1,482	451	1,933

- (注) 1. △印は支払超過および減。  
 2. 昭和25年度には指定預金の市中預託、引揚は行なわれず、指定預金の増減はない。  
 3. \*印には、国庫余裕金として一般部当座預金から外為会計に対し預託された146億円が控除されている(『財政金融統計月報』、第30号、129ページ)。

受けた外貨を外為会計に売り戻し、外貨貸のすべてが終了する。このよう  
 な日銀ユーザンス制度を実施した結果、外貨売買に伴う対日銀収支におい  
 て外貨売却による円収入と外貨買取による円支出(同時に乙種貸付返済に伴  
 う対民間外貨売却収入)の間にユーザンス期限だけのタイム・ラグを生じる  
 ことになり、外為会計の対日銀収支は二五年度第三・四半期以降、大幅な  
 受取超過となった。  
 したがって、前掲表4-28によって二五年度の外為会計の収支をみる  
 と、対民間収支は特需等の増加により年度間四五〇億円を支出し、一方  
 収入はユーザンス制度による乙種貸付の返却が決済期より遅延するため輸  
 入為替売却等が一七二九億円に止まったため、二七八一億円の大幅散超と  
 なった。しかしながら、対日銀収支はユーザンス制度による外貨売買の収  
 入超過が二八〇二億円に及んだため、下半期以降外為会計の資金繰りは好  
 転した。また、第四・四半期には一般会計から一〇〇億円、貿易会計から  
 二六〇億円の繰入金を受けた。その結果、借入金等の債務を返済してなお  
 年度末に三一七億円の資金残をみる事ができた。

(4) 昭和二五年度の収支総括  
 前掲の諸表をまとめて、二五年度の国庫金収支を総括すると表4-29の  
 とおりである。

表4-28 外国為替特別会計収支実績(昭和25年度) (単位：億円)

区分		第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
		1. 収入				
輸入為替売払等a)	対民間	184	336	366	843	1,729
外貨の売却b)	対日銀	—	102	1,508	1,857	3,467
政府輸入等	対国庫	301	309	4	99	713
計	計	485	747	1,878	2,799	5,909
2. 支出						
輸出為替買取等c)	対民間	699	935	1,359	1,517	4,510
外貨の買取d)	対日銀	—	—	65	600	665
政府輸出等e)	対国庫	38	32	48	459	577
計	計	737	967	1,472	2,576	5,752
3. 差引(1-2)	対民間	△ 515	△ 599	△ 993	△ 674	△2,781
	対日銀	—	102	1,443	1,257	2,802
	対国庫	263	277	△ 44	△ 360	136
	計	△ 252	△ 220	406	223	157
4. 資金調達						
一般会計から繰入	対国庫	—	—	—	100	100
貿易会計から繰入	△	—	—	—	260	260
借入金	対日銀	197	—	△ 70	△ 127	—
一時借入金	対日銀	△ 54	80	△ 80	—	△ 54
外為証券	対日銀	—	200	△ 200	—	—
国庫余裕金*	対国庫	121	△ 47	30	△ 250	△ 146
計	計	264	233	△ 320	△ 17	160
5. 合計(3+4)	対民間	△ 515	△ 599	△ 993	△ 674	△2,781
	対日銀	143	382	1,093	1,130	2,748
	対国庫	384	230	△ 14	△ 250	350
	計	12	13	86	206	317
6. 支払元(期末)	残高	12	25	111	317	317

- (注) 1. △印は支払超過。  
 2. a)は、輸入為替売払、貿易外支払および乙種貸付返済に伴う外貨売却。  
 b)は甲種貸付増加に伴う外貨売却および乙種貸付増加に伴う外貨売却。  
 c)は輸出為替買取、貿易外受取および特需。  
 d)は乙種貸付返済に伴う外貨買取。  
 e)は政府輸出および終戦処理費立替返済に伴う外貨買取。  
 3. \*印は国庫余裕金の繰替使用として一般部当座預金から外為会計に預託さ  
 れた額で、前掲の他計表にはこの欄の計数が控除されている。  
 出所：前表と同じ、25,114—15ページ。

対民間収支に国庫内振替収支を加味した実質的対民間収支は、一般会計において三五億円、外為会計を除く特別会計等は一七九二億円の揚超であったが、外為会計における二二八七億円の散超により差引四六〇億円の散超となった。これに対して対日銀収支は特別会計等の外為以外については八七八億円の支払超過であったが、外為会計の大幅収入超過のため一九四二億円の収入超過となり、年度間の政府預金は合計一四八二億円の増加となり、二五年三月末の残高四五一億円は、一躍一九三三億円を算するに至った。

- (1) 大蔵省『財政金融統計月報』第七号、一一ページ。
- (2) 『国の予算』昭和二五年度、一一ページ。
- (3) 同前、昭和二六年度、五七九―八九ページ。
- (4) 同前、昭和二七年度、五〇八ページ。
- (5) 大蔵省『財政金融統計月報』第三〇号、二七、六八―六九ページおよび大蔵省所蔵日本銀行資料。

### 第三節 昭和二六年度における財政運営と国庫収支

#### 一 昭和二六年度における財政運営

昭和二六年度の日本経済は、ドッジ・ラインを契機として、二四、五年にわたって実施されてきた安定政策の奏効によって、インフレーションは鎮静化し、生産もまた堅実なテンポで増加を示すに至った。とくに朝鮮動乱後特需ブームによって生産や輸出のめざましい伸長がみられ、二五年一〇月には鉱工業生産水準が戦前のそれを突破し、その後増加の一途を辿った。しかし、他方では世界的な軍拡のスローダウンから経済の停滞化の兆しがみられ、日本経済も少なからずその影響を受けることになり、輸出滞貨の累増、電力の不足等によるボトル・ネックから生産面における頭打ちの兆しもみられはじめに至った。

これらは、朝鮮動乱後の経済の高い伸長が日本の経済的实力だけによるものでなく、臨時的な要因によるものであったことを示している。しかし、二六年度においては、講和条約の調印が行なわれ、世界経済の中で日本が経済的自立をはかってゆくことが、目前の重要な課題としてとりあげられることになった。このために、財政政策においては、一方において講和条約の発効に備えて必要な政治的体制づくりが行なわれたが、他方において、経済基盤の確立のために、直接間接に多額の財政投資が積極的に行なわれることになった。

昭和二六年度における財政運営は、以上のような事情を背景にして、ドッジ・ライン以来の財政収支の総合的均衡

表4-31 昭和26年度当初予算全収支対前年度最終予算比較 (単位：百万円)

区 分	受 取 (A)		支 払 (B)		差 引 (A)-(B)	
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度
1. 一般会計	657,421	664,576	657,421	664,576	—	—
2. 特別会計a)	2,376,113	2,238,234	2,341,646	2,196,996	34,467	41,238
3. 政府関係機関b)	493,637	1,412,239	492,691	1,411,711	946	528
4. 合計(1+2+3)	3,527,170	4,315,049	3,491,758	4,273,284	35,413	41,766
5. 調整項目計	1,073,979	2,002,711	999,514	1,990,965	74,465	11,746
(1)会計間重複c)	670,790	1,431,765	670,790	1,431,765	—	—
(2)公債短期証券借換d)	169,016	401,892	169,016	401,892	—	—
(3)資金運用部から借入	38,000	5,293	38,000	5,293	—	—
(4)資金運用部への特別会計剰余金の預入	34,448	41,211	—	—	34,448	41,211
(5)資金運用部への公団借入金返済	11,291	8,739	11,291	8,739	—	—
(6)資金運用部への国債償還	—	27,300	—	27,300	—	—
(7)支払に含まれたものうち剰余となる見込額	—	—	110,417	115,977	△110,417	△115,977
見返資金	—	—	62,917	47,377	△62,917	△47,377
資金運用部資金	—	—	47,500	68,600	△47,500	△68,600
(8)前年度剰余金受入	150,434	86,511	—	—	150,434	86,511
6. 全収支(純計)(4-5)	2,453,191	2,312,339	2,492,244	2,282,318	△39,053	30,020

- (注) 1. 大蔵省主計局調べ、△印は支払超過。  
 2. 「全収支」の内容は、収入には公債借入金による収入および債務償還による支出を含む。  
 3. a)には33特別会計の歳入歳出のほか歳入歳出外の収支を含む。  
 4. b)には19政府関係機関の歳入歳出のほか、歳入歳出外の収支を含み、開発銀行関係の補正(補正機第1号)を含む。  
 5. c)は、一般会計、特別会計、政府関係機関の各会計内部および相互間の重複額、ただし(2)~(6)に掲げた項目(公債借換、資金運用部関係)を除く。  
 6. d)には、年度始めに償還され年度末に発行される食糧証券を含む。

出所：『国の予算』昭和26年度、15—16ページ。

表4-30 昭和26年度予算成立経過 (単位：百万円)

区 分	成立年月日	一般会計		特別会計		政府関係機関	
		歳入	歳出	歳入	歳出	収入	支出
第10国会							
本予算	26. 3. 28	657,421	657,421	1,275,752	1,240,508	455,630	341,439
補正機1号	26. 3. 31	—	—	—	—	527	125
第12国会							
補正特1号	26. 11. 30	136,286	136,286	127,539	125,746	108,199	102,733
機2号							
合計最終予算		793,707	793,707	1,403,291	1,366,255	564,356	444,297

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」、156ページ。

をはかる基本方針を維持しながらも、自立経済へ向けて経済基盤を強化するために財政資金を積極的に活用するという新しい方向がうち出された。二六年度では、表4-30のように、当初予算のほか、同年一月末に、いわゆる「独立準備予算」としての補正予算が編成された。これらの二つの予算について、その大要を検討してみよう。

まず、当初予算は、次のような特徴をもっていた。

第一に、二四年度以来の総合予算の均衡を保ちつつ財政規模の縮小をはかるといふ方針が維持された。昭和二六年度の当初予算(遅れて成立した開発銀行関係予算を含む)の全収支を二六年度最終予算と比較すれば、表4-31のとおりであり、一般会計、特別会計および政府関係機関の合計から調整項目を差し引いた純計は、収入二兆四五三億円、支出二兆四九三億円で、三九一億円の支払超過となっている。しかし、この計算には、本来前年度収入に入るべき剰余金受入を調整しているが、二五年度の税の自然増収を見込むと一五〇四億円の剰余金繰入が見込まれるから、これを差し引くと逆に一一四億円の収入超過であり、同様の計算による二五年度最終予算の一一六五億円の収入超過に匹敵する均衡予算とみることができるといえる。なおこの純計計算には、歳入歳出外収支、公債借入金収入および債務償還費の支出も含まれており、外部への債務償還費は二六年度は一三三億円(二五年度九六四億円)が見



表4-32 昭和26年度一般会計歳出予算目的別対前年度比較 (単位：百万円)

区 分	昭和26年度 予 算			昭和25年度
	当 初	補正増減	最 終	最終予算
歳出 総 額	657,421	136,286	793,707	664,576
皇室費	145	—	145	112
国庫費	1,944	310	2,254	1,519
行政費	5,874	552	6,427	4,950
警察費	52,555	8,942	61,497	41,225
教育費	39,399	19,489	58,889	20,140
保健費	27,530	5,723	33,253	16,272
公債費	47,194	△ 425	46,770	36,997
地方債費	12,160	536	12,697	7,956
地方交付金	89,237	52,298	141,535	44,745
地方債償還費	100,126	3,156	103,283	103,285
地方債償還費	22,500	—	22,500	a) 65,884
地方債償還費	110,039	10,000	120,039	108,539
地方債償還費	7,174	721	7,895	5,665
地方債償還費	15,721	33,000	48,721	12,279
地方債償還費	20,970	232	21,202	83,337
地方債償還費	102,742	△ 8,308	94,434	109,262
地方債償還費	473	34	507	888
地方債償還費	519	25	543	658
地方債償還費	118	0	118	413
地方債償還費	—	10,000	10,000	—
地方債償還費	1,000	0	1,000	450

(注) a)には、「物資及物価調整事務取扱費」1,884百万円を含む。  
出所：『国の予算』昭和27年度，730ページ。

表4-33 昭和26年度一般会計中出資および投資関係経費対前年度比較

(単位：百万円)

出 資・投 資 先	昭和26年度 予 算			昭和25年度
	当 初	補正増減	最 終	最終予算
外資	50,000	30,000	80,000	10,000
国債	696	—	696	768
為替	* 3,721	—	* 3,721	* 2,484
替金	—	10,000	10,000	—
管金	1,423	—	1,423	1,190
融基	2,000	3,000	5,000	—
通基	2,500	—	2,500	—
定基	—	3,000	3,000	—
金庫	1,000	—	1,000	500
道庫	—	1,000	1,000	500
金庫	2,500	—	2,500	—
道庫	2,000	—	2,000	—
道庫	—	—	—	* 95
道庫	* 2,000	* 1,000	* 3,000	* 2,200
道庫	* 5,000	* 3,000	* 8,000	* 5,000
道庫	* 5,000	* 2,000	* 7,000	* 2,500
道庫	—	* 7,000	* 7,000	—
道庫	—	* 20,000	* 20,000	—
道庫	77,841	80,000	157,841	25,237

(注) \*は前掲表で目的別の「出資及投資」経費として計上されたもの。  
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第17号，75ページ，『国の予算』昭和27年度，713ページ。

込まれていた。

第二に、一般会計の規模は二五年度最終予算に比し七一億円を減少し、また、歳出総額の国民所得に対する割合は一九・一％から一四・九％に下がった。

第三に、歳出上の特徴としては、再軍備を意味する警察予備隊費が初めて予算に計上されたこと（前年度は国債費から二〇〇億円を移用）、価格調整費が大きく削減されたことなどである。昭和二六年度の一般会計歳出予算を目的別に前年度最終予算と比較すれば表4-32のとおりであり、前年度に対し当初予算で増額されたのは、産業経費（四四・五億円）、司法および警察費（一九三億円、うち警察予備隊費一六〇億円）、教育文化費（一一三億円）、社会および労働施設費（一〇二億円）などである。なお、これらの積極的施策が盛られたにもかかわらず、歳出総額が圧縮されたのは、価格調整費（四三四億円）、国債費（六二四億円）の縮減に負うところが大きい。

第四に、政府資金による投融資が積極的に行なわれたことである。一般会計において、損失補填以外の目的で特別会計に繰り入れ、または政府関係機関に対し出資ないし貸し付けられる出資および投資関係経費は、表4-33のとおりで、二六年度当初予算の七七八億円は前年度の三倍に上った。そのうち外為資金の円不足を補填するインベントリ・ファイナンスを強化したことは、総合予算の均衡保持を目的としたものであり、そのほか特別会計の資金または基金の充実、融資会計や政府関係機関の出資金、貸付金の増額を一般会計からの支出によって賄ったのである。なお、二六年度には、大蔵省預金部は資金運用部に改組され、二六年度当初予算において、一般会計、資金運用部資金および見返資金の政府資金による直接、間接の民間への長期産業資金の供給額は九六六億円に達し、これは前年度に比べ、三六〇億円の増加であった。

第五に、二六年度予算の特徴として大規模な減税が行なわれたことがあげられる。すでに二五年度補正予算におい

表4-34 昭和26年度一般会計歳入予算・決算内訳 (単位：百万円)

区 分	当 初 予 算		最 終 予 算		決 算	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
歳入総額	657,421	100.0	793,707	100.0	895,483	100.0
租税	444,504	67.6	560,809	70.7	604,032	67.5
印紙	436,109	66.3	551,994	69.5	593,508	66.3
紙収入	8,395	1.3	8,815	1.1	10,524	1.2
官業及官有財産収入	151,459	23.0	165,053	20.8	163,822	18.3
官専売の利益	113,087	17.2	118,331	14.9	119,112	13.3
その他収入	38,373	5.8	46,722	5.9	44,710	5.0
特別会計	36,166	5.5	43,635	5.5	39,815	4.4
うち日復公団	2,169	0.3	3,518	0.4	3,274	0.4
うち日復公団	14,463	2.2	19,537	2.5	15,374	1.7
うち日復公団	5,130	0.8	8,390	1.1	8,391	0.9
うち日復公団	4,533	0.7	4,533	0.6	4,533	0.5
うち日復公団	2,510	0.4	4,510	0.6	22	0.0
価格差益及割増額	1,500	0.2	1,500	0.2	1,846	0.2
その他収入	18,034	2.7	19,080	2.4	19,320	2.2
特別収入	5,738	0.9	4,656	0.6	4,315	0.5
戦処理収入	5,446	0.8	3,645	0.5	3,956	0.4
その他	292	0.0	1,011	0.1	360	0.0
前年度剰余金	19,554	3.0	19,554	2.5	83,498	9.3

- (注) 1. 専売公社益金にはアルコール益金を含む。  
 2. 区分の部款項は前年度にならって編成しなおした。  
 3. 「当初予算」は「昭和26年度歳入予算明細書」(『予算書』昭和26年度)による。  
 4. 「最終予算」および「決算」は「昭和26年度一般会計歳入決算明細書」(『決算書』昭和26年度)による。

表4-35 政府債務および復金債償還先別償還実績 (単位：百万円)

区 分	昭 和 24 年 度				25		26	
	復金債	政府債務		計	政府債務		政府債務	
		うち借入金			うち借入金		うち借入金	
1. 対民間一般金融機関	38,800	3,224	492	42,024	23,746	670	2,747	—
対政府関係機関	—	2,025	—	2,025	14,946	—	2,113	—
対国庫等	38,800	1,199	492	39,999	8,800	670	455	—
2. 対資金運用部	—	—	—	—	—	—	179	—
3. 対日銀	9,300	373	1	9,673	27,118	1	2,803	1,143
4. 対合計	9,300	373	1	9,673	27,118	1	2,803	1,143
	61,000	1,979	1,644	62,979	21,009	20,580	4,727	4,175
	109,100	5,576	2,137	114,676	71,873	21,251	10,277	5,318

- (注) 1. 満期償還分を含む(昭和24年度1,750百万円, 25年度824百万円, 26年度825百万円)。  
 2. 復金への交付国債の償還(見返資金による62,467百万円)は復金債の償還と重複するので除外してある。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号, 80ページ。

て、酒税、物品税、砂糖消費税等について減税が行なわれたことは述べたが、二六年度では、前年度税制による減税分を含めて七四三億円余に上る減税が行なわれた。そのうち、課税最低限の引上げ等による所得税減税が減税額の約八割以上を占めたが、法人税、相続税、印紙税等についても減税が行なわれた<sup>3)</sup>。これらの減税が可能となったのは、日本経済の復興に伴って税の自然増収の伸長がみられたことによるものである。

さて、二六年度の補正予算は、九月に行なわれた講和条約調印の後を受けて、独立のための準備予算としての性格をもつものであった。前掲表4-32にみるように、総額は一三六三億円であり、二六年度の財政規模は相当に膨張した。

この補正予算の歳出面における注目すべき点は、公務員の給与改善のための措置、終戦処理費の削減、平和回復善後処理費の新設、出資および投資の大幅な追加支出、警察予備隊等の補正である。これらのうち、終戦処理費の減額修正、平和回復善後処理費の新設は、講和条約の締結に関連してとられたものであり、前者は、占領費の一部アメリカ側負担と経済援助費の削減に関連をもっており、後者は独立後の諸般の支出に備えたものであった。

出資および投資は、前掲表4-33のように、追加補正額は八〇〇億円に及び、補正予算額の六割近くに達している。外為会計のインベントリ・ファイナンス三〇〇億円を追加したほか、国際通貨基金および国際復興開発銀行への出資金二〇〇億円、日本開発銀行への出資金の七〇億円などの新規経費が計上された。また、このような一般会計における出投資の増加に加えて、資金運用部においても、原資増加に伴う運用計画の増額、見返資金の放出増加等によって、政府資金による民間への産業資金供給予定額は三一五億円を増加し、二六年度中の融資計画額は一二八億円(ほかに住宅金融公庫からの融資計画八〇億円)に達したことが注目される<sup>4)</sup>。

前述のような大規模な補正予算の財源は、主として租税の自然増収があてられたが、この補正予算に関連して、歳

表4-36 政府および政府関係機関債務在高および増減(昭和24—26年度)

(単位：億円)

区 分	債 務 在 高				年 間 増 減		
	24.3末	25.3末	26.3末	27.3末	24年度	25年度	26年度
1. 政 府 債 務	6,242	6,519	5,548	6,460	277△	971	912
内 国 債 債 務	2,796	2,907	2,413	2,612	111△	494	199
外 国 債 債 務	1,006	1,006	1,006	1,023	—	—	17
借 入 債 金	907	885	870	872△	22△	15	2
一 時 借 入 金	326	384	75	12	58△	309△	63
国庫余裕金繰替使用	—	147	3	—	147△	144△	3
短 期 証 券	1,207	1,190	1,181	1,941△	17△	9	760
糧 食 債 券	1,180	1,180	1,180	1,240	—	—	60
朝 鮮 糧 食 債 券	1	1	1	1	—	—	—
貿 易 債 券	—	—	—	—	—	—	—
薪 炭 債 券	26	9	—	—△	17△	9	—
外 為 債 券	—	—	—	700	—	—	700
2. 政 府 機 関 債 務	1,752	1,371	924	1,083△	381△	447	159
借 入 債 金	661	1,371	924	1,083	710	—	159
国庫余裕金繰替使用	—	—	—	—	—	—	—
復 金 債	1,091	—	—	—△	1,091△	447	—
3. 合 計 (1+2)	7,994	7,890	6,472	7,543△	104△	1,418	1,071

(注) △印は減額。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，134—35ページ。

入面での制度改正が行なわれ、所得税減税、法人税の増徴、鉄道・通信料金の引上げなどの措置がとられた。<sup>(5)</sup>

昭和二六年度の一般会計歳入の予算および決算の内訳は表4-34のとおりで、決算によって歳入の実績をみると、最終予算に比し一〇一八億円もの増加となり、これは主として税の自然増収によって租税収入が伸長し、また、同じ理由によって二五年度剰余金の繰入額が増加したためである。

なお、ここで二四年以来の政府の債務償還政策の実績と政府債務在高の増減についてふれておこう。昭和二四年度から二六年度までの政府債務および復金債の償還先別の償還実績は表4-35のとおりである。二四年度の債務償還の中心は復金債の償還であり、そのうち、金融機関

に償還された三八八億円は民間の金融ルートによる産業資金供給に役立ったが、主たる狙いはデフレの効果にあり、見返資金の大きな部分が国債償還にあてられる等償還政策を通じてインフレの終息がはかられた。昭和二五年度は債務償還政策を通じて、インフレを調節しつつ産業資金の供給に資することを狙いとして運用され、上期には民間への資金還流がはかられたが、朝鮮動乱の勃発以降、再びインフレが危惧されると、国庫内部および日銀所有の国債および借入金の償還がはかられた。なお、二五年度の見返資金の債務償還財源五〇〇億円は、そのまま次年度に繰り越された。二六年度の債務償還費の計上は原則として法定の最小限に止められ、予算一三二億円に対し、実績一〇三億円に止まり、産業資金は前述のように政府資金によって別途供給されたのである。なお、前年度から繰り越された見返資金の債務償還費は、日銀からの国債買入にあてられ、将来の投資財源として見返資金に留保された。<sup>(6)</sup>

次に昭和二四年度から二六年度までの政府および政府関係機関の債務の在高および年度間増減を示せば、表4-36のとおりである。

## 二 昭和二六年度の国庫収支

右のような昭和二六年度における財政運営を反映して、この年度における国庫収支はどのような状況を示したであろうか。国庫金対民間収支の実績は表4-37のとおりである。年度間を通じる収支尻は、指定預金の放出一五九億円を含めて二二二億円の揚超となっており、均衡財政の基本方針が維持されたことが示されている。対民間収支がこのような動向を示したのは、何よりも一般会計において対民間収支が、租税の自然増収等を原因として、二二三一億円の揚超となったことが主要な要因である。

表4-37 国庫金対民間収支 (昭和26年度) (単位：億円)

区 分	第1四半期		2・四	3・四	4・四	年度計
		うち 前年度分				
1. 一般会計 (1)-(2)	520	256	406	449	856	2,231
(1) 収入	1,978	614	1,639	1,921	1,971	7,509
租税	1,399	538	1,239	1,576	1,552	5,766
専売流用現金	325	5	289	255	308	1,177
その他の	254	71	111	90	111	566
(2) 支出	1,458	358	1,233	1,472	1,115	5,278
終戦処理費	255	56	219	160	109	743
価格調整費	—	—	—	—	—	—
公務事業費	173	109	216	258	142	789
公平交付款	477	64	248	306	233	1,264
警察予備隊	51	2	30	42	42	165
その他の	502	127	520	706	589	2,317
2. 特別会計(外為を除く)	390	120	△ 145	△ 1,048	99	△ 704
食糧管理	289	10	△ 59	△ 688	250	△ 208
国鉄	△ 50	7	△ 101	△ 184	△ 41	△ 376
援助	51	30	17	10	5	83
見返資金	△ 153	△ 17	△ 122	△ 170	△ 162	△ 607
特別調達資金	0	0	△ 58	△ 130	△ 90	△ 278
郵便局過剰	80	0	42	31	△ 3	150
その他の	173	90	136	83	140	532
3. 資金運用部	△ 264	△ 5	△ 95	△ 204	△ 204	△ 767
4. 小計 (1+2+3)	646	371	166	△ 803	751	760
5. 外為関係	7	0	236	△ 576	△ 56	△ 389
外為	△ 283	0	△ 125	△ 825	△ 168	△ 1,402
オゾン	290	0	361	249	112	1,013
6. 指定預金	—	—	—	104	△ 263	△ 159
7. 合計 (4+5+6)	653	371	402	△ 1,275	432	212

(注) △印は散布超過。  
出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，112—13ページ。

これに対して、外為関係を除く特別会計および資金運用部の収支については前述のように、経済基盤の整備のために財政投融资活動が積極化したことを反映して、見返資金および資金運用部収支がそれぞれ六〇七億円、七六七億円と大幅な散超を記録したことが注目される。そのため、一般会計、特別会計(外為を除く)および資金運用部の収支合計は七六〇億円の引揚超過に止まった。

二六年度の国際収支は、ひきつづき受取超過が続き、外貨の受取超過による散超要因が続いたが、前年度第四・四半期の大量の輸入ユーザンスの期限到来や後述するユーザンス制度の改正、一般会計からのインベントリ・ファイナンスなどにより、外為関係の年度間収支尻は三八九億円の散超となった。

このように二六年度の対民間収支は、国際収支の好調、財政投融资の活発化によって、一般会計以外での大幅な散超要因にもかかわらず、一般会計における大幅な揚超が、それをカバーしてなお余りがあった。こうして、指定預金の放出一五九億円を差し引いても二一二億円の揚超を結果したのである。

次に、対民間収支の季節的変動はどうであったであろうか。まず、第一・四半期および第二・四半期ともに、かなりの揚超を記録している。これは、法人税を大宗とする租税収入が好調の中で推移したこと、二五年度第四・四半期の大量の輸入ユーザンスの期限到来によって外為会計が引揚超過になったことなどによるものである。第三・四半期は、供米の進捗による食管会計における季節的な支払超過という事情に加えて、年末に換金化のために急伸した輸出船積のため外為会計が大幅な散超となったこと等によって、一二七五億円の散超を記録している。第四・四半期は、主として徴税期による季節的要因によって財政資金は揚超になったが、徴税に伴う市中金融の逼迫を緩和するため、この間に二六三億円の指定預金の市中預託が行なわれたために、国庫金全体としては四三二億円の揚超に止まったのである。

表4-38 国庫金対日銀収支（昭和26年度）（単位：億円）

区 分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 資金調達	△ 630	△ 12	982	1,235	1,575
食糧証券	△ 555	—	400	215	60
外為証券	—	—	300	400	700
借入金	—	△ 12	△ 18	△ 12	△ 42
一時借入金	△ 75	—	—	12	△ 63
スワップ	—	—	300	620	920
2. 資金運用	400	△ 494	△ 180	△ 851	△ 1,125
見返資金(短期証券売買)	400	—	△ 180	△ 56	164
〃(国債売買)	—	△ 494	—	—	△ 494
資金運用部(短期証券売買)	—	—	—	△ 795	△ 795
3. 外国為替売買	△ 635	△ 792	8	△ 412	△ 1,831
4. その他	25	△ 6	67	△ 11	75
日銀納付金	28	—	56	—	84
銀行券製造費	6	6	8	7	27
国債借入金糧券利子	△ 11	△ 25	△ 12	△ 21	△ 69
その他	2	13	15	3	33
5. 合計(1~4)	△ 840	△ 1,304	877	△ 39	△ 1,305

(注) △印は支払超過。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，133ページ。

表4-39 政府預金期末現在高（昭和26年度）（単位：億円）

区 分	1・四	2・四	3・四	4・四	前年度末	年度中増減
1. 当座預金	715	327	217	619	1,189	△ 570
一般部	468	101	140	572	1,028	△ 456
資金運用部	247	226	77	47	161	△ 114
2. 別口預金	50	38	41	42	44	△ 2
3. 指定預金	150	150	46	309	150	159
4. 小額紙幣引金 換準備預金	3	3	3	3	3	0
5. 援助資金預金	829	327	36	26	547	△ 521
合計	1,747	845	343	999	1,933	△ 934

出所：前表と同じ，107ページ。

次に国庫金対日銀収支は、表4-38のように、年度間を通じて一三〇五億円の支払超過となり、前年度の多額の収支超過と対照的な動きとなった。資金調達の関係では、まず外国為替資金の円不足に対処するために、日銀との円ドル・スワップ九二〇億円が実施された。これはドル貨を一定期間内に買い戻すという条件つきで日銀に売却して円資金の調達を行なうものであり、一般会計からのインベントリー・ファイナンスの財源がその引当とされ、その財源的措置が講ぜられれば返済されるので、一時的な資金補足のための手段であった。次に、短期証券では、食糧証券の発行限度拡張による発行増六〇億円、年度越外国為替証券の発行七〇〇億円が計上された。これらによって、資金調達関係では一五七五億円が調達された。

資金運用関係では、一一二五億円の支払超過であり、これは見返資金の国債買入四九四億円、見返資金および資金運用部の短期証券の保有増加六三一億円に対応するものである。また、外貨売買関係では、前年度は二八〇二億円の受取超過であったが、二六年度においては逆に一八三一億円の支払超過となっており、著しい変化を示している。これは外貨貸付残高の減少を意味しており、この年度における輸入が低調であったことおよび日銀ユーザンス制度の改正の結果であるが、これらについては後述しよう。

さて、このような国庫金収支の状況によって、二六年度における政府預金は、年度中に九三四億円の減少となり、年度末の預金残高は九九九億円となった。その内訳は、表4-39に示される。なお、年度中の指定預金の預託増加があったが、これは一般部当座預金口座から指定預金口座への振替として整理される関係上、対民間収支では、支払超過として計上されるが、政府預金としては、何らの減少はない。援助資金預金および資金運用部当座預金が、前年度に比して減少した点が注目されるが、これは見返資金による四九四億円の国債購入と見返資金および資金運用部の余裕金の積極的な放出の結果であり、二六年度財政運営の特徴が示されている。

表4-40 指定預金市中預託

年月日	区分	合計	農中	商中	旧特銀
昭和25年3月末	残高	14,982	620	660	4,600
昭和26年8月預託替	引揚	△14,982	△620	△660	△4,600
	預託	14,982	700	1,300	830
26年11月12,13日	引揚	△11,937	△700	—	△830
〃 11月19日	預託	1,500	350	240	—
27年2月16日	引揚	△1,500	△350	△240	—
〃 3月1日	預託	3,000	3,000	—	—
〃 3月8日	預託	900	—	900	—
〃 3月10-12日	引揚	△1,745	—	—	—
〃 3月15日	預託	3,442	2,000	—	—
〃 3月20日	預託	2,000	2,000	—	—
〃 3月25日	預託	5,668	—	—	—
〃 3月29日	預託	5,712	—	—	600
〃 3月31日	引揚	△2,200	—	△2,200	—
〃 3月31日	預託	11,038	3,000	—	110
昭和26年度末	残高	30,860	10,000	—	710

(注) △印は引揚額。

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第30号，94—95ページ。

限度の関係で供出米代金および輸入食糧の買入代金の支払資金に不足を来した食管会計の不足資金を、農林中金および輸入業者の取引銀行である外国為替銀行に供給して、カバーしたものである。また年度末の金融債つなぎ資金の供給は、資金運用部が翌二七年度に金融債引受を行なうまでのつなぎ措置を主たる狙いとして実施されたものである。かくして当初市中預託の残高は一五〇億円であったが、年度中に一五九億円の運用増加をみたのである。

最後に二六年度における日銀券発行の状況にふれておこう。表4-41のように、国庫対民間収支は二二億円の揚超であったから日銀券は収縮要因として作用したが、日銀の対民間勘定では八二五億円の増加であったために、差引六一三億円の日銀券の増発となり、二六年度末の発行残高は四五七六億円となった。日本銀行の対民間勘定の動きをみると、先行きはなおインフレ傾向であると

実績(昭和26年度)

(単位：億円)

十一大銀行	地方銀行 信託銀行	無尽又は 相互銀行	信用金庫 及信用組合	運用目的
2,640	6,462	—	—	
△2,640	△6,462	—	—	中小企業金融
2,290	6,672	2,195	995	
△2,290	△6,672	△982.5	△462.5	ルース台風対策
—	910	—	—	ルース台風対策分
—	△910	—	—	食管会計支払遅延対策
—	—	—	—	中小企業対策
—	—	△1,212.5	△532.5	食管会計支払遅延対策
1,442	—	—	—	
—	—	—	—	金融債引受つなぎ資金
5,668	—	—	—	
4,019	1,093	—	—	金融債および市中金融対策
—	—	—	—	
846	3,322	2,560	1,200	
11,975	4,415	2,560	1,200	

なお、国庫余裕金の運用としての指定預金の市中預託実績は表4-40のとおりで、前年度は外為資金を中心とする対民間収支の散超に対して国庫金の内部留保が行なわれ、指定預金に動きはなかったが、二六年度には活発な運用が行なわれ、かつ融資的な目的をもつ場合が多くなった。これは、二六年度から預金部が資金運用部に改組された際、従来行なわれていた預金部当座預金からの指定預金の市中預託が禁止され、国庫余裕金の市中預託による運用が一般部当座預金にしわ寄せされたことも一つの原因であった。二六年度の指定預金の運用の目的は、表4-40にみられるとおり多様となり、二六年八月、二七年三月には、中小企業金融の資金援助を目的とした融資、二六年一月にはルース台風の被災地の金融機関に対する資金援助のための融資が行なわれた。また、二七年三月の食管会計の支払遅延対策は、麦類の配給辞退による手持食糧が増加し、年度末の資金借入

表4-42 一般会計総収支(昭和26年度) (単位:億円)

対民間収支	国庫内振替収支	対日銀収支	計 (預金 増減)
収入(A) 7,507	繰入(外為へ) △ 800	法人税 61	
租税 5,765	価格調整費(食管へ) △ 324	納付金 84	
専売流用現金 1,176	繰入(食管へ) △ 100	一時借入金	
その他 566	終戦処理収入(外為より) 108	返済 △70	
支出(B) 5,276	その他 △ 374	その他 △42	
終戦処理費 742			
公共事業費 788			
平衡交付金 1,267			
警察予備隊費 165			
その他 2,314			
差引(A-B) 2,231	計 △1,490	計 33	774

(注) △印は支払超過。  
出所:前表と同じ, 32,130ページ。

表4-41 日銀券発行要因(昭和26年度) (単位:億円)

区分	第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 国庫対民間収支	△ 653	△ 402	1,275	△ 432	△ 212
うち外為関係	△ 7	△ 236	576	56	389
見返資金	153	122	170	162	607
資金運用部	264	95	204	204	767
2. 日本銀行勘定	767	489	△ 375	△ 56	825
貸出金	634	550	△ 233	48	999
(貸出残高)	(1,913)	(2,464)	(2,230)	(2,278)	—
国債売買	81	1	△ 57	△ 28	△ 3
民間預り金	84	△ 14	△ 119	75	26
為替関係	△ 12	34	78	△ 104	△ 4
国庫勘定送金未達分	23	△ 19	△ 1	△ 52	△ 49
その他	△ 43	△ 63	△ 43	5	△ 144
3. 日銀券増減(1+2)	114	87	900	△ 488	613
4. 日銀券発行残高a)	4,077	4,164	5,064	4,576	—

(注) 1. △印は引揚超過・日銀券減。  
2. a)の昭和25年3月末は3,963億円。  
出所:大蔵省『財政金融統計月報』第30号, 40, 148ページ。

いう基調に立って、不急不要資金の貸出は抑制しつつも、財政収支の揚超等には適宜調整を行ない円滑な経済循環をはかるという方針で運営された。日銀の金融操作の手段としての国債オペレーションは、すでに限界に達していたため、もっぱら貸出に集中し、年度内に九九九億円も市中貸出が増加した。また、金融統制の一元化、輸入金融の適正化の見地から、後述のように乙種外貨貸付制度が輸入貿易手形制度に切り換えられ、輸入決済に必要な資金は日銀貸出によって供給されるようになったことも貸出増の要因であった。いずれにしても、日銀貸出の増大は、いわゆるオーバー・ローン傾向を強め、それをめぐって活発な論議が展開されるに至った。

### 三 主要会計の収支分析

以上の点を、一般会計、特別会計等(外国為替資金を除く)、外国為替資金の三者について、なおくわしく検討してみよう。

#### (1) 一般会計総収支

一般会計の総収支は表4-42のとおりである。

対民間収支は二二三一億円という巨額の引揚超過を記録した。これは主として租税収入の好調と、歳出の繰越との二つの理由に基づいている。支出面では、補正予算に計上された平和回復善後処理費や警察予備隊費等の相当額が二七年度へと繰り越されることになり、これも揚超の原因となった。

このような二二三一億円の収入超過の大部分は、外為資金に八〇〇億円、食管会計に一〇〇億円のインベントリー・ファイナンスのほか、食管会計への輸入食糧補給金三二四億円、国際通貨基金への出資二〇〇億円など他会計へ繰り入れられたため、一般会計全体としては、七七四億円の収入超過となって、その額が一般会計の政府預金の増加となったのである。

#### (2) 特別会計等(外為関係を除く)の収支

一般会計および外為関係以外の特別会計等の収支実績は表4-43のとおりである。合計では対民間収支が一四七一億円の散超、対日銀収支も一一二五億円の支払超過となっているが、こ

表4-43 特別会計等総収支（昭和26年度・外為会計を除く）（単位：億円）

会計別	対民間収支	国庫内振替収支	対日銀収支	計 （預金 増減）
食 管	食糧売買等 △ 208	価格調整費(一般会計より) 324 援助食糧売払代(援助へ) △ 286 繰入(一般会計より) 100 砂糖買入代 △ 39 糧券利子その他 14	糧券発行 60	△ 35
	計 △ 208	計 113	計 60	
国 鉄	運賃収入} △ 376 経費支払}	繰入(一般会計より) 20 借入金(資金運用部より) 150 終戦処理費その他 155	—	△ 51
	計 △ 376	計 325		
援 助	援助物資売払代等 83	援助物資売払代(食管より) 286 繰入(見返資金へ) △ 454 ガリオア振込(外為より) 165 その他 △ 30	—	50
特別調 達資金	米軍への物資・役務 提供者へ支払 △ 278	繰入(一般会計より) 75 △ (外為より) 216	—	13
見 返 資 金	運用利子収入 58 公企業支出 △ 179 私企業支出 △ 482 再建安定費 △ 4	繰入(援助より) 454 運用利殖金 26 公企業支出(農林漁業会計, 住宅公庫へ)その他 △ 64	糧券買入 △ 150 糧券売却 △ 444 外為券買入 △ 130 国債買入 △ 494	△ 521
資 金 運 用 部	貸付金返済 1,040 その他収入 52 国民公庫 △ 40 金融債 △ 301 地下鉄 △ 11 地方債, 地方公共 団体貸付金 △ 1,499 その他支払 △ 8	郵便貯金 350 会計預金(簡保, 厚保, その他) 604 等貸付金(電通・国鉄・公団等) △ 235 公団預金払出(その他へ) △ 79 保管金供託金払出(その他へ) △ 42	糧券買入 △ 265 外為券買入 △ 530	* △ 964
	計 △ 767	計 * 598	計 △ 795	
その他	計 682	郵貯(資金運用部へ)等他会計へ の振替収支差額 △ 532	△ 60	90
合 計	△ 1,471	1,178	△ 1,125	△ 1,418

(注) 1. △印は支払超過。  
2. 特別会計等は、国庫金のうち一般会計および外為関係を除く。各特別会計および公団、国有鉄道、住宅金融公庫、連合国軍人等住宅公社の歳入出および歳入歳出外現金ならびに郵便局過剰金の受払である。  
3. \*印には国庫余裕金運用として一般部当座預金から資金運用部に預託された80億円を控除している。  
出所：前表と同じ、130—31ページ。

これは見返資金および資金運用部資金の積極的な対民間投融资と日銀手持の食糧証券および外為証券の買入によるもので、これらは国庫内振替収支の受取超過一一七八億円と前年度に留保された政府預金の使用によって行なわれたのである。

次に主要会計の収支について簡単にふれておこう。

食糧管理特別会計においては食糧売買等の差額二〇八億円が対民間散超となり、援助食糧売払代二八六億円の援助会計への繰入等のため、一般会計からインベントリー・ファイナンス一〇〇億円、価格調整費三二四億円を繰り入れ、さらに食糧証券発行増六〇億円の収入を得てもなお、年度間三五億円の手持現金の減少を生じている。これは輸入食糧の予算単価を上回る値上がりや、麦・外米等の配給辞退で手持資産が増加したためである。しかも、この事情を反映し、年度末に資金繰りが窮屈となり食糧買入代金の一部(一四一億円)の支払を次年度に繰り延べ、前述のようにその同額を指定預金として、農林中央金庫および市中銀行に預託しているから、二六年度の食管会計の対民間収支は三四九億円の散超となり、国庫内振替収支を加味すると二三六億円の散超と考えることができる。

国鉄会計の対民間収支差額は三七六億円の赤字で、一般会計、終戦処理費その他から一七五億円を受け入れ、資金運用部から一五〇億円を借り入れて、なお五一億円の預金減となった。

援助会計では、援助物資売払代等八三億円、食管からの援助物資売払代二八六億円、民間輸入物資の援助物資振替分、すなわち外為会計からのガリオア振込一六五億円を受け入れ、見返資金に四五四億円を繰り入れた。なお、援助会計は二六年七月にアメリカの対日援助予算が打ち切られたため、以後整理の段階に入った。<sup>(8)</sup>

特別調達資金は、昭和二六年六月一日「特別調達資金設置令」(昭和二六年六月一日政令第二〇五号)に基づいて、一般会計の所屬資金として設置された。この資金は、駐留軍の需要する物資および役務に関する日米間の契約によ



表4-44 見返資金特別会計収支実績(昭和26年度) (単位:億円)

区 分		第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 収 入		65	142	101	230	538
援助より繰入	対国庫	52	131	74	197	454
運用利子収入	対民間	2	—	8	16	26
	対民間	11	11	19	17	58
2. 支 出		183	644	212	184	1,223
公 企 業 支 出		61	46	50	76	233
輸 出 銀 行	対民間	—	—	—	50	50
開 発 銀 行	対民間	25	25	25	25	100
公 共 事 業	対民間	22	4	2	1	29
農 林 漁 業	対国庫	—	17	23	—	40
住 宅 公 庫	対国庫	14	—	—	—	14
私 企 業 支 出		116	103	161	102	482
電 力 運 送	対民間	34	61	74	63	232
海 運	対民間	64	34	81	36	215
中 小 企 業	対民間	5	6	5	3	19
そ の 他	対民間	13	2	1	—	16
再 建 安 定 費		6	1	1	6	14
学 校 給 食	対国庫	—	—	—	5	5
連 合 国 住 宅	対国庫	5	—	—	—	5
特 定 教 育 費	対民間	6	1	1	1	4
国 債 売 買	対日銀	—	494	—	—	494
そ の 他	対国庫	—	—	—	—	—
	対国庫	35	114	59	208	416
3. 差 引	対民間	△ 153	△ 122	△ 170	△ 162	△ 607
	対日銀	—	△ 494	—	—	△ 494
	計	△ 118	△ 502	△ 111	46	△ 685
4. 余 裕 金a)	(残高)	(868)	(366)	(255)	(301)	—
援助資金預金	増 減	282	△ 502	△ 291	△ 9	△ 520
〃	(残高)	(829)	(327)	(36)	(26)	—
短期証券保有高	増 減	△ 400	—	180	56	△ 164
〃	(残高)	(39)	(39)	(219)	(275)	—

(注) 1. △印は支払超過または減。  
 2. a)の26年3月末は986億円。  
 出所: 前表と同じ, 120—21ページ。

て、一般会計から支出される七五億円の資金を通じてアメリカに提供した物および役務の支払が行なわれ、この額はアメリカ側がドルをもって全額償還するという機能を果たす資金である。二六年度の終戦処理事業費のうち労務費、港湾荷役要員費の全額および需品費、備品費および役務費の一部をアメリカが負担し、その分をこの資金で賄うのである。二六年度の収支は、一般会計からの資金繰入七五億円、アメリカの支払ったドルの外為会計への受払代二一六億円を受け入れ、二七八億円を支払って、一三億円の預金残となった。

次に見返資金の収支実績は表4-44のとおりで、その資金源をなす援助物資処理会計からの繰入は、アメリカの対日援助打切りに伴い、四五四億円と前年度の一三〇八億円に比べて激減しているが、支出は日銀からの国債買入四九四億円を含め、一二三億円と多額に上っており、その結果、援助資金預金に保有短期証券を加えた余裕金は年度間に六八五億円の減少をみた。しかし、このうち日銀からの国債買入四九四億円は、将来の投資に備えての蓄積の意味をもっているから、実質的な余裕の減少は一八五億円ということになる。このように、前年度と異なり蓄積に食い込む資金放出が行なわれたのは、産業投資の積極化方針の現われである。投資先の内訳は表によってみられるように、電力、海運はじめ輸銀、開銀を通じる投資等、直接間接の産業資金供給であった。

資金運用部の収支実績は表4-45のとおりで、見返資金と同様に前年度までの蓄積資金が積極的に放出されている。なお、預金部の資金運用部への改組にあたり、従来預金部が受け入れていた公団預金、保管金、供託金等の勘定は一般部当座預金に移されることになり、また、特別会計等の会計預金についても、三カ月以上の定期預金的なもの以外は受け入れられないものとされた。そこで、逆に一般部当座預金において、これらのものを含め全体として余裕が見込まれるときには、その余裕金を一括して資金運用部に預入することができるものとされた。二六年度末における八五〇億円の国庫余裕金の預託のうち、五〇億円は制度改正による公団預金等の払出による原資の減少を補うためであ

表4-45 資金運用部収支実績 (昭和26年度) (単位: 億円)

区 分		第1 四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
1. 収	入	394	332	479	1,744	2,949
郵便貯金	対国庫	60	104	65	123	352
会計預金	〃	136	170	154	118	578
国庫余裕金a)	〃	200	△ 200	—	850	850
公団貸付金返済	〃	67	46	—	—	113
公団預金	〃	△ 79	—	—	—	△ 79
その他の	〃	△ 34	29	24	24	43
地方債, 地方公共団体貸付金返済	対民間	40	176	228	596	1,040
その他の	〃	4	7	8	33	52
2. 支	出	308	353	628	979	2,268
電 郵	対国庫	—	40	70	50	160
農 林 漁 業	〃	—	—	—	30	30
住 宅 公 庫	〃	—	30	90	30	150
そ の 他	〃	—	5	28	27	60
国 民 公 庫	対民間	—	—	—	9	9
地 下 鉄 道	〃	89	81	64	35	40
地方債, 地方公共団体貸付金	〃	—	3	2	67	301
その他の	〃	211	194	369	6	11
3. 差 引	対国庫	350	74	55	969	1,448
	対民間	△ 264	△ 95	△ 204	△ 204	△ 767
	計	86	△ 21	△ 149	765	681
4. 余 裕 金b)	(残高)	(757)	(736)	(587)	(1,352)	
資金運用部預金	増 減	86	△ 21	△ 149	△ 30	△ 114
	(残高)	(247)	(226)	(77)	(47)	
短期証券保有高	増 減	—	—	—	795	795
	(残高)	(510)	(510)	(510)	(1,305)	

(注) 1. △印は支払超過または減。  
 2. a)は、国庫余裕金運用として、一般部当座預金から預託された分で、他計表にはこの計数が除外されている。なお第4四半期の850億円の預託のうち800億円は、3月31日に預託され翌4月1日に払戻された1日限りのもの(『財金月報』第30号, 65ページ)。  
 3. b)の26年3月末は、671億円である。

出所: 前表と同じ, 126—27ページ。

り、八〇〇億円は年度末に短期証券を資金運用部に保有させるためのものであった。したがって、表4-45において、収支差引六八一億円となり、余裕金がこの分増加しているように計上されているが、本来の余裕金と考えられない前記の八五〇億円を差し引くと年度中の余裕金は一六九億円の減少となっている。資金運用中对民間関係では、地方債および地方公共団体貸付金の収支尻四五九億円(うち地方債引受五三七億円)、金融債の引受買入三〇〇億円が主なものである。

(3) 外国為替資金の収支

二六年度から外国為替特別会計は外国為替資金特別会計に改組され、外国為替の売買等は外国為替資金において、歳計外収支として処理されることになった。二六年度における外国為替資金の収支実績は、表4-46のようである。前述したように、対民間収支は三八九億円の散超に止まったが、その散超額の減少は、輸出や特需の減少による外貨の受取超過が減ったことによるものではなく、主として二六年一月一日から実施された日銀ニューゼンス制度の改正によって、日銀の乙種外貨貸付の輸入貿易手形への切換えによる結果であった。すなわち、一月以降に開設されたこの新制度においては、輸入決済に必要な外貨を日銀が乙種貸付の形で貸し付けることはなくなり、輸入業者は貿易手形を再割引するという形で日銀が供給する円資金をもって、外国為替資金から外貨を買い入れることになった。このため、外国為替資金においてはこの段階で、新たに民間からの円資金引揚げが生じるようになった。したがって、乙種貸付についてはこの改正によって、一月以前に輸入信用状が開設された分についてのみ行なわれることになった。一方、ニューゼンス期限の到来とともに、貸付の返済は次々と行なわれ、対民間収支引揚の要因となった。右の事情により外為資金の対民間収支は、輸出為替買取、貿易外受取および特需による支払が七九〇六億円に上ったにもかかわらず、乙種貸付返済、輸入為替売却および貿易外支払による収入が七五一七億円に及んだため、散超額

表4-47 国庫金収支総括 (昭和26年度) (単位：億円)

区分	形式的対民間収支 (A)	国庫内振替収支 (B)	実質的対民間収支 (A+B)	対日銀収支 (C)	政府預金増減 (A+B+C)	政府預金残高	
						26年3月末	27年3月末
一般会計	2,231	△1,490	741	33	774	444	1,218
特別会計等	△1,860	1,490	△370	△1,338	△1,708	1,489	*△219
外為資金	△389	312	△77	△213	△290	317	27
その他	△1,471	1,178	△293	△1,125	△1,418	1,172	*△246
指定預金	△159	—	△159	—	—	—	—
合計	212	—	212	△1,305	△934	1,933	999

(注) 1. △印は支払超過および減。  
 2. \*印中には、国庫余裕金として一般部当座預金から資金運用部へ預託された850億円が控除されている。  
 3. 指定預金は政府預金内部の組替えであり、政府預金増減および残高には影響がない。

は三八九億円に止まったのである。しかしながら、対日銀収支における外貨売買は前年度に貸し付られた輸入為替乙種貸付の返済が行なわれた等のため、一八三一億円の支出超過となり、また特別調達資金および援助会計からの外貨の買入等のため、対国庫内振替収支も四八九億円の支払超過となり、合計二七〇九億円の資金不足となった。このため、資金繰りについては、当初予算で予定された五〇〇億円のインベントリーでは足りず、一時国庫余裕金を繰替使用したが、補正予算によってインベントリーを三〇〇億円増額し、外為証券を発行したほか、日銀に外貨を売却して所要資金を調達する、いわゆる円ドル・スワップが実行され、年度末には外為証券七〇〇億円、スワップ残高九二〇億円が翌年度に持ち越されることになった。

なお、このスワップは日銀信用の積極的な利用にほかならないが、その見合い財源として、一般会計からのインベントリー・ファイナンスと国際通貨基金への出資等がその引当とされていた。

(4) 国庫金収支総括

以上の諸計表を総合して、二六年度の国庫金収支の総括を示せば表4-47のとおりである。前年度は外為資金の対民間収支散放対策として、多額の国庫金の留保が行なわれ、政府預金残高一九三三億円が二

表4-46 外国為替資金特別会計収支実績 (昭和26年度) (単位：億円)

区分		第1四半期	2・四	3・四	4・四	年度計
		1. 収入				
輸入為替売却等a)	対民間	1,834	2,092	1,539	2,052	7,517
外貨の売却b)	対日銀	1,036	812	1,104	750	3,702
他会計への外貨売却	対国庫	5	—	1	7	13
	計	2,875	2,904	2,644	2,809	11,232
2. 支出						
輸出為替買取等c)	対民間	1,827	1,856	2,115	2,108	7,906
外貨の買取d)	対日銀	1,671	1,604	1,095	1,163	5,533
外貨の買入等e)	対国庫	46	13	142	301	502
	計	3,544	3,473	3,352	3,572	13,941
3. 差引(1-2)	対民間	7	236	△576	△56	△389
	対日銀	△635	△792	9	△413	△1,831
	対国庫	△41	△13	△141	△294	△489
	計	△669	△569	△708	△763	△2,709
4. 資金調達						
一般会計から繰入	対国庫	10	490	200	100	800
国庫余裕金*	△	400	100	△100	△400	—
外為証券	対日銀	—	—	300	400	700
スワップ	借入	—	—	498	722	1,220
	返却	—	—	△198	△102	△300
	計	410	590	700	720	2,420
5. 合計(3+4)	対民間	7	236	△576	△56	△389
	対日銀	△635	△792	609	607	△211
	対国庫	369	577	△41	△594	311
	計	△259	21	△8	△43	△289
6. 外国為替特別会計より引継	対国庫	317	—	—	—	317
7. 支払元(期末)	残高	58	79	71	28	

(注) 1. △印は支払超過または支払。  
 2. a)は輸入為替売却、貿易外支払および乙種貸付返済に伴う外貨の売却。  
 b)は甲種貸付増加に伴う外貨売却および乙種貸付増加に伴う外貨の売却。  
 c)は輸出為替買取、貿易外受取および特需。  
 d)は乙種貸付返済に伴う外貨の買取。  
 e)は特別調達資金および援助会計からの外貨買入等。  
 3. \*印は国庫余裕金の繰替使用として、一般部当座預金から外為会計に預託された額で、前掲他計表からは控除されている。

出所：前表と同じ、35, 116—17ページ。

六年度に持ち越された。しかし、二六年度には事情が変化し、外為会計の散超も顕著な減少を示し、また一般会計に多額の揚超をみて、前年度に実施されたインフレ抑制措置は必要を減じ、財政収支の総合的な均衡の枠内で積極的な財政資金の放出が可能となった。そこで、国庫内振替収支を加味した実質的対民間収支においては、一般会計は七四一億円の揚超、特別会計等は三七〇億円の散超となり、指定預金の市中預託一五九億円を含め、二二二億円の揚超となった。また、対日銀収支は、一三〇五億円の引揚超過となり、国庫内での国債、食糧証券、外為証券および外貨の保有が増加した。このため、政府預金は年度間に九三四億円を減じたのである。

- (1) 『国の予算』昭和二六年度、一七ページ。
- (2) 同前、一二ページ。
- (3) 同前、三二九―三〇ページ。
- (4) 同前、昭和二七年度、七一―一二二ページ。
- (5) 同前、七一〇ページ。
- (6) 大蔵省『財政金融統計月報』第三〇号、八〇―八三ページ。
- (7) 同前、八八―九〇ページ。
- (8) 『国の予算』昭和二七年度、五〇―八ページ。
- (9) 同前、昭和二六年度、八三ページ。
- (10) 大蔵省『財政金融統計月報』第三〇号、三三、八八ページ。
- (11) 同前、三七ページ。